

堺市歷史的風致維持向上計画

堺

市

[目 次]

I. はじめに	1
1. 計画策定の背景及び目的	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	2
4. 計画の策定の体制	3
5. 計画策定の経緯	4
II. 堺市の特性	5
1. 社会経済特性	5
(1) 立地・交通	5
(2) 市域の変遷	6
(3) 土地利用	7
(4) 人口	8
(5) 産業	8
(6) 観光	9
2. 自然特性	10
(1) 地形	10
(2) 地質	11
(3) 気候	11
3. 歴史的特性	12
(1) 歴史的背景	12
(2) 文化財	20
III. 堺市の維持向上すべき歴史的風致	29
1. 百舌鳥	31
(1) 百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致	34
(2) 月見祭・百舌鳥精進にみる歴史的風致	40
2. 環濠都市	45
(1) 伝統産業にみる歴史的風致	47
(2) 神輿渡御祭 ^{みこしとぎよさい} にみる歴史的風致	51
(3) 茶の湯にみる歴史的風致	54
3. 近郊集落	57
(1) こおどりをはじめとする伝統行事・祭礼にみる歴史的風致	57
4. 海浜部	61
(1) 海浜部の行楽にみる歴史的風致	61
5. 堺市の維持向上すべき歴史的風致	68
IV. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	69
1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題	69
(1) 「歴史上価値の高い建造物等の保存・活用」に関する課題	69
(2) 「歴史的建造物の周辺市街地の環境」に関する課題	69
(3) 「伝統を反映した人々の活動」に関する課題	70
(4) 「歴史・文化に対する市民意識」に関する課題	70

2. 堺市マスタープラン及び分野別計画における歴史的風致の維持向上に関するまちづくりの位置付け	72
(1) 堺市マスタープラン『さかい未来・夢コンパス』	72
(2) 『堺市都市計画マスタープラン』	73
(3) 『堺 都心のまちづくりプラン』	73
(4) 『堺市景観計画』	74
(5) 『堺市文化芸術推進プラン』【改訂中】	76
(6) 『堺市文化観光再生戦略プラン』【改訂中】	76
3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針	78
(1) 古墳時代をはじめ各時代に培われてきた多様な歴史・文化資源の保存と活用	78
(2) 「もののはじまり何でも堺」に象徴される伝統の継承と振興	78
(3) 古墳や歴史的まちなみを活かした魅力ある景観の創出	79
(4) 歴史の重層性に育まれた堺の都市魅力の発信と共有	79
4. 計画実現のための推進体制	80
V. 重点区域の位置及び区域	81
1. 重点区域の考え方	81
2. 重点区域の位置及び区域	84
(1) 百舌鳥古墳群及び周辺区域	84
(2) 環濠都市区域	86
3. 重点区域の歴史的風致の維持向上の広域的な効果	88
4. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携	88
(1) 都市計画との連携	88
(2) 景観計画との連携	94
(3) 屋外広告物法に基づく施策（堺市屋外広告物条例）	95
VI. 文化財の保存又は活用に関する事項	99
1. 文化財の保存・活用の現況と今後の方針	99
(1) 堺市全体に関する事項	99
(2) 重点区域に関する具体的な計画	100
2. 文化財の修理（整備）に関する方針	101
(1) 堺市全体に関する事項	101
(2) 重点区域に関する具体的な計画	101
3. 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針	102
(1) 堺市全体に関する事項	102
(2) 重点区域に関する具体的な計画	102
4. 文化財の周辺環境の保全に関する方針	102
(1) 堺市全体に関する事項	102
(2) 重点区域に関する具体的な計画	102
5. 文化財の防災に関する方針	103
(1) 堺市全体に関する事項	103
(2) 重点区域に関する具体的な計画	103
6. 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針	104
(1) 堺市全体に関する事項	104
(2) 重点区域に関する具体的な計画	104
7. 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針	104
(1) 堺市全体に関する事項	104

(2) 重点区域に関する具体的な計画	105
8. 文化財の保存・活用に係る市の教育委員会の体制と今後の方針	107
9. 文化財の保存・活用に関っている住民、NPO 等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針 ...	108
(1) 堺市全体に関する事項	108
(2) 重点区域に関する具体的な計画	109
VII. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項	111
1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する基本的な考え方	111
(1) 歴史的風致を形成している建造物の整備と管理（保存・修理事業など）	111
(2) 歴史と伝統を反映した人々の活動の支援	111
(3) 歴史的風致を形成する建造物の周辺環境の向上（道路整備・修景など）	112
(4) その他の歴史的風致の維持向上に寄与する事項	112
2. 重点区域における事業	114
(1) 百舌鳥古墳群及び周辺区域における事業	114
(2) 環濠都市区域における事業	115
3. 事業一覧	116
(1) 歴史的風致を形成している建造物の整備と維持・向上（保存・修理事業など）	116
(2) 歴史と伝統を反映した人々の活動の支援	119
(3) 歴史的風致を形成する建造物の周辺環境の向上（道路整備・修景など）	124
(4) その他の歴史的風致の維持向上に寄与する事項	130
VIII. 歴史的風致形成建造物に関する事項	138
1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針等	138
(1) 歴史的風致形成建造物の指定の方針	138
(2) 歴史的風致形成建造物の指定の基準	138
(3) 歴史的風致形成建造物の指定の条件	138
2. 歴史的風致形成建造物の維持及び管理の基本的な考え方	138
(1) 維持管理の基本的な方針	138
(2) 届出が不要となる行為	139
3. 歴史的風致形成建造物指定候補	140
 巻末資料	
国・府・市指定文化財等一覧	143
参考文献	155

I. はじめに

本市は、百舌鳥古墳群に代表されるように、古代から輝く歴史を有している。古代より海に開かれた堺は、海を通じ広く世界へとつながる流通往来の拠点として発展を続け、人・物・情報が集まるなか、中世には自由・自治都市として大きな繁栄を遂げている。千利休をはじめとする多才な先人達による茶の湯の大成など様々な町衆文化が花開いたほか、近郊の集落においては個性豊かな祭礼・行事が始まった。近世には大坂夏の陣を経て「元和の町割」による基盤整備が環濠都市において行われ、刃物や線香をはじめとする商工業が発展し今に続いている。さらに、近代から現代にかけては、鉄道網の整備に伴い、浜寺公園や大浜公園が当時の最先端の行楽地として賑わった。その後、第二次世界大戦での空襲による戦災被害からも復興し、多様な歴史文化を有する指定都市として発展している。

このように、本市は古代から始まる長い歴史のなかで、各時代に先進し様々な歴史資源や新しい文化を生み出し、今に受け継いでいる。また、これら歴史文化を支えてきた地域の人々の活動は歴史文化の重層的な発展とともに歴史的な建造物や周辺市街地と一体となり、良好な市街地環境を育み、堺の特徴ある歴史的風致を形成している。これらの歴史的風致並びにこれを形成する歴史・文化資源は市民一人ひとりの誇りであるとともに、未来へと引き継ぐべき共有の財産である。

1. 計画策定の背景及び目的

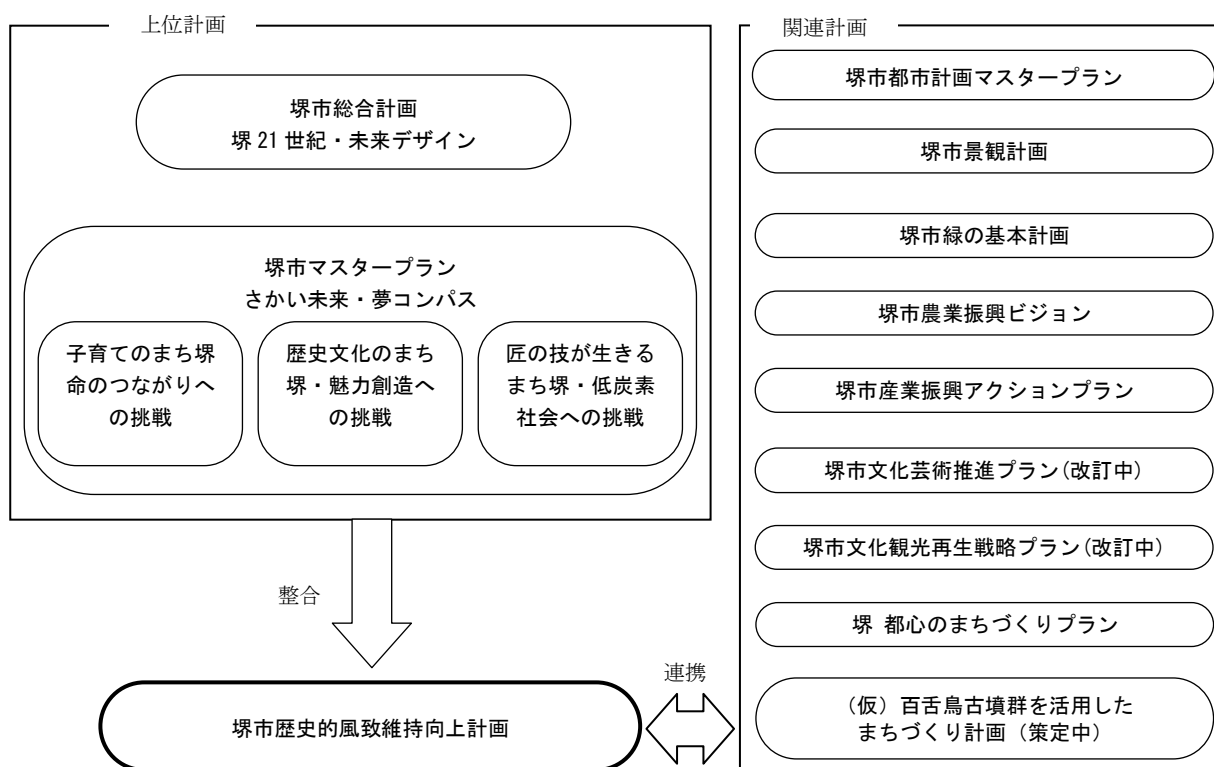
市民の誇りであり貴重な共有財産である堺固有の歴史的風致をさらに未来へと引き継ぐためには、その素晴らしさを市民全体で再認識し共有することが非常に大切である。このようなことから、本市の歴史的背景や様々な特性、歴史上価値の高い建造物をはじめとする文化財などを整理したうえで、市域全域に広がる歴史的風致を調査するとともに、この歴史的風致を維持向上するための方向性を示すため、歴史的風致維持向上計画を策定するものである。

近年、都市化や少子高齢化、生活様式の変化等が進むなか、本市固有の歴史的風致について、その核となる歴史的建造物等やその周辺市街地の環境、あるいはこれを支える人々の活動に関し様々な課題が生じつつある。このような現状も踏まえ、この貴重な歴史・文化を未来へと継承する、その一歩として、本計画のもと庁内連携、公民協働により堺固有の歴史的風致の維持向上に取り組み、市民が愛着と誇りを持ち、訪れる人にも感動を与えられるようなまちをめざす。

なお、本計画は認定後 10 カ年を実施期間として各種事業に取り組むとともに、適切な進捗管理のもと、新たに歴史的風致の維持向上に繋がる取り組みの必要が生じた場合は計画を変更し、その取り組みを発展的に向上させていくものとする。

2. 計画の位置付け

本市は、新しい堺を創造していくための長期的な指針として堺市総合計画を策定し、さらに堺市マスタープランにおいて「堺・3つの挑戦～新しいまちを創るために～」と題し、市民と共に重点的に取り組むプロジェクトの一つとして「歴史文化のまち堺・魅力創造への挑戦！ー誇りを持てるまち実現プロジェクトー」を掲げている。このように、歴史文化を活かしたまちづくりは本市のまちづくり全般を牽引する基幹的な取組みであり、その他、堺市都市計画マスタープラン、堺市文化観光再生戦略プラン（改訂中）、堺 都心のまちづくりプラン、（仮）百舌鳥古墳群を活用したまちづくり計画（策定中）などにおいても重要な位置付けがなされている。



上位計画・関連計画との関係

3. 計画の期間

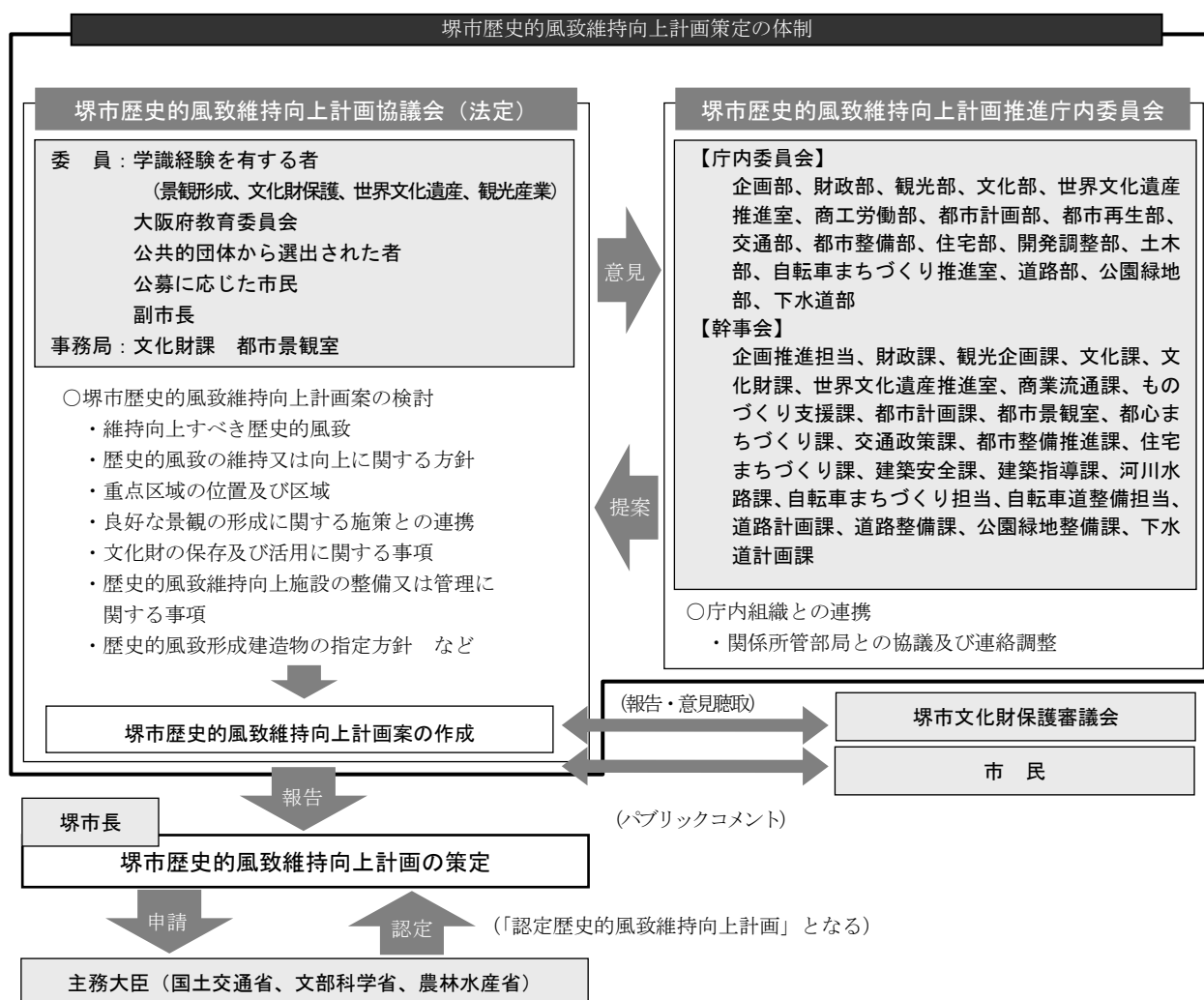
本計画の計画期間は、平成 25 年度(2013)から平成 34 年度(2022)までの 10 年間とする。

4. 計画の策定の体制

大阪府教育委員会、学識経験者や各種団体等様々な関係者の意見を十分反映させるため、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年 5 月 23 日法律第 40 号）第 11 条第 1 項の規定に基づく「堺市歴史的風致維持向上計画協議会」を組織し、計画の策定を進めた。

堺市歴史的風致維持向上計画協議会委員

役 職	氏 名	所 属 等
会 長	田村 恒一	堺市副市長
副会長	増田 昇	大阪府立大学大学院教授
委 員	岡本 邦彦	堺市自治連合協議会副会長
	小松 清生	公募市民
	鶴田 晴子	公募市民
	小浦 久子	大阪大学大学院准教授
	橋爪 紳也	大阪府立大学特別教授
	宗田 好史	京都府立大学教授
	野口 雅昭	大阪府教育委員会事務局 文化財保護課長(平成 24 年 3 月 31 日まで)
	荒井 大作	大阪府教育委員会事務局 文化財保護課長(平成 24 年 4 月 1 日から)



堺市歴史的風致維持向上計画の策定の流れ

5. 計画策定の経緯

庁内の関係部課長で構成する「堺市歴史的風致維持向上計画推進庁内委員会」及び「堺市歴史的風致維持向上計画推進庁内委員会幹事会」において庁内の連携を図りながら検討を進めるとともに、三省庁との協議を通じて助言等を受けながら、「堺市歴史的風致維持向上計画協議会（法定協議会）」における議論や意見等を踏まえ、本計画の策定を進めた。

平成 23 年 8 月 23 日	堺市歴史的風致維持向上計画推進庁内委員会
平成 23 年 8 月 29 日	堺市歴史的風致維持向上計画協議会 第 1 回
平成 23 年 10 月 31 日	堺市歴史的風致維持向上計画推進庁内幹事会
平成 23 年 11 月 17 日	堺市歴史的風致維持向上計画協議会 第 2 回
平成 24 年 2 月 20 日	堺市歴史的風致維持向上計画協議会 第 3 回
平成 24 年 8 月 20 日	堺市歴史的風致維持向上計画推進庁内幹事会
平成 24 年 10 月 18 日	堺市歴史的風致維持向上計画協議会 第 4 回
平成 25 年 3 月 14 日	堺市歴史的風致維持向上計画推進庁内委員会・幹事会
平成 25 年 3 月 29 日	堺市歴史的風致維持向上計画協議会 第 5 回
平成 25 年 7 月 8 日	堺市文化財保護審議会
平成 25 年 6 月 19 日～7 月 18 日	パブリックコメント
平成 25 年 8 月 9 日	堺市歴史的風致維持向上計画推進庁内委員会・幹事会
平成 25 年 8 月 20 日	堺市歴史的風致維持向上計画協議会 第 6 回
平成 25 年 9 月 17 日	堺市歴史的風致維持向上計画 申請

II. 堺市の特性

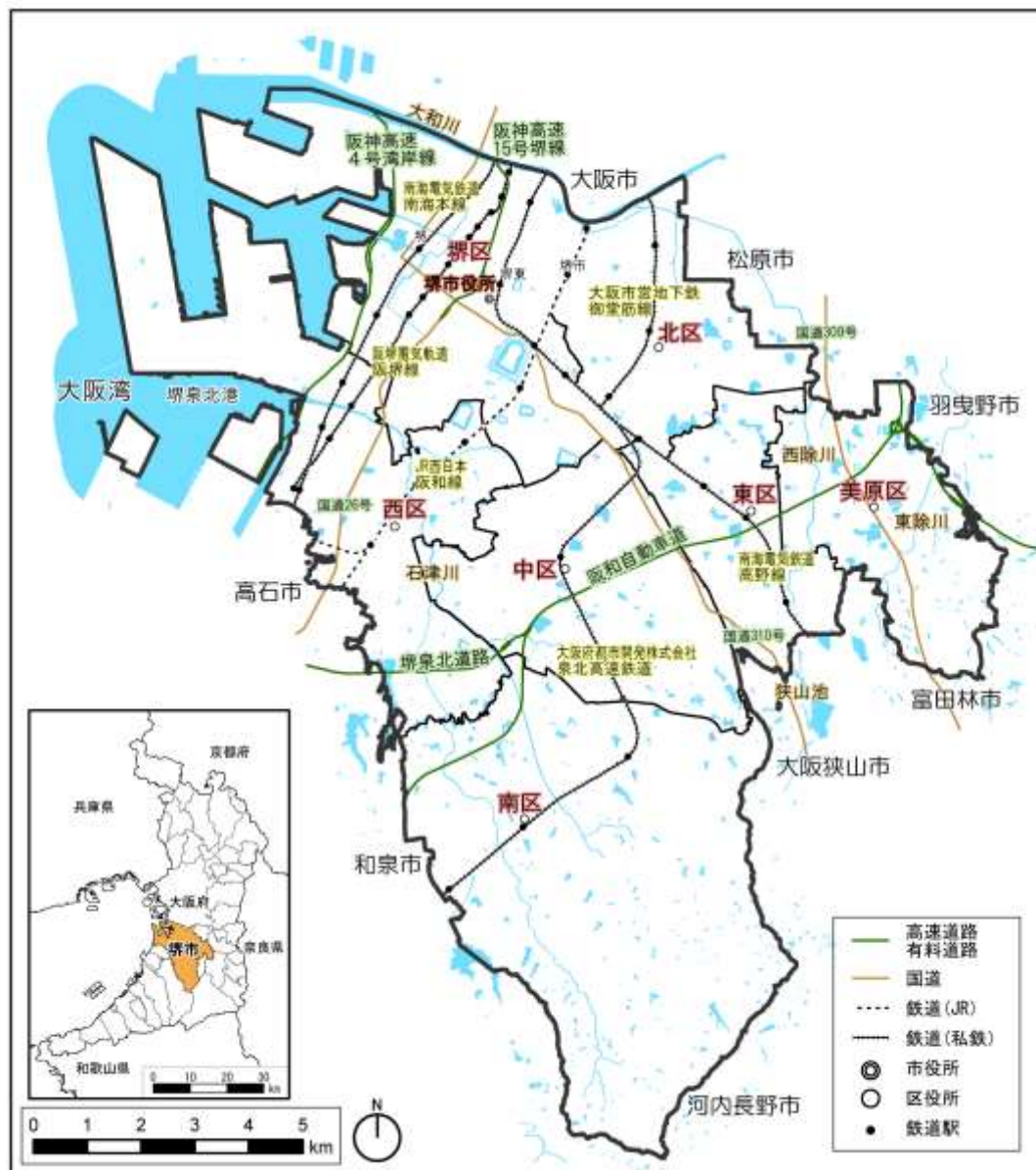
1. 社会経済特性

(1) 立地・交通

本市は、面積 149.99 ㎢、人口約 84.3 万人・世帯数 34.9 万世帯（平成 25 年(2013)1 月 1 日推計人口）の指定都市で、大阪府の中央南西部に位置し、大阪市に接するとともに、約 50km 圏内には神戸市、京都市といった指定都市に近接している。

関西国際空港と大阪都心部を結ぶ交通ネットワークの一翼を担う JR 西日本阪和線、南海電気鉄道南海本線などの広域鉄道、阪神高速道路や阪和自動車道などの高速道路が縦断しており、さらに西に面する大阪湾には、国際海上輸送の拠点として特定重要港湾の堺泉北港を擁すなど、交通利便性に優れた立地条件にある。

北は大和川を境として大阪市住之江区、住吉区、北東は松原市、羽曳野市、東は大阪狭山市、富田林市、南東は河内長野市、南は和泉市、南西は高石市に接し、西は大阪湾に面している。地形は、大阪湾東岸沿いの沖積平野とその東南にのびる台地からなり、南部には南北方向に泉北丘陵がつづいている。

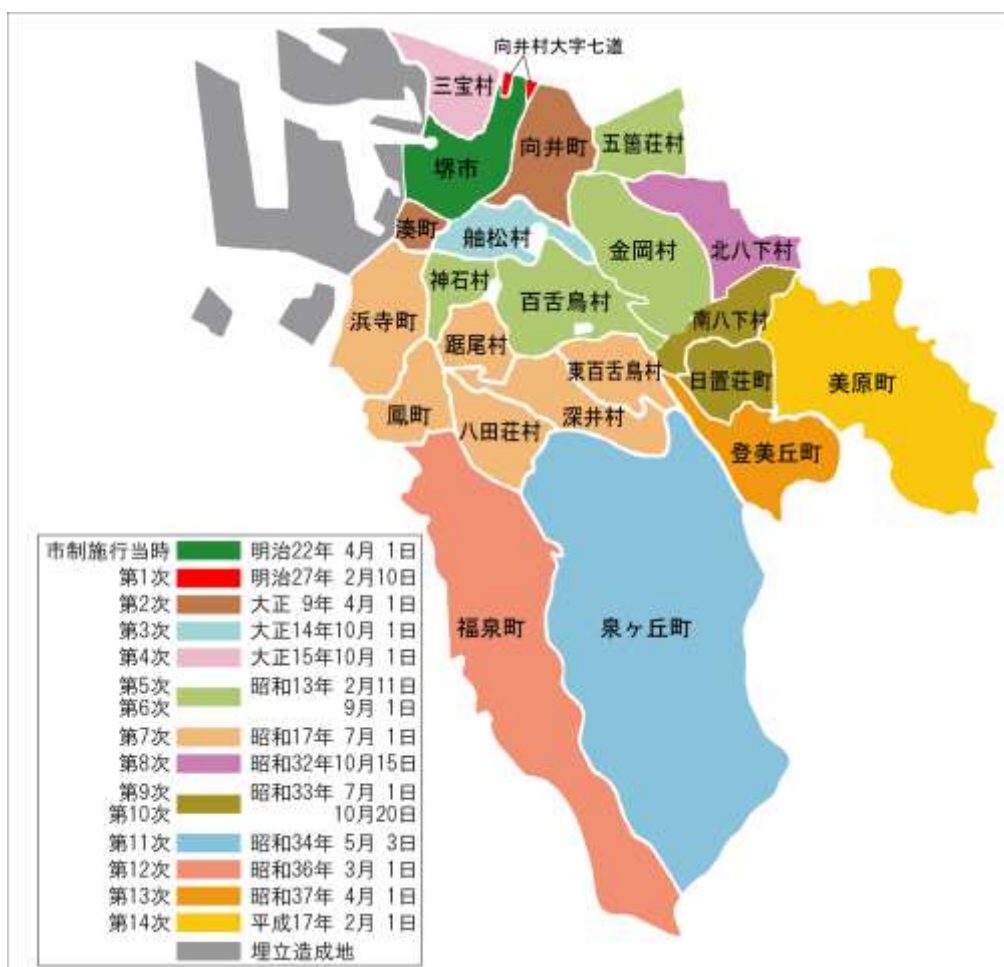


市域の概況

(2) 市域の変遷

本市は、明治22年(1889)4月1日市制施行後、明治27年(1894)の大鳥郡向井村大字七道との第1次合併に始まり、以降14次にわたり22町村を編入することで、現在の堺市が形成された。

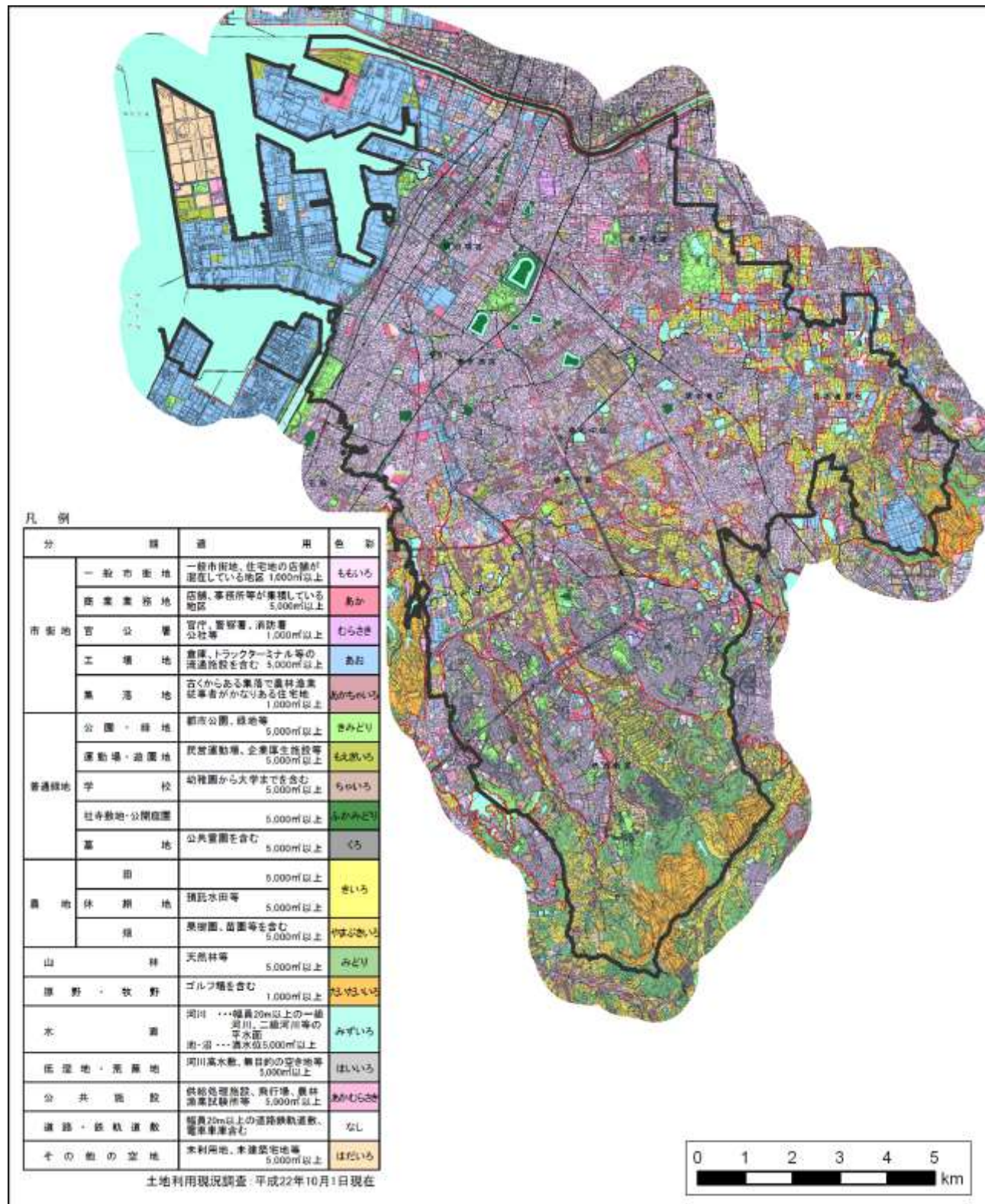
	年 月 日	編入合併等の内容
	慶応 4 年(1868) 6 月 22 日	堺県の創設
	明治 9 年(1876) 4 月 18 日	奈良県を合併
	明治 14 年(1881) 2 月 7 日	堺県廃止、大阪府に編入
	明治 22 年(1889) 4 月 1 日	市制・施行（日本で最初の31市のうちのひとつ）
第1次	明治 27 年(1894) 2 月 10 日	大鳥郡向井村大字七道編入
第2次	大正 9 年(1920) 4 月 1 日	泉北郡向井町・湊町編入
第3次	大正 14 年(1925) 10 月 1 日	泉北郡船松村編入
第4次	大正 15 年(1926) 10 月 1 日	泉北郡三宝村編入
第5次	昭和 13 年(1938) 2 月 11 日	泉北郡神石村編入
第6次	昭和 13 年(1938) 9 月 1 日	泉北郡五箇荘村・百舌鳥村、南河内郡金岡村編入
第7次	昭和 17 年(1942) 7 月 1 日	泉北郡浜寺町・鳳町・踞尾村・八田荘村・深井村・東百舌鳥村編入
第8次	昭和 32 年(1957) 10 月 15 日	南河内郡北八下村編入（松原市に帰属した一部を除く）
第9次	昭和 33 年(1958) 7 月 1 日	南河内郡南八下村編入（美原町に帰属した一部を除く）
第10次	昭和 33 年(1958) 10 月 20 日	南河内郡日置荘町編入
第11次	昭和 34 年(1959) 5 月 3 日	泉北郡泉ヶ丘町編入
第12次	昭和 36 年(1961) 3 月 1 日	泉北郡福泉町編入
第13次	昭和 37 年(1962) 4 月 1 日	南河内郡登美丘町編入
第14次	平成 17 年(2005) 2 月 1 日	南河内郡美原町編入



市域の変遷

(3) 土地利用

本市の土地利用は、住宅地、商業業務地、工業地等の割合が高く、市域の大半を占めている。市域南部には山林がまとまった規模で存在し、東部及び南部には農地や大規模な緑地・公園を形成している。また美原区、東区、中区には日本最古のため池である狭山池を親池とする、ため池群が存在する。



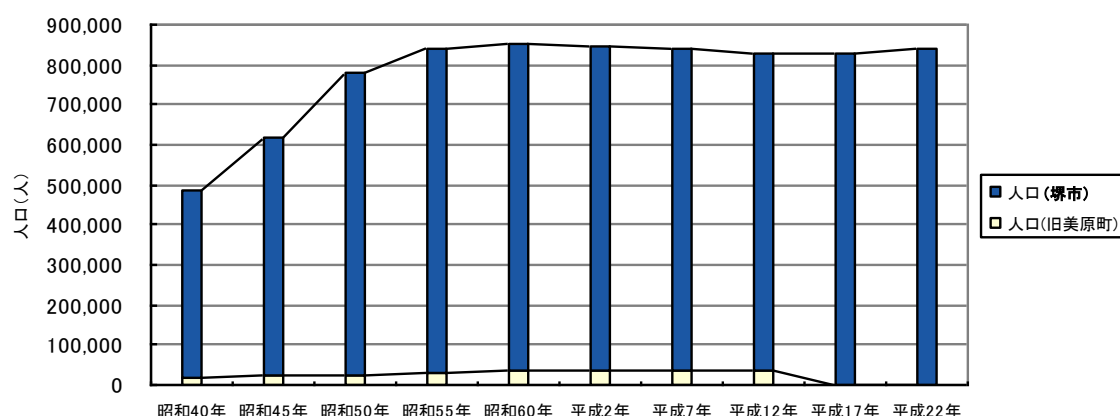
本市の土地利用

(4)人口

美原町との合併(平成 17 年(2005)2 月)や指定都市への移行(平成 18 年(2006)4 月)を経て、現在は増加傾向で推移している。

出生数から死亡数を引いた自然増減では、これまで出生数が死亡数を上回っており、自然増で推移してきたが、近年は出生数の減少と死亡数の増加により、自然増の規模は減少傾向にある。一方、転入から転出を引いた社会増減では、長年、社会増(転入超過)の傾向にあったが、平成 17 年(2005)からは社会増(転入超過)へと転じている。

市の総人口は、現在は増加傾向にあるものの、近い将来にピークを迎え、減少に転じていくことは避けられないものと考えられる。市が独自に行った 5 年ごとの将来推計人口によると、高位推計では 10 年後に、中位・低位推計でも 5 年後には人口減少傾向になっているものと予想される。



人口の推移(国勢調査をもとに作成)

(5)産業

本市には、臨海部の基礎素材産業の立地や内陸部の機械・金属産業の集積など、素材から加工まで幅広いものづくり産業が集積している。本市の製造品出荷額等は全国の市区町村で第 9 位(平成 20 年(2008))であり、ものづくり産業の集積が本市産業の大きな強みとなっている。

また、本市には、長い歴史や文化によって育まれてきた多くの伝統・地場産業がある。刃物、線香、敷物、^{ちゅうせん}注染・^{わざらし}和晒、昆布、自転車といった伝統・地場産業が、先人の「匠」から連綿と受け継がれている。特に堺刃物は、プロの料理人からも高い評価を受けているほか、鉄砲鍛冶たちの知恵や技術が息づく自転車についても、現在完成車と部品の製造で高いシェアを占めている。さらに、農業産出額は大阪府下 1 位を誇っており、特に市内産出額のおよそ半数を占める野菜のうち春菊や小松菜などは「堺のめぐみ」としてブランド化され、地産地消の推進をはじめ地域農業の活性化に寄与している。



刃物

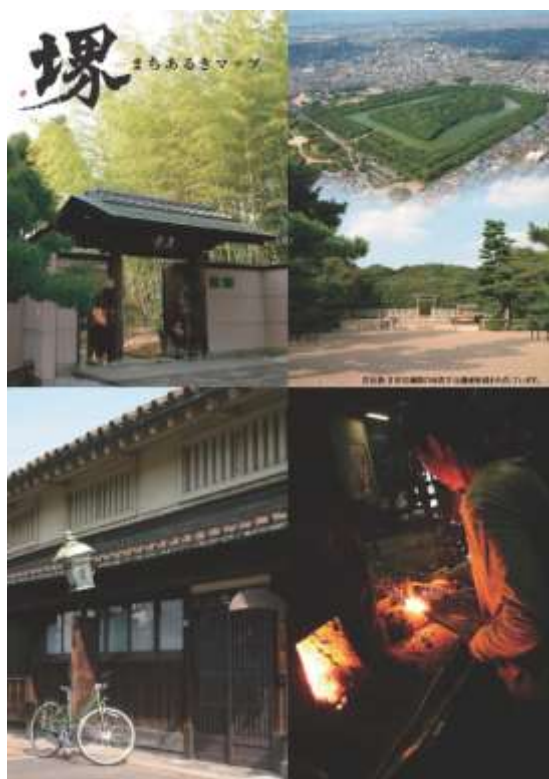


線香

(6)観光

本市には、世界文化遺産への登録をめざした取組みが進められている仁徳天皇陵古墳を始めとする百舌鳥古墳群、南蛮貿易の拠点として発展した中世の自治都市「堺」を起源とする環濠都市区域における由緒ある多くの寺社や北旅籠町周辺の古いまちなみなど、さらに千利休によって大成された茶の湯の文化、刃物や線香などの伝統産業など多くの観光資源が存在している。

また普段見ることができない歴史文化資源を広く市民や来訪者に体感してもらえるように、本市では春季・秋季の年2回、文化財特別公開を実施し、寺社の建造物や所蔵品、歴史資料などの公開を行っている。また、堺観光ボランティア協会による名所・旧跡などを案内する観光ガイドや、観光ガイドマップの充実など、観光客を受け入れる体制づくりにも取り組んでおり、近年は鉄道と散策・サイクリングを組み合わせる市内の観光スポットを巡る「堺eco観光」を鉄道事業者と連携して進めるなど新たな観光の取組みも進めている。



観光ガイドマップ「堺まちあるきマップ」

2. 自然特性

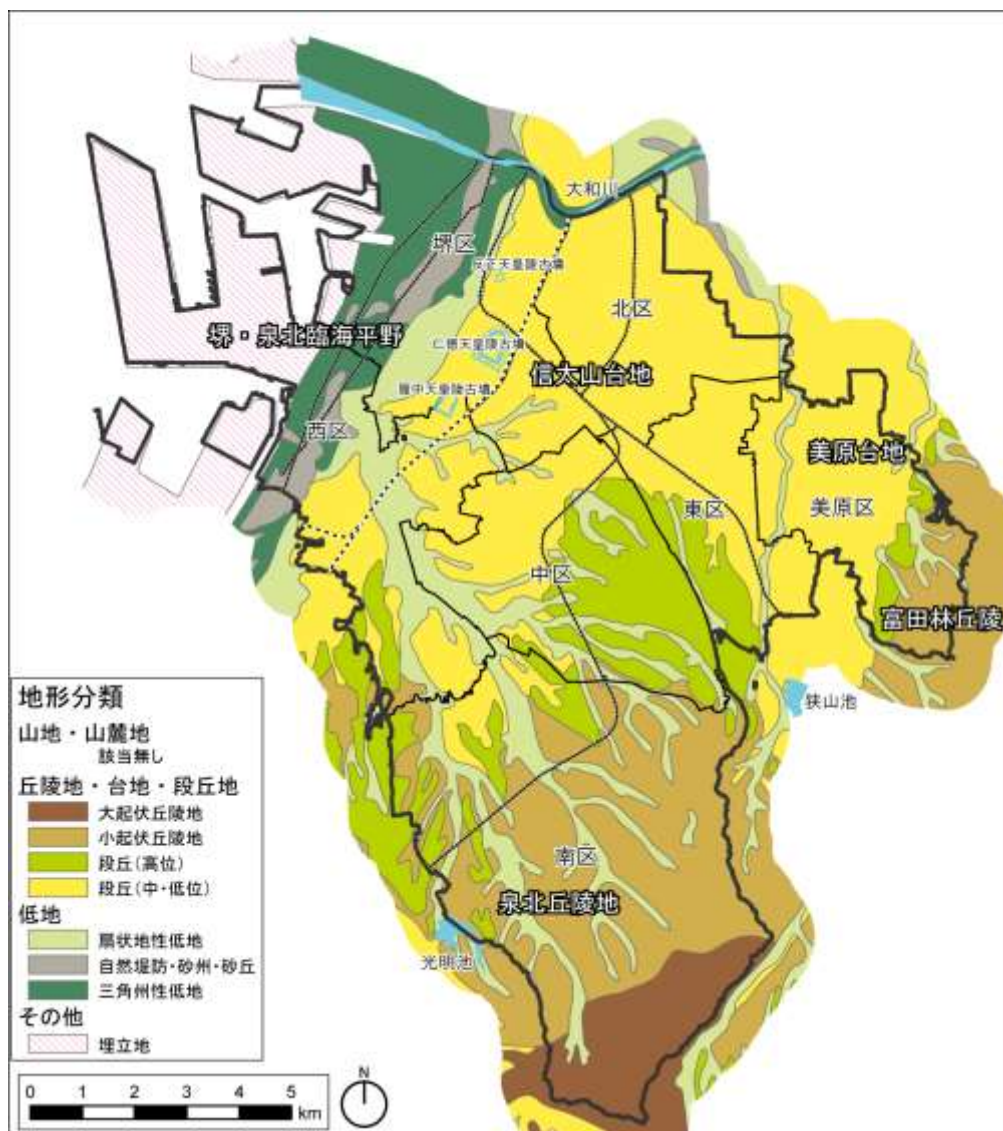
(1) 地形

本市は大阪府の中央南西部に位置し、西は大阪湾に面し、北は近世に開削された大和川が流れ、東は富田林丘陵、南は泉北丘陵地に画されている。泉北丘陵地の標高 268.9m が最も高く、海から丘陵地に向かって緩やかな地形の変化がみられる。

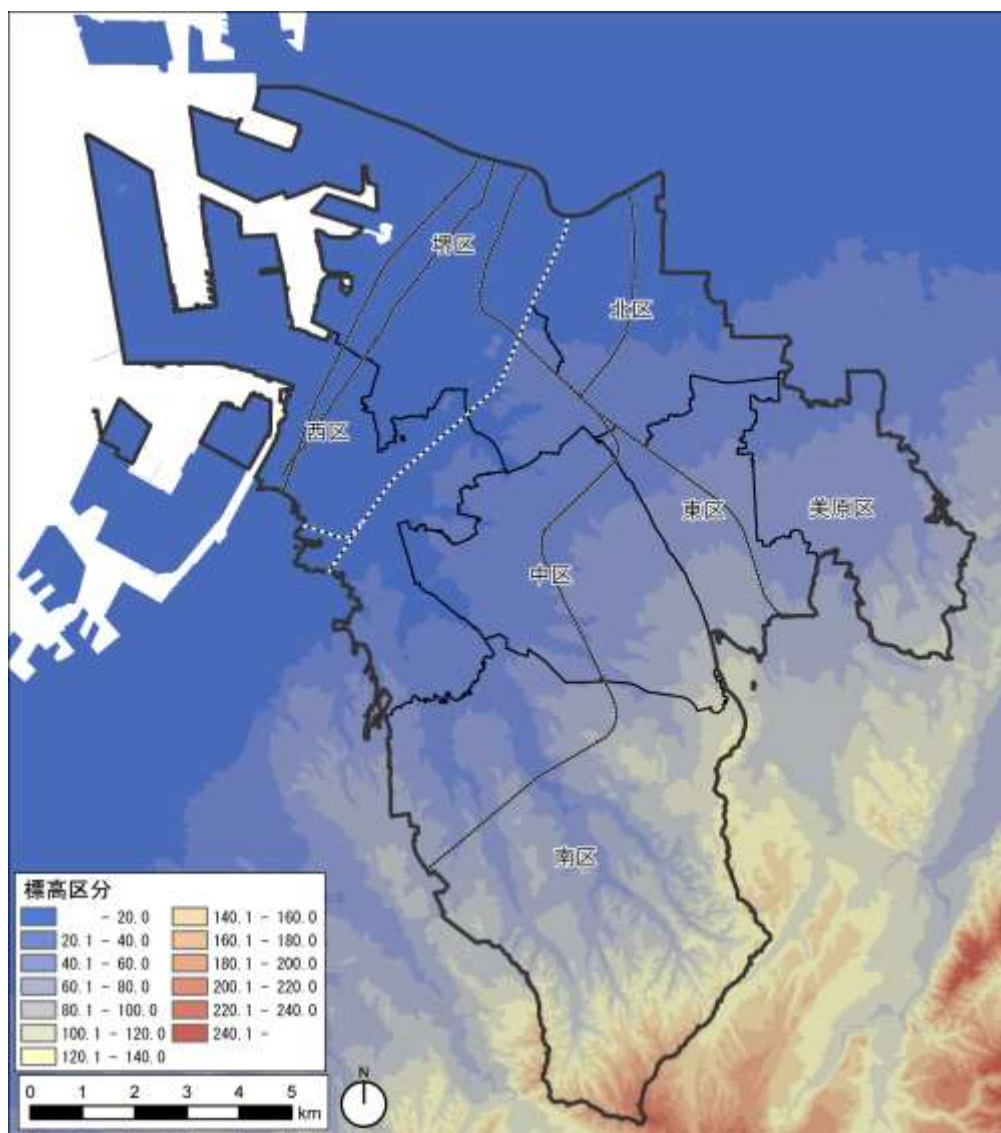
大阪湾に沿った平地は、砂堆及び海岸低地からなる。砂堆は、標高 3～5m の範囲でかまぼこ形をなし、海岸低地から一段あがった部分は低・中位段丘である信太山台地が位置する。この台地の西端において、古墳時代に仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群が築造された。

また、光明池と狭山池を結ぶ線より南には、泉北丘陵が位置する。丘陵は、砂利・泥岩・凝灰岩などが互層に堆積する、いわゆる大阪層群からなり、標高が高く斜面も急峻である。この泉北丘陵を中心とした斜面では、古墳時代から平安時代にかけて、須恵器の窯が築かれ、焼き物の一大生産地として発展した。

美原区では西除川、東除川に伴う河岸段丘があり、信太山台地の東端及び美原台地を形成する。段丘上に奈良時代～鎌倉時代を中心とした集落が点在し、中世には「河内鑄物師」の拠点となった。



本市の地形分類



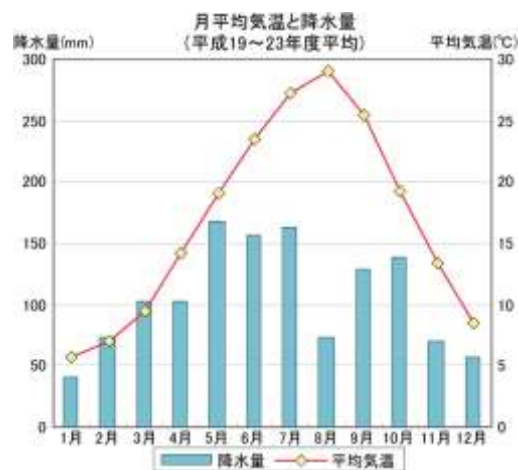
本市の標高区分

(2) 地質

沖積平野の地層は堺砂堆と名付けられ、北は大阪市の浜口・^{こはま}粉浜を経て難波砂堆に連なり、南は石津・浜寺を経て高石砂堆に続いている。海岸低地は大和川の三角洲・湊海岸低地・石津川河谷低地となっており、後背台地・丘陵は砂利・泥岩・凝灰岩などが互層状に堆積する前期及び中期洪積層のいわゆる大阪層群からなっている。

(3) 気候

気候は、瀬戸内型気候に属し、年間を通して温暖で晴天の日が多く、降水量が比較的少ない。また、四季による季節の変化が著しいのが特徴である。平成 19 年度～平成 23 年度 (2007～2011) の気象データによると、平均気温は 16.8℃、平均降水量は年間 1,276mm である。風は季節を通じて西南西から吹くことが多い。



気温・降水量

3. 歴史的特性

(1) 歴史的背景

① 古代(古墳時代まで)

堺の地に人が生活した痕跡は、今から 15,000 年ほど前の旧石器時代にさかのぼり、南花田遺跡では、当時使用していた石器が多く出土している。

また、縄文時代の遺跡には、石津川流域の台地の先端部に船尾西遺跡や小阪遺跡などがあり、住居跡などの遺構とともに土器や石器が出土している。

弥生時代の遺跡には、和泉地域を代表する集落跡である四ッ池遺跡がある。石津川左岸に面した台地上に、弥生時代前期から後期にかけて長期間にわたり集落が営まれ、多数の住居跡、土器、石器が確認されている。集落の周囲には溝や河川がめぐらされ、その外側には方形周溝墓群が点在する。弥生時代の暮らしを知りうる重要な資料であり、平成元年(1989)に史跡に指定されている。

また、浜寺昭和町・下田町・高尾付近・家原寺町付近・陶器北付近では銅鐸が出土しており、この地で農耕祭祀が行われていたことが推測される。

古墳時代には、大阪湾に面する台地上に百舌鳥古墳群が形成されている。4 世紀末から 5 世紀後半にかけて、日本最大の仁徳天皇陵古墳をはじめとする、全長 100m を超える大型の前方後円墳が次々と築造された。これらの大型古墳の周囲には、陪塚と呼ばれる規模の小さな前方後円墳や円墳、方墳が築かれている。規模の大小と、墳形の多様性により、古墳被葬者の階層性を示す貴重な古墳群であり、藤井寺市、羽曳野市に位置する古市古墳群とともに、日本を代表する古墳群となっている。

古墳時代の堺は大王墓の造営において非常に重要な地域であり、当時の最先端の土木技術を結集して巨大古墳が造営された。さらに、百舌鳥古墳群周辺では造営に関わった人々が暮らしていた集落が点在していたことが、土師遺跡などの発掘調査で確認されている。古墳の築造には、埴輪などを生産する専門集団である土師氏の関わりが指摘されており、百舌鳥古墳群の南側周辺地域には土師郷(現在の中区土師町)の地名が残されている。

また、そのほか美原区域においても 5 世紀中頃に黒姫山古墳が築造され、昭和 22 年(1947)の発掘調査では、前方部中央の石室から 24 人分の甲冑をはじめ鉄製の武器や武具が大量に出土している。さらに、現在の泉北ニュータウンを中心とした泉北丘陵には、陶邑窯跡群が位置する。5 世紀初め頃から陶器生産のルーツともいえる須恵器の生産が始まり、『日本書紀』においても「茅渟県陶邑」と記されている。朝鮮半島の技術を導入したこの焼き物生産は、当地において平安時代までの約 500 年続けられ、800 基以上の窯が築かれた。日本国内において、これほど長期間にわたって生産が続けられ、かつ大規模な須恵器の生産地は他に例をみない。



銅鐸
(浜寺昭和町出土)



百舌鳥古墳群



土師遺跡で確認した住居跡



黒姫山古墳



陶邑窯跡群(高蔵寺 73 号窯跡)

【台地】

- ・15,000 年ほど前、堺の地に人が生活した痕跡(南花田遺跡)。
- ・縄文時代の遺跡(船尾西遺跡・小阪遺跡)
- ・弥生時代における農耕祭祀(四ッ池遺跡)
- ・大阪湾に臨む台地端部において、仁徳天皇陵古墳など多くの古墳が築造(百舌鳥古墳群)。
- ・百舌鳥古墳群の造営に関わる集団の定住(土師遺跡)。
- ・黒姫山古墳の築造。

【丘陵地】

- ・陶器生産のルーツといわれる須恵器の生産の始まり(陶邑窯跡群)。



②古代(飛鳥時代以降)

飛鳥時代から平安時代にかけて、堺と難波宮を結ぶ難波大道^{なにわだいどう}、大和国とを結ぶ長尾街道^{おおつみち}（大津道）、竹内街道^{たけのみち}（丹比道）、参詣道として発達した熊野街道や西高野街道などの陸路が整備された。なかでも長尾街道の一部は摂津国と河内国の国境ともなった。また、奈良時代から平安時代には古代の土地制度である条里制による、碁盤目状の土地区画がなされており、現在でも田畑などの区画において確認することができる。

また、仏教に関する活動も盛んに行われている。地方豪族である土師氏が本拠地とする大鳥郡土師郷^{はぜかんのんはいじ}では土師観音廃寺などが建立された。

さらに、仁徳天皇陵古墳に近い円通寺では観音菩薩立像が伝来していた。7 世紀に日本にはない白檀材を用いて制作されたものであり、中国もしくは朝鮮半島との交流を物語る現存最古級の壇像として、重要文化財に指定されている。

堺を代表する奈良時代の僧侶である行基は、大鳥郡^{おおとりぐん}に生まれ、神亀 4 年(727)に大野寺を建立した。この寺院の仏塔である土塔^{どとう}は、土と瓦を用いて造られた十三重の塔で、史跡に指定されている。平成 10～20 年(1998～2008)にかけて行われた史跡土塔整備事業に先立つ発掘調査の際には大量の瓦が出土している。これらの一部には名前を刻んだ瓦が確認でき、僧尼、^{うばそく}「優婆塞」と呼ばれる在家信者、豪族、一般民衆と多岐にわたる行基の活動に共感し土塔建立に関わった人々の一端が明らかとなった。



土塔

【低地・台地】

- ・ 古代官道（難波大道、大津道、丹比道、熊野街道、西高野街道）の整備。
- ・ 奈良時代から平安時代にかけて条里制による土地区画の推進。
- ・ 地方豪族による寺院建立（土師観音廃寺）。
- ・ 中国や朝鮮半島との交流。
- ・ 行基による土塔建立。



③中世

平安時代以降、西高野街道や熊野街道を活用した寺社参詣が盛んになり、本市内にも堺王子や大鳥王子がつくられた。また、美原区域を中心として河内鋳物師が活動しており、梵鐘などの金属製品の生産が盛んに行われた。

なお、堺という地名は、寛徳2年(1045)に没した藤原定頼の歌集『権中納言定頼卿集』にある「さか井と云所いふところにしほゆあみにおはしけるに」が初見である。「しほゆあみ」とは、療治などのため海水につかることを意味する。

堺浦は漁港として発達し、南北朝時代には堺に拠点をもつ漁民が近畿地方を商圈とする行商活動を繰り広げていた。堺浦に通ずる長尾街道、竹内街道、紀州街道などの陸路の発達も港の発展を支えた大きな要因のひとつである。

その後、南北朝統一や明德の乱で功のあった大内義弘が和泉守護職を得て権勢を誇ると、応永6年(1399)、將軍足利義満は義弘の勢力拡大を恐れて討伐を図った。これに対し義弘は、軍船300余を率いて堺に上陸し、48の勢楼と1,700の箭櫓をつくり迎え撃った。この応永の乱では、約1ヶ月の攻防の後に城内に火が放たれ、義弘も自害し、堺の町1万戸が全焼した(『応永記』)。

応永26年(1419)当時、京都相国寺崇寿院領であった堺南荘は荘主を置かず住民の地下請によって経営される等、自治の萌芽が見られる。その後、会合衆かいごうしゅうや納屋衆なやしゅうが合議により自治を行った。永禄4年(1561)に堺に滞在したポルトガル人宣教師ガスパル・ビレラが本国に送った書簡『耶蘇会士日本通信』には、「日本全国当堺の町より安全なる所なく、他の諸国に於て動乱あるも、此町にては嘗て無く(中略)町は甚だ堅固にして、西方は海を以て、また他の側は深き堀を以て囲まれ、常に水充滿せり」と記されており、前年の書簡にも「此町はベニス市の如く執政官に依りて治めらる」と報告されている。

海外交易港としての発展は、応仁元年～文明9年(1467～1477)の応仁・文明の乱のため、戦乱の瀬戸

内海を避けた遣明交易船が、九州から土佐沖を通り、兵庫に代わって堺に着岸するようになったことがきっかけとなった。その後、南蛮貿易の拠点として生糸・絹織物・綿・さらさ・陶磁器・香料・薬種など多彩な商品が取引され、大いに発展した。南蛮船は九州の平戸や長崎に来航したため、堺商人は船団を組んで九州より輸送を行った。天文 12 年(1543)に種子島に伝来した鉄砲は数年後には堺で製造が始められ、この地は全国一の鉄砲の産地となった。

応仁・文明の乱後、京都の文化人の中には荒廃した京都を避け、堺に来住する者が多数あった。謡曲の車屋本を出版したくるまやどうえつ車屋道悦、琉球より伝わった蛇皮線を三味線に改良した中小路、三味線に秀れたさわ沢角ずみけんぎょう検校、小唄の隆達節を創始したたかさぶりゆうたつ高三隆達など町衆の文化も目立った。また、茶の湯は、富裕な町衆を中心に発展し、茶人にはきたむきどうちん北向道陳、じょうおう武野紹鷗、つだ そう たつ津田宗達、そうぎゅう侘び茶を完成させた千宗易(利休)や津田宗及、いまい そうきゅう今井宗久、やまのうえ そうじ山上宗二など、枚挙にいとまがない。この頃の堺における華やかな住居の様子は「京は着て果、大坂は喰て果、堺は家で果てる」(『商人職人懐日記』正徳 3 年(1713))と江戸時代の浮世草紙でも記されるように、趣向を凝らした邸宅が構えられていた。

永禄 11 年(1568)に織田信長が入洛を果たすと、信長は堺を直轄地として代官を置いた。この頃、織田信長の所望で妙國寺境内のソテツが安土城に移植されたが、『毎夜「堺に帰りたい」とソテツが泣いたので、信長は激怒して「切り倒してしまえ」と命じたところ、ソテツは切り口から鮮血を流し大蛇のごとく悶絶し、恐れをなした信長は再び妙國寺に返した』という伝説が今に語り継がれ、現在では天然記念物妙国寺のソテツとして堺の名木のひとつとなっている。



妙国寺のソテツ

後を継いだ豊臣秀吉も堺を重視し、側近を堺政所(奉行)に任命し、天正 14 年(1586)10 月には、周囲の環濠を埋め、大坂を城下町として繁栄させるため、堺の商人を強制的に大坂に移住させた。

この頃、こおどりをはじめとする個性豊かな祭礼、行事が始まったといわれている。

【沿岸部・低地】

- ・堺浦が海外交易の拠点として発展。
- ・鉄砲生産の発達。

【その他】

- ・河内鑄物師による梵鐘などの金属製品の生産。
- ・街道の発達。
- ・こおどりをはじめとする個性豊かな祭礼・行事の始まり。

中
世



④近世

大坂夏の陣では、慶長 20 年(1615)4 月 28 日に火をかけられ、「此悲しむべき火災のため、二万の家屋は火になめられ、非常なる経費を投じたる多くの偶像の寺院も共に焼失せり」と宣教師の報告(『大日本史料』)に記されるように大きな被害を受けた。

堺の復興は幕府によって進められ、敷地の縄張りを行い、課税の基準となる町々の家役を定めた。元禄 2 年(1689)9 月に作成された精密な大絵図から、近世の堺の町割がわかる。大絵図の町割は、大小路と大道筋(紀州街道)の方向を基軸として、一区画南北 60 間、東西 19~23 間の長方形の碁盤型になされた。この「元和の町割」は、今も環濠内の街区構成の基本となっている。

堺の港は、寛永 13 年(1636)に鎖国令が強化されたことで、貿易港としての地位が低下する一方、宝永元年(1704)に大和川が付け替えられたことに伴い、河口部では新田開発が進められ、また戎島の出現で海岸部の新地が整備されるなど、海岸部において新たな新田・新地開発が進展することとなる。

そのような中、江戸の商人である吉川俵右衛門^{ひょうえもん}は、商用で訪れた港の様子に一念発起し、堺商人の協力を取りつけて、寛政初年(1790)頃から港の修築を開始した。工事は、文化 7 年(1810)までのおよそ 20 年の歳月をかけて完成し、現在の堺旧港の原型がこの頃つくられている。



吉川俵右衛門の顕彰碑

堺の商工業は、大坂の発展に伴い経済的地位が低下することで沈滞したが、延享 4 年(1747)の『手鑑^{てかみ}』によれば、たばこ庖丁や鉄砲鍛冶、線香をはじめ薬種、清酒、木綿、たばこなど職種は多岐にわたり、商工業のまちとして発展した。

周辺部に関しては、堺奉行所の支配に属していた堺廻り三ヶ村を除いて、旗本・大名等の領地が複雑に入り組んでいた。東部丘陵地には多くのため池があり、ため池灌漑を主体とする水田農業とともに、綿花などの商品作物の栽培が盛んになった。百舌鳥古墳群^{せきうんびらき}の周辺では、夕雲開をはじめとする新田開発が行われ、水路や溜池が整備された。多くの村落は、わが国最古の人工築造池という伝承をもつ狭山池の承水区域に属し、谷底平野を除く大半の耕地が狭山池の水懸りとなっており、現在もこの水利関係が継承されている。

また海浜部の様子は『和泉名所図会^{いずみめいしよずえ}』の中で「堺浦魚市」として描かれている。堺津の浜で毎朝、諸魚の市があり、「和泉の浦々・紀の海よりも漁舟を漕ぎ来って、ここにて市店を飭る。螺貝を籛いて市の始まりを知らせ、買う者多く出で来って、また難波・京師へ運送す」と記されている。北郷は、柳之町浜に設けられ、海船浜の市と呼ばれ、今の南海本線七道駅付近に存在した。夏はここで夜市が開かれ、蛸の売買が盛んだったので蛸市とも呼ばれた。一方、南郷の魚市は、南浜の市等と呼ばれ、紺屋町浜に置かれたが、新地発展の後には浜手に移転した。

文化・文芸の面では、和歌、連歌、俳諧が盛んとなり、津田宗及の孫にあたる半井ト養^{なからいぼくよう}が堺伝授として受け継ぎ、その子慶友^{はこでんじゅ}に箱伝授として伝えた。その他にも、国典・経学を究めた儒者である三宅亡羊や画壇土佐派中興^{ちゅうこう}の祖、土佐光起も堺に生まれている。天保 13 年(1842)に小川宗右衛門^{おがわそうえもん}が北糸屋町(現堺区車之町東 1 丁、のちに九間町に移転^{ごうがくしよ})に開設した郷学所^{こうし}は、当地における学校の嚆矢であり、堺の教育文化に重要な貢献をした。

【沿岸部】

- ・大和川付替え後の河口部における新田開発の進展。
- ・戎島における新地の整備。
- ・港の修築。

【低地】

- ・大坂夏の陣後の「元和の町割」の整備。
- ・庖丁生産をはじめとする商工業の発展。
- ・郷学所の整備。

【台地】

- ・夕雲開などの新田開発に伴う水路やため池の整備。



⑤近代

明治維新後、慶応 4 年(1868)6 月 22 日に堺県が設置された。

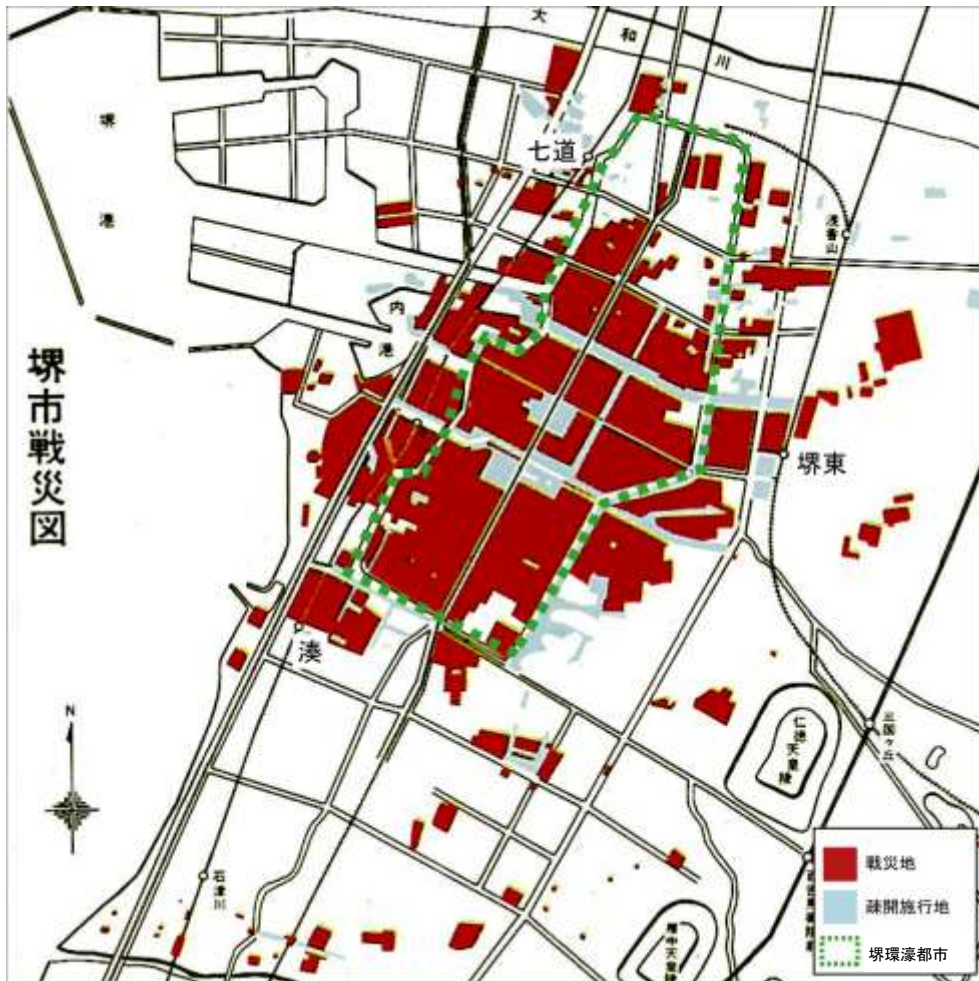
明治 3 年(1870)には、後背地の優れた綿作地帯と大都市に近い立地から、鹿児島藩により戎島にわが国 2 番目の洋式紡績工場が建設され、操業を開始した。また、^{だんつう}緞通や煉瓦、紡糸などの関係会社や工場も多く建てられ、工業都市としての発展をみせている。

堺県時代には、近代公園の先駆けとなる浜寺公園の整備や、砲台場の跡地に大浜公園の整備などが行われ、行楽客で賑わうとともに、周辺の堺燈台の建造や港湾改修なども進められている。また、教育の面においても堺版教科書の発行など、独自の取り組みなども進められたが、その後明治 14 年(1881)に大阪府に合併され、堺県は廃止されることとなった。

交通面では明治 18 年(1885)に大阪難波から大和川北岸まで開通していた阪堺鉄道(現南海電鉄株式会社南海本線)が同 21 年(1888)に堺の吾妻橋まで、明治 30 年(1897)にはさらに堺を越え南へと整備が進み、佐野まで延伸された。また明治 45 年(1912)には、阪堺電気軌道(現阪堺電気軌道株式会社)が大阪恵美須町から浜寺駅前・大浜水族館前まで開通し、浜寺公園や大浜公園には多くの行楽客が訪れるようになる。これらの鉄道網の発達に伴い、大美野や上野芝などに良好な住宅市街地の形成が進められ、特に浜寺は関西圏で有数の別荘地としても発展している。この頃^{にわだにむら}上神谷村・^{みきたむら}美木多村を始めとした農村部において耕地整理が進められ耕作地の改良がはかられた。

また明治 43 年(1910)には、大阪府下では 2 番目となる早い時期に旧市街地一帯に上水道が敷設された。今もその配水池である旧天王貯水池が残されている。

第二次世界大戦では、5 回にわたる空襲を受け、焼失面積は約 53 km²、全焼家屋 18,462 戸、半焼家屋 611 戸を数え、官公庁や学校などの被害も甚大であった。



堺市戦災図

近代

【沿岸部】

- ・大浜・浜寺における行楽地の発展。
- ・浜寺における別荘地としての発展。

【低地】

- ・紡績・煉瓦など工業の発達。

【台地】

- ・耕地整理等の実施。

【その他】

- ・阪堺鉄道などの鉄道網の発展。
- ・大美野、上野芝などの良好な市街地の形成。



⑥現代

終戦後には戦災都市に指定され復興が進められた。昭和 30 年(1955)には復興の象徴としてフェニックスの苗木を植樹した東西道路が大浜北町と一条通の区間で全線開通し、現在も「フェニックス通り」の愛称で親しまれている。

また、昭和 32 年(1957)9 月、大阪府は堺・泉北沖に埋立地を造り、鉄鋼・石油化学などの重化学工場を誘致する計画を立て、多くの工場が建設されることとなった。工業都市として大きく飛躍した一方で大阪市のベッドタウン的色彩も濃くなり、昭和 40 年(1965)には約 138ha の新金岡団地の建設とともに、大阪府による泉北丘陵 1,500ha におよぶ大造成工事が始められ、泉北ニュータウンが建設された。またあわせて泉北高速鉄道が開通するなど、鉄道網がさらに拡充するとともに、市街地も大きく拡大している。

美原区域では昭和 30 年(1955)頃から急激に人口が増加した。府営住宅団地・大阪木材工場団地が造られ、大阪中央環状線等の開設に伴い、特に製造業の増大が顕著となった。

現在では、港湾部への工場の立地が進むとともに、商業・業務地区として堺東を中心に都心部が發展している。また堺旧港付近では旧堺燈台が史跡に指定され、その周囲は親水空間として整備されており、市民の憩いの場として利用されている。

現 代 （ 戦 後 ）	【臨海部】
	・臨海部埋立地における工場立地の進展。
	【低地・台地】
	・戦災からの復興。
	・都心部の發展。
	・公的住宅団地の開発。
	・市街地の拡大。
	【丘陵地】
	・泉北ニュータウンの開発。
	【その他】
	・鉄道網の拡充。



(2)文化財

文化財保護法(昭和25年5月30日法律第214号)に基づく国の指定文化財が41件、大阪府文化財保護条例(昭和44年3月28日、大阪府条例第5号)に基づく指定文化財が29件、大阪府古文化記念物等保存顕彰規則(昭和24年3月25日、大阪府教育委員会規則第8号)に基づく指定文化財が5件、堺市文化財保護条例(平成3年3月29日、条例第5号)による指定が34件である。

各分野にわたり古墳時代から近代まで多種多様な文化財の指定が行われているが、国の指定文化財のうち、建造物では国宝桜井神社拝殿を初めとして11件、美術工芸品では重要文化財大安寺本堂内四室にわたって描かれた本堂障壁画等16件、また記念物では古墳を中心に史跡等14件が指定されている。その他、登録有形文化財(建造物)が50件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財が1件あり、合計160件となっている。

堺市の指定等文化財（平成25年9月1日現在）

種別			国		大阪府		堺市	合計	
			指定		登録 選定 選択	条例 指定	規則 指定		指定
有形文化財	建造物		国宝 1	重要文化財 10	登録有形文化財 50	2	2	5	70
	美術 工芸品	絵画	国宝 0	重要文化財 7	登録有形文化財 0	3	0	8	18
		彫刻	国宝 0	重要文化財 1	登録有形文化財 0	6	1	5	13
		工芸品	国宝 0	重要文化財 5	登録有形文化財 0	2	0	1	8
		書跡・典籍・古文書	国宝 0	重要文化財 2	登録有形文化財 0	1	0	7	10
		考古資料	国宝 0	重要文化財 1	登録有形文化財 0	0	0	3	4
		歴史資料	国宝 0	重要文化財 0	登録有形文化財 0	0	0	3	3
	無形文化財		重要無形文化財 0		記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 0	0	0	0	0
民俗文化財	有形民俗文化財		重要有形民俗文化財 0		登録有形民俗文化財 0	0	0	0	0
	無形民俗文化財		重要無形民俗文化財 0		記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 1	2	0	0	3
記念物	史跡		特別史跡 0	史跡 12	登録記念物 0	5	2	0	19
	名勝		特別名勝 0	名勝 1	登録記念物 0	1	0	2	4
	天然記念物		特別天然記念物 0	天然記念物 1	登録記念物 0	7	0	0	8
文化的景観					重要文化的景観 0				0
伝統的建造物群					重要伝統的建造物群保存地区 0			0	0
文化財の保存技術					選定保存技術 0				0
合計			1	40	51	29	5	34	160

①歴史上価値の高い建造物

○古代を起源とする歴史上価値の高い建造物

古代を起源とする建造物として、百舌鳥古墳群をはじめとする古墳が 10 件、窯跡が 2 件、寺院跡・寺院境内等の寺院関連遺構が 3 件、集落遺構が 1 件の合計 16 件が挙げられる。

塚廻古墳(史跡)、^{つかまわり}収塚古墳(史跡)、^{おさめづか}丸保山古墳(史跡)は、仁徳天皇陵古墳の陪塚とされている。塚廻古墳は 5 世紀中頃の円墳である。発掘調査では木棺の中から刀剣とともに勾玉等の大量の玉類が出土した。^{まがたま}収塚古墳は 5 世紀中頃の前方後円墳であり、発掘調査により濠から円筒埴輪、^{きぬがさ}蓋形埴輪、須恵器などが出土している。丸保山古墳は、短い前方部を南に向けた 5 世紀代の前方後円墳で、周囲には濠が巡っていた。

^{ながつか}長塚古墳(史跡)は、5 世紀中頃～後半の前方後円墳である。古墳の周囲には幅約 14m の濠が巡っていた。

^{ちのおか}乳岡古墳(史跡)は、百舌鳥古墳群の南西部に築かれた全長 155m の前方後円墳である。長持形石棺の型式や出土遺物の年代観から 4 世紀末頃の築造であり、百舌鳥古墳群で最も古い大型前方後円墳である。

^{もんじゅづか}文珠塚古墳(史跡)は、前方部を西に向けた前方後円墳である。古墳の周囲に濠はなく、後円部側のみに掘割のような溝が設けられていた。

いたすけ古墳(史跡)は、百舌鳥古墳群のほぼ中央に位置する前方後円墳であり、墳丘の形や埴輪の状況から 5 世紀中頃の築造である。

黒姫山古墳(史跡)は、全長 114m の前方後円墳である。甲冑をはじめ大量の鉄製武具や武器が出土したことから、5 世紀中頃にこの地域で勢力を誇っていた丹比氏の墓とされている。

^{ごぼうやま}御坊山古墳(府指定史跡)は、6 世紀の群集墳である陶器千塚で唯一の前方後円墳であり、盟主墳に位置付けられる。また、陶器千塚 29 号墳は、横穴式木芯粘土室という特異な埋葬施設のなかに、須恵器円筒棺をおさめていた。^{とうきせんづか}陶邑窯跡群との密接な関係を示す古墳であることから、出土資料は市指定有形文化財となっている。また、陶邑窯跡群内において、須恵器工人とのかかわりを示す古墳に、^{うしいし}牛石古墳群がある。横穴式石室を主体とした群集墳であり、現在も南区の西原公園内には、牛石古墳(未指定)が残されている。

塔塚古墳(府指定史跡)は、一辺約 45m、高さ 4m の方墳であり、周辺には、かつて経塚古墳、赤山古墳、^{たかつき}高月古墳群が存在していた。5 世紀中頃の築造であり、横穴式石室と木棺直葬の 2 つの施設を確認している。石室からは馬具、武器・武具、装飾品が出土し、木棺内からは鏡が発見されている。また、濠からは円筒埴輪、盾形埴輪が出土している。

^{みやま}御山古墳(未指定)は、6 世紀末頃から 7 世紀初頭の横穴式石室をもつ円墳であり、現在は大山明神内に残されている。

土塔(史跡)は堺出身の奈良時代の僧行基が建立した大野寺の塔であり、土を盛り上げた上に瓦を葺くという特異な構造である。平安時代に書かれた



塚廻古墳



丸保山古墳



乳岡古墳



文珠塚古墳



御坊山古墳



塔塚古墳



御山古墳

『行基年譜』には、神亀 4 年(727)の起工とあり、「神亀四年」と記された軒丸瓦が発掘調査で出土している。

家原寺境内(府指定史跡)は、天智 7 年(688)に行基が生誕地に自ら寺院を建立したと伝えられている。境内からは、平安時代の瓦が採集されている。戦国時代に織田信長の兵火により焼失したが、天正 2 年(1574)に再建されている。明治初年頃までは、三重塔や門があった。江戸時代前期の南大門、本堂(文殊堂)、中期の開山堂、後期の鐘楼などがある。「知恵の文殊さん」として信仰をあつめている。

丹比廃寺は、弘法大師建立と伝える徳泉寺の域内付近にあるとされ、周辺から出土する軒丸瓦の年代観から、丹比氏による 7 世紀後半の建立とされている。丹比寺には、かつて、金堂や講堂などがあったとされているが、場所などは不明である。現在、塔跡の基壇上に礎石が 7 個残されている。

泉北丘陵には、古墳時代から平安時代にかけて須恵器を焼いた窯が 800 基以上あり、「陶邑窯跡群」と呼ぶ日本最大の生産遺跡として知られる。5 世紀初め頃に操業したとされる高蔵寺 73 号窯は、陶邑窯跡群のなかでも古い時期に操業しており、日本の須恵器生産の始まりを考える上でも重要なものである。発掘調査では多数の須恵器が出土し、山の斜面を利用したあな窯では少なくとも 5 回は須恵器を焼いた痕跡がある。73 号窯跡は調査後に埋め戻され、現地に復元されている。

四ッ池遺跡(史跡)は、泉北丘陵からのびる三光台地の先端とその周辺に広がる平野に立地する縄文時代から鎌倉時代にいたる複合遺跡である。発掘調査で出土した縄文時代の最終期の土器に、一粒の粳の痕が発見されたことにより、縄文人の生活は専ら狩猟採集によって支えられていたとする当時の学説に対し、稲作を行っていた可能性を示す資料として注目を集めた。近畿地方でも古い段階から成立した中核的な「ムラ」の一つであり、稲作の起源や弥生時代の集落の成り立ちとその変化を考えるうえでも貴重な遺跡である。

○中世を起源とする歴史上価値の高い建造物

櫻井神社は延喜式内社である。拝殿(国宝)は建築様式やその技法から鎌倉時代の建築で、現存する拝殿建築のなかでも最も古いもののうちのひとつである。

法道寺は、寺伝によれば 7 世紀の中頃に空鉢(法道)仙人が開いたとされる高野山真言宗の寺院である。古くは長福寺といい、多くの寺坊があった。食堂(重要文化財)は、鎌倉時代後期に建築されたもので、大阪府下では河内長野市の金剛寺とこの建物のわずかに 2 棟があるだけの貴重な建造物である。多宝塔(重要文化財)は、屋根に葺かれている丸瓦に、多宝塔の瓦を正平 23 年(1368)に作ったという銘文があり、南北朝時代中期の建造物である。

日部神社は、草部集落の北に位置し、延喜式内社である。本殿(重要文化財)は、建築様式や技法、また本殿前にあった石燈籠(重要文化財)に正平 24 年(1369)の製作年代が刻まれていることなどから、南北朝時代の建造物であ



家原寺境内



丹比廃寺塔跡



高蔵寺 73 号窯跡



櫻井神社拝殿

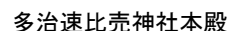


法道寺多宝塔



日部神社本殿

多治速比売神社は、泉北ニュータウンの一面に位置し、梅林で有名な荒山公園に隣接している。延喜式内社である。本殿(重要文化財)は、天文 10 年(1541)に建築され、大阪府下の神社本殿の特色である装飾性豊かな建築をよくあらわしている。



家原寺石造板碑(府指定有形文化財)は、元は家原寺の墓地内に建てられていたものであり、中央部には梵字と南無阿弥陀仏の文字を大きく刻み、その脇には「天文廿年辛亥二月十五日 願主敬白 家原寺」と彫られている。また下部には多数の人名などとともに、神野、家原、下田、毛穴、平岡、中深井、北深井、南深井などの地名が刻まれており、中世の信仰とその組織を伝える貴重な板碑である。



○近世を起源とする歴史上価値の高い建造物

大安寺本堂

海会寺本堂及び庫裏

南宗寺仏殿

山口家住宅

菅原神社は長徳 3 年(997)創建と伝えられ天神社とも呼ばれてきた。楼門(府指定有形文化財)は鉄砲鍛冶の^{えなみやかんざえもん}榎並屋勘左衛門の寄進により延宝 5 年(1677)に建築されたと伝えられる。

井上家住宅(市指定有形文化財)は「鉄砲鍛冶屋敷」の名で知られている江戸時代から続く堺の鉄砲鍛冶井上関右衛門の居宅と作業場兼店舗である。江戸時代前期に建築されたもので、全国的にも数少ない近世初期の小規模の町家建築である。

高林家住宅(重要文化財)は御廟山古墳の南側にある大和棟の民家である。建築当初の天正年間(1573～1592)には入母屋造であったが、後の増改築により座敷や玄関などが整えられ、現在の姿は 18 世紀の終わり頃に完成したことがわかっている。

○近代を起源とする歴史上価値の高い建造物

阪之上家住宅(登録有形文化財)は、大正 7 年(1918)頃から浜寺土地株式会社が分譲した海浜別荘地に所在する住宅である。この洋館は、大正 10 年(1921)頃に計画されながら実現されることのなかった浜寺ホテルの建築設計の一部を活用して建築されたものといわれている。

同じく浜寺に位置する近江岸家住宅(登録有形文化財)は、木造 2 階建ての住宅で、昭和 9 年(1934)にウィリアム・ヴォーリーズによって設計され、翌年竣工したスパニッシュスタイルの住宅である。

南海電気鉄道南海本線浜寺公園駅駅舎(登録有形文化財)は、明治 40 年(1907)に辰野片岡事務所で設計及び監督されたことが数々の資料から知られており、明治時代に建築された数少ない現役駅舎としても貴重な建物である。木造、平屋建てのハーフティンバー様式の美しい駅舎は、浜寺公園・海水浴場などの海浜リゾート地の玄関口として、また高級住宅地の玄関口として、浜寺地域の変遷と歴史を見守ってきた建築物である。

旧堺燈台(史跡)は南海本線堺駅の西約 1km、堺旧港の突端に位置する明治 10 年(1877)に建築された建物である。現地に現存する木造洋式燈台としては、わが国で最も古いもののひとつである。近年老朽化が著しかったため、平成 13 年(2001)度から 18 年(2006)度まで保存修理工事が行われた。

堺市茶室^{おうばいあん}黄梅庵と堺市茶室^{しんあん}伸庵では、現在も茶会が催されている。伸庵(登録有形文化財)は、数奇屋普請の名匠といわれた^{おうぎろどう}仰木魯堂が粋をこらして昭和 4 年(1929)に建てた茶室で、もと東京芝公園にあったものを、昭和 55 年(1980)に福助株式会社から寄贈され移築したものである。建物は茶室を含めて 10 室の和室を持つ風雅な二階建てで、多人数の茶事を催すことができる。黄梅庵(登録有形文化財)は、奈良県橿原市の今井町の豊田家住宅(重要文化財)にあった江戸時代からの茶室を、日本の電力開発に尽力し、明治・大正・昭和に亘る茶道の四天王の一人とされた故松永安左エ門翁(耳庵)が譲り受けて改装し、小田原で愛用した茶室で、昭和 55 年(1980)に遺族から寄贈され移築したものである。



菅原神社楼門



高林家住宅



近江岸家住宅



南海電気鉄道 南海本線
浜寺公園駅駅舎



旧堺燈台

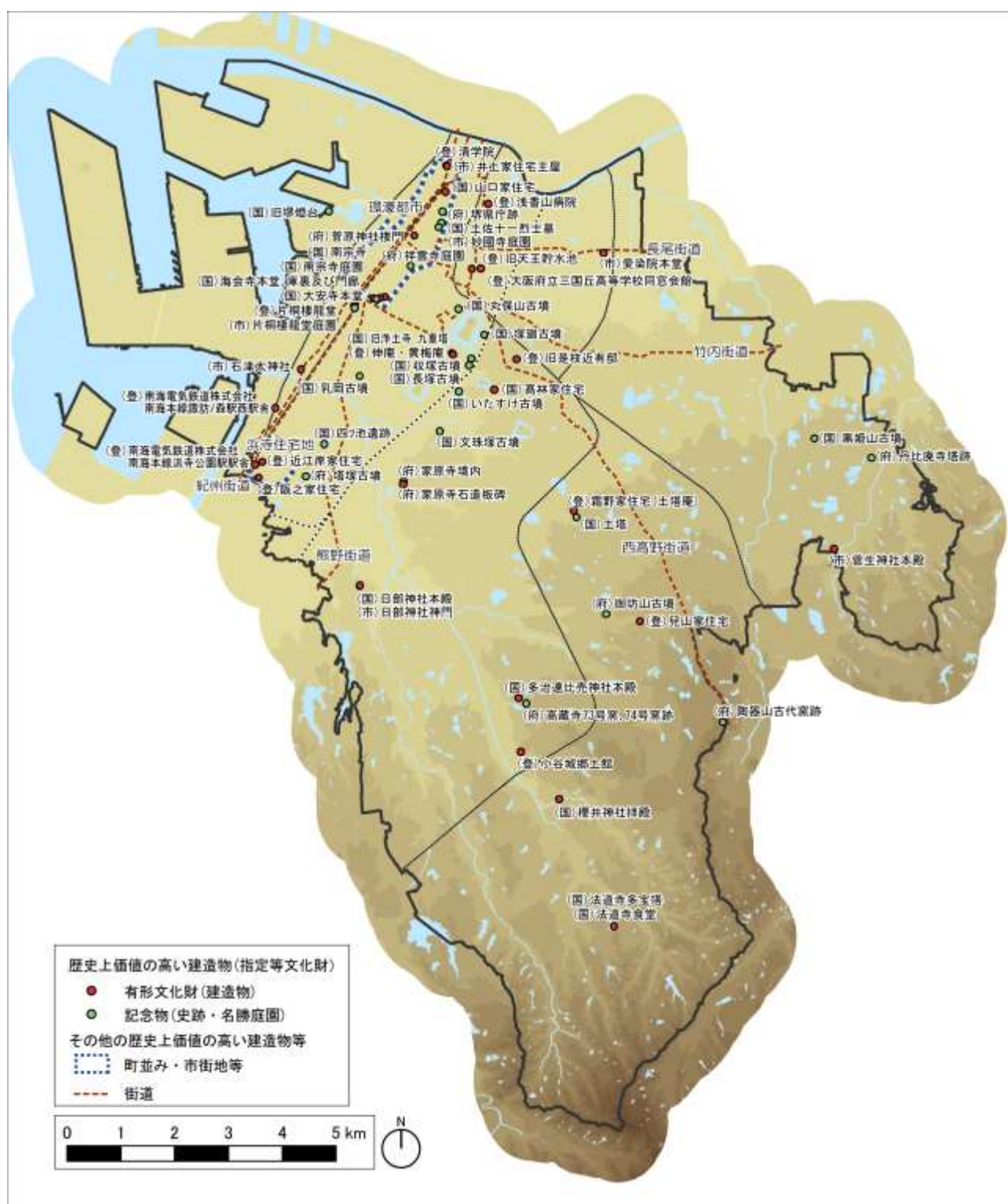


伸庵

歴史上価値の高い建造物

時代	種別	名称	所在地	所有者	指定等
古代を起源とする文化財建造物等	史跡	塚廻古墳	堺区百舌鳥夕雲町	堺市	史跡
	史跡	収塚古墳	堺区百舌鳥夕雲町	堺市	史跡
	史跡	長塚古墳	堺区百舌鳥夕雲町	堺市	史跡
	史跡	丸保山古墳	堺区北丸保園他	国、堺市	史跡
	史跡	乳岡古墳	堺区石津町他	堺市	史跡
	史跡	文珠塚古墳	西区上野芝向ヶ丘町	堺市	史跡
	史跡	いたすけ古墳	北区百舌鳥本町他	堺市	史跡
	史跡	黒姫山古墳	美原区黒山 302 他	国、堺市ほか	史跡
	史跡	御坊山古墳	中区辻之	堺市	府指定史跡
	史跡	塔塚古墳	西区浜寺元町	個人	府指定史跡
	史跡	土塔	中区土塔町 1 他	大阪府、堺市	史跡
	史跡	家原寺境内	西区家原寺町	家原寺	府規則指定史跡
	史跡	丹比廃寺塔跡	美原区多治井	国	府指定史跡
	史跡	高蔵寺 73 号窯、74 号窯跡	南区宮山台	堺市	府指定史跡
	史跡	陶器山古代窯跡	南区岩室	個人	府規則指定史跡
	史跡	四ツ池遺跡	西区浜寺船尾町西他	国、堺市ほか	史跡
中世を起源とする文化財建造物等	建造物	桜井神社拝殿	南区片蔵	桜井神社	国宝
	建造物	日部神社本殿	西区草部	日部神社	重要文化財
	建造物	多治速比売神社本殿	南区宮山台	多治速比売神社	重要文化財
	建造物	法道寺食堂	南区鉢ヶ峯寺	法道寺	重要文化財
	建造物	法道寺多宝塔	南区鉢ヶ峯寺	法道寺	重要文化財
	建造物	旧浄土寺九重塔	堺区百舌鳥夕雲町	堺市	重要文化財
	建造物	家原寺石造板碑	西区家原寺町	家原寺	府指定有形文化財
近世を起源とする文化財建造物等	建造物	大安寺本堂	堺区南旅籠町東	大安寺	重要文化財
	建造物	海会寺本堂、庫裏及び門廊	堺区南旅籠町東	海会寺	重要文化財
	建造物	南宗寺 仏殿・山門・唐門	堺区南旅籠町東	南宗寺	重要文化財
	名勝	南宗寺庭園	堺区南旅籠町東	南宗寺	名勝
	建造物	山口家住宅	堺区錦之町東	堺市	重要文化財
	建造物	高林家住宅	北区百舌鳥赤畑町	個人	重要文化財
	建造物	片桐棲龍堂	堺区西湊町	個人	登録有形文化財
	建造物	清学院	堺区北旅籠町西	堺市	登録有形文化財
	建造物	兒山家住宅	中区陶器北	個人	登録有形文化財
	建造物	霜野家住宅（土塔庵）	中区土塔町	個人	登録有形文化財
	建造物	小谷城郷土館	南区豊田	小谷城郷土館	登録有形文化財
	建造物	菅原神社楼門	堺区戎之町東	菅原神社	府指定有形文化財
	名勝	祥雲寺庭園	堺区大町東	祥雲寺	府指定名勝文化財
	建造物	日部神社神門	西区草部	日部神社	市指定有形文化財
	建造物	石津太神社	西区浜寺石津町中	石津太神社	市指定有形文化財
	建造物	愛染院本堂	北区蔵前町	愛染院	市指定有形文化財
	建造物	菅生神社本殿	美原区菅生	菅生神社	市指定有形文化財
	建造物	井上家住宅主屋	堺区北旅籠町西	個人	市指定有形文化財
	名勝	片桐棲龍堂庭園	堺区西湊町	個人	市指定名勝
	名勝	妙國寺庭園	堺区材木町東	妙國寺	市指定名勝
近代を起源とする文化財建造物等	建造物	大阪府立三国丘高等学校司窓会館	堺区南三国ヶ丘町	大阪府	登録有形文化財
	建造物	旧天王貯水池	堺区中三国ヶ丘町	堺市	登録有形文化財
	建造物	阪之上家住宅	西区浜寺昭和町	個人	登録有形文化財
	建造物	旧是枝近有邸	北区百舌鳥梅北町	個人	登録有形文化財
	建造物	浅香山病院	堺区今池町	浅香山病院	登録有形文化財
	建造物	近江岸家住宅	西区浜寺昭和町	個人	登録有形文化財
	建造物	南海電気鉄道株式会社南海本線浜寺公園駅舎	西区浜寺公園町	南海電気鉄道（株）	登録有形文化財
	建造物	南海電気鉄道株式会社南海本線諏訪森駅舎	西区浜寺諏訪森町西	南海電気鉄道（株）	登録有形文化財
	史跡	土佐十一烈士墓	堺区宿屋町東	堺市	史跡
	史跡	旧堺燈台	堺区大浜北町	国、大阪府、堺市	史跡
	史跡	堺県庁跡	堺区神明町東	本願寺堺別院	府指定史跡
	建造物	堺市茶室（伸庵・黄梅庵）	堺区百舌鳥夕雲町	堺市	登録有形文化財

（平成 25 年 9 月 1 日現在）



本市における歴史上価値の高い建造物

②有形文化財(美術工芸品)と記念物(名勝・天然記念物)

指定等の有形文化財 91 件のうち、建造物を除く美術工芸品の指定物件は 56 件であり、絵画、彫刻、工芸品、書籍・典籍・古文書、考古資料、歴史資料と様々な分野にわたる。

絵画では、大安寺本堂(重要文化財)内四室にわたって描かれている障壁画(重要文化財)は 17 世紀前半の狩野派の作者によるもので、桃山時代から江戸時代初期の堺の反映を伝える資料として大変貴重なものである。また、開口神社の紙本著色大寺縁起(重要文化財)は元禄 3 年(1690)の作品であり、慶長 20 年(1615)の大坂夏の陣で甚大な被害を被った堺が復興した際の象徴的な作品である。住吉祭祀図屏風(市指定有形文化財)は住吉大社名越祭に際し、住吉社祭神が神輿に乗り、宿院頓宮へ渡ってこられる様子を描いた屏風で、絵画資料としてだけでなく、堺のまちの有様を具体的に伝えてくれる歴史資料としても重要な作品である。この他に、法道寺の絹本著色十六羅漢像(重要文化財)、高倉寺の法起菩薩曼荼羅図(府指定有形文化財)、報恩寺の光明本尊(市指定有形文化財)などがある。

彫刻では、百舌鳥赤畑町の円通寺に伝来していた木造観音菩薩立像(重要文化財)や、常安寺に伝わる平安時代の梵天像(府指定有形文化財)、中仙寺の牛頭天王坐像、愛染院の観音菩薩立像(市指定有形文化財)、法道寺の金剛力士像(市指定有形文化財)、興源寺の不動明王立像(市指定有形文化財)、平松寺の薬師如来坐像(市指定有形文化財)などがある。

工芸品では、日本最長の火縄銃である慶長大火縄銃(府指定有形文化財)、江戸初期の堺復興に係る歴史的状況を示す記念碑的資料である本願寺堺別院の梵鐘(市指定有形文化財)などがある。

書籍・典籍・古文書では、鎌倉時代から江戸時代に至る開口神社と神宮寺である念仏寺関係の古文書である、開口神社文書(府指定有形文化財)や、妙国寺開祖日珧にちこうの行状記録である己行記こぎょうき(市指定有形文化財)、千利休の高弟山上宗二が記した茶の湯の秘伝に関わる書の写本である山上宗二記(市指定有形文化財)、櫻井神社の中世に始まる宮座みやざの記録である中村結鎮御頭次第なかむらけつちんおとうしだい(市指定有形文化財)などがある。

歴史資料では、堺が中世以来海外貿易で繁栄していたよすがを示す具体的資料である世界図・日本図(市指定有形文化財)などがある。

名勝では、南宗寺庭園(名勝)や祥雲寺庭園(府指定名勝)、片桐棲龍堂庭園(市指定名勝)がある。南宗寺庭園は、方丈の南庭として作られた枯山水の庭園であり、作庭は庭石の寄進に対する礼状などから、仏殿等が建築された江戸時代初期とされる。

天然記念物では、妙国寺のソテツ(天然記念物)をはじめ、百舌鳥のくす(府指定天然記念物)、百舌鳥八幡宮のくす(府指定天然記念物)、方違神社のくろがねもち(府指定天然記念物)、美多弥神社のしりぶかがし社叢しゃそう(府指定天然記念物)などがある。



大安寺障壁画



十六羅漢像



木造観音菩薩立像



南宗寺庭園



百舌鳥八幡宮のくす

②歴史及び伝統を反映した人々の活動

○^{にわだに}上神谷のこおどり（府指定無形民俗文化財・記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財）

「上神谷のこおどり」は、旧泉北郡上神谷村大字鉢ヶ峯寺（現在の南区鉢ヶ峯寺）に鎮座していた式内社國神社に伝わり、五穀豊穡に感謝し雨乞いや雨ヨロコビの神事舞踊として旧暦 8 月 27 日の國神社の秋祭りに村の若衆によって奉納されてきたと伝えられている。

「こおどり」の名称については、諸説あるが、小谷方明氏は、「こおどり」を初めて紹介した小冊子『郷土舞踊鼓踊』（昭和 7 年(1932)）の中で「こおどりとは太鼓をうちて踊るが故に云ふとも云ひ亦一法中踊の二人が籠製の赤子の様な形せるものを負ひその上に子守に用ふるかぶせを看して踊れば児（子）を負ふて踊るが故に云ふとも傳ふ土人は多く後者を用ふ」と述べ、踊り手が太鼓を打って踊るので「鼓踊」という説と、鬼が背負っているカンコを子どもに見立てたので「児（子）おどり」という二つの説を紹介している。

和泉地方には「こおどり」の他にもいくつかの雨乞い踊りの分布が見られ、踊りの名称や歌詞など共通の要素を持つことから、「こおどり」もまた、農村集落の雨乞い踊りをその起源とし、雨乞いが雨ヨロコビに転化し、さらに五穀豊穡に感謝する神事芸能として今日まで伝えられてきたと考えられる。

踊りの中に「鎌倉踊り」や「具足踊り」があり、踊りや衣装に室町時代の風流踊りの特徴が見られることから中世には既に踊られていたと考えられ、大阪府内でも古い形態を残す民俗芸能として、昭和 47 年(1972)3 月 31 日に大阪府の無形の民俗文化資料に選択され、同年 8 月 5 日には、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財となった。さらに平成 5 年(1993)には大阪府指定無形民俗文化財に指定され、現在は「堺こおどり保存会」を中心に芸能の保存と伝承が行われている。



こおどりの道具等

○^{ておりだんつう}堺の手織緞通（府指定無形民俗文化財）

堺の手織緞通は、天保 2 年(1831)に糸物商の藤本庄左衛門が製造販売したのが始まりといわれている。明治時代、庄左衛門の孫の藤本莊太郎は堺緞通を世界に広め、日本の重要な輸出品として、生産高を急激に伸ばした。

明治 26 年(1893)にはシカゴコロンプス記念世界大博覧会に出品し、アメリカでも大々的に販売されるようになった。最盛期は明治 28 年(1895)頃であり、生産量は約 89 万畳、製造戸数 3,143 戸、職工 23,000 人となり、堺の町を歩けば、あちこちから緞通を織る音が聞こえるほどであった。綿と麻を素材とし、その手織りの技法は単純ながら技術を要する。

その後、関税の引き上げ等により輸出は減少したが、戦後も生産が続けられ、現在は堺式手織緞通技術保存協会を中心に保存伝承の取り組みが行われると同時に、大阪刑務所の作業訓練としても採用されている。大阪府の無形民俗文化財、大阪府伝統工芸品に指定されている。



堺の手織緞通

Ⅲ. 堺市の維持向上すべき歴史的風致

本市の地形は、南部の丘陵地から海へと向かって緩やかに変化している。この大きな地帯構造が、各時代における人々の活動の場を育むとともに、市街地の形成に大きな影響を与えてきた。

古代より海に開かれた堺は、中世以降環濠都市として、そして近代以降も港湾都市として、海を通じて広く世界へとつながる流通往来の拠点として発展を続けた。

さらに、地形に即して整備された複数の街道の基点や結節点として、陸路においても流通往来の拠点となっており、人・物・情報が集まり、各時代に新しい文化を生み出している。また台地部・丘陵部においても、中世荘園としての発展、近世の農村集落における綿花などの商品作物栽培などによる発展を経て、近代以降は都市化が進み、広く市街地が形成されてきた。

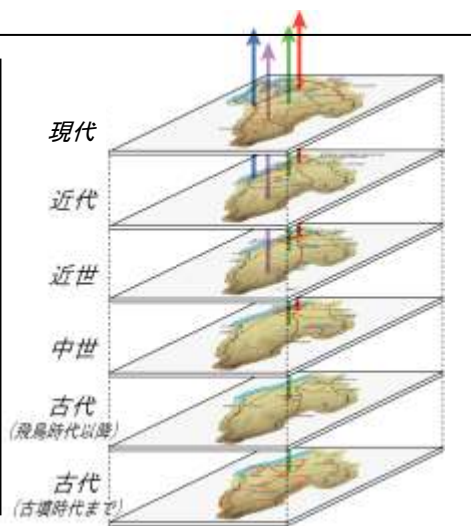
このような歴史的背景を受けて、現在は、堺旧港や環濠都市を含む都心、百舌鳥古墳群やその周辺の伝統ある市街地、街道集落、浜寺や大美野に代表される近代近郊の開発地、泉北ニュータウンなどの郊外住宅地と農村集落、里山の豊かな自然が残る南部丘陵地、高度経済成長期を支え、今また都市再生が進む臨海都市拠点など、地域ごとに多様な特徴を有している。



堺市の地域別特性

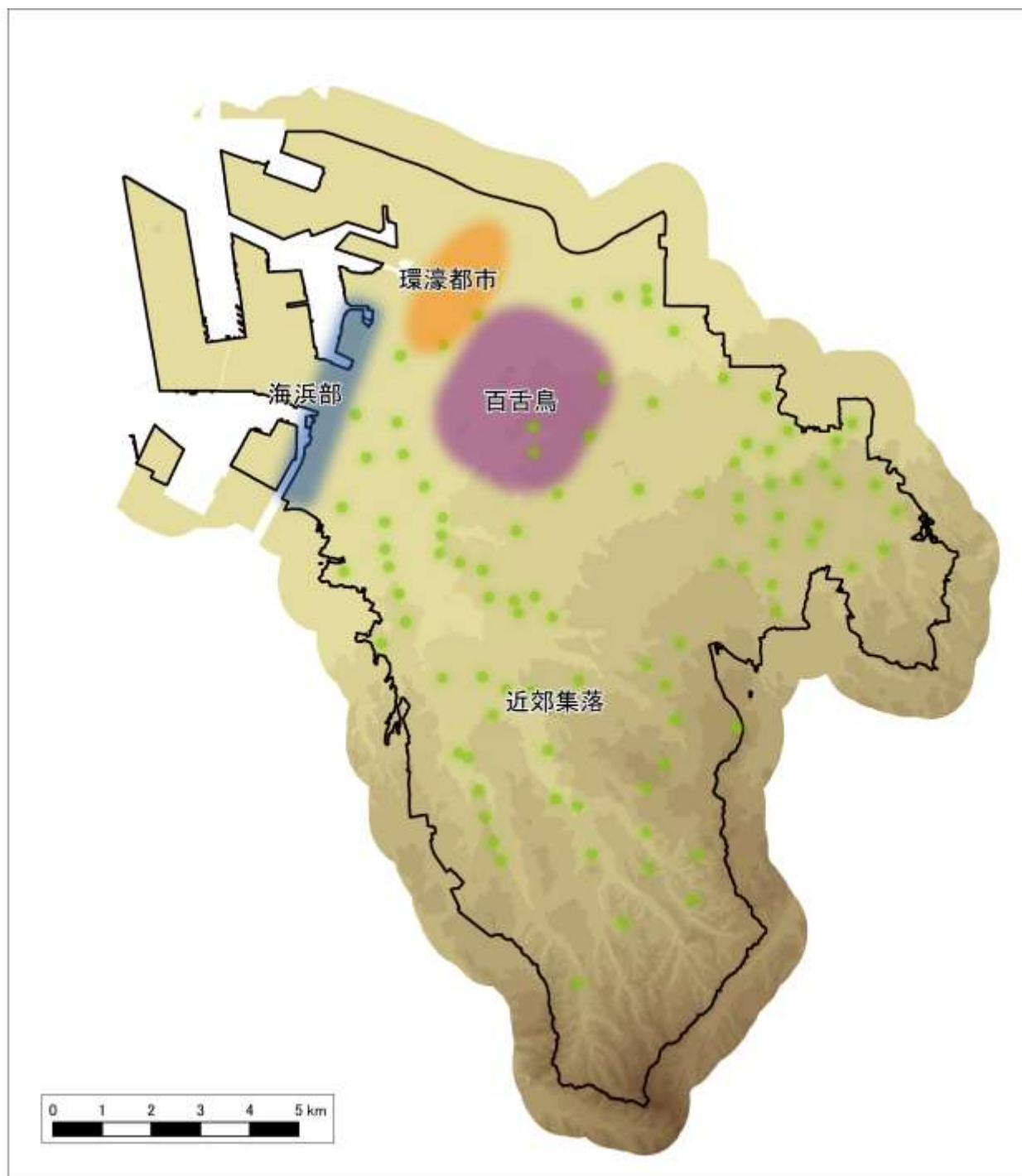
これらの多様な市街地において、茶の湯、線香製造などの伝統産業、海浜行楽地開発などの各時代に新しい文化を取り入れながら地域の人々により洗練されてきた活動のほか、地域の祭礼なども展開している。これらの伝統を反映した人々の活動は、一部は形を変えつつも、地域の人々の手により継承され、各時代に築かれた歴史・文化の重層的な発展と共に良好な市街地を育み、堺の特徴ある歴史的風致を形成してきた。

- ・南部の丘陵地から海に向かって緩やかに変化する地帯構造に即して、各時代に地域特性に応じた歴史文化が誕生
- ・「古代を起源とする歴史の核となる百舌鳥」と「中世を起源とし海に開かれた本市の歴史の核となる環濠都市」が周辺地域の歴史文化の醸成に大きく影響
- ・近郊集落では地域住民により祭礼行事が継承され、近代以降には海浜部が行楽地として発展
- ・これらの歴史文化が重層的に育まれるとともに、人々の活動が脈々と継承され、市域全域にわたり歴史的風致が形成



本市の歴史的風致の成り立ち

古代を起源とする歴史の核となる百舌鳥と中世を起源とし海に開かれた本市の歴史の核となる環濠都市は、周辺地域の歴史文化の醸成にも大きな影響を与えてきた地域であり、地域住民による祭礼行事が継承されている近郊集落と近代以降に行楽地として発展した海浜部をあわせた 4 つの地域を中心に、さまざまな時代を背景とした歴史的風致が形成されている。

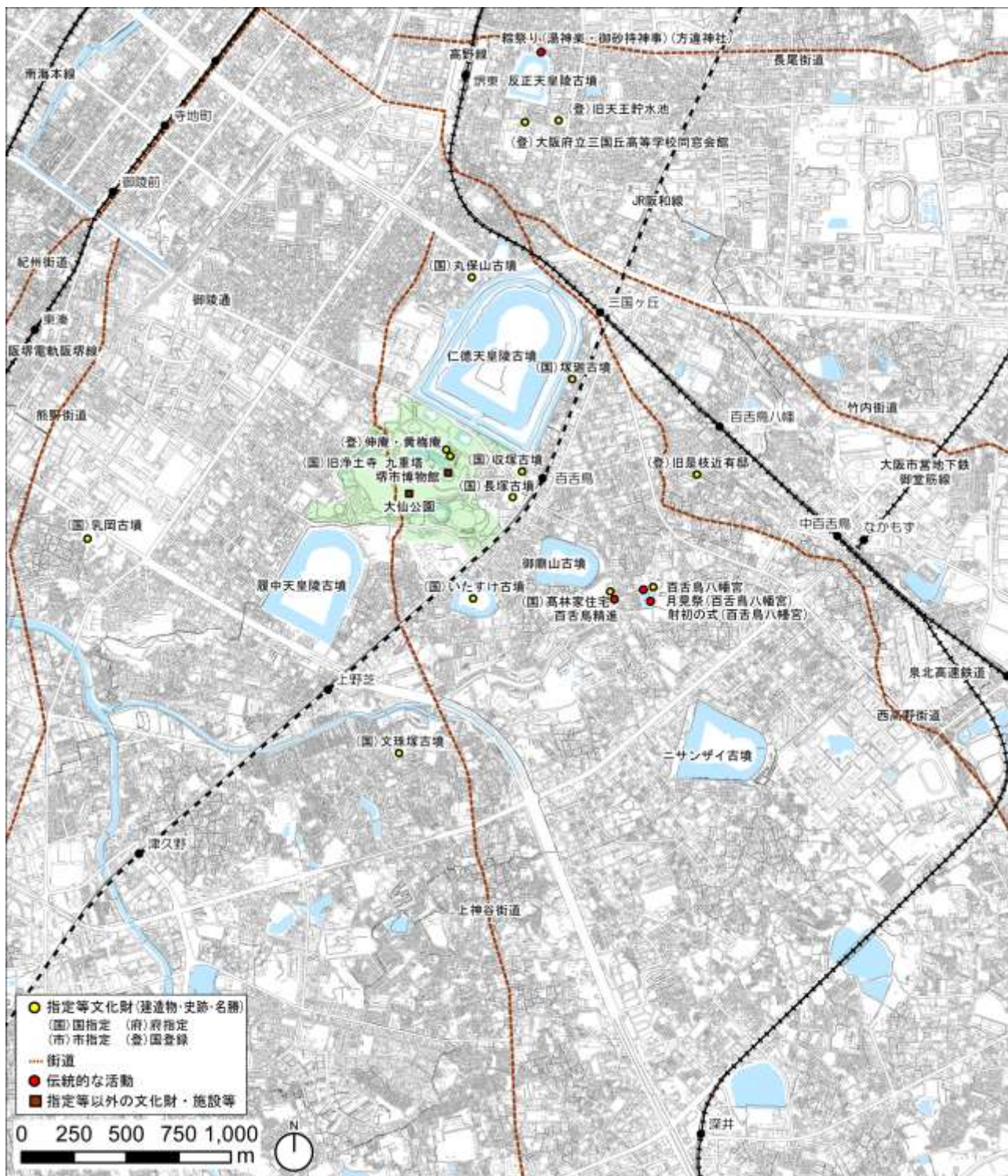


本市を代表する歴史的特性を有す 4 地域

1. 百舌鳥

百舌鳥古墳群は、仁徳天皇陵古墳をはじめとする巨大な古墳がまとまって築かれており、東方約10kmにある古市古墳群とともに日本を代表する古墳群である。この地に巨大古墳群が築かれたのは、海上からの眺望を得ることができたことが最大の理由とされている。

百舌鳥古墳群は、大阪湾を望む台地の上に築かれ、4km 四方の範囲に広がっている。この地域は、『日本書紀』には「もずのもずみみはら」や「百舌鳥耳原」と記されており、古代以来の「百舌鳥」の名称が地名として継承されている。



百舌鳥における歴史上価値の高い建造物と伝統的な活動など

百舌鳥古墳群における古墳の造営は、4 世紀末(古墳時代中期初頭)に始まり、6 世紀後半頃(古墳時代後期後半)まで続き、その間に 100 基を超える古墳が築かれた。この 5 世紀を中心とする時代は、しばしば巨大古墳の世紀とも呼ばれ、前方後円墳が最も巨大化する時期である。百舌鳥古墳群には 150 m 程度以上の大型前方後円墳が 8 基もあり、なかでも仁徳天皇陵古墳や履中天皇陵古墳、ニサンザイ古墳は、日本有数の規模を誇る巨大前方後円墳である。

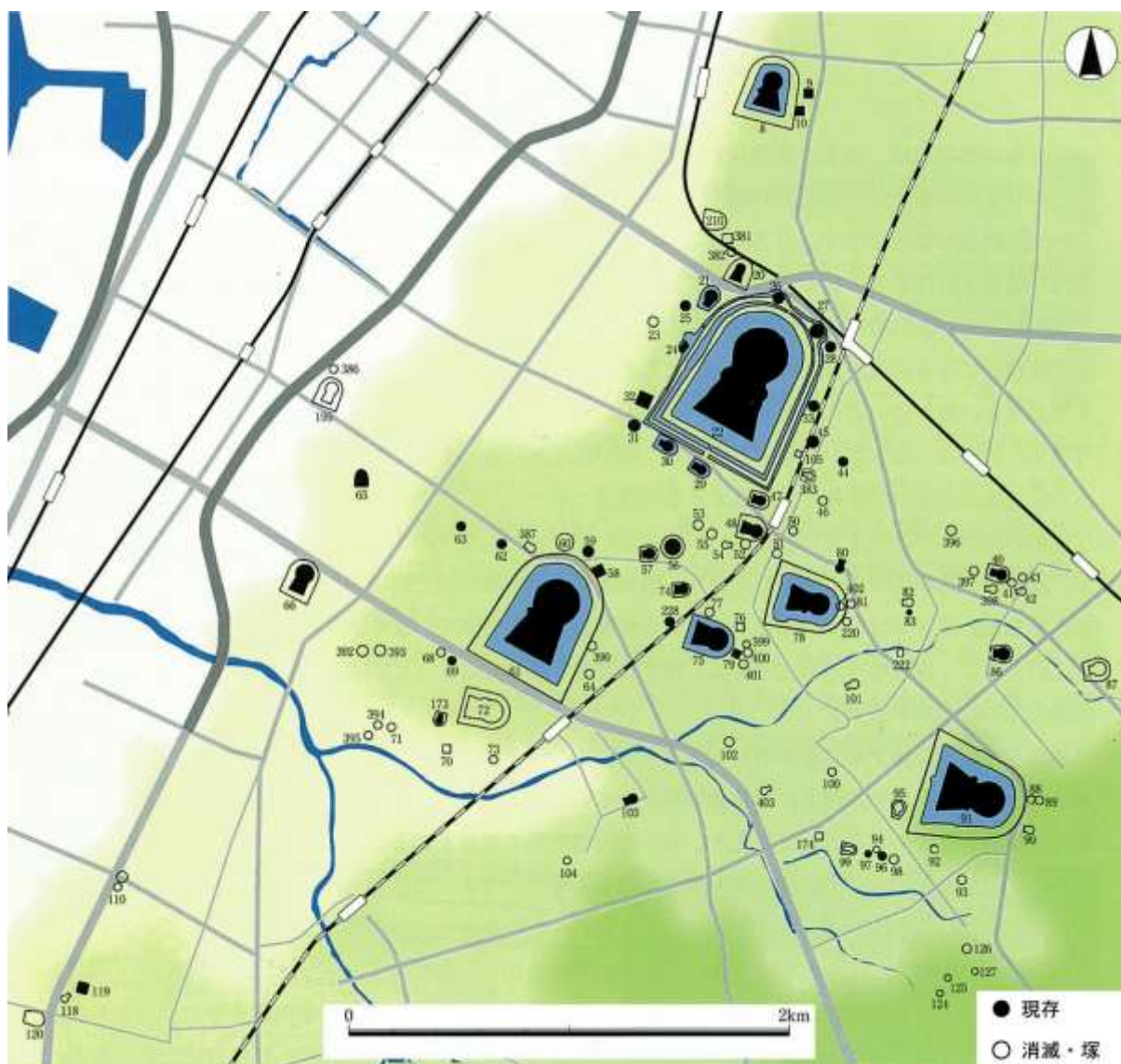
これらの古墳の築造にあたっては、当時の最高水準の土木技術が用いられ多くの人が動員された。古墳群の周囲には、浅香山遺跡、大仙中町遺跡、東上野芝遺跡、百舌鳥陵南遺跡、土師遺跡などの集落跡が点在しているが、これらは古墳築造に関わった人々の居住地、副葬品や埴輪、工具などの生産拠点であったとされている。また、埴輪などの生産には専門集団である土師氏のかかわりが指摘されており、現在も百舌鳥古墳群の域内に土師(現在の中区土師町)の地名が残されている。

百舌鳥古墳群の大型古墳は、築造の後、平安時代になっても墳墓として認識されており、延長 5 年(927)の『延喜式 諸陵寮』には仁徳天皇陵古墳が「百舌鳥耳原中陵」と記されている。また正治 2 年(1200)の『諸陵雑事注文』では、「百舌鳥耳原中陵」に供物をおく記述がみえる。この頃、百舌鳥古墳群周辺において耕地開発が行われ、古墳の濠がため池や耕作地に改変されている。反正天皇陵古墳の外濠は、発掘調査の結果、鎌倉時代(13 世紀頃)に埋められ、耕作地とされていたことを確認している。

中世には、石清水八幡領の荘園である「万代庄」が存在した。百舌鳥古墳群内に位置し、山城石清水八幡宮の末社として「万代別宮」に比定されている百舌鳥八幡宮が、社領管理をしていたとされている。



仁徳天皇陵古墳



- | | | | |
|------------|----------------|---------------|---------------|
| 8 反正天皇陵古墳 | 52 狐塚古墳 | 81 カトゴ山古墳 | 125 ハナシ山古墳 |
| 9 天王古墳 | 53 彦塚古墳 | 82 万代寺山古墳 | 126 土山古墳 |
| 10 鈴山古墳 | 54 茂右衛門山古墳 | 83 鎮守山塚古墳 | 127 キンベ山古墳 |
| 20 永山古墳 | 55 原山古墳 | 86 定の山古墳 | 173 かぶと塚古墳 |
| 21 丸保山古墳 | 56 グワショウ坊古墳 | 87 尾塚古墳 | 174 飛鳥山塚 |
| 22 仁徳天皇陵古墳 | 57 旗塚古墳 | 88 聖塚 | 195 長山古墳 |
| 23 一本松古墳 | 58 寺山南山古墳 | 89 聖の塚古墳 | 210 板古墳 |
| 24 桶の谷古墳 | 59 七観音古墳 | 90 経塚古墳 | 220 百舌鳥赤堀町1号墳 |
| 25 蘇山塚古墳 | 60 七観山古墳(七観古墳) | 91 ニサンザイ古墳 | 222 百舌鳥梅町宮跡 |
| 26 茶山古墳 | 61 履中天皇陵古墳 | 92 舞台塚 | 228 東上野芝町1号墳 |
| 27 大安寺山古墳 | 62 東酒吞古墳 | 93 ツクチ山古墳 | 381 無名塚1号墳 |
| 28 源右衛門山古墳 | 63 西酒吞古墳 | 94 ドンチャ山塚 | 382 無名塚2号墳 |
| 29 孫太夫山古墳 | 64 狐塚古墳 | 95 こうじ山古墳 | 383 鹿塚古墳 |
| 30 竜佐山古墳 | 65 櫛塚古墳 | 96 ドンチャ山古墳 | 386 無名塚6号墳 |
| 31 狐山古墳 | 66 乳岡古墳 | 97 正薬寺山古墳 | 387 無名塚7号墳 |
| 32 銅亀山古墳 | 68 旅塚古墳 | 98 文山古墳 | 390 石塚古墳 |
| 33 塚廻古墳 | 69 経堂古墳 | 99 平井塚古墳 | 392 無名塚12号墳 |
| 40 御廟表塚古墳 | 70 上野芝町1号墳 | 100 湯の山古墳 | 393 狐塚古墳 |
| 41 賀仁山古墳 | 71 上野芝町2号墳 | 101 城ノ山古墳 | 394 無名塚14号墳 |
| 42 渡矢古墳 | 72 大塚山古墳 | 102 赤山古墳 | 395 無名塚15号墳 |
| 43 木下山古墳 | 73 亀塚古墳 | 103 文珠塚古墳 | 396 無名塚16号墳 |
| 44 坊主山古墳 | 74 銭塚古墳 | 104 費金山塚古墳 | 397 無名塚17号墳 |
| 45 鏡塚古墳 | 75 いたすけ古墳 | 105 百舌鳥夕雲町1号墳 | 398 無名塚18号墳 |
| 46 鏡塚古墳 | 76 吾呂茂塚古墳 | 110 高月1号墳 | 399 無名塚19号墳 |
| 47 奴塚古墳 | 77 掃磨塚古墳 | 118 赤山古墳 | 400 無名塚20号墳 |
| 48 長塚古墳 | 78 御廟山古墳 | 119 塔塚古墳 | 401 無名塚21号墳 |
| 50 八幡塚古墳 | 79 音右エ門山古墳 | 120 経塚古墳 | 402 無名塚22号墳 |
| 51 一本松塚古墳 | 80 万代山古墳 | 124 七郎姫古墳 | 403 ナゲ塚古墳 |

数字は堺市の遺跡番号

百舌鳥古墳群分布図

近世には、寛永年間(1624～1644)の堺代官高西夕雲と筒井庄右衛門による新田開発である「夕雲開」に代表されるように、百舌鳥古墳群周辺において耕作地が拡大し、生産高の向上がなされている。開発に携わった筒井家の屋敷は、御廟表塚古墳の東側に接して、現存している。東西約 70m、南北約 50m の屋敷地は、西、北、東と南の一部に濠を備え、アプローチが折れ曲がることで、さながら戦国の居館の構えを示し、開拓土豪の面影をみせている。主屋は、古絵図の記録から、江戸時代後期の建築とされる。屋敷の前には樹齢 800 年以上のクスがそびえ、閑静なたたずまいを保っている。



筒井家の屋敷

また、寛文 2 年(1662)には、狭山池の水が仁徳天皇陵古墳の濠まで引かれ、大仙陵池として堺廻り 4 か村の灌漑用水として利用されるようになった。この大仙陵池は、重要な水の供給源であり、江戸時代には水の配分を巡って植え付け時期について争いが起こっていた。戦前までは古墳の周辺には田畑が広がり、濠に湛えられた水は戦後まで近隣の田畑を潤していた。



戦前の仁徳天皇陵古墳周辺
昭和 6 年(1931)

このように、中世以降において、周辺住民による古墳への意識は、墳墓と、耕作における水の供給源の二面性を有していた。

近代以降は、土地区画整理事業や耕地整理事業を活用した開発が実施され、古墳の周辺において住宅地が形成された。戦後には住宅開発でいくつかの古墳が失われたが、いたすけ古墳が破壊の危機に瀕した際には、市民を中心とした保存運動がおこり、史跡として保存された。



いたすけ古墳

昭和 38 年(1963)からは大仙公園の整備が進められ、昭和 55 年(1980)の堺市博物館建設、2 棟の茶室(伸庵、黄庵)の寄贈、移築が行われた。公園内には古墳が点在し、さらに、周辺の住宅地にも古墳が残されており、緑地としての良好な景観をなしている。

(1) 百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致

市内外から多くの人々が訪れる百舌鳥古墳群には、現在 44 基の古墳が残されている。

市内に位置する天皇陵は、『延喜式』に、仁徳天皇の陵を百舌鳥耳原中陵、履中天皇の陵を百舌鳥耳原南陵、反正天皇の陵を百舌鳥耳原北陵と記しており、近代以降はこれらを三陵と称している。

仁徳天皇陵古墳は、三重の濠をめぐるし両側のくびれ部に造出しをそなえる、三段築成の前方後円墳である。日本最大の規模を誇り、墳丘の全長は約 486m、後円部の高さは約 35.8m で



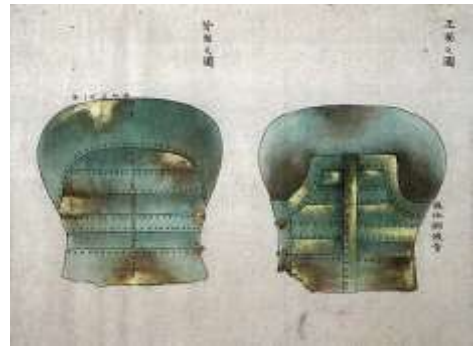
『仁徳天皇御陵南登り口地崩出現ノ石棺并石槨ノ図』明治 5 年(1872)
(八王子市郷土資料館蔵)

ある。出土した埴輪や須恵器の特徴から、5 世紀中頃の築造である。宝暦 7 年(1757)にまとめられた『全堺詳志』の「陵墓部 仁徳帝陵」の項に「御廟北北峰ニアリ、石ノ唐櫃アリ」と記され、当時は石棺もしくは竪穴式石室の蓋石が露出していたことがうかがえる。さらに、明治 5 年(1872)には前方部で竪穴式石室が見つかった。これらは再び埋め戻されたものの、『仁徳天皇御陵南登リ口地崩出現ノ石棺并石槨ノ図』や『仁徳天皇大仙陵石郭之中ヨリ出シ甲冑之圖』により石棺の形状のほか、庇付きの冑や金銅装の鉾留めの短甲が出土したといった詳細な記録が残されている。

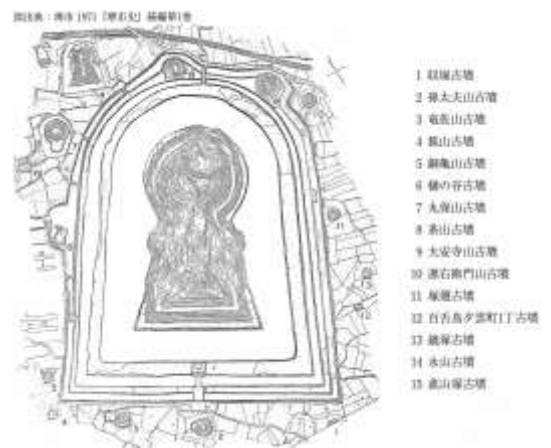
仁徳天皇陵古墳の周囲には、樋の谷古墳、茶山古墳、大安寺山古墳、源右衛門山古墳、狐山古墳、銅亀山古墳など、陪塚とされる 10 基以上の古墳が残っており、その中の収塚古墳、塚廻古墳、丸保山古墳は史跡に指定されている。塚廻古墳では明治 45 年(1912)の発掘の際に、木棺が発見されており、銅鏡 2 面や刀剣、大量の玉類が出土している。埴輪の特徴から仁徳天皇陵古墳と同じ時期の築造であり、陪塚の内部を知ることができる貴重な古墳である。また、収塚古墳は二段築成の前方後円墳である。墳丘の全長は約 61m、後円部の高さは約 4.2m である。前方部は既に削平され、後円部のみ残されており、周囲には盾形の濠が巡る。埴輪の特徴から、仁徳天皇陵古墳と同じ時期の築造である。なお、仁徳天皇陵古墳の南西隅に接して築かれた銅亀山古墳は、陪塚の中で現存する唯一の方墳である。

履中天皇陵古墳は、三段築成の前方後円墳で、西側のくびれ部には造出しをそなえる。墳丘の全長は約 365m、後円部の高さは約 27.6m である。現在盾形の濠と堤が巡っているが、かつてはその外側にも濠が巡っていた。出土した埴輪の特徴から、仁徳天皇陵古墳に先立つ、5 世紀前半の築造である。

履中天皇陵古墳の北側には、陪塚とされる七観音古墳、寺山南山古墳が残る。七観音古墳からは、かつて琴柱形石製品が出土したと伝えられている。寺山南山古墳は、二段築成の方墳である。発掘調査の結果、墳丘の平面形が長方形であることを確認した。さらに、墳丘の周囲に巡る濠の南西部分は履中天皇陵古墳の外濠と一体になっている可能性が高い。埴輪や須恵器の特徴から、履中天皇陵古墳とほぼ同じ時期の築造である。なお、寺山南山古墳の西側に



『仁徳天皇大仙陵石郭之中ヨリ出シ甲冑之圖』明治 5 年(1872)



仁徳天皇陵古墳と陪塚の分布



履中天皇陵古墳



反正天皇陵古墳

はかつて七観山古墳が存在していた。

反正天皇陵古墳は、百舌鳥古墳群の北端に位置する、三段築成の前方後円墳である。西側のくびれ部には、造出しをそなえる。墳丘の全長は約 148m、後円部の高さは約 14m である。現在盾形の濠と堤が巡っているが、その外側にも濠が巡っていた。出土した埴輪の特徴から、5 世紀後半でも古い段階の築造である。東側には陪塚とされる天王古墳と鈴山古墳が位置している。

乳岡古墳は、史跡に指定されており、百舌鳥古墳群の西端に位置する三段築成の前方後円墳である。墳丘の全長は約 155m、後円部の高さは約 14m である。現在は、前方部の大半が削平され住宅地となっている。発掘調査により後円部中央で粘土に覆われた長持形石棺が姿を現し、この際、石棺を覆っていた粘土からくわがたいし 鋳形石や車輪石などの腕輪形石製品が出土した。石棺の型式や腕輪形石製品の出土から、4 世紀末の築造であり、百舌鳥古墳群において最初に造られた大型前方後円墳である。



乳岡古墳 石棺



衝角付冑型埴輪

いたすけ古墳は、南側のくびれ部に造出しをそなえる三段築成の前方後円墳で史跡に指定されている。墳丘の全長は約 146 m、後円部の高さは約 12.2m である。現在も盾形の濠が残されており、南側には堤が築かれている。出土した埴輪の特徴から 5 世紀中頃の築造である。昭和 30 年(1955)頃に、宅地開発の計画が上がったが、市民を中心とした保存運動によって中止となり、史跡として保存された。その際に出土した衝角付冑型埴輪は、本市の文化財保護のシンボルとなり、平成 13 年(2001)には市指定有形文化財となった。なお、東側に位置する善右エ門山古墳はいたすけ古墳の陪塚とされる。二段築成の方墳であり、埴輪や須恵器杯の特徴から、いたすけ古墳と同じ時期の築造である。



長塚古墳

長塚古墳は、南側のくびれ部に造出しをそなえる二段築成の前方後円墳である。墳丘の全長は約 102m、後円部の高さは約 8.2m である。周囲に盾形の濠が巡る。埴輪の特徴から 5 世紀中頃から後半の築造であり、史跡に指定されている。

御廟山古墳は、南側のくびれ部に造出しをそなえる三段築成の前方後円墳である。墳丘の全長は約 203m、後円部の高さは約 18.3m である。現在盾形の濠と堤が巡っているが、その外側にも濠が巡っていた。平成 20 年(2008)の宮内庁との同時調査により、造出し周辺から祭祀に用いられた土製品とともに形象埴輪が大量に出土した。なかでも、内部に家形埴輪を配置するかこいがた 埴輪は、日本最大の大きさを誇り、造出し部分での祭祀を考える上で貴重な資料である。埴輪の特徴から、5 世紀前半の築造である。



御廟山古墳



ニサンザイ古墳

ニサンザイ古墳は、両側のくびれ部に造出しをそなえる三段

築成の前方後円墳である。墳丘の全長は約 290m、後円部の高さは約 24.6m である。現在盾形の濠と堤が巡っているが、その外側にも濠が巡っていた。出土した埴輪の特徴から 5 世紀後半の築造であり、百舌鳥古墳群では最も新しい大型前方後円墳である。

旗塚古墳^{はたづか}は、南側のくびれ部に造出しをそなえる二段築成の前方後円墳である。墳丘の全長は約 53.8m、後円部の高さは約 3.8m である。発掘調査の結果、造出しから、器財形埴輪^{きざい}や人物、動物形埴輪などの形象埴輪が大量に出土した。埴輪の特徴から、築造時期は 5 世紀中頃である。

旗塚古墳の周辺には、銭塚古墳、グワショウ坊古墳、東上野芝町 1 号墳が位置する。なかでも、グワショウ坊古墳は直径約 61m の大型の円墳である。墳丘の大半が削平されているが、発掘調査の結果、ブロック状の土砂を積み上げて墳丘を構築する様子を確認することができた。

文珠塚古墳は、百舌鳥川の南側の丘陵に位置する前方後円墳である。墳丘の全長は約 58m、後円部の高さは約 5m である。古墳の周囲には濠が無く、後円部側に掘割りが設けられている。埴輪の特徴から 5 世紀代の築造であり、史跡に指定されている。

定の山古墳^{じょう}は、墳丘の全長約 69m、後円部の高さ約 7m の前方後円墳である。古墳の周には濠を巡らしており、埴輪や須恵器、木製品が出土している。埴輪の特徴から、築造時期は 5 世紀後半である。

御廟表塚古墳^{ごびょうおもてづか}は、二段築成の前方後円墳である。墳丘の全長は約 75m、後円部の高さは約 8m である。現在は、前方部が削平され、住宅地となっている。埴輪の特徴から、5 世紀後半の築造である。

ドンチャ山古墳と正楽寺山古墳は、ともに直径 20m 程の円墳で、埴輪を伴わない。出土した須恵器から、大型前方後円墳の築造を終えた 6 世紀前半以降の築造である。

百舌鳥古墳群は、近世以降に地域住民をはじめとする多くの人々が、巨大な古墳をその周囲から眺めながら周遊する場所として広く注目されるようになった。古墳を前にしてその大きさを体感したり、思いを歌に詠むなど、様々な形で親しまれ、そして尊ばれてきた。

江戸時代には、貞享元年(1684)に刊行された『堺鑑』^{さかいかがみ}に、「仁徳天皇陵」、「菟道太子陵(現反正天皇陵)」、「武内宿禰墓(現長塚古墳：現存せず)」についての項目があり、被葬者や古墳の大きさが紹介されているように様々な文書に古墳に関する記述がみられる。特に、寛政 8 年(1796)に刊行された名所案内である『和泉名所図会』^{いずみめいしよずえ}に「仁徳天皇陵」「反正天皇陵」「履中天皇陵」「乳岡(古墳)」などの古墳が紹介されており、百舌鳥古墳群が当時から周遊の対象として認識されていたことがみてとれる。またその挿絵には、濠の周囲を巡る道から見物する様子が描かれており、人々が古墳をその傍から見物していたことがわかる。『和泉名所図会』には、陵の大きさや延喜式について触れているが、内部の様子



旗塚古墳



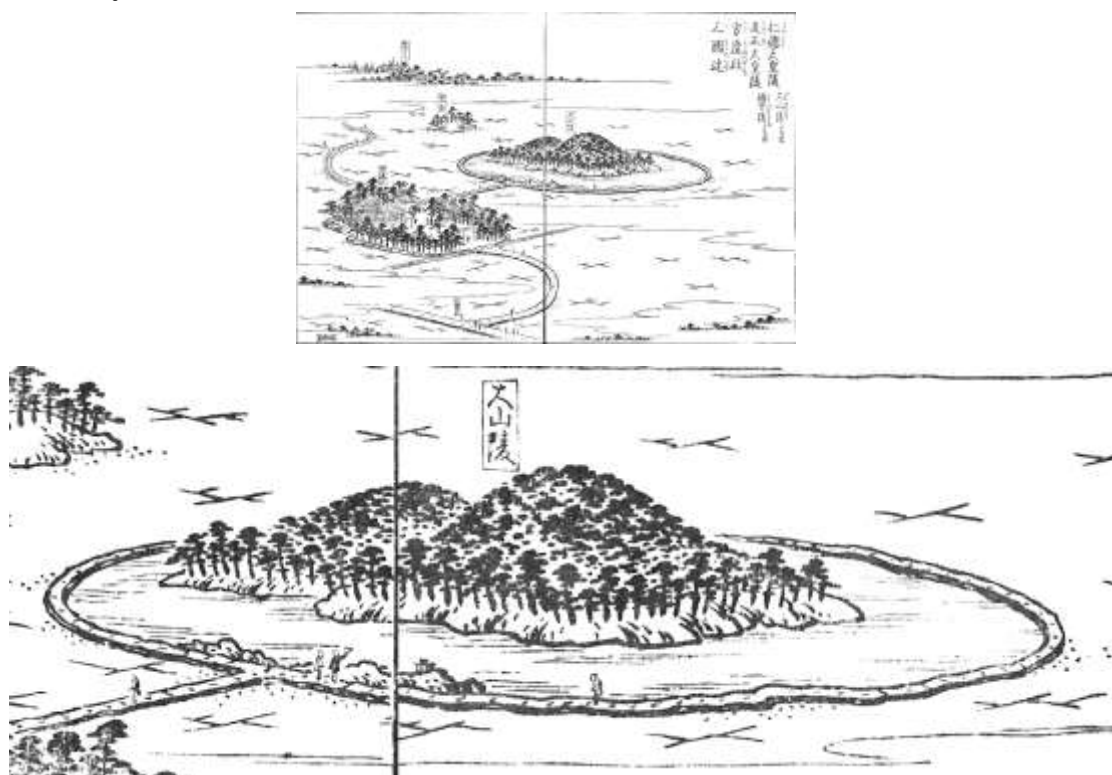
文珠塚古墳



定の山古墳

は記述されていない。このことから、人々は古事記や日本書紀に登場する人物の墓と伝えられている古墳を巡り、挿図のように濠端から巨大な墳墓を眺め、その大きさを体感していたことがうかがえる。

また、百舌鳥古墳群周辺の情景は短歌にも詠まれている。僧・国学者である契沖^{けいちゅう}(1640～1701)の「山とのみ見ゆるもす野のみささぎに高津の宮の昔をそおもふ」、伴林光平^{ともはやしみつひら}(1813～1864)の「夙に駛がねさえし耳原の御陵の松もかすむ春かな」など、訪れる人々がそれぞれの思いをはせていることがうかがえる。さらに近代以降においても、高浜虚子の「町人の寄付の櫻や御陵道」(昭和4年(1929))、北原白秋の「百舌鳥耳原の中の陵群鴨の御濠に見えて春は未だし」(昭和12年(1937))などが代表的な作品として知られている。



『和泉名所図会』寛政8年(1796)
(下図は仁徳天皇陵古墳を拡大したもの)

近代になると、仁徳天皇陵古墳、反正天皇陵古墳、履中天皇陵古墳の三陵が名所として各種案内に記載されるようになった。この頃グループもしくは個人による皇陵参拝が盛んになるなど、地域住民はもちろんのこと、遠方からも多くの人々が訪れるようになった。大正10年(1921)鉄道省発刊の『鉄道旅行案内』には、名所として「仁徳天皇陵」が紹介されている。また、昭和3年(1928)堺市役所発行の『堺市案内記』には、三陵についての記述があり、陵を訪れる際の最寄り駅も紹介されていた。当時は、宿院駅から百舌鳥古墳群方面への乗合自動車が運行され、昭和3年(1928)発行の『近畿行脚』では、反正天皇、仁徳天皇、履中天皇の陵の紹介、並びに見学順路(堺東駅→反正帝陵→仁徳帝陵→百舌鳥八幡宮→百舌鳥八幡駅(行程6km))が記載されている。また、昭和10年(1935)には、吉田初三郎が描いた鳥瞰図『堺市』に、「百舌鳥耳原の三御陵」が描かれ、裏面の堺名勝史跡案内に、解説文が載せられているなど、観光地図にも案内が載せられるようになった。



吉田初三郎が描いた鳥瞰図『堺市』昭和 10 年(1935) (一部)

大正 13 年(1924)には、昭和天皇(当時皇太子)御成婚記念事業として、環濠都市と仁徳天皇陵古墳を結ぶ御陵道(現在の御陵通)が整備され、堺、泉北郡の青年団他の勤労奉仕や、市民有志の寄付による桜や松の植樹が行われるなど、地域住民あるいは市民あげての取組みがなされた。さらに、百舌鳥三陵への行き先を示す標柱石が、大正年間から昭和初年にかけて、青年団や堺市、さらには有志などにより各所に設置されるなど、この時期に地域住民をはじめとした多くの人々が百舌鳥古墳群を周遊するための環境整備が進められた。これらの標柱石は、現在も竹内街道、百舌鳥駅前(長塚古墳の東端)、上神谷街道、御陵通などでみることができる。



御陵通



標柱石(堺東駅前)

近年も多くの地域住民が古墳群を訪れ、それぞれの趣きで楽しんでいる姿が見られる。平成 20 年(2008)に宮内庁と同時調査を行った御廟山古墳の現地見学会では、2 日間で 6,000 人を超える人々が訪れ、さらに、平成 24 年(2012)のニサンザイ古墳の現地見学会においても、2 日間で 5,000 人もの人々が参加している。ニサンザイ古墳での見学会において 1,220 人の参加者にアンケート調査を実施したところ、市内在住者が 826 人と約 7 割を占め、そのうち百舌鳥古墳群を訪れたことがあるとした回答は、約 8 割にあたる 663 人という結果となった。さらに、約 2 割にあたる 154 人がほぼ毎日古墳群を訪れると回答しており、地域住民と古墳の関わり的一端が伺える。



現在の周遊の様子

さらに、地域住民と古墳の密接な関わりは仁徳天皇陵古墳などにおける美化・清掃活動や観光案内ボランティアへと拡がりを見せ、今では古墳を守り伝える大切な活動のひとつとなっている。

『日本書紀』に記される地名が現在も残る地において、三陵を中心とした古墳を対象に、近世から現在に至るまで地域の人々をはじめ多くの人々がこの地を訪れてきた。人々の眼前には、全国有数の

規模を誇る巨大な古墳が山のようにそびえ、周辺には陪塚と考えられる古墳が点在している。江戸時代に契沖が、この様子を「山とのみ見ゆるもす野のみささぎに高津の宮の昔をそおもふ」と詠んでいるように、訪れた多くの人々は古墳を単に山としてみるだけではなく、古墳時代の情景を思い浮かべ、陪塚を従える巨大な古墳を造りえた大王の存在に、畏敬の念を抱くなど特別な思いをはせる。

(2) 月見祭・百舌鳥精進にみる歴史的風致

百舌鳥八幡宮は、百舌鳥古墳群内に位置している 9 集落(近世は、現在の百舌鳥本町、百舌鳥赤畑町、百舌鳥梅北町、中百舌鳥町、百舌鳥陵南町、百舌鳥西之町、百舌鳥梅町、土師町の 8 集落、近代以降は土塔町が加わる)を氏子とする神社である。

社殿は本殿との間に幣殿へいでんを設ける権現造ごんげんづくりであり、幣殿へいでんの両側に東西の唐門がつく。本殿は三間社流造さんげんしゃながれづくりで、屋根は檜皮葺ひわだぶきである。和泉地方の特色である向拝三間の中央間の頭貫かしらぬきを省略したもので、組物かぎものや臺股たいまたに極彩色を施した華やかな建物である。享保 11 年(1726)の棟札が残されている。また、境内には樹齢 700~800 年ともされるクスの古木があり、府指定天然記念物に指定されている。

最も古い史料は、石清水文書である『宮寺縁事抄』において、仁平 2 年(1152)の記録に、山城石清水八幡宮の末社としての「万代別宮」がみえ、これが現在の百舌鳥八幡宮に比定されている。当社は石清水八幡領の莊園もすのしょうである「万代庄」の鎮守社として祀られ、社領管理をしていたとされている。また、正応 2 年(1289)の『和泉国神名帳』には、「從五位上毛須社じゅごいのじょうもすしや」とみえる。

また、近世には、御廟山古墳が百舌鳥八幡宮の奥の院として祀られていた。現在も、後円部には延享 4 年(1747)銘の石燈籠が残されている。当時は、毎年正月に、古墳の濠を渡って奥の院までお参りを行っていた。この際に、精進潔斎を行い身を清めていたと伝えられている。明治維新後は、官有林となり、のちに宮内省により百舌鳥陵墓参考地とされたことで御廟山古墳への立ち入りが禁じられた。

また、御廟山古墳の東側に位置する高林家は、御三卿の一つである清水家が支配した領地 33 ヶ村の内 11 ヶ村の大庄屋をつとめていた。主屋を含めた屋敷地は重要文化財に指定されている。屋敷地は南に緩やかに傾斜しており、東側には長屋門を配置し、三方に白漆喰の土塀を巡らしている。塀の内側には、主屋・土蔵・不動堂・稲荷社があり、建物と山林を含めた敷地全体が、江戸時代・近畿地方の大規模な庄屋屋敷



百舌鳥八幡宮



百舌鳥八幡宮 社殿



御廟山古墳に残された石燈籠



高林家住宅

の構えを良く残している。主屋は、安政 2 年(1855)に大坂川口奉行所に提出した「由緒書」の内容や、天正 11 年(1583)付けの万代寺の年貢を従来どおりとする内容の書状、建物の構造から、天正 11 年(1583)以前からこの地に位置することが判明している。切妻造の茅葺屋根と一段低く設けられた瓦葺の屋根が組み合わせられた「大和棟」ともいわれる屋根形式で、大阪府と奈良県北部にかつては数多く見られた特徴的な様式をもつ民家である。内部は約半分を土間とし、大きな梁が架けられ雄大な空間を造っている。昭和 52～54 年(1977～1979)の保存修理工事により、建築当初の天正年間(1573～1592)には屋根形式が入母屋造であったが、後の増改築により座敷や玄関などが整えられ、18 世紀の終わり頃に現在の姿となったことがわかった。

百舌鳥八幡宮では、伝統行事として秋祭である「月見祭」が、正月には氏子の間で「百舌鳥精進」が行われている。

百舌鳥八幡宮の「月見祭」は、「宵宮、当日、後宴」と言われ、旧暦 8 月 15 日の仲秋の名月とその前夜、3 日目の相撲大会という日程であった。後に相撲大会がなくなり、現在では仲秋の名月に近い土曜日と日曜日に開催している。豊作祈願と満月を祝う風習とが合わさって神社の祭りになったものと言われており、氏子の集落の一つである百舌鳥梅町では文政年間(1818～1829)製作の太鼓を使用していることから、200 年以上続けられていたことがわかる。本来はだんじりを用いた祭礼であったが、明治から大正へ元号が変わったことをきっかけに、梅町がだんじりからふとん太鼓へ変更した。一時は、町ごとにだんじりとふとん太鼓が混在して宮入りする祭りであったが、昭和 3～5 年(1928～1930)には、その他の町もふとん太鼓を用いるようになった。

その年の祭りの取り仕切りは、9 町(赤畑町、本町、梅町、梅北町、西之町、陵南町、土師町、中百舌鳥町、土塔町)が一年交代の持ち回り制で請け負い、その当番は「年番」と呼ばれている。当日のスケジュール管理や各町への指示、また警察への事前協議などを担当する。また「参会」が祭りの 2 か月前に開かれ、宮入・宮出・太鼓奉納蔵(境内のふとん太鼓設置場所)を決める。宮入順の一番は、百舌鳥八幡宮が位置する赤畑町(宮元町)が務めるが、宮入の 2 番以降、宮出の順番は抽選で決定する。太鼓奉納蔵は、赤畑町、土師町、本町の位置が固定されており、残り 6 町の場所を決定する。

宮入日は、太鼓蔵を出て町内を巡行した後に、百舌鳥八幡宮へと向かう。

ふとん太鼓は、太鼓を仕込んだ台の上に朱色の座布団を 5 段重ねにした造りで、高さ約 4m、重さ約 3 t。約 70 人で担ぎ、「ベーラベーラベラショッショイ」という独特のかけ声と太鼓の音に合わせまちを練り歩く。ふとん太鼓の太鼓台では、太鼓叩きの子供たちが次のような囃し歌を歌う。

石山の秋の月 月に叢雲 花に風
風の便りに阿波の島 縞の財布に五両十両
ごろごろ鳴るのは何じゃいな
地震 雷 あと夕立
ベーラベーラベラショッショイ

宮入は午前 11 時より行われ、各町のふとん太鼓が参会により決められた順番に、境内を練り歩く。宮入の前半が終わると、拝殿前で奉納神事がとり行われ、お札と矢を宮司より拝受し、ふとん太鼓に取り付けられる。その後、宮入の後半を行い太鼓奉納蔵に納める。宮入に際しては、各町の青年団が工夫して趣向を凝らしており、いかにして運行を魅せるかを競い合っている。さらに、運行の際に担ぎ手は呼吸をあわせ、ふとん太鼓の房がバランスよく、ゆったりと揺れるよう工夫する。また、掛け

声とともにふとん太鼓を高く掲げる「イヤセ」を行い、観衆を魅了する。なお、宮入は、各町が約1時間かけて行い、午後10時30分まで続けられる。



太鼓収納庫から出発する様子



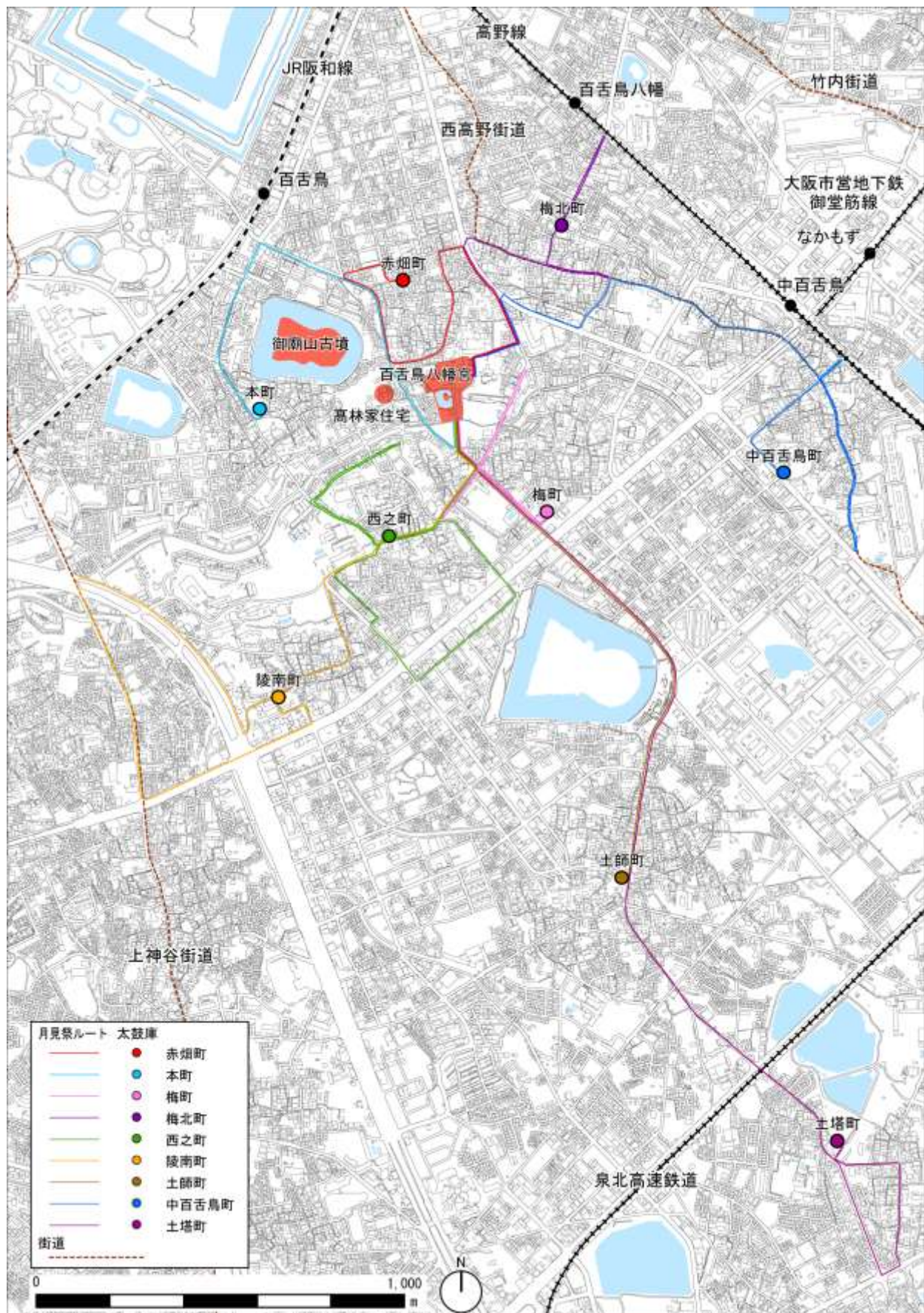
町内運行の様子



宮入の様子

宮出は、翌日の午前11時40分より行われ、宮入と同様に参会により決められた順番に、各町のふとん太鼓が約1時間かけて境内を練り歩く。その後、町内に向けて運行し、太鼓庫へ収められる。また、午後には、本殿において秋季例大祭がとり行われる。

さらに、月見祭とあわせて放生祭(放生会)という、生き物の成長を祈る神事が行われる。日曜午前に各町の満4～6歳の男女児約80名の奉仕により境内の放生池に稚魚を放つ。かつては神輿が百舌鳥川に架かる石橋の上にいる際に、橋の上から西向きに鷺や鳩など鳥を放っていたことから、当時は、百舌鳥川を放生川(はせがわ)と呼んでいた。



「月見祭」ふとん太鼓巡行図

百舌鳥精進^{もずしょうじん}の風習は、百舌鳥八幡宮における江戸中期の『八幡大菩薩縁起^{はちまんだいぼさつえんぎ}』に記されており、正月三日は、肉や魚介類を食べることを避け、身を清め、心を真にして精進潔斎するというものである。

この精進潔斎の様子は、民俗学者である折口信夫氏が大正3年(1914)に記した『三郷巷談^{さんこうこうだん}』のなかで詳細に述べている。これによると、起源には二説あり、疫病が多かったところを八幡様が救ってくださったので、その時の誓いにより精進潔斎をするというものと、弘法大師がこの村を訪れたときに、村の水が悪かったので、水を良くしてくださったことから、村人が精進潔斎を誓った、というものがある。



百舌鳥精進での精進おせち

この精進潔斎は、百舌鳥八幡宮の宮司をはじめとして、百舌鳥八幡宮の氏子の間で地域をあげて続けられている。高林家では、年末にすす払いをし、もちつきをしてから精進に入る。おせち料理は肉や魚を絶ち、出汁も鰹節を避け、昆布を使用する。大晦日の夕方に3日分のお雑煮を炊く。元旦の朝には、男性が雨戸を開け、灯明をともし、線香をあげることでお参りをする。その後お雑煮を炊き、神仏にお供えをする。食事は「お祝い」といい、全員でお膳を囲む。精進料理は3日間続けられる。1月3日の昼の食事の後、夜は「精進あげ」として魚と鳥を食べることができる。小正月の1月15日までは、豚や牛などの動物の肉を絶っている。小正月には、小豆粥を炊き神仏に供え、15日をもって百舌鳥精進が終わる。

かつては、百舌鳥精進の期間中は精進を行わない他地域の人々との接触も避けていた。また、氏子が、百舌鳥地域の外に嫁ぎ、精進潔斎の継続が困難となる場合は、百舌鳥八幡宮で「別火の儀」という儀式を行うことで、これ以後精進をする必要を絶っている。

なお、この百舌鳥精進は、百舌鳥八幡宮の氏子のほかに、外に分家した家の子孫においても精進潔斎を行っている例があり、地域を離れてもなお伝統を大切にしている様子がうかがえる。

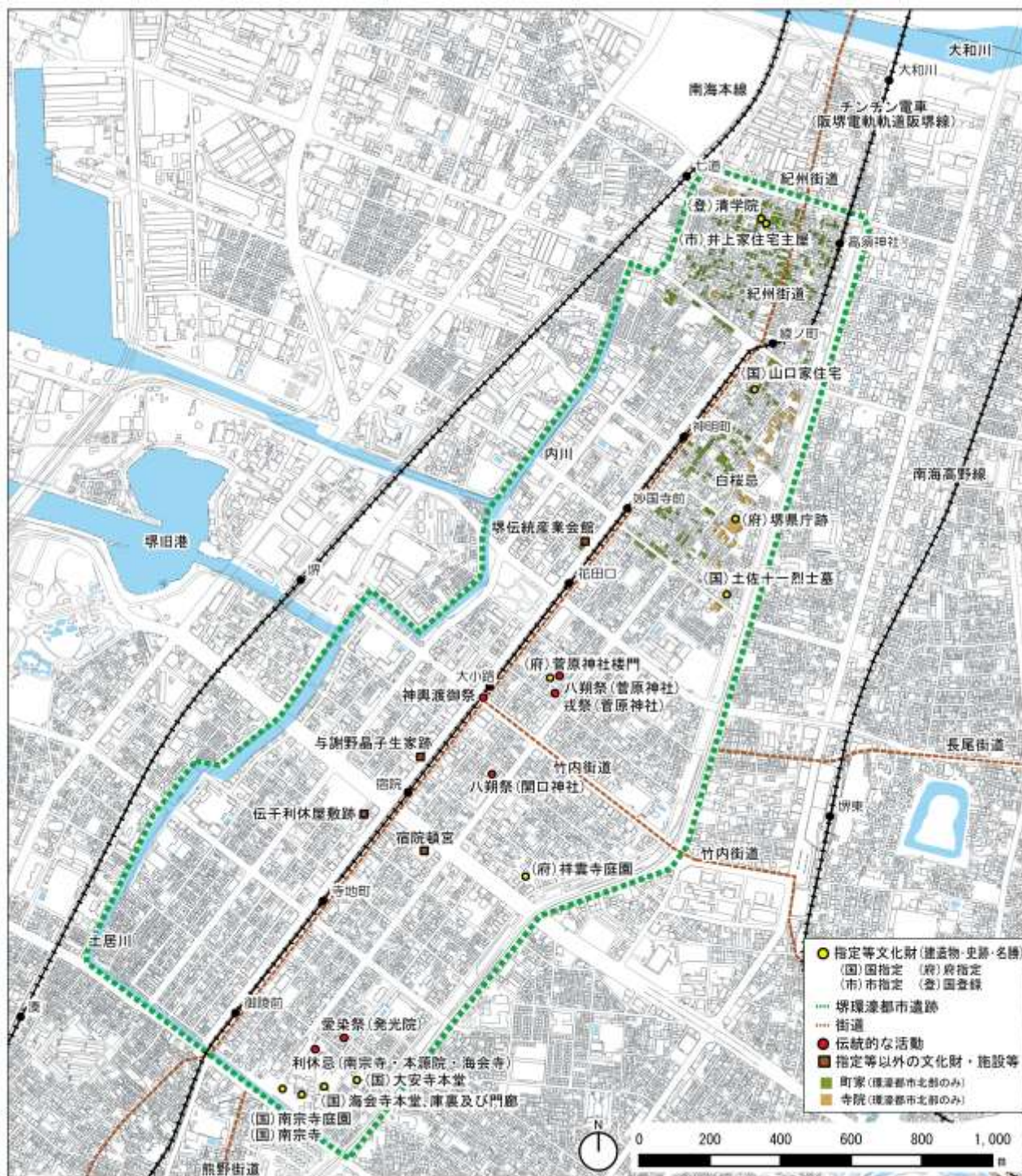
月見祭は、近代においてだんじりからふとん太鼓へ祭礼の一部が変わりながらも、百舌鳥八幡宮の氏子により、現在に至るまで継続して行われている。さらに、各町が世代を越えて独自の演出を工夫しながらふとん太鼓を運営している。このような仕組を通じて地域の人々の中での顔見知りの関係を構築することで、祭りが地域におけるコミュニティの求心力となっている。一方、百舌鳥精進は、百舌鳥八幡宮の氏子の間で地域をあげて取り組む精進潔斎である。近年は期間を短縮して元日だけ精進潔斎をするなど、住民が方法を変えながらも、正月の伝統行事を現在も守り続けている。

このように、百舌鳥では、百舌鳥八幡宮の伝統行事や祭礼を通して、地域の人々がひとつとなるとともに、伝統・文化・歴史を大切にする心が今もなお地域に根付き、大切に守り継がれている。

2. 環濠都市

堺は平安時代末期、上町台地西側の南北に連なる砂堆上に市場や港が形成され成立したまちである。古くから交通の要衝として発達し、堺を起点あるいは通過する街道である紀州街道、熊野街道、竹内街道、長尾街道、西高野街道の五街道が通じた。

鎌倉時代以降は、和泉と摂津の国境をはさみ「堺北荘」と「堺南荘」という荘園が置かれ、中世には有力町衆によって構成された「会合衆」の自治による自由都市として、勘合・南蛮貿易の拠点として発展した。宣教師も多く訪れ、永禄4年(1561)ポルトガル人宣教師ガスパー・ビレラが本国に対して、「此町はベニス市の如く執政官に依りて治めらる」(『耶蘇会士日本通信』)と報告している。



環濠都市における歴史上価値の高い建造物と伝統的な活動など

さらに天文 12 年(1543)の鉄砲伝来後は、鉄砲の一大生産地としても栄えた。

この当時の町割は、近年進む発掘調査によれば、現在の町割とは全く方向性の異なる自然地形や条里等に規定された複数の街区パターンが混在し、その街区は直線的な道路が規則的に直交していた。当時の濠は都市外周を囲う「惣構え堀」的な環濠だけでなく、都市内部を縦横に走る内濠も存在していた。この様子を「町は甚だ堅固にして、西方は海を以て、又他の側は深き堀を以て囲まれ、常に水充滿せり」と宣教師ガスパル・ビレラは永禄 5 年(1562)の書簡で報告している。

繁栄を極めた中世の都市域は、慶長 20 年(1615)の大坂夏の陣では「此悲しむべき火災のため、二万の家屋は火になめられ、非常なる経費を投じたる多くの偶像の寺院も共に焼失せり」と宣教師の報告に記されたように大被害を受けた。

江戸時代に入ると、徳川幕府の天領として、中世には濠の外であった村落の土地が新たに濠内の市街地に編入され、都市域は中世よりも一回り大きく拡大した。元和元年(1615)からは「元和の町割」といわれる都市全域を対象とした統一的な街区整備が実施され、元禄 2 年(1689)には堺奉行所により『堺大絵図』が作成された。環濠都市内では現在もこの町割が街区構成の基本となっている。南北 3km、東西 1 km に及ぶ区域とし、海に面した西方を除く北・東・南の三方に濠がめぐらされた。宝永元年(1704)、大和川が河内平野の洪水被害を防ぐ目的で、堺の北から大阪湾にそそぐよう付け替えられると、土砂の堆積により海岸が埋まり、新たに新田が形成された。港や海岸が埋まったことから土居川の水が海へ流れなくなったため、旧海岸線沿いに新たに濠(現在の内川)が作られ、天保 6 年(1835)には土居川と内川がつながり、現在の環濠の形態となっている。

区画は、東西の大小路通と南北の大道筋(紀州街道)を直交させ、各々並行させて一区画南北 60 間、東西 19~23 間の長方形の短冊型地割とし、両側町を形成する。また、市中に散在していた寺院は、環濠東端の農人町の内側に集められ、南北に連なる寺町が形成された。なお、明治 5 年(1872)の町名改正では、独立した「町」が「東 1 丁」や「西 2 丁」といった町名に変わったが、町を細分する意味合いを持つ「丁目」はなじまず、町と同格の意味で現在も市域の多くでは、町名の丁目には「目」が用いられていない。明治以降も商工業都市として発展を続け、今も古い街区や濠などの骨格をとどめつつ、刃物や線香などの伝統産業を継承した職住一体の生活様式が伝わる。



環濠都市全景



元禄 2 年(1689)『堺大絵図』と現在の市街地の比較

(1) 伝統産業にみる歴史的風致

環濠都市内では、「元和の町割」が整備されたことに伴い職人町が形成され、刃物、鉄砲、線香、鋳物、瓦などの生産が行われ、畿内における有数の産業のまちとして展開した。

現在も堺の匠の技術が多様な伝統産業の分野に受け継がれ、「刃物」「線香」「敷物」「注染・和晒」「昆布」「自転車」等の伝統産業が伝わる。その成立においては、環濠都市内に立地するものが多く、堺を代表する伝統産業品として、多くの人々に知られている。とりわけ刃物と線香については、環濠都市内の町家での製造販売が今も行われている。

刃物産業を支えた堺の鍛冶技術は庖丁鍛冶と鉄砲鍛冶に代表される。庖丁は人々の生活に深く根をおろし、鉄砲鍛冶は諸大名の御用鍛冶として権威を誇った。

鉄砲工場であった井上家住宅(市指定有形文化財)が北旅籠町西に今も現存する。この建物は江戸時代から明治初期まで続いた鉄砲鍛冶井上関右衛門の居宅兼作業場兼店舗である。井上家は江戸時代には鉄砲鍛冶を営み、その創業は江戸時代の初めにさかのぼると伝えられる。江戸時代を通じて、榎並・芝辻といった鉄砲鍛冶とともに鉄砲の生産を行った。

主屋は江戸時代前期に建築された間口三間半の棟を中心に、北側に増築された間口二間の座敷棟、南側に増築された間口三間の座敷棟により構成された建物である。いずれも平屋建てとし、屋根は切妻造の本瓦葺とする。敷地は中浜筋から西側の西六間筋まで抜け、元禄2年(1689)『堺大絵図』に見える間口六間の「井上関右衛門」邸にあたる。全国的にも数少ない近世初期の比較的小規模な町家建築として大変貴重な建造物である上、その増改築の状況からは鉄砲生産形態の変化を見て取ることができる。それに加えて、残された鉄砲製造に関わる数多くの資料等は、堺における江戸時代の主要産業であった鉄砲鍛冶屋の生活を知る上でも大変重要なものである。

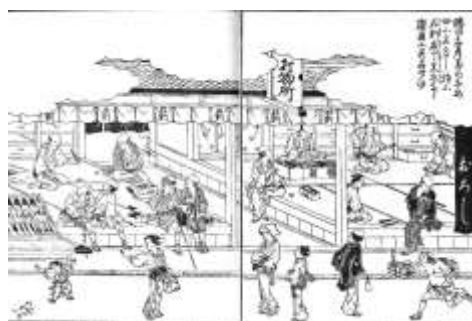
16世紀後半にはポルトガルから伝わった煙草が国内で栽培されるようになり、煙草の葉を刻む庖丁が大量に必要なになった為に、堺で初めて「煙草庖丁」が作られた。その起源には二説あり、一説によると、天正年間(1573～1592)、綾之町中浜通り在住の剃刀造り名人本手長兵衛の妻「おかた」が大坂城下でその剃刀を販売していたところ、切れ味の良さから豊臣秀吉の耳にとまり、その当時輸入品のみであった「煙草庖丁」を作るよう命じられた。作った製品は評判となり、「おかた庖丁」と呼ばれ、その子孫が庖丁鍛冶を継いだという(『煙草庖丁由来書』)。また、宝暦年間の『石割家由緒書』によると、石割家の祖先である刀匠梅ヶ枝七郎右衛門の妻「おかた」が向槌を打ったので「おかた庖丁」の名が知られるようになった。その庖丁は「石でも割れる」ということから「石割庖丁」と言われるようになったともいわれる。



堺で作られたさまざまな刃物



井上家住宅(鉄砲鍛冶屋敷)



石割庖丁の店舗の様子(『和泉名所図会』)

その後、徳川幕府では、享保 15 年(1730)に株仲間を 31 と定め、煙草庖丁の職人を堺の北部一帯に集めた。出来上がった庖丁には鍛冶屋名の他に「さかいきわめ堺極」の印を入れて堺奉行所の保護によって出荷された。明治 41 年(1908)に堺出身の歌人・謝野晶子(1878～1942)は「住の江や和泉の街の七まちの鍛冶の音きく菜の花の路」(『明星』)と詠んでいる。宿院交差点にはたばこ庖丁鍛冶が住吉社に寄進した燈籠が現存している。



宿院交差点の
「左海（堺）たばこ庖丁
鍛冶」燈籠

一方「出刃庖丁」は貞享元年(1684)に刊行された『堺鑑』に「魚肉を料理する庖丁、他国に勝れて当津よりうち出すを吉とす。その鍛冶出歯の口元なる故、人呼んで出刃庖丁と云えり、今に至る迄子孫絶えず。」と書かれており、出歯の鍛冶が打ったから出歯の庖丁と呼び始めたのが出刃庖丁の起源ということになっている。「山の上」とよばれていた現在の宿院周辺で盛んに作られており、元禄時代に刀工・山之上文殊四郎一門が料理庖丁を鍛えて非常にすぐれた出刃庖丁や薄刃庖丁をつくって、堺庖丁の名を高めた。『日本山海名物図絵』(宝暦 4 年(1754))でも堺庖丁が紹介され、「泉州堺の津山之上文殊四郎、庖丁鍛冶の名人なり。正銘黒打という。刃金のきたひよく、切れあぢ格別よし。出刃・薄刃・指身庖丁・まな箸・たばこ庖丁。いずれも皆名物なり。」とある。



堺庖丁 (『日本山海名物図絵』)

堺の打刃物は、地金と刃金を鍛接して造るのが特徴で、硬い鋼と軟らかい鉄が鍛造で接合されるので、良く切れて、その上折れず曲がらない刃物ができる。それらの庖丁鍛冶と刃付け、柄付けとそれぞれが分業体制で今も製造が行われている。



堺打刃物の製造風景

現在も環濠都市内を中心に刃物製造業者が分布し、一本一本丁寧に仕上げられた堺の庖丁は、プロの料理人からも高く評価され、使用する庖丁の多くが堺製であるといわれ、「堺打刃物」として本市内では唯一の国の伝統的工芸品に指定されている。



創業文化 2 年(1805)の
刃物製造販売店

創業文化 2 年(1805)の刃物製造販売店は、紀州街道に面して店舗を構える。桁行 5 間、つし 2 階の建物で、屋根は本瓦葺である。入口を入ると土間があり、店の間を構える。寛政 7 年(1795)『和泉名所図会』に「堺の名産万の打物 世に名高し。特に石割庖丁黒打ちなど、諸国にその名聞ゆ。」として紹介されている同時代の店構えと同じ様子を今に伝える。

線香については、中世には、堺を拠点とした南蛮貿易の交易品として白檀、沈香、伽羅といった香や生薬の原料が輸入されており、堺の薬種商がその商いを始めた。その起源についてはいくつかあるが、明治 35 年(1902)の『堺の薫物線香』沿革史では「天正年間、堺宿屋町大道薬種商、小西弥十郎如清ト云フ人、渡韓ノ際彼地ニ於テ線香製造ヲ伝習シ来リ堺ニテ製造ヲナシタルヲ我国ニテ線香製造ノ初トス」と紹介されている。また、「泉南仏国」といわれるほどに寺院が建立された堺では、その多くの寺院で時香や線香が焚かれ、また茶道や香道がたしなまれた。

これらの寺院は近世に入ると「元和の町割」に際し、それまで市中に散在していたものが 1 ケ所にまとめられ寺町が形成された。環濠都市内の東端に代表的な大寺院と中小寺院の組み合わせで配置され、今でも独特な景観を呈している。

元禄 2 年(1689)『堺大絵図』には、堺独特の名称として沈香をはじめとする香料・薫物を専門に商う商人「沈香屋」を屋号とする「沈香屋次郎兵衛」や「洗香屋治兵衛」といった名前がみられる。これは薬種問屋の中でも香を扱うところだけに特別に許可されたものであったという。堺奉行所の記録である「手鑑」には、延享 4 年(1747)には沈香屋 16 軒、線香屋 5 軒が、また宝暦 7 年(1757)には沈香屋 20 軒、線香屋 16 軒が見られ、その数が増加していたことがわかる。延享 4 年(1747)以前にも薬種屋、香具屋などもみられる。明治 24 年(1891)の『堺市物産品』の中には各種の商品と並んで「線香薫物商」として 7 社が名を連ねる。その後、線香産業は第二次世界大戦による戦災を受けて多くが廃業し、現在も営業を継続しているものは 11 社である。また工程の機械化が進み、コンピューター制御によって調合されるようになったが、現代でも、一部の高級線香は熟練職人の手によって調合されており、香料の調合率などは、それぞれの製造元独自の「調香」によりなされている。厳選された天然香料と職人技の妙が合わさり、独特の「調香」を施して完成した堺線香は、香りの芸術品と称されるほど奥深いものであり、大阪府知事指定伝統工芸品に指定されている。

また、江戸時代後期からの町家で製造及び販売を継続している店舗もあり、北半町の創業明治 20 年(1887)の線香製造販売店は、桁行 11.4m、梁間 11.9m、つし二階建、本瓦葺の町家で、道路に面して店を構える。通り土間を抜けると工場を配置し、その工場内では今も手作業による製造が続けられている。

堺を評する言葉のひとつに「もののはじまり何でも堺」がある。これは明治生まれの俳人、山本梅史が『堺音頭』の歌詞としたものである。その意味は堺は海に開かれ古くから交通の要の地として発展したために内外の文化がここを通過して流通し、日本を代表する文化や産業がここで育てられたということである。堺の産業は、歴史的に先進性・個性・創造性をもった独自性のある世界に誇る匠の技術に支えられており、耳をすませば聞こえてくる鍛冶の音や、まちなかにたどよう香料の薫りに呼び



寺町（神明町東周辺）

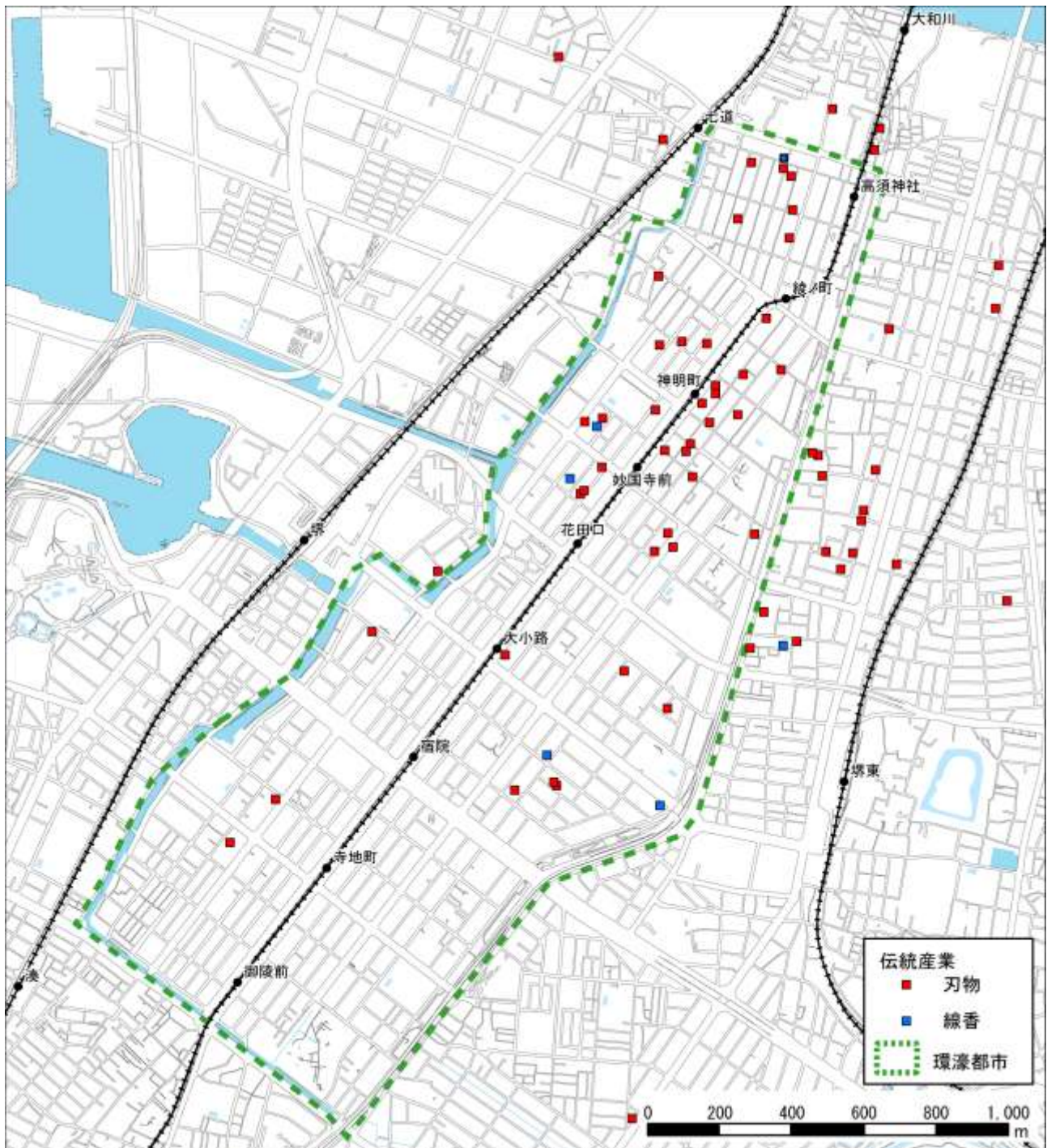


さまざまな線香



創業明治 20 年(1887)の
線香製造販売店

寄せられるように訪れる人々の多くが、江戸時代から続く町家での匠の技とその特別な空間に今もお魅了される。



環濠都市における伝統産業の店舗の分布

(2) 神輿渡御祭にみる歴史的風致

環濠都市内での最大の夏祭りは、住吉大社から宿院頓宮へ神輿行列が渡る神輿渡御祭、通称「おわたり」である。住吉大社は大阪市住吉区にある延喜式内社で、全国約2,300社余の住吉神社の総本社である。海の神である住吉三神(底筒男命、中筒男命、表筒男命)と息長足姫命(神功皇后)を祀り、その創建は1,800年前という。境内には本殿をはじめ、数多くの文化財が伝わる。国宝に指定されている本殿は四棟すべて海に向かって西面し、西から第三殿、第二殿、第一殿の順に縦に並び、第三殿の南に第四殿が建つ。現在の本殿は文化7年(1810)の造替時のものである。

切妻造、妻入で、柱はすべて丸柱で礎石上に立ち、正面及び前後二室の中間に大きな板扉を開き、他は板壁である。前後二室からなる独特の平面をもち、この形式を住吉造といい、四棟すべて同形式同規模でつくられる。

堺は古くは住吉大社領であり、宝永元年(1704)の大和川の付け替えまで、江戸時代中期に製作されたと考えられる『摂河両国水図』(柏元家文書)に見られるように、堺と大坂は地続きであった。現在でも「堺の住吉さん」と呼ばれているように、住吉大社は堺のまちとの深い関係を有している。

鎌倉時代末期頃の『住吉大神宮諸神事次第』には「開口御宿院頓宮」が見られる。江戸時代の『摂津名所図会』(寛政8年(1796))でも「開口とは、堺の宿院なり」、明治6年(1873)の記録(『住吉大社史』)にも「開口行宮」とあり、和泉国南荘の氏神である開口神社と宿院頓宮は明確に区別されていなかったことがうかがえる。また『和泉名所図会』でも、宿院は「摂州住吉大明神の御旅所也。方二町の地にして、西には大鳥居太しく、東北を名越岡といふ。」と記され、住吉大社の御旅所として位置付けられていたことがわかる。

頓宮社内の飯匙堀については飯匙池として「宿院にあり。池の形、飯匙に似たるゆへ、名とす。地神四代彦彦出見尊は、塩津翁即、三村明神の功によつて、海台に至り、豊玉妃と契りをむすびたまひて、干珠満珠を、聲引出物に得給ふとかや。海台より還給ひて、干珠は、宿院此地に蔵め、満珠は、住吉の玉出嶋に蔵め給ふ。南は陽にて、干珠をここに納め、六月の御禊あり。北は陰にて、満珠を玉出嶋に納め、九月卅日に、神輿をわたり、両珠をすすめ奉る也。六月九月は陰陽の御禊という。」と記され、住吉と堺との深い関わりがうかがえる。

なお、飯匙堀は元禄2年(1689)の『堺大絵図』にもすでに描か



住吉大社本殿と神輿



『摂河両国水図』(柏元家文書)



飯匙堀



宝暦8年(1758)の石燈籠

れており、現在も、敷地内に宝暦8年(1758)の寄進名がある石燈籠が残されている。近年には、石鳥居の刻銘にみられるように、昭和11年(1936)に、堀の大改修が行われた。



昭和11年(1936)の石鳥居

その住吉大社の夏祭りは7月の海の日に行われる「神輿洗みこしあらい神事しんじ」で神輿を洗い清める神事を始まりとし、7月31日に「夏越祓なごしはらえ神事しんじ」、8月1日に「神輿渡御祭みこしとぎよさい」通称「おわたり」が行われる。

おわたりは「夏越の祓え」とも呼ぶように、江戸時代までは6月の晦日の日に行われていたが、明治13年(1880)から8月1日に変更となった。

おわたりの様子は、古くは近隣に所在した海会寺住職の日記『蔗軒日録しゃけんにちろく』の文明16年(1484)6月29日の条に「住吉大明神楞嚴呪一返、例也、午後馬騎百人許、各持神討外国古兵具、送神輿而到于宿井之松原」と記され、騎馬行列を伴った住吉大明神の神輿が宿院に入る様子が記されている。イエズス会宣教師フロイスによる『日本史』永禄5年(1562)の記事でも、堺までの行列の様子が記されている。

また江戸時代初期に制作された『住吉祭礼図屏風』(市指定有形文化財)などからもその神輿の盛大な様子をうかがうことができる。この屏風は、6曲1双のもので、住吉大社の祭神が神輿に乗り、宿院の頓宮へ渡ってこられる様子を描いている。左隻は神輿の出発する住吉大社の賑わい、右隻は町人たちの仮装などをした風流行列が、先触れで堺の浜通から紀州街道を通り、東側に位置する宿院頓宮へと向かう様子となっている。



住吉祭礼図屏風 江戸時代初期 右隻(6曲1双のうち)

現在の祭りにおいても同様に神輿は住吉大社を出発し、数百mにも及ぶ列をなしながら紀州街道を南へと進む。その道中は見物人で賑わい、活気に溢れている。市境にあたる大和川に到着すると、神輿だけが川中の祭場へとさらに進み、大阪側から堺側への「ひきわたし」が行われる。そこから、紀州街道をさらに南へと進み、町家が多く残る北旅籠町周辺を過ぎると、チン電の愛称で親しまれる阪堺線のある大通りが見えてくる。街道沿道にはチン電のほか、ザビエル公園の愛称で



町家に吊るされた提灯

親しまれる戎公園もみられる。大行列は各町ごとの印が描かれた提灯を掲げた家々の前を通り、日が暮れかけた頃、ようやく神輿が御旅所である宿院頓宮へと到着する。その行列と見守る観客は隣接する宿院町公園をも覆いつくす。そして宿院頓宮において頓宮祭^{とんぐさい}が、隣接する飯匙堀において荒和大祓^{あらにごのおほはらえ}神事がそれぞれ行われた後、住吉大社へと戻り、半日をかけて盛大に行われる神輿渡御祭が終焉を迎える。



住吉祭における神輿渡御祭（おわたり）ルート

このように神輿渡御祭は「元和の町割」を引き継ぐ市街地を舞台として展開するものであり、『住吉祭礼図屏風』にも描かれる盛大な祭りの様子と賑わう街道やまちなみの中で、堺と住吉大社との古くからのつながりをもつ伝統の重みを伝え、海とともに歩んできた堺の人々の信仰心を感じることができる。そして、伝統に対する想いは、地域を越えてつながり、人々が訪れ、交わり、賑わってきた古いまちなみや街道などとともに、古き良き時代の香りを今に伝えている。

(3) 茶の湯にみる歴史的風致

応仁の乱以降に貿易で急成長を遂げた堺の経済力は、京や奈良をもしのぐほどに発展した。この経済力を背景に、堺商人の間では、連歌などさまざまな文化・文芸が花開く。茶の湯についても、北向道陳、武野紹鷗、千利休、今井宗久、津田宗及、山上宗二など多くの茶人を輩出し、作法や道具使いなどにおいて大きな変革が行われた。

武野紹鷗(1502～1555)は、茶室を四畳半に相応する草庵茶湯の規矩をつくりあげた。このころ、茶会の構成や点前の成立がみられ、茶会の様子を克明に記した茶会記が作成されている。なかでも、津田宗達、宗及親子の茶会記である『天王寺屋会記』は、天文 17 年(1548)から天正 13 年(1586)にかけて、堺、京、奈良などで行われた茶会の様子を記した貴重な史料である。

また、武野紹鷗に師事し、茶の湯を学んだ千利休(1522～1591)は、茶室を一畳台目や二畳のような小間に移行し、座敷の飾りを簡素化するなど、外見は質素であっても内面の充実を求める「わび茶」を完成させた。

16 世紀における、堺の都市事情や当時の茶の湯の様子については、17 世紀前半に宣教師のジョアン・ロドリゲスにより編纂された『日本教会史』のなかで、詳細に述べられている。

「(前略) 数寄と呼ばれるこの新しい茶の湯の様式は、有名で富裕な堺の都市にはじまった。(中略) その都市で資産を有している者は、大がかりに茶の湯に傾倒していた。また、日本国中ではもとより、さらに国外にまで及んでいた商取引によって、東山殿のものは別として、その都市には茶の湯の最高の道具があった。また、この地にあった茶の湯が市民の間で引き続いて行われていたので、そこにはこの芸道に最も優れた人々がでた。その人たちは、茶の湯のあまり重要でない点をいくらか改めて、現在行われている数寄を整備していった。たとえば、場所が狭いためにやむを得ず当初のものよりは小さい形の小家を造るようになったが、(中略) このような地所の狭さから、茶の湯にふけていた人のすべてが東山殿の残した形式で茶の湯の家をつくることはできないという事態が生じていた。そしてまた、その他の事情が起きて、茶の湯に精通した堺のある人たちは、幾本かの小さな樹木をわざわざ植えて、それに囲まれた前よりも小さい別の形で茶の家をつくった。そこでは、狭い地所の許す限り、田園にある一軒屋の様式をあらわすか、人里離れて住む隠遁者の草庵を真似るかして、自然の事象やその第一義を觀賞することに専念していた。(中略) この都市にあるこれら狭い小屋では、互いに茶を招待しあい、そうすることによってこの都市がその周辺に欠いていた爽やかな隠退の場所の補いをしていた。むしろ、ある点では彼らはこの様式が、純粋な隠退よりも勝ると考えていた。」

さらに、ロドリゲスは、堺ではこの隠退の場所を、「市中の山居」と呼んでいたと記している。当時堺においてつくられた茶室は、慶長 20 年(1615)の大坂夏の陣の前哨戦により、ことごとく焼け落ちている。しかし、慶長 20 年(1615)の被災後、幕府による復興が進められ、「元和の町割」と称する新しい都市計画が実施された。近世から近代にかけても、環濠都市内外にて茶室が建てられており、引き続き人々の間で茶の湯がたしなまれていることがうかがえる。特に、環濠都市では中世の茶の湯が引き継がれ、盛んに行われていた。堺区錦之町東 1 丁に位置する山口家住宅では、近世中期から後期に屋敷内において建築した茶室が、現在も残されている。山口家住宅は、慶長 20 年(1615)の焼土層の上に建築しており、江戸時代前期の建築である。近世初期の町家を知るうえで、全国的にも貴重な建物であることから、重要文化財に指定されている。建築当初は、大きな土間とそれに面した部屋で構成され、東側の山口筋に面して門があったことが、元禄 2 年(1689)の『堺大絵図』から読み取ることができる。主屋は、切妻造、妻入の瓦屋根であり、東面及び南面に庇をそなえる。安永 4 年(1775)

に主屋を改築し、南側に新しく玄関と座敷、西土蔵を建築し、さらに江戸中期から後期には奥座敷を増築し、寛政12年(1800)には北土蔵を建築するなどして、現在の間取りとなった。四畳半の茶室は、江戸時代中期から後期にかけて増築された建物内に設けられている。茶室へは、客が庭から訪れることができるように、飛び石と待合を設けている。現在は堺市立町家歴史館として公開しており、年に数回茶会が催されている。

南宗寺^{なんしゅうじ}には、利休没後百十年目の元禄13年(1700)に高木十三郎により建立された利休の供養塔がある。ここでは、元和年間以降300年にわたり、三千家の家元の供養塔が建立されており、茶の湯にとって神聖な場所となっている。

さらに、南宗寺では利休をしのぶ法要である利休忌を行っている。明治9年(1876)に千利休とゆかりのある塩穴寺から、二畳台目、草庵風の茶室である実相庵^{じっそうあん}が移されたことを契機として、1・3・5月には28日の利休忌日に、2・4・6月には19日の宗旦忌日に茶会を催し、さらに、利休正当忌の2月28日には盛大な茶会を行っていた。この実相庵は、昭和20年(1945)の空襲により焼失したが、昭和38年(1963)に茶室を再建した。現在は、2月27日に南宗寺本坊、本源院茶室、海会寺茶室において三千家による茶会が、さらに、11時より本堂において法要が行われている。

また、環濠都市には利休遺愛と伝えられる石造品が多数残されている。妙國寺の六地藏燈籠、大安寺の虹の手水鉢、時雨の井戸、南宗寺の袈裟形手水鉢などがある。堺今市町にあった利休屋敷の跡地と伝えられる場所では、弘化2年(1845)に加賀太郎兵衛が敷地内の井戸を取り込み、利休遺愛の「椿の井戸」として茶室を併設し再興した。後に所有者が変わり、辻本富三郎によって新たに「洗心洞」と名付けた茶室を建てていたが、堺空襲により焼損し、現在は井戸だけが残されている。

また、名水と伝えられている井戸が開口神社の境内に残されている。金龍井^{きんりゅうせい}と呼ばれており、元文元年(1736)刊行の『和泉志』には、天正年間までこの地に位置していた海会寺の井戸と伝えられ、茶の湯に適した水であると書かれている。

茶の湯に用いられる器については、湊焼をあげることができる。湊焼は、明暦元年(1655)に京都楽家三代道入の弟道楽が、さらに延宝年間(1673～1681)に上田吉右衛門が湊村(現在の堺区東湊・西湊町)に移住し、作陶^{さくとう}を行ったことが始まりとされる。現存する湊焼の作品は、江戸時代末頃以降のもので、茶碗、灰炮烙^{はいほうろく}、向付^{むこうづけ}などの茶道具が残されている。

茶の湯と深いつながりのある和菓子づくりは、中世に環濠都市で



山口家住宅での茶会の様子



利休供養塔



利休忌



南宗寺 実相庵



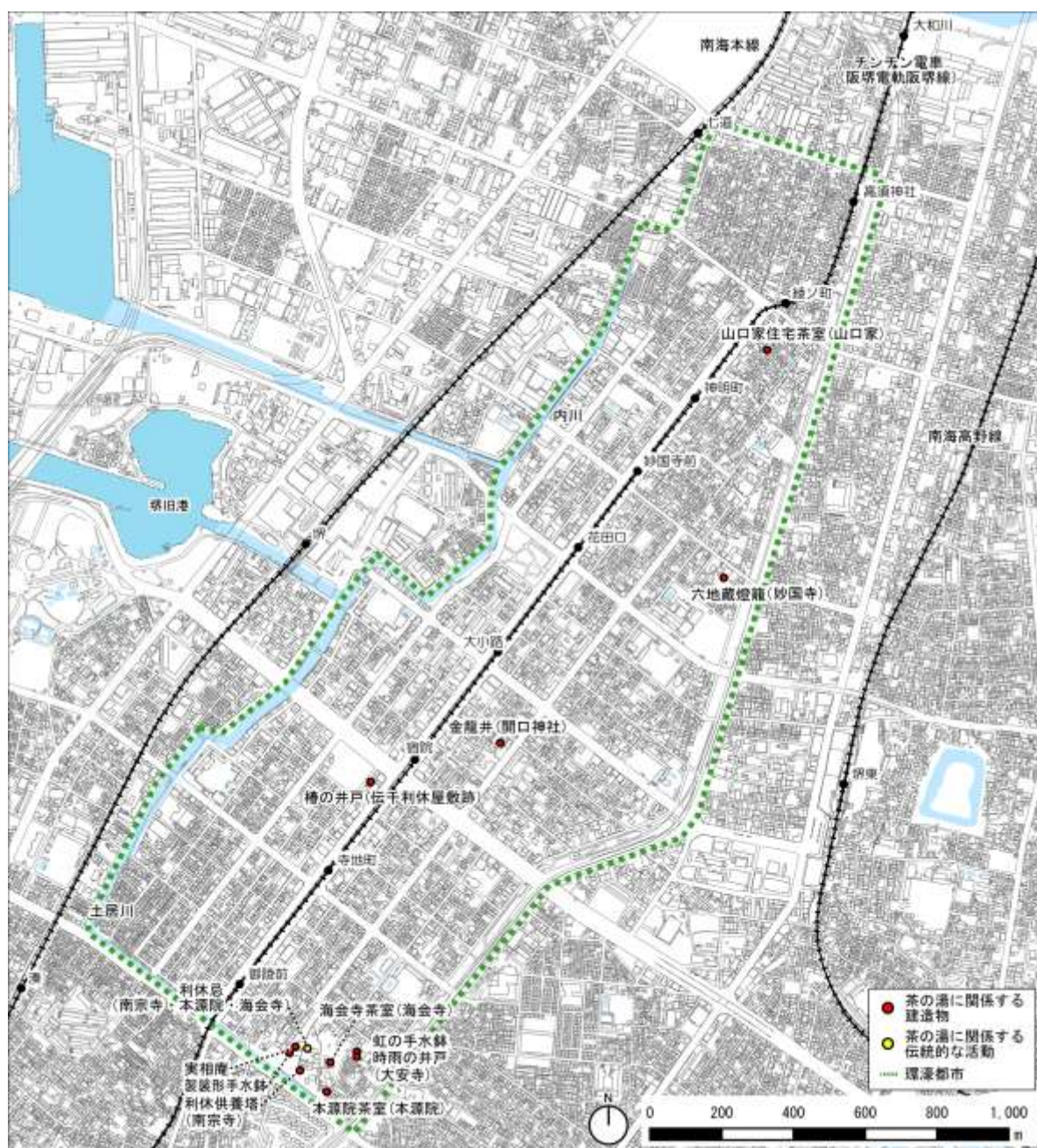
椿の井戸(伝千利休屋敷跡)

萌芽したと伝えられ、近世に発展している。近世の堺では、元禄8年(1695)の『手鑑』において、菓子屋が52軒記録されている。現在でも、市内には茶の湯に用いる和菓子を製造する店舗がある。

また、現在、大仙公園内の仲庵・黄梅庵や南宗寺では、10月の堺まつりに合わせて、堺大茶会が行われ、毎年20,000人以上もの参加があり、多くの市民のお茶を楽しむ姿が見られる。

堺での茶の湯は、中世には作法や茶室を改革するなど、国内で大きな影響を与えた。近世以降、400年以上の歳月を経てもなお、堺において茶の湯が盛んに行われていることを、茶室や利休忌、利休の供養塔などから伺い知ることができる。このことは、千利休をはじめとする堺の茶人が、茶の湯に与えた影響がいかに大きかったかを物語っている。なお、市内小学校では教育の中で茶の湯体験を進めており、新たな世代がこれをきっかけに、茶の湯に対する関心や、おもてなしの心を育んでいる。

茶の湯が持つ礼節やもてなしの心は、今もなお堺において広く伝わり、市内外の人々が流派にとらわれることなく茶の湯の文化にふれることができる。



3. 近郊集落

(1) こおどりをはじめとする伝統行事・祭礼にみる歴史的風致

江戸時代の堺と周辺集落は、米ほか商品作物の産地とその集散という関係だけでなく、日常生活でも深く結び付いていた。江戸時代の新田開発等の進展により近郊に新たな集落が形成されるなか、堺の中心部とのかかわりを持ちつつも、その土地の地域性や自然環境に即して形成された多様な集落の中で、個性豊かな祭礼・行事が行われてきた。

「^{にわだに}上神谷のこおどり」もまた、堺市南部の農村集落である鉢ヶ峯寺の延喜式内社國神社に伝わる神事舞踊として中世以来村の若衆によって伝えられてきた。現在でもこおどりの舞踊を行うことができるのは、鉢ヶ峯寺の男性のみである。國神社は、重要文化財に指定されている鎌倉時代後期建築の食堂と南北朝時代に建築された多宝塔が伝わる法道寺の鎮守社である。法道寺は寺伝によれば7世紀の中ごろに^{からほち}空鉢(法道)仙人が開いたとされ、古くは長福寺と称され、多数の子院を持つ大寺院であった。

「こおどり」は日露戦争(1904～1905)の影響や國神社が櫻井神社に合祀されたことなどから、明治後期より中断していたが、昭和8年(1933)に東京で行われた「全国郷土舞踊民謡大会」への出演を契機に、上神谷地域の人々の協力のもと本格的に復興し、それ以降、櫻井神社に奉納されるようになった。現在は、毎年10月の第1日曜日に行われている櫻井神社の秋季例大祭で奉納されている。

櫻井神社は延喜式内社で、推古5年(597)創建と伝える古社である。境内の中央に位置する拝殿は桁行5間、梁間3間、一重、切妻造、本瓦葺で中央に馬道を設ける。建築様式やその技法から鎌倉時代の建築とされる建物で、現存する拝殿建築のなかでも最も古いもののうちのひとつであり国宝に指定されている。

「こおどり」は、「ヒメコ」とよばれる神籬を「カンコ」という籠に入れて背負った鬼神と天狗による中踊りを中心として、口上役の新発知を先頭に、黒紋付に一文字笠を身に付けた外踊りが輪になって、音頭取りの「歌」に合わせて太鼓を叩きながら踊る芸能である。鬼神と天狗は稲作を守護する存在と考えられている。曲目は全部で九曲あるが、現在は「やかた踊り」「鎌倉踊り」「あひき踊り」と近年地元の尽力によって再現された「四季踊り」が踊られている。その他、演目の前に歌われる「道歌」と演目の後に歌われる「おかげ節」があり、おかげ節は、練り歩きの道中や新築の家、当家への歌いこみでも歌われる。

鉢ヶ峯寺地域の男の子は小学校四年生になると「こおどり」を習いはじめ、夏休みと秋祭りの前に厳しい練習が行われている。このように「こおどり」は、親から子へ、子から孫へと代々受け継がれ、その催行に際しては、鉢ヶ峯寺の伝統的紐帯である^{とうや}当家組織が中心的役割を担うなど、農村集落の生活の営みと一体となって伝えられてきた堺を代表する伝統芸能である。



上神谷のこおどり(櫻井神社拝殿前)
(昭和8年(1933))



上神谷のこおどり(櫻井神社拝殿前)
(現在)



櫻井神社 境内平面図

西区浜寺石津町中4丁に鎮座する延喜式内社であり日本最古の戎社と称する石津太神社では、12月14日に『日本書紀』に記された蛭子命^{いわた}の誕生と漂着の伝説に基づく冬季例大祭として「やっさいほっさい」が行われる。大正11年(1922)に刊行された『大阪府全志』等に見られるように、漂着した戎神を漁師たちが薪を燃やし暖めたという伝説にちなみ、約2,800本のご神木と呼ばれる薪を境内に円筒形に積み上げ、「トンド」の火焚きを行う。そして、火伏せの後に戎神に扮した山伏役を担いで燃え落ちた赤々とした炭の上の火渡りを3度行い、神社境内の周りを「ヤッサイホッサイ」の掛け声とともに3周する神事である。薪の燃え残りを家に持ち帰ると、厄除けのまじないになるといわれている。

境内の本殿（市指定有形文化財）は、その建築様式から17世紀中頃の建築とされるものである。北本殿は一間社流造^{いつけんしやながれづくり}、南本殿は一間社春日造^{かずがづくり}とし、同時代の本殿が2殿とも現存している。寛政8年(1796)の『和泉名所図会』にもその姿はすでに描かれている。江戸後期に建築された拝殿（市指定有形文化財）はそれぞれの本殿に対応して馬道が2ヶ所設けられている。一の鳥居は石造の鳥居で寛永19年(1642)のもので、市内で最も古い鳥居のひとつといえる。二の鳥居は嘉永2年(1849)に建立され、その銘文には神社境内の変遷や建設に関わった人々を知ることができる。

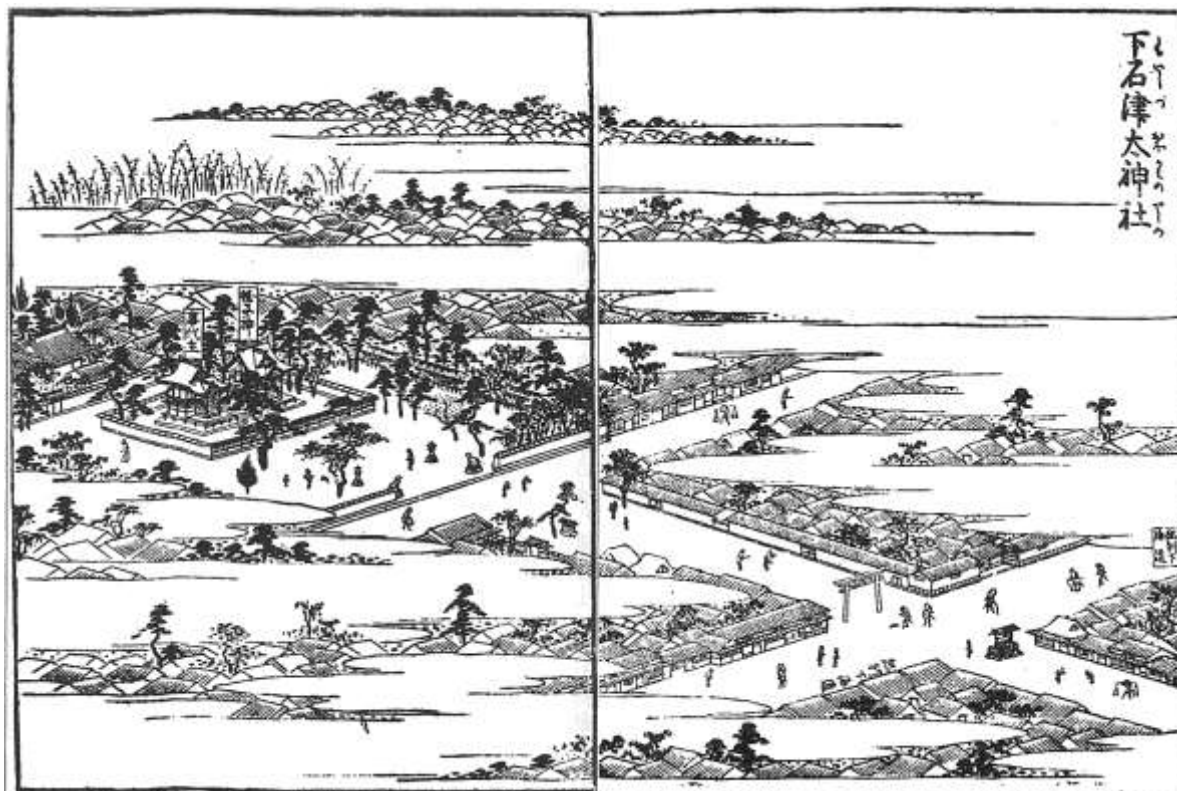
この祭礼は泉州一の奇祭であるともいわれ、他地域に例を見ない行事であり、漁業を生業としていた地域の信仰のありようをあらわした伝統行事として貴重であり、今も多くの人々でにぎわう。



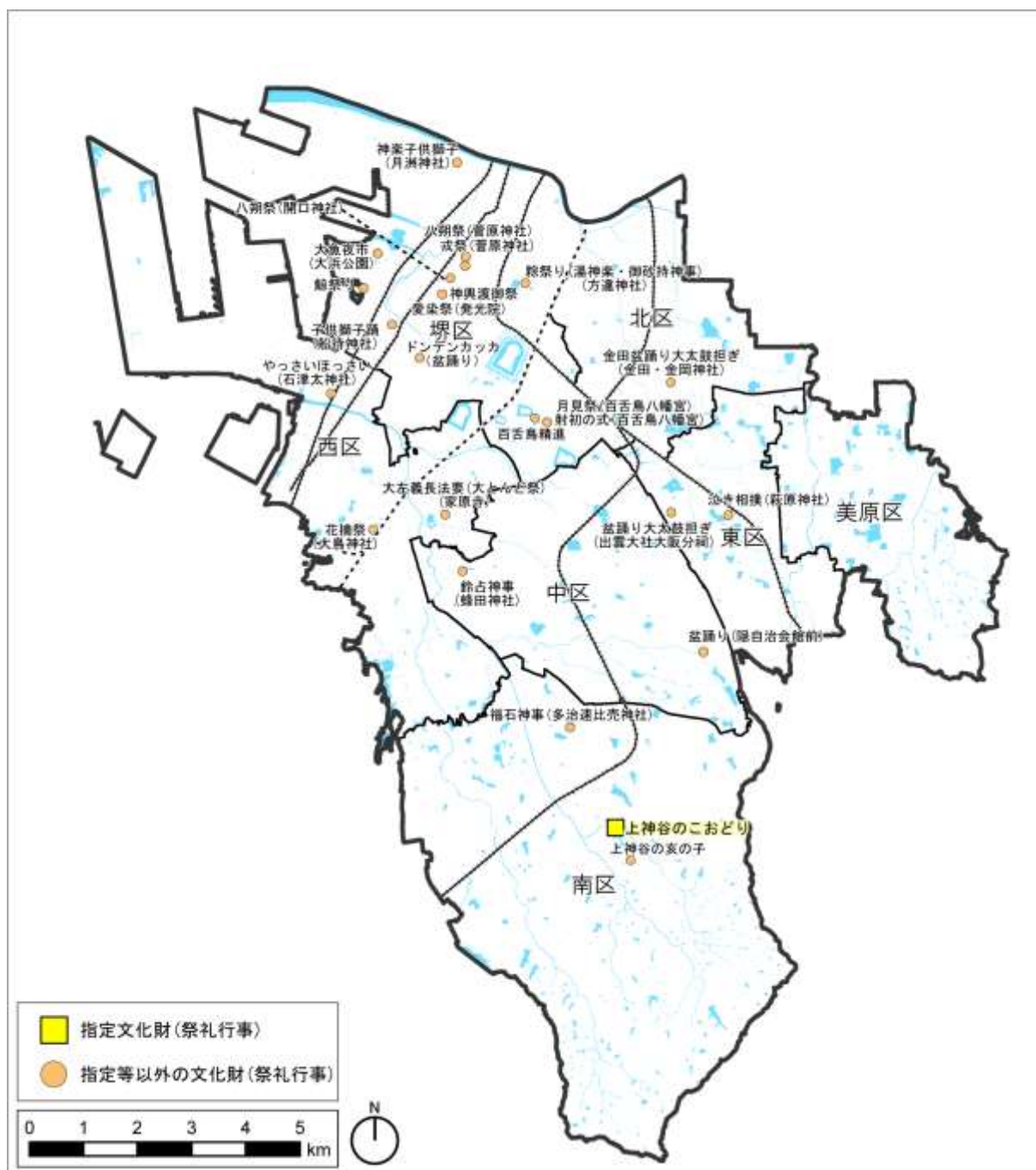
石津太神社 本殿



やっさいほっさい

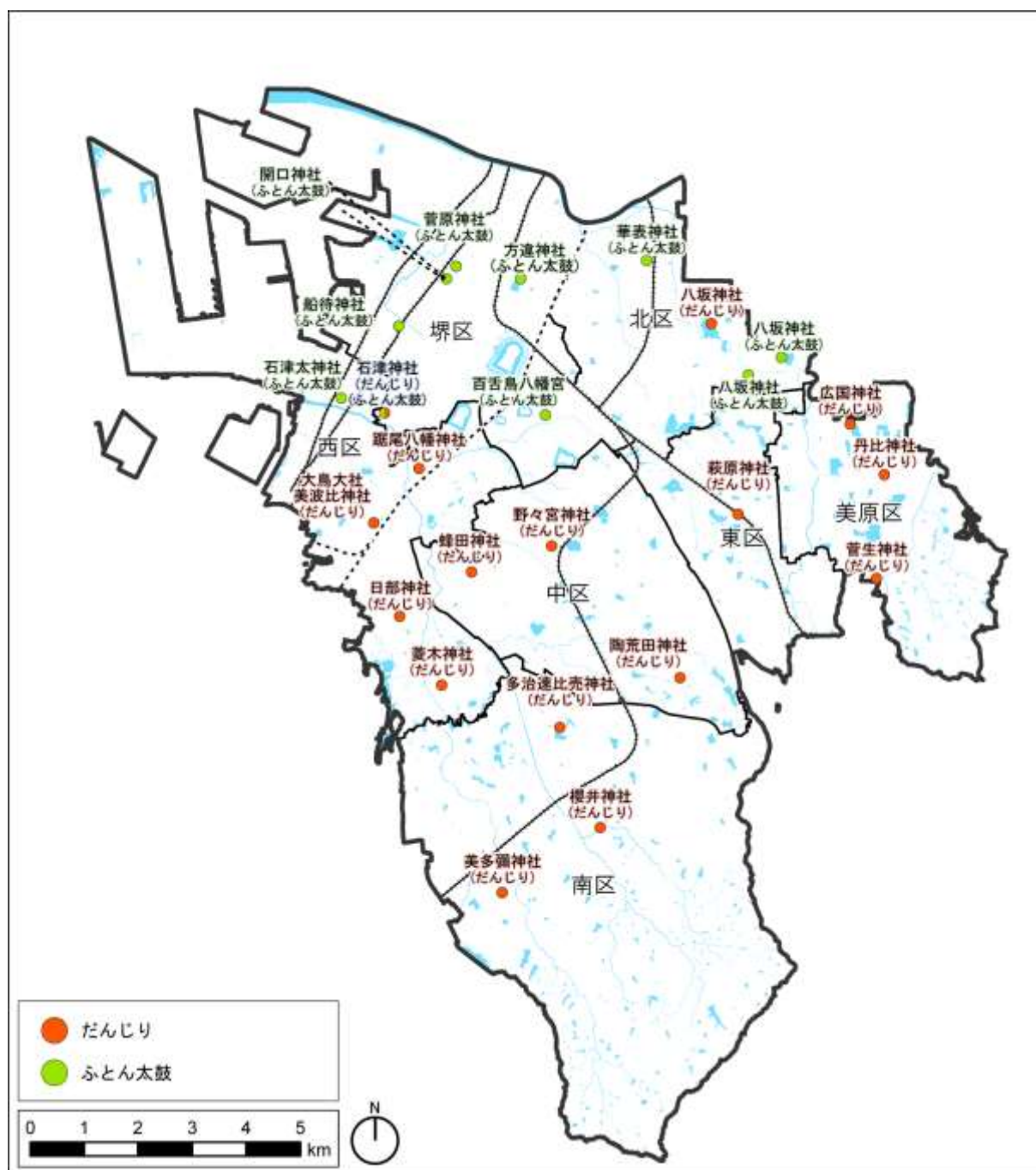


『和泉名所図会』寛政8年(1796)に描かれた石津太神社



また市域全域では、四季を通じ様々な祭礼が行われている。特に秋祭りには、だんじりやふとん太鼓が地域の神社へ奉納される。だんじりは、一台につき百点近くの彫刻が施されており、各町により彫刻師、題材も様々であり大変豪華なものである。ふとん太鼓は高さ約 4m、総重量約 3 t にも及ぶ。一斉に担いで練り歩く姿はまさに勇壮華麗といえる。

以上のように祭礼は、地域性や自然環境に即して形成された多様な集落の中で、豊穰や豊漁を祈念するなど個性豊かな祭礼が行われ、伝統を受け継ぎ、守り続ける地域の誇りとなっている。そして、人々はこれらの伝統行事・祭礼を通じて地域に根付く伝統を感じ、ひとつにまとまることができる。

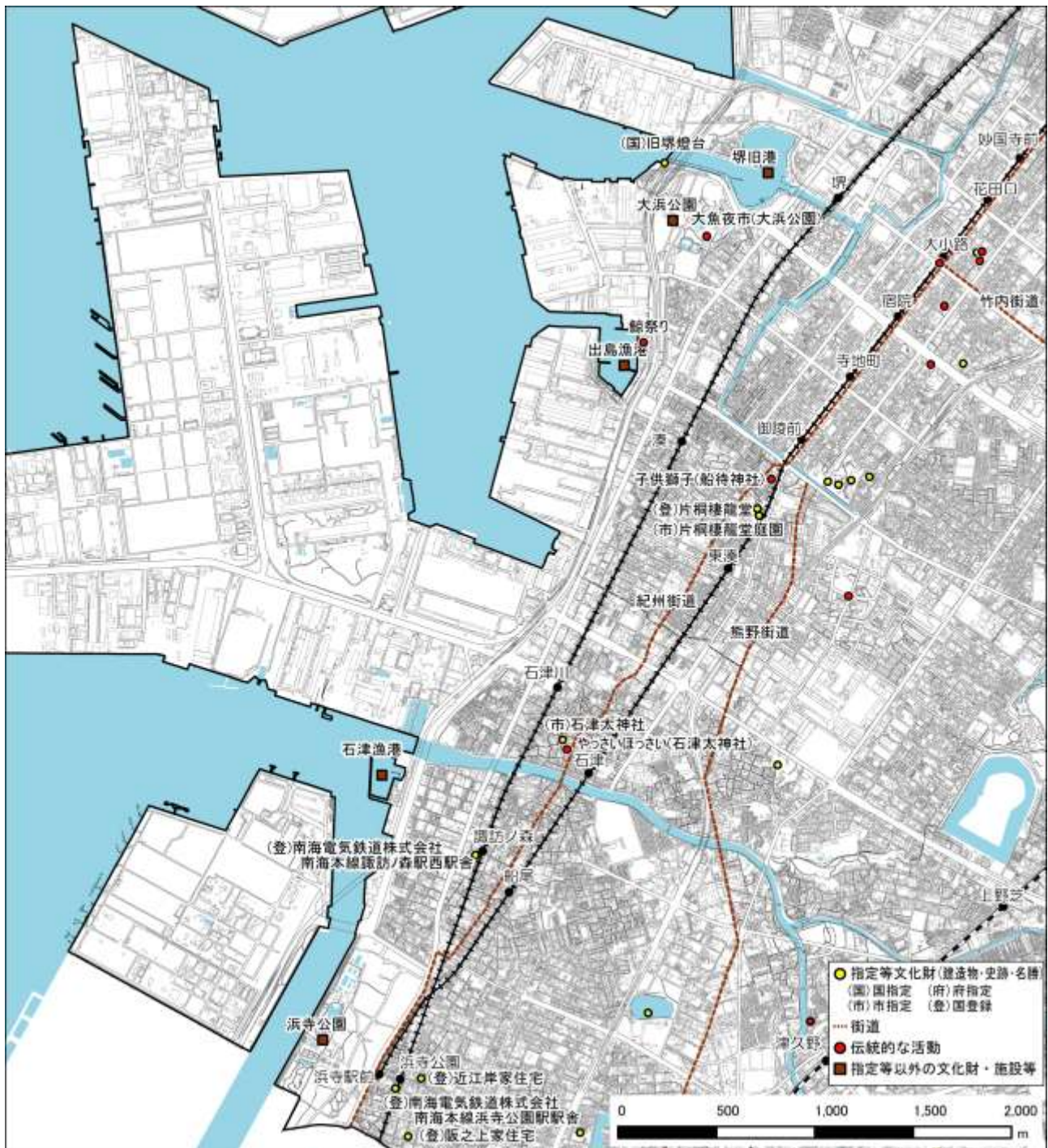


だんじり・ふとん太鼓の分布

4. 海浜部

(1) 海浜部の行楽にみる歴史的風致

「世に比類無し」と言われた浜寺の白砂青松の風致に代表されるように、堺の海浜部は古くから景勝地として知られてきた。平安時代には公家の藤原定頼の歌集『権中納言定頼卿集』に「さか井と云所にしほゆあみにおはしける」とみられるように、海水を暖めて温浴する塩風呂の習慣があり、「しほゆあみ」の名所としても、平安貴族の間で親しまれていた。このことが、近代以降の海水浴に発展するとともに、その後の浜寺公園や大浜公園を中心とする海浜部の行楽地化へと繋がっていく。



海浜部における歴史上価値の高い建造物と伝統的な活動など

西区の浜寺公園周辺は、古くから白砂青松の地として知られてきた。『万葉集』をはじめ平安時代の歌題にも数多くみられ、紀貫之は「おきつなみたかしのはまのはままつのなにこそ君をまちつわたれり」『古今集』と詠むなど、松林の連なる風光明媚な場所であった。元々は南北に通じる紀州街道の東部の田畑を守るために反対側の西部に大松林を設けたのが現代まで守り続けられた松林の起源である。



浜寺公園の松林

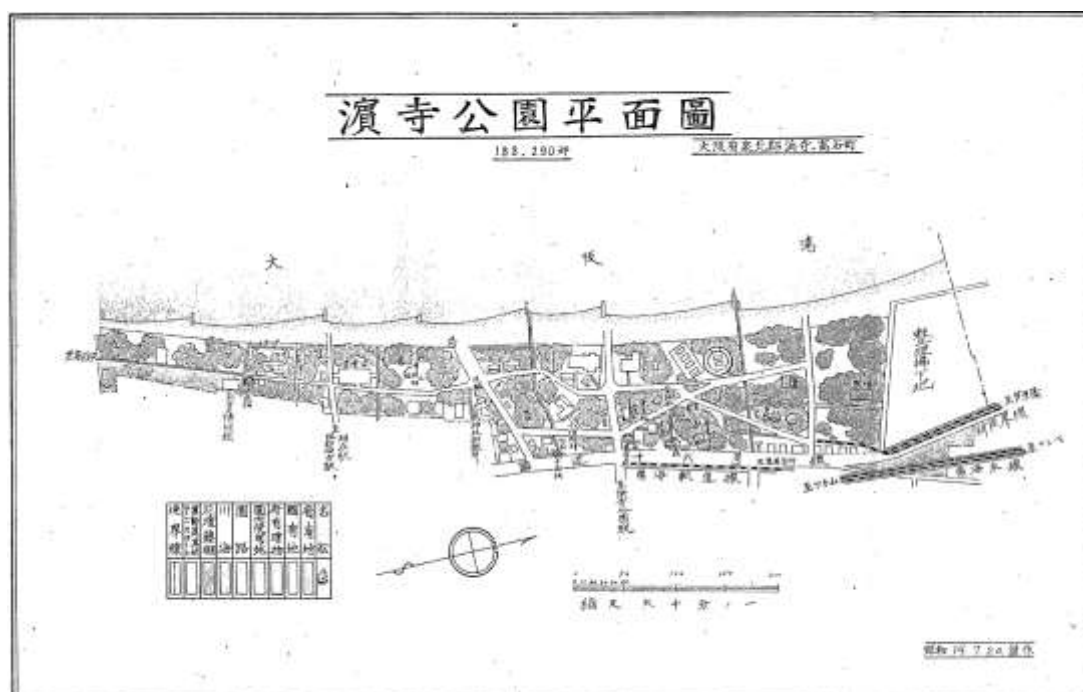
「浜寺」という地名は、14世紀にまでさかのぼることができる。かつて大雄寺という大寺院があり、「浜の寺」という通称で呼ばれていたことから地名になったといわれている。

明治時代になると、その松林が伐採の危機にさらされることとなるが、明治6年(1873)に大久保利通が訪れた際に、歴史に名高い松林の伐採を嘆き、松林の保存を説いたことから、その後、浜寺公園として開設されることとなる。近代公園制度のはじめとなる明治6年(1873)の太政官布達第16号「群衆遊観の場所に公園を設ける件」にもとづくもので、日本最初の都市公園の1つに位置付けられる。



惜松碑

その際に大久保利通の詠んだ歌「おとにきく高師の浜の浜松も世のあだ波はのがれざりけり」は、後に大阪府知事西村捨三の手によって石碑に刻まれ、現在も「惜松碑」として浜寺公園の入口に置かれている。この歌は「音に聞く 高師の浜の あだ波は かけじや袖の ^{きんようしゅう}ぬれもこそすれ」(『小倉百人一首』祐子内親王家紀伊(72番)『金葉集』)になぞらえたという。



『濱寺公園平面図』昭和14年(1939) (『濱寺公園誌』より)

明治30年(1897)には大阪と和歌山を結ぶ南海鉄道が開通し、大阪や堺の中心部からのアクセスが

容易となり、公園内とその周辺には高級別荘が建ち並ぶなど、高級リゾート地として発展した。明治38年(1905)には南海鉄道により海水浴場が整備され、翌年からは大阪毎日新聞も運営に加わるなど、大衆化が進むことで市民の行楽地として定着するとともに、関西一円からも多くの人々が訪れ、賑わうこととなった。その様子は絵はがきとして全国に紹介されている。



濱寺公園音楽堂付近(大正時代)
『都市絵はがき1 なにわの新名所』より



濱寺テント村(大正時代)
『都市絵はがき1 なにわの新名所』より



浜寺海水浴場(昭和36年閉鎖)



濱寺海水浴場入口(明治時代末期)
『都市絵はがき1 なにわの新名所』より



『濱寺海水浴場配置図』大正15年(1926) (『濱寺海水浴場二十周年史』より)



浜寺公園プール



大松林の下で行楽



花木を楽しむ行楽客



ばら庭園

大正 13 年(1924)には、5,000 人収容の大スタンド付庭球場が整備され、昭和 33 年(1958)には近代的な海浜公園を目指し、児童遊戯場、野外ステージ、パーゴラ、中央花壇等が完成した。また、昭和 38 年(1963)には、泉北臨海工業地帯の造成により浜寺海水浴場が閉鎖されたことに伴い、これに代わる施設として、当時東洋一と言われた多種多様のプール群が完成し、現在も多くの行楽客で賑わう。その他にも、交通遊園、子供汽車等の整備により、一段と近代的な公園としての充実を図ったほか、名勝地として愛されてきた松林の復元にも力をいれ、平成 4 年(1992)には、総本数約 5,000 本となっている。

現在では、この大松林に囲まれるテニスコートや球技場、野球場などの運動施設において、スポーツが親しまれているほか、園内通路では散歩やジョギング、シーズンには多くの家族連れがバーベキューやピクニックを楽しみ、1 年間を通じて多くの人々が賑わう公園となっている。

また、公園の一部において平成 3 年(1991)に開園した 2.7ha にも及ぶ「ばら庭園」では日本に自生する野生のバラや現代のバラなど、300 種、6,500 株もの様々なバラを観賞することができ、3 月から 12 月にかけて多くの行楽客を楽しませている。このような美しい花木や草木などの植栽は「ばら庭園」をはじめ、「花摘み園」や「メイン花壇」など、公園内の様々な場所で楽しむことができる。花摘み園はその名のとおり、公園内で唯一、花摘みを楽しめる場所で、招待した幼稚園児など多くの方々に親しまれている。

このような取り組み等により、浜寺公園を訪れる人々は一年を通じて行楽に親しむことができ、現在も年間 200 万人を超える多くの人々が浜寺公園を訪れ、様々な行楽を楽しんでいる。

浜寺公園の入口に位置する明治 40 年(1907)建築の「南海電気鉄道南海本線浜寺公園駅駅舎」(登録有形文化財)は、浜寺公園・海水浴場などの海浜リゾート地の玄関口として、また、かつての別荘地としての系譜を有する高級住宅地の玄関口として、浜寺地域の変遷と歴史を見守ってきた貴重な建造物である。明治期の日本を代表する建築家である辰野金吾が主宰した辰野片岡事務所の設計によるもので、木造、平屋建のハーフティンバー様式を用いた美しい駅舎は、明治時代に建築された数少ない現役駅舎として全国的にも希少性は高く、日本の近代建築の中でもその価値を高く評価されている。現在、駅舎の待合室は「南海ステーションギャラリー」として広く一般に開放されており、明治時代の雰囲気が残る室内で様々な催し物が開催されるなど、積極的に活用され、100 年以上にわたり、この地域ならではの歴史と文化を感じさせる地域のシンボルとして親しまれている。



現在の浜寺公園駅駅舎



浜寺公園駅(年代不詳)

また、その大阪寄りの隣駅には大正 8 年(1919)建築の「南海電気鉄道南海本線諏訪ノ森駅西駅舎」(登録有形文化財)がある。木造平屋建ての小規模な駅舎で、屋根、破風、待合室など、各所に特色あるデザインがちりばめられている。入口上方の明かり取り窓には、浜寺から淡路島にむかっの海岸の様子が描かれたステンドグラスが 5 枚はめこまれ、この駅舎の特徴となっている。当駅舎は、現役で現存する木造駅舎の一つとして希少性は高く、大阪府内では、浜寺公園駅駅舎とともに、駅舎としてはじめて登録有形文化財に登録されたほか(平成 10 年(1998))、土木学会「現存する重要な土木構造物 2800 選」、「近畿の駅百選」にも選定されており、小さいながらも、地域のシンボルとして、地域に溶け込んだ建築物となっている。



現在の諏訪ノ森駅西駅舎

このように、浜寺公園は日本で最初の都市公園のひとつとして開設され、市民をはじめ多くの人々の行楽の地として愛され続けている。新たな鉄道と全国有数の近代建築の駅舎の建造に始まり、各時代の社会情勢に応じて様々な公園施設が整備され、行楽地として発展を続けてきた一方、「世に比類無し」と言われた白砂青松の風致美を彩る大松林は今も行楽客に親しまれ、年間 200 万人を超える多くの人々が浜寺公園を訪れている。



浜寺公園の賑わいの様子

浜寺公園より北に位置する堺区の大浜公園は、幕末に外国船から海岸を防御する目的で御台場が築造され、明治に入り公園として整備された場所である。明治 21 年(1888)に阪堺鉄道が開通し、明治 36 年(1903)には第 5 回内国勸業博覧会の会場の一つとなった。その後公園内には水族館・公会堂などの施設が整備され、多くの人々で賑わった。また、潮干狩りなども盛んに行われ、その様子は多くの絵はがきにも見られる。大正 2 年(1913)には、辰野片岡事務所設計によるコテージ風の大浜潮湯が開業し、少女歌劇なども上演されていた。現在も、潮湯の伝統を引き継ぐ公衆浴場が大浜公園の近くで営業を続けている。また、日本初の全国学生相撲大会も大正 8 年(1919)に開催され、現在も両国国技館と隔年で開催されるなど、大浜公園相撲場は学生相撲の聖地と呼ばれている。

さらに大浜公園の北側には旧堺燈台が建つ。堺旧港の突端に位置する旧堺燈台は、明治 10 年(1877)に建築された建物で、建築当初の場所に現存する木造洋式燈台としては、わが国で最も古いもののひとつとして、昭和 47 年(1972)に史跡に指定されている。建築にあたっては、土台の石積みは堺旧港の港湾整備と併せて備前国(現在の岡山県)出身の石工・継国真吉が携わり、建築工事については、堺在住の大工・大眉佐太郎が行った。また灯部の点灯機械の取り付けは、横浜の燈台寮よりフランスのバービエール社の機器の購入を行い、英国人技師ビグルストーンが携わった。建築費は 2,125 円、点灯機械の購入には約 360 円を要している。それらの建築資金は、市民(当時は堺県)の寄付と堺県からの補助金によりまかなわれた。その後約 1 世紀の間、大阪湾を照らしつづけたが、周辺の埋め立て等により、昭和 43 年(1968)にはその灯りを消すことになった。近年老朽化が著しく、また、平成 13 年(2001)度から 18 年(2006)度まで実施した保存修理工事に伴う調査により建築過程が判明したため、明治 36 年(1903)頃の姿への復原整備が実施された。近年は、旧堺燈台の周辺の回遊を楽しむ市民も増えており、7 月の一般公開の際には、2 日間の公開で約 1,000 人が訪れている。

このように、浜寺公園、大浜公園を中心とする海浜部は、大



堺名所(大浜公園)明治 36 年(1903)



「堺大濱蛤取り」(昭和初期)



「大浜潮湯及び歌劇場」
(大正～昭和初期頃)



現在の大浜公園(水族館跡地)

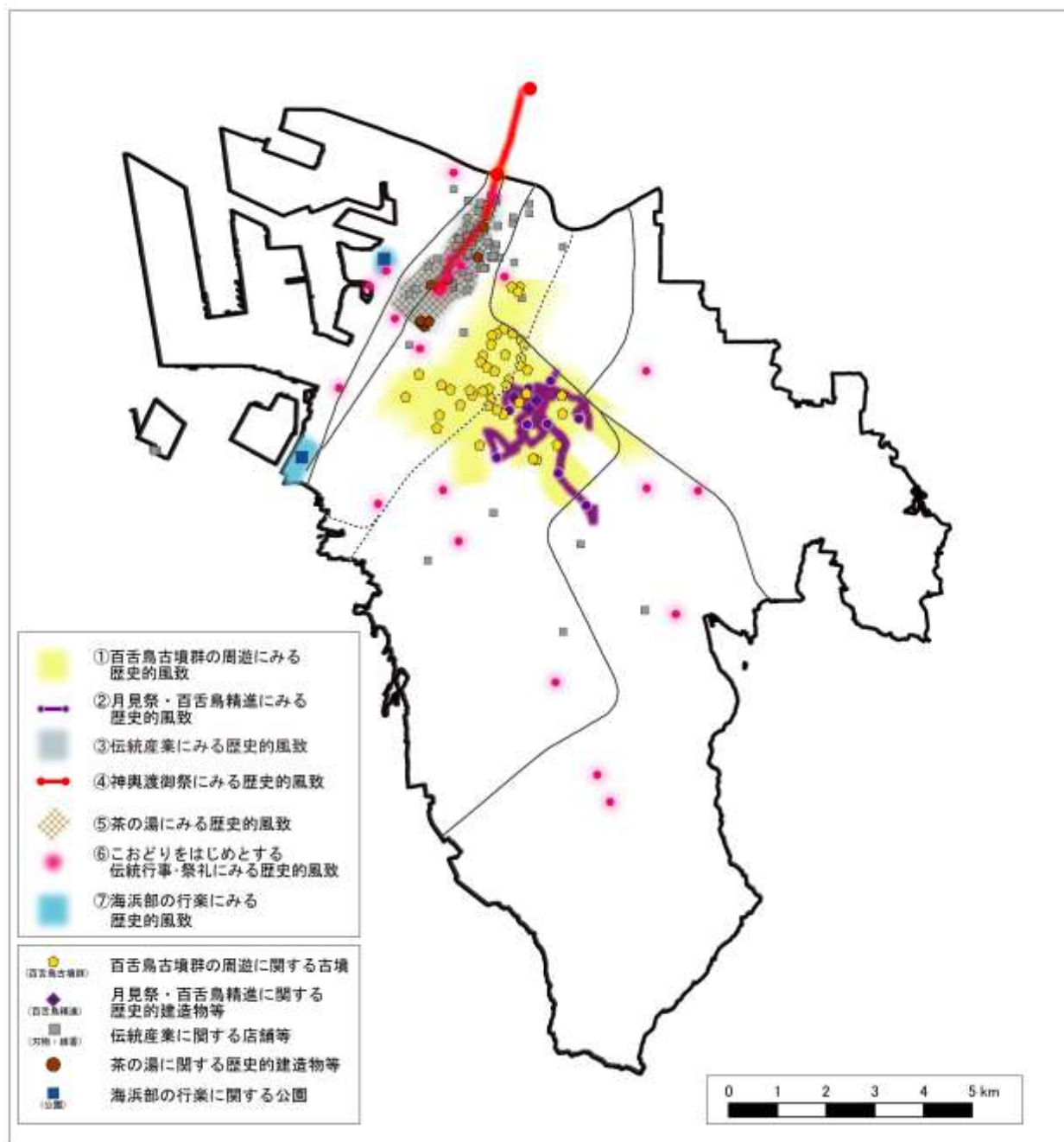


旧堺燈台

松林や旧堺燈台などにみられる古くからの景勝を今に受け継ぎ、訪れる人々に歴史香る憩いの場として親しまれている。また、それぞれの時代に行楽地として最先端を歩み、様々な形で来訪者を楽しませており、その賑わいが絶えることはない。昔も今も変わることなく、地域の人々をはじめ多くの人々がこの地に親しみを感じながら、週末には家族連れや仲間たちが集い、賑わい、そして笑いながら、それぞれの行楽を楽しんでいる。

5. 堺市の維持向上すべき歴史的風致

以上のように、堺には7つの歴史的風致をみることができる。これらは、下図のように市域全域にわたっており、古墳時代にはじまり各時代に培われてきた多様な歴史・文化資源を、地域の人々が現在も大切に守り、次世代へと受け継がれている。



堺市の維持向上すべき歴史的風致

IV. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 「歴史上価値の高い建造物等の保存・活用」に関する課題

本市では、これまでも文化財の指定や登録等を行うことで歴史上価値の高い建造物の保存に努めてきた。未指定ながらも高い価値を有する古墳や町家、全市に分布する寺社などの歴史的建造物、近代以降の海浜行楽文化を象徴する公園や建造物等が数多く残されているものの、時代の移り変わりとともに、その保存・活用に課題が生じ始めている。

古墳については、墳丘の損傷などにより本来の形状を確認できないもの、あるいは民間開発により消滅する恐れがあるものなどがある。さらに、その近隣にあり、百舌鳥における伝統文化の継承を担ってきた歴史的建造物についても老朽化が進みつつあり、その保存が大きな課題となっている。

また、江戸時代からの伝統産業の工房や店舗が多く立地する環濠都市内では、戦時中の建物疎開や、昭和 20 年(1945)の堺大空襲を経て、なおも残る「元和の町割」や「伝統産業を育み続けてきた町家」、寺社などの歴史を感じさせる建造物がある。しかしながら、町家等は老朽化が進み、その維持管理や補修費用が大きな負担となるなどにより、現代風の建物への建替えや増改築、取り壊しなどが進みつつある。



古墳周濠でのアオコの発生



樹木による古墳への眺望阻害

(2) 「歴史的建造物の周辺市街地の環境」に関する課題

古墳については、その周囲の市街化の進行や濠におけるアオコの発生などにより、古墳が生み出す豊かな情景が阻害されつつある。さらに、仁徳天皇陵古墳等に隣接して位置する大仙公園に代表されるように、古墳及び周囲には古墳と一体となった緑地があるものの、周辺の建物や園内の樹木が古墳への眺望を一部で阻害する例がみられる。このように、全国有数の規模を誇る巨大な古墳ならびに古墳群を一望することが出来ない現状となっており、周遊に対する取り組みが不足している。

また、歴史的建造物等の周辺市街地では、かつては多くの人々が活発に活動し、周囲のまちなみとあいまって特有の歴史的風致を形成していた。しかし、歴史的風致を育んできた環濠都市内の環境は、町家等に代表される歴史的建造物の減少に伴い、少しずつその様相を変化させている。神輿渡御祭の際には多くの人々が賑わう紀州街道の沿道などは、都市基盤の整備、空地や駐車場の増加、建替わりなどにより歴史的な景観は失われつつあり、紀州街道の中心を走る阪堺線停留場の老朽化の進行や沿道の植栽帯が充実していない面も街道周辺の風情が消失しつつある要因のひとつとなっている。



空地化が進行する紀州街道沿道
(環濠都市北部)

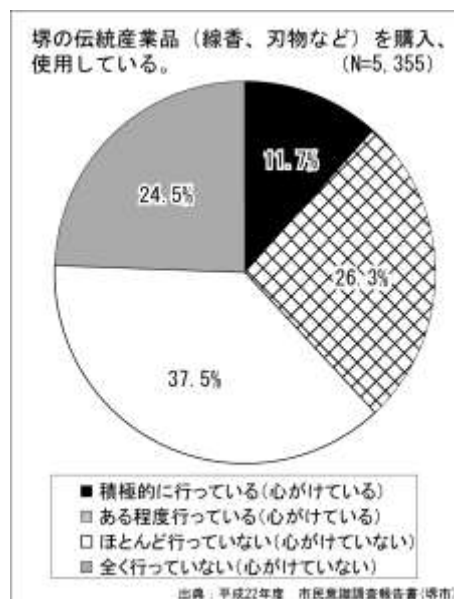


老朽化が進行する阪堺線の停留場

(3) 「伝統を反映した人々の活動」に関する課題

堺の人々は「もののはじまり何でも堺」の言葉に示されるとおり、新しいものを取り入れる気風や柔軟さを持ち合わせ「世界に誇る匠の技」を高めてきた。しかし、国内外の他の産地との厳しい価格競争や、多様化する消費者ニーズへの対応の遅れ、また、職人の高齢化などにより、伝統産業の多くは経済的に厳しい状況下に置かれている。平成 22 年(2010)度市民意識調査において、「伝統産業品を積極的に購入・使用している」と回答した市民は約 1 割にとどまった。生活スタイルや産業構造の変化を背景に、地域に根付いていた伝統産業への関心が薄れつつあり、その継承・継続にも影響を及ぼしていると考えられる。

また、本市に古くから伝わる伝統文化、伝統的な祭礼行事についても、近年の社会・経済情勢を受け、課題が生じている。茶の湯については、イベントなどの催しを通じて多くの人々が親しんでいるが、茶の湯を学ぶ機会は限られている。また、千利休のことは知っていても、中世の堺の茶人が「茶の湯」を通して日本文化に与えた影響や業績を知る人は少なく、堺で育まれた「茶の湯文化」が持つ本当の深みが市民さらには訪れる人々に伝えきれていない現状にある。また、祭礼行事については、伝統の重み、信仰心、地域の誇り・協力体制により受け継がれているが、近世から続く集落住民と近接する新興住宅地の住民との間でのコミュニティの形成が十分に行われていない面も一部でみられ、伝統行事や祭礼の歴史的意義・大切さに対する認識の希薄化による次世代の担い手不足に課題を抱えている。



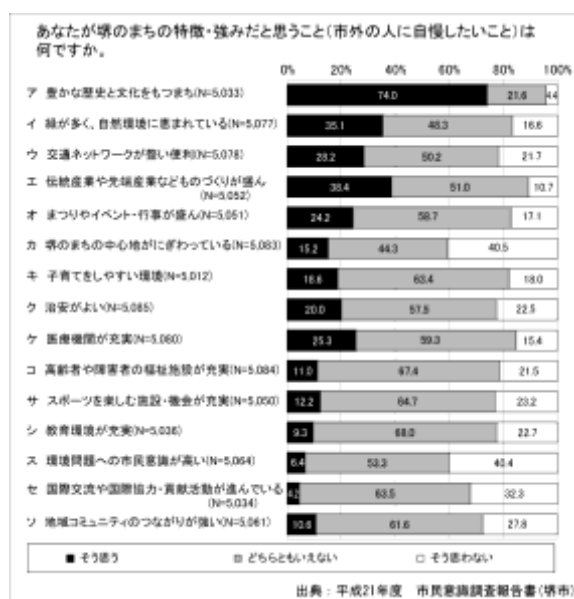
「堺の伝統産業品（線香、刃物など）を購入、使用している」

(4) 「歴史・文化に対する市民意識」に関する課題

本市は、様々な文化を発祥し、国内外から人が集まり交流する「自由・自治都市」として繁栄した輝かしい歴史を有する都市であり、「未来へ飛躍する自由・自治都市～安らぎ・楽しみ・活躍する場として「希まれるまち」へ～」をスローガンに、歴史と文化、自由と自治の精神を礎に、未来へ挑戦し続け、飛躍していく都市をめざしている。

こうした目標に向けた取組みのなか、平成 21 年(2009)7 月に市民 10,000 人を対象に実施した「平成 21 年度市民意識調査」の結果では、「堺のまちの強み」として、回答者の約 7 割が「豊かな歴史と文化をもつまち」と回答しており、市民にとっても歴史と文化が本市の大きな強みと捉えられていることがわかる。

その一方で、「堺の豊かな歴史資源や文化資源を身近に感じることができる」という回答は「そう思う」と「ある程



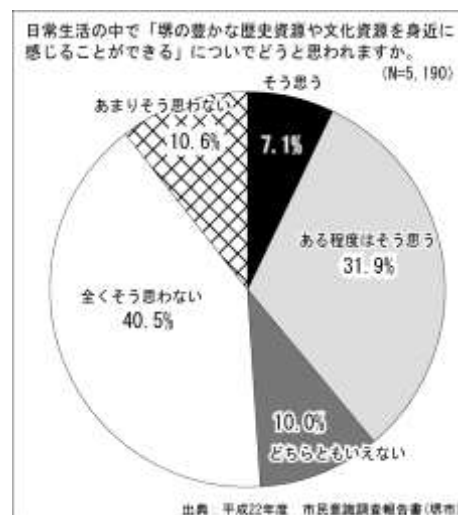
「あなたが堺のまちの特徴・強みだと思うこと(市外の人に自慢したいこと)」(複数回答)

度そう思う」を合わせて全体の4割弱にとどまり、このことから市民は「歴史と文化をもつまち」という意識を持っている一方で、それらが身近なものとして十分に市民へ浸透していない現状が浮き彫りとなっている。

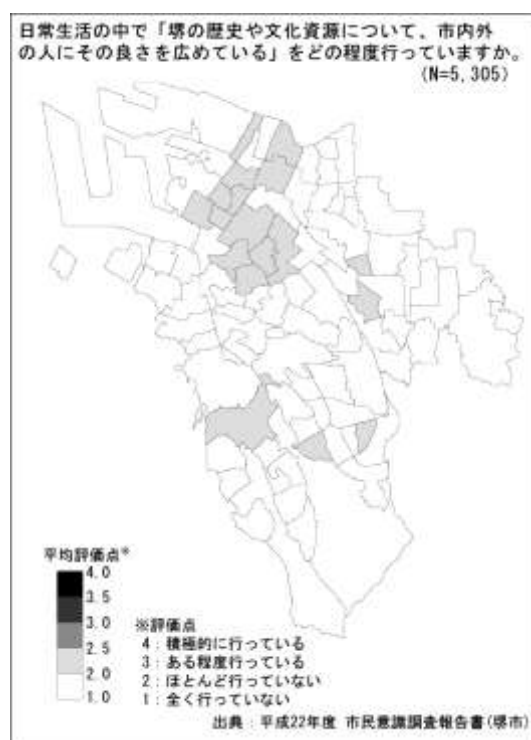
また、同調査の伝統産業に関する設問において、堺の歴史・文化資源に関し、日常生活の中で「市内外の人にその良さを広めている」という市民は、百舌鳥古墳群周辺及び環濠都市など一部の地域でみられるものの、その他の地域ではほとんど行っていない状況にあり、全体的に非常に少ない結果となっている。

以上のことから、多くの市民が本市の歴史・文化資源に触れつつも身近なものに感じていない面があり、その「素晴らしさ」に対する理解と愛着を市民全体、さらには市外の人々も含めて共有できていないことがうかがえる。

百舌鳥古墳群の周囲一体において、江戸時代から古墳を巡る周遊が行われてきたことに代表されるように、昔から数多くの人々が本市の名所や旧跡を訪れているが、今般、百舌鳥古墳群をはじめとする歴史資源や茶の湯をはじめとする伝統文化など、堺固有の歴史的資源について、その素晴らしさを市内外に十分に発信できていないこと、これらの歴史的資源を巡る周遊ルートや案内表示などのインフラ整備が不十分であること、多くの来訪者が本市の歴史的資源を体感し、理解を深めるための「おもてなしの準備」が不足していることなどが課題として挙げられる。



「日常生活の中で「堺の豊かな歴史資源や文化資源を身近に感じることができる。」



「堺の歴史や文化資源について、市内外の人にその良さを広めている」

2. 堺市マスタープラン及び分野別計画における歴史的風致の維持向上に関するまちづくりの位置付け

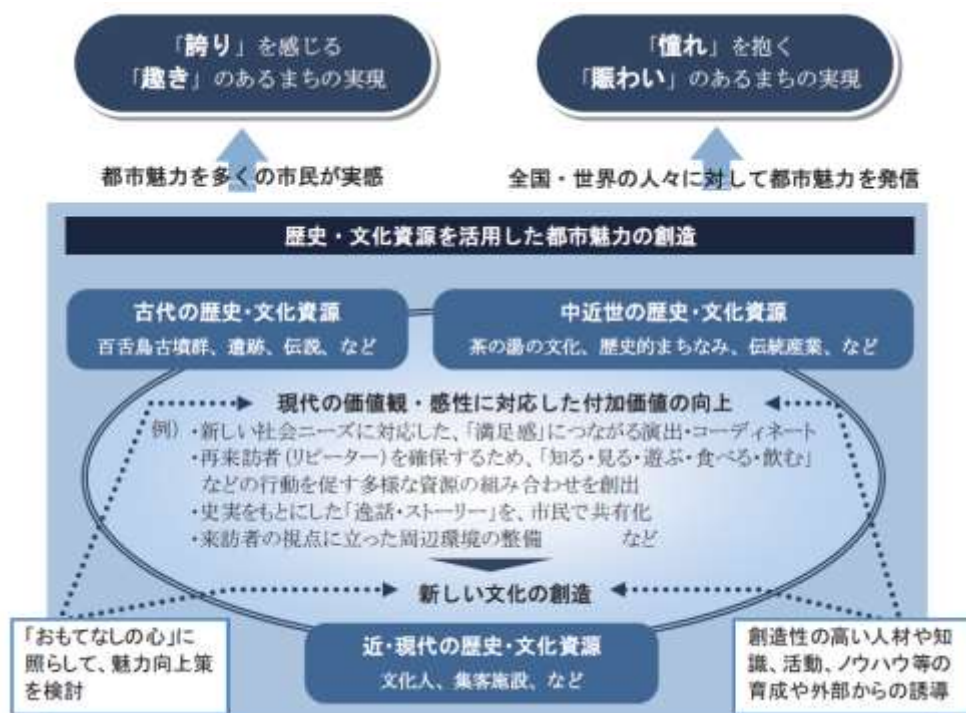
(1) 堺市マスタープラン『さかい未来・夢コンパス』

本市では、堺市総合計画『堺 21 世紀・未来デザイン』の基本構想のもと、平成 23 年(2011)度から平成 32 年(2020)度の 10 年間のまちづくりの基本的な方向性と取組みを示す堺市マスタープラン『さかい未来・夢コンパス』を平成 23 年(2011)3 月に策定し、輝かしい歴史を有する都市として、先人から受け継いだ歴史と文化、自由と自治の精神を礎として、未来へ向けて挑戦し続け、飛躍していく都市をめざし、まちづくりを推進している。

同プランにおいては、将来像実現に向けた重点プロジェクト「堺・3つの挑戦」のひとつに、「歴史文化のまち堺・魅力創造への挑戦!」を掲げ、市民が「誇り」を感じる「趣き」があり、全国・世界の人々が「憧れ」を抱く「賑わい」のあるまちの実現をめざしている。

新しいまちの姿 (イメージ)

- ・古来から引き継いできた豊かな歴史・文化資源について、すべての市民が貴重なまちの資産としての認識を共有し、その価値を守り、より高めて次世代へ受け継いでいく。
- ・市民の誰もが堺のまちを愛し、全国・世界の人々に堺の良さを自慢している。
- ・多くの人々が、堺から発信される魅力に惹かれて、まちを訪れる。
- ・来訪者は「おもてなしの心」で迎えられ、堺のまちで体験することすべてに満足し、「再びこのまちを訪れたい」と願うようになる。
- ・そして堺にはより多くの人々が集まり、創造的な活動が一層活発になり、新しい文化が創造され、世界に発信される。
- ・堺は、歴史文化を礎に内外に都市魅力を発信し、市民が「誇り」を感じる「趣き」のあるまちに、そして全国・世界の人々が「憧れ」を抱く「賑わい」のあるまちになっている。



プロジェクト推進イメージ図

(2) 『堺市都市計画マスタープラン』

将来像の実現に向けた都市計画の基本的な方針である『堺市都市計画マスタープラン』では、平成32年(2020)度を目標に都市づくりの基本姿勢として、「歴史・文化を活かし、持続可能な、自治都市を支える協働の都市づくり」を掲げている。その中で、「～輝かしい歴史・豊かな文化を活かし、世界に誇れるまちの活力や魅力を生みだす～ 地域の誇りとして歴史・文化資源を守り、活用することによって、国内外の多くの人々にとって訪れたい、また住民にとって暮らし続けたいという地域ひいては都市の魅力へと高めていくことが重要であり、世界文化遺産登録をめざしている百舌鳥古墳群をはじめとした歴史・文化資源の有する価値を市民一人ひとりが再認識し、それぞれの魅力や歴史がもっと身近に感じられる都市づくりを進める」としている。



(3) 『堺 都心のまちづくりプラン』

『堺 都心のまちづくりプラン』では、都心地域における都市機能のさらなる集積や、堺らしい魅力ある都市空間の形成を図り、快適に暮らせる都心のライフスタイル創出や市民が愛着を感じられるまちづくりを推進するとともに、豊富な歴史・文化資源を活かした新たな都市魅力の創出により、定住人口及び交流人口の増加をめざとしている。

【まちづくりの目標】

『人が集い、交流し、賑わいと活力のあふれる都心』

— 歴史・文化が香る自由・自治の進取の気風が息づくまちをめざして —

かつて日本を代表する自治都市であった堺では、その自治の精神と進取の気風が今も受け継がれ、豊かな文化や伝統がまちの魅力となっています。本市の発展に中心的役割を担う都心のまちづくりにおいては、環境共生や公民協働などの観点を踏まえ、これまで培ってきた堺固有の歴史・文化を活かしてまちの個性を発揮しながら、人が集い、暮らし、交流することで賑わいや活力の創出につなげます。これによって、堺の新しい都市魅力を創造し、市民がまちに誇りと愛着を感じ、来訪者が堺らしさを楽しめるような都心のまちづくりをめざします。

【まちづくりの基本方針】

1. 自由と自治のまち・堺を代表する活力あふれるまちづくり

歴史文化都市・堺を代表するまちの顔づくりと、都市魅力を向上する文化・交流機能、商業機能や行政機能などの都市機能の充実、交通ネットワークの強化などにより、さまざまな目的をもった人々が集まる活力あふれるまちをめざします。

2. 文化の香り豊かな都心のライフスタイルを創出するまちづくり

日常的な利便性の向上など、誰もが快適に暮らせる生活機能の充実と、歴史を感じさせる水辺空間を活かした潤いのあるまちなみや、居心地のよいまちなか空間の形成など、豊かな都心のライフスタイルの創出と市民が愛着を感じられるまちをめざします。

3. 歴史を守り育み新たな魅力を創造するまちづくり

百舌鳥古墳群をはじめとする長い歴史の蓄積を今に伝える豊かな歴史・文化資源をまちづくりに活かし、堺ならではの新たな都市魅力を創出することにより、訪れたいまち、市民が誇りをもてるまちをめざします。

(4) 『堺市景観計画』

平成 23 年(2011)に策定された『堺市景観計画』では、古くから積み上げられてきた歴史の重層性と、多彩な市街地や自然がおりなす都市の特性を、未来に引き継ぐまちづくりの源泉として、良好な景観の形成を図ることをめざし、市民、事業者、行政のそれぞれが、共通の認識をもってこれに取り組むため、計画の景観形成の理念と、基本方針を設定している。さらに、「全市レベル」「地域・地区レベル」「コミュニティレベル」の3つの取組みレベルを設定し、各レベルにおける課題・目標に対応した効果的な手法の導入と、これらを実現するための仕組みづくりを推進する。特に「地域・地区レベル」の取組みでは、①堺文化を特徴づけるすぐれた景観を有する地域、②堺の顔となる場所、多くの人の目に触れる場所で、施策上の効果が高い地域、③まちづくりの進展などにより今後景観形成を進める必要がある地域、④その他、良好な景観を形成する上で特に重点的に景観形成を図る必要が認められる地域としての観点から、百舌鳥古墳群周辺地域及び堺環濠都市地域を「重点的に景観形成を図る地域」として指定している。

＜理念＞

—共に守り、育み、創造する景観文化—

古代から未来へ 輝くまち・堺

＜基本方針＞

○ “堺で暮らす” 魅力を高める

身近な地域で、市民が愛着をもてるような、落ち着きのある調和の取れた景観の形成と、それに伴う暮らしの質の向上をめざします。

家の前の植栽、建物や看板のひとつひとつが、まちの景観を構成する大きな要素になります。まちなかの緑や河川、ため池といった水辺など地域の身近な自然を活かすとともに、歴史・文化と調和したたたずまいを生み出すことで、潤いある豊かな生活環境を育むことをめざします。

○ “堺文化” の個性を守り育む

南部丘陵などの自然環境や、仁徳天皇陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群、環濠都市、堺旧港、街道などの歴史的なまちなみ、大美野や浜寺などの緑豊かな住宅地など、堺独自の歴史・文化資源を、市民の共有財産として再認識し、本市の、そして地域のブランド、文化的シンボルとして保全・継承します。同時に、それらと調和し、またその要素を取り入れて、まちなみをつくりあげていくことで、個性を一層育んでいきます。

○ 活力ある “まちの顔” をつくる

風格ある堺らしい都市の魅力を高めるために、固有の資源を活かし、調和した魅力ある景観形成により、創造性あるまちの顔づくりをめざします。

都心における“都市イメージを代表する顔”づくりや、各地域の特性を活かした“愛着と誇りがもてるまちの顔”づくりにより、まちの活力を創出していきます。



(5)『堺市文化芸術推進プラン』【改訂中】

平成 20 年(2008)策定の堺市文化芸術推進プランでは、市民の文化力を強化し、文化を軸としたまちづくりを具体的に推進するため、施策を進める上での目標となるまちの姿を「堺の歴史と文化を活かした 都市の魅力と新しい顔づくり」としている。その実現に向けて、3 つの基本的な方針を設定し、基本的な方針のもと、重点施策を位置付けており、その中で、歴史文化を活用した「新しい堺」の発信機能の強化を推進することとしている。

<基本的な方針>

- 「選択と集中」により重点施策とプロジェクトを選定・実行する。
- 文化的中枢エリアの形成と地域文化の発展により都市の魅力を強化する。
- 多様な主体による新しい仕組みのもとで重点施策等を推進する。

<施策>

- 歴史文化を活用した「新しい堺」の発信機能の強化

[施策目標]

- ・堺には、長い歴史の中で蓄積・継承されてきた世界に誇るべき歴史・文化資源、先人達の足跡や功績などが重層的に存在している。これらの保存に努めるとともに、活用した事業を推進することで、貴重な文化資源等に対する市民理解を育み、次代への継承に努める。そして、市民の郷土への愛着と誇りの醸成や、文化的なアイデンティティの形成、さらには新しい文化芸術の創造へとつなげる。
- ・固有の歴史・文化を活用し、個性豊かな魅力あふれる都市イメージを国内外に向け発信することで、多くの人々が集い、交流し、にぎわうなどまちの活性化に寄与する。

(6)『堺市文化観光再生戦略プラン』【改訂中】

平成 18 年(2006)策定の『堺市文化観光再生戦略プラン』では、観光施策構築に向けた検討の中で、施策の推進にあたっての基本コンセプトを設定し、総合的な施策展開による都市集客力強化・オンリーワンの街づくりの推進を掲げている。

<基本コンセプト>

- 中心テーマ：「堺の歴史文化」
- 時代の選択：知名度の高い古墳、現代の観光関連産業・文化体験につながる中世なんばん
- 総合的な施策展開による都市集客力強化・オンリーワンの街づくりの推進

基本コンセプトのもと、戦略的な施策展開において、堺の歴史文化を象徴する二大戦略拠点の整備やハード・ソフトにわたる観光インフラの整備を掲げている。

○堺の歴史文化を象徴する二大戦略拠点の整備

～古代、中世なんばん文化をはじめとする堺固有の歴史文化の具現化～

(1) 百舌鳥古墳群の世界文化遺産登録と連動した大仙公園及び周辺整備

世界文化遺産登録を目指して取組みが進められている仁徳陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群は、現状においても、堺市においては最も高い認知度を有する資源であり、また、隣接する

大仙公園及びその周辺エリアには、博物館、茶室など、堺の歴史文化を象徴する様々な施設が集積しており、本エリアは、堺観光のシンボルエリアになりうるポテンシャルを有している。

このため、仁徳陵古墳をはじめとする百舌鳥古墳群の世界文化遺産登録を実現すること等により、本エリアを「堺観光シンボルエリア」として内外に強くアピールするとともに、各施設の魅力向上、市内各施設とのアクセス改善等をあわせて推進することにより、旧市街地の「文化観光拠点」と並ぶ、堺観光の戦略拠点としての整備を推進する。

(2) 堺観光の玄関口となる“文化観光拠点”の整備と旧市街地・環濠エリアの魅力の再現

堺出身者の中で最も知名度の高い千利休や与謝野晶子にまつわる屋敷跡、生家跡などの重要な観光資源がある宿院は、由緒ある寺社や古いまちなみなどの歴史文化資産が集中する旧市街の中央に位置するだけでなく、アクセスの面でも、幹線道路に面しており、関西空港や大阪と接続する高速道路のインターチェンジや、宿泊施設が集中する南海電鉄堺駅、阪堺線宿院電停に近いことなどから、堺観光の表玄関として非常に重要な位置にある。

現在、この宿院の旧市立堺病院跡地で進められている「文化観光拠点」の整備は、堺の強みである歴史文化を活用し、弱みとなっている駐車場不足等の課題を解決するうえで、非常に重要な役割を担う、観光周遊の起点となる戦略拠点である。このため、早急に旧市立堺病院跡地に、堺観光の玄関口となる拠点施設の整備を進める。また、由緒ある寺社や古いまちなみなどの魅力を増すべく周辺整備をあわせて推進し、堺固有の歴史文化を体感できるようなまちづくりを推進する。

○ハード・ソフトにわたる観光インフラの整備

(1) 基礎的インフラの早急な整備

既述の集客資源調査においては、駐車場、案内表示、観光案内所といった要素が、特に評価が厳しくなっている。これは、はじめて堺を来訪する観光客にとっては、必要不可欠な基礎的な要素であり、これらの整備・改善が進められない限り、多くの来訪者を集め、来訪者の高い評価を得ることは困難である。

このような観点から、上記拠点施設と整合を図りつつ、これらの基礎的な観光インフラの整備にまず注力する必要がある。

(2) 観光客へのサービス水準の向上のためのソフトインフラの充実

堺には、刃物、茶の湯や線香作りなど、その歴史や伝統に関連する様々な体験メニューが用意されているものの、現状、必ずしも多くの来訪者を集めているとは言えない。食文化についても、同様である。

他方、旅行に関する嗜好は多様化しており、多くの来訪者が同一の景色や建築物を見て同一の食事や名物を楽しむ、画一大量生産型・名所見学型の観光だけでなく、異文化体験・交流という個別性の高い企画が、新しい観光のスタイルとして注目されつつある。そのような観点からも、堺は高いポテンシャルを有しているものと考えられることから、堺の歴史文化を快適に体感・体験できるような仕組みづくり＝観光商品の開発に官民共同で取組む。また、商品化の促進とともに、来訪者の“おもてなし”の充実を図る観点から、各現場での課題を逐一チェックし、順次改善を進めることで着実にサービス水準の向上を図り、観光を支えるソフトインフラとして、あわせて整備を推進する。

3. 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

堺市マスタープランに示す重点プロジェクトである「歴史文化のまち堺・魅力創造」の実現に向け、関連する分野別計画との連携を図りながら、これまで守り、育まれてきた歴史的風致の維持及び向上に向け取り組んでいく。歴史的風致に関する現状と課題を踏まえ、以下のとおり歴史的風致の維持及び向上を図るための基本方針を設定する。

歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

- (1) 古墳時代をはじめ各時代に培われてきた多様な歴史・文化資源の保存と活用
- (2) 「もののはじまり何でも堺」に象徴される伝統の継承と振興
- (3) 古墳や歴史的まちなみを活かした魅力ある景観の創出
- (4) 歴史の重層性により育まれた堺の都市魅力の発信と共有

(1) 古墳時代をはじめ各時代に培われてきた多様な歴史・文化資源の保存と活用

本市は古墳時代に築造された古墳から、近世以降の町家及び社寺建築、そして近代以降の海浜行楽地及びその周辺の建造物群など、各時代に起源を有する歴史・文化資源を中心とした歴史的風致が分布することが大きな特徴である。

これらの歴史的資源の中心を担う古墳や町家等の歴史的建造物は、時代の変化に伴い、その維持が難しくなりつつあるとともに、その周辺環境も変容してきている。また市民をはじめ、本市に係わる全ての人々の共有すべき固有の財産であることから、積極的に保存・活用に取り組む必要がある。そのうち、文化財保護法等による指定や登録制度により保存措置が講じられているものについては、持続的な維持管理を図りながら、その活用に努める。未指定の文化財についても、調査によりその価値を明らかにし、それらの建造物の情報を一元的に整理したうえで、文化財保護法に基づく保存等の措置や、その他施策による所有者及び管理者への様々な支援を検討する。なお、百舌鳥古墳群については、宮内庁管理外の古墳を対象として、史跡指定を検討し保存を担保する。指定後は、整備や修景を行い公開することで、古墳に対する理解向上を図る。

(2) 「もののはじまり何でも堺」に象徴される伝統の継承と振興

刃物や線香などの伝統産業や、こおどりややっさいほっさい等に代表される祭礼行事など、歴史的風致を形成する伝統を反映した人々の活動は、地域の自然的・社会的環境との関わりの中で成立し、継承されてきたものである。そのため、それらを振興・継承するためには、地域を拠点に生活または生業を営む活動の担い手が主体となり、振興・継承のための取組みを行うことが重要であるとともに、現代のライフスタイルに合わせた商品開発や新規市場の開拓による「伝統産業製品の需要の拡大」、伝統技能を継承し、業界の牽引役となる「次世代人材の育成」、本市伝統産業の認知度の向上に向けた「情報発信の強化」が求められる。

このようなことから、伝統産業の振興・継承にあたっては、消費者ニーズや市場環境の変化に対応した商品開発や販路開拓、情報発信の強化など、これらの複合的な展開を図る。

また地域の祭礼行事の保全・継承にあたっては、祭礼行事が住民のコミュニティをつないできた求

心力の源であることを十分に踏まえながらも、地域の要望に応じる形で、不足する祭礼行事の新たな担い手としての新規住民の参加、技術伝承のための記録作業などを進める。

(3) 古墳や歴史的まちなみを活かした魅力ある景観の創出

歴史的建造物等の周辺市街地においては、市街化の進展により、歴史・文化資源と調和したまちなみが徐々に失われつつある。そのため、建築物の高さや形態意匠について、堺市景観計画及び堺市景観条例による規制・誘導に加え、都市計画手法などを活用し、堺に暮らす人々及び堺を訪れる人々が歴史的風致を感じられるような魅力ある景観形成を進める。特に、古墳の周辺市街地においては、昔からの周遊によってその巨大なスケールを見物、体感できていたことを踏まえ、古墳周辺の環境整備とともに、これと調和し、また古墳への眺望に配慮した周辺市街地の景観の保全・創出を図る。さらに古墳の濠についても水質改善に向けた手法の検討等に取り組む。

町家が多く残る地域においては、核となる指定文化財等との調和、伝統行事や祭礼とあいまった歴史的風致の形成を図るため、建築物の修景、道路等のしつらえを工夫するなどにより、歴史的なまちなみを形成するとともに、これと調和した建て替えなどを促進する。さらに阪堺線が通る紀州街道沿道について停留場の美装化、紀州街道の沿道の景観づくりにより市街地環境の整備を図る。

(4) 歴史の重層性に育まれた堺の都市魅力の発信と共有

本市は、古代より海に開かれ、中世には環濠都市を形成し、近代以降も港湾都市として海を通じて広く世界へと繋がる流通往来の拠点として発展してきた。また陸路においても複数の街道の起点や結節点として古くから人・物・情報が集まるなど、国内外との交流の拠点としても発展してきた。このような背景もあり、市域全域にわたり各時代に新しい文化や歴史が重層的に生み出され育まれてきたことが本市における都市としての魅力のひとつであり、古くは全国あるいは世界に向けた情報・交流の中心的存在だったといえる。

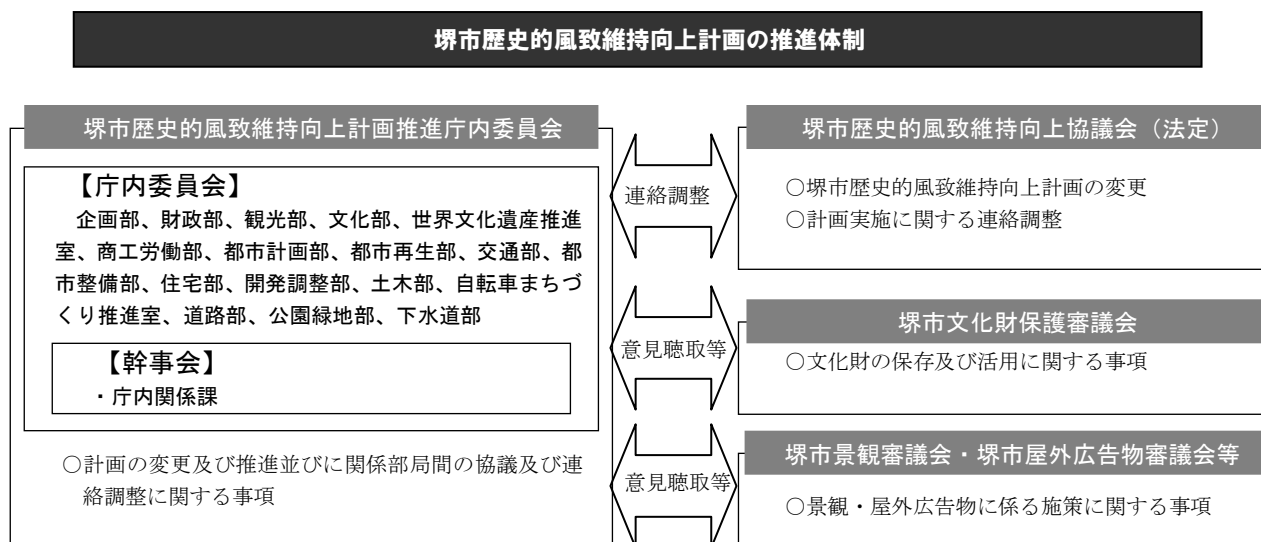
また伝統行事や祭礼、近代の海濱行楽などの伝統文化、あるいは堺商人や匠の技により育まれてきた伝統産業には来訪者に対する「おもてなしの心」が込められている。その表現方法の体系といえる「茶の湯」文化の精神を尊重し、本市の大きな魅力のひとつとして「おもてなし」の意識を常に持ち続けることが歴史的風致の維持向上を目指す上でも非常に重要である。

これらを踏まえ、古くから受け継ぎ、洗練してきた歴史・文化資源を大切にし、さらに将来へと引き継ぐためには、市民が堺固有の歴史・文化を十分に理解し、共感し、さらに誇りを持つことが不可欠である。そのため、市民への情報発信、あるいは“堺で育まれてきた歴史・文化資源”に触れる機会の創出などに取り組み、市民の意識醸成を促進する。

また市内外を問わず多くの人々からの評価も、まちづくりや地域教育等との好循環を生み出すことに繋がる。そこで、本市が受け継いできた伝統産業や茶の湯体験等の地域固有の歴史・文化資源について、数多くの来訪者が堺の歴史や文化に触れ、感じ、共感してもらえるよう、現存する資源を有効活用し、回遊性の向上に向けた基盤整備等の環境整備を進める。それとともに、学び、体験する機会の充実を図り、情報・交流の中心的存在であった誇りを持ちながら、国内及び広く世界に歴史・文化資源に培われた堺の都市魅力を発信する。

4. 計画実現のための推進体制

本計画の実現に向けては、歴史まちづくり法第11条第1項に基づく「堺市歴史的風致維持向上計画協議会」を「堺市歴史的風致維持向上協議会」に改編し、事業の進捗管理や連絡調整、計画変更に関する協議を行う。



V. 重点区域の位置及び区域

1. 重点区域の考え方

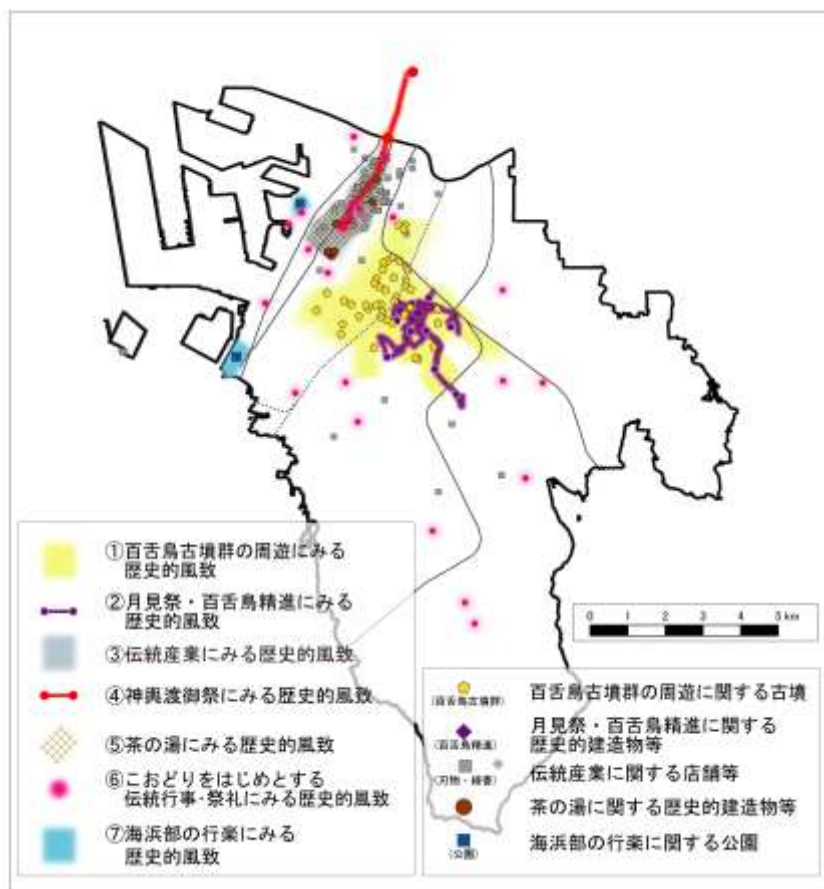
本計画における重点区域の設定にあたっては、第Ⅲ章で記述した歴史的風致の趣意、第Ⅳ章で記述した歴史的風致の維持及び向上に関する方針、さらには、本市におけるこれまでの歴史・文化資源に係る各種取り組みや、堺市都市計画マスタープランをはじめとする各種関連計画における位置付け等を踏まえることとした。

第Ⅲ章「堺市の維持向上すべき歴史的風致」に示したように、本市における歴史的風致はその地域特性や時代背景のもと培われ、「百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致」、「月見祭・百舌鳥精進にみる歴史的風致」、「伝統産業にみる歴史的風致」、「神輿渡御際にみる歴史的風致」、「茶の湯にみる歴史的風致」、「こおどりをはじめとする伝統行事・祭礼にみる歴史的風致」、「海浜部の行楽にみる歴史的風致」の7つの歴史的風致が広がり、特に「百舌鳥古墳群及び周辺区域」並びに「環濠都市区域」の2つの区域は、周辺地域の歴史文化の醸成にも大きな影響を与えてきた。

しかしながら、近年、「百舌鳥古墳群及び周辺区域」では、墳丘の損傷や樹木の繁茂などにより本来の形状を確認できない古墳や、民間開発などにより消滅する恐れのある古墳も生じつつあることから、古墳の保護や景観阻害への対策などが必要となっている。また、「環濠都市区域」においても、古くからの町家が多く残る地域において建物の建替などが進み、指定文化財等を核とするまちなみの調和が失われつつあることから、歴史資源を活かしたまちなみの再生に向けた取り組みの必要性が生じているほか、これらの町家を中心に育まれた伝統産業についても、助成制度の充実や後継者育成の支援などが求められている。

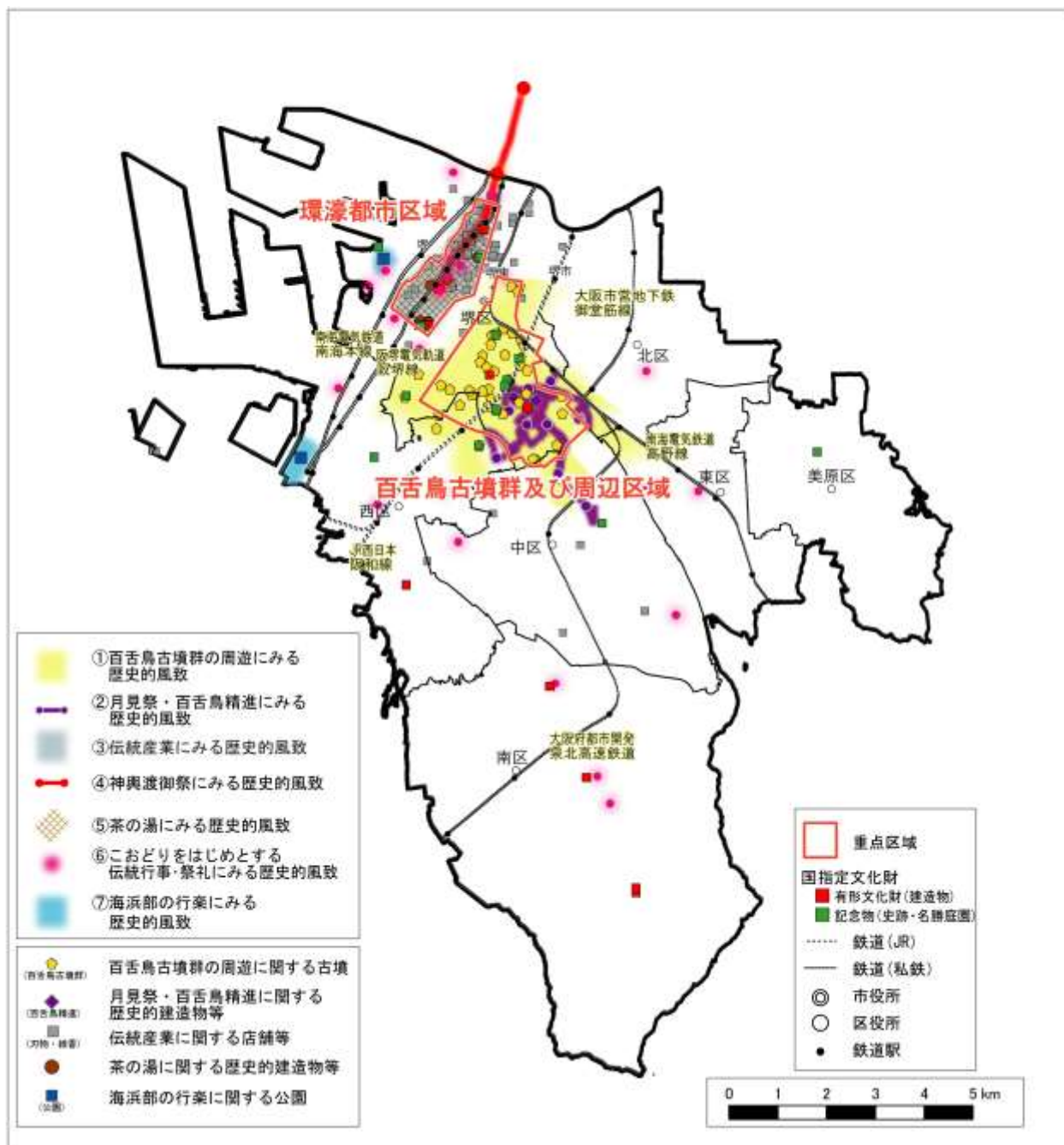
このように、両区域は歴史的風致の核となる重要文化財や史跡をはじめとする指定等文化財だけでなく、指定等以外の古墳や町家等の歴史的建造物が集積し、本市における歴史的風致の多くが育まれている反面、それぞれに課題も多く抱えており、市の施策を重点的に推進する必要性が高まっている。さらに、両区域は本市が歩んできた歴史においても特別な存在であり、多くの市民がこのことを十分に認識していることから、当該地域での取り組みが市民全体の意識醸成を促進するきっかけとなり、全市的な歴史的風致の維持向上にも繋がることが期待できる。

以上のことから、各種関連計

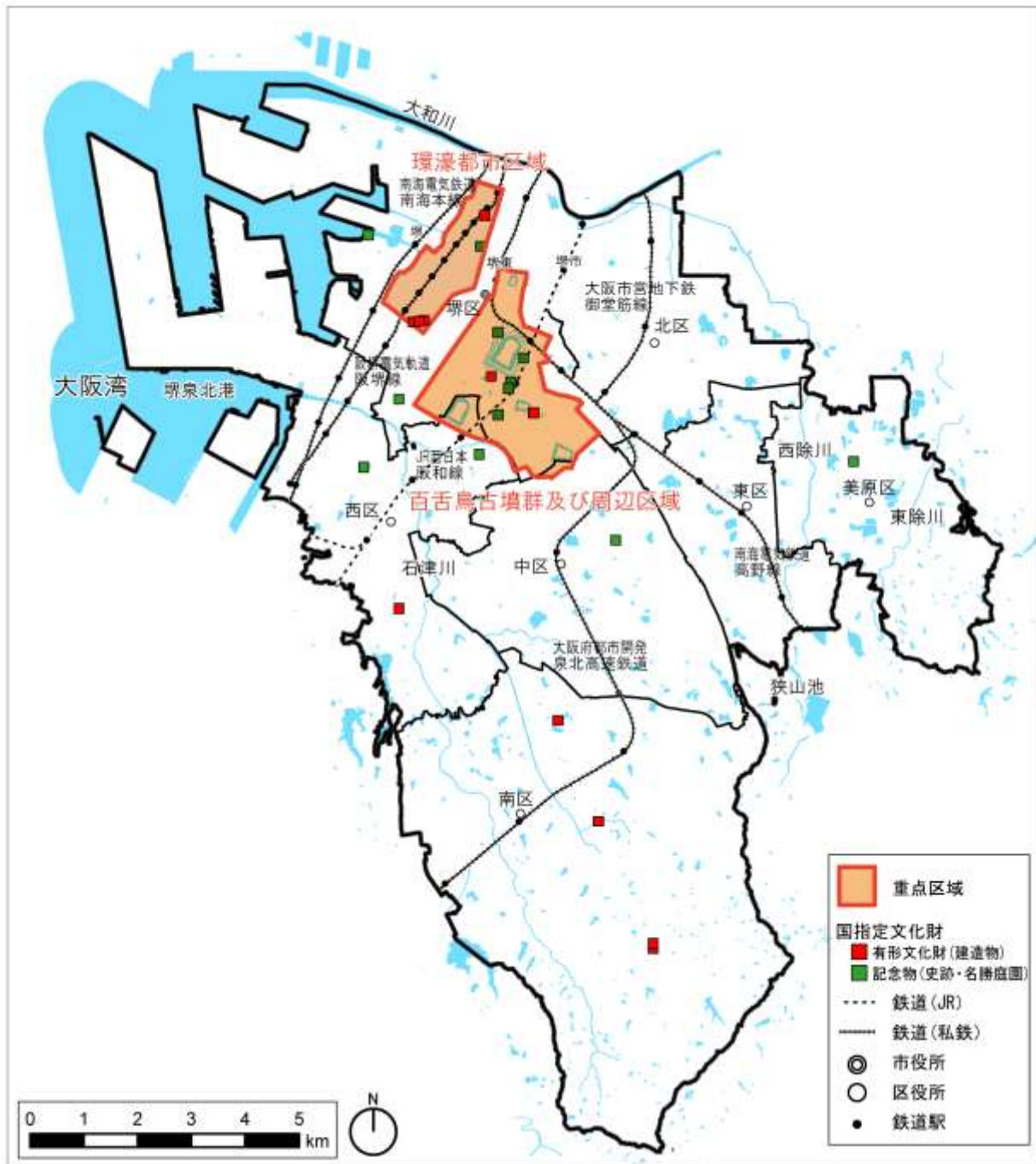


堺市の維持向上すべき歴史的風致

画においても重要な位置付けがなされていることを勘案し、本計画において、「百舌鳥古墳群及び周辺区域」と「環濠都市区域」を重点区域として設定する。なお、重点区域について、本計画の推進のために、市内各地に分布する伝統的な活動と歴史的建造物が一体となった歴史的風致の追加等が必要と認められる場合には、必要に応じて見直しを進めることとする。



歴史的風致の分布と重点区域の関係

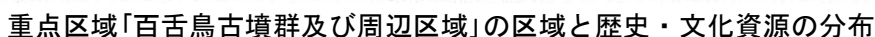


重点区域の位置

(1) 百舌鳥古墳群及び周辺区域

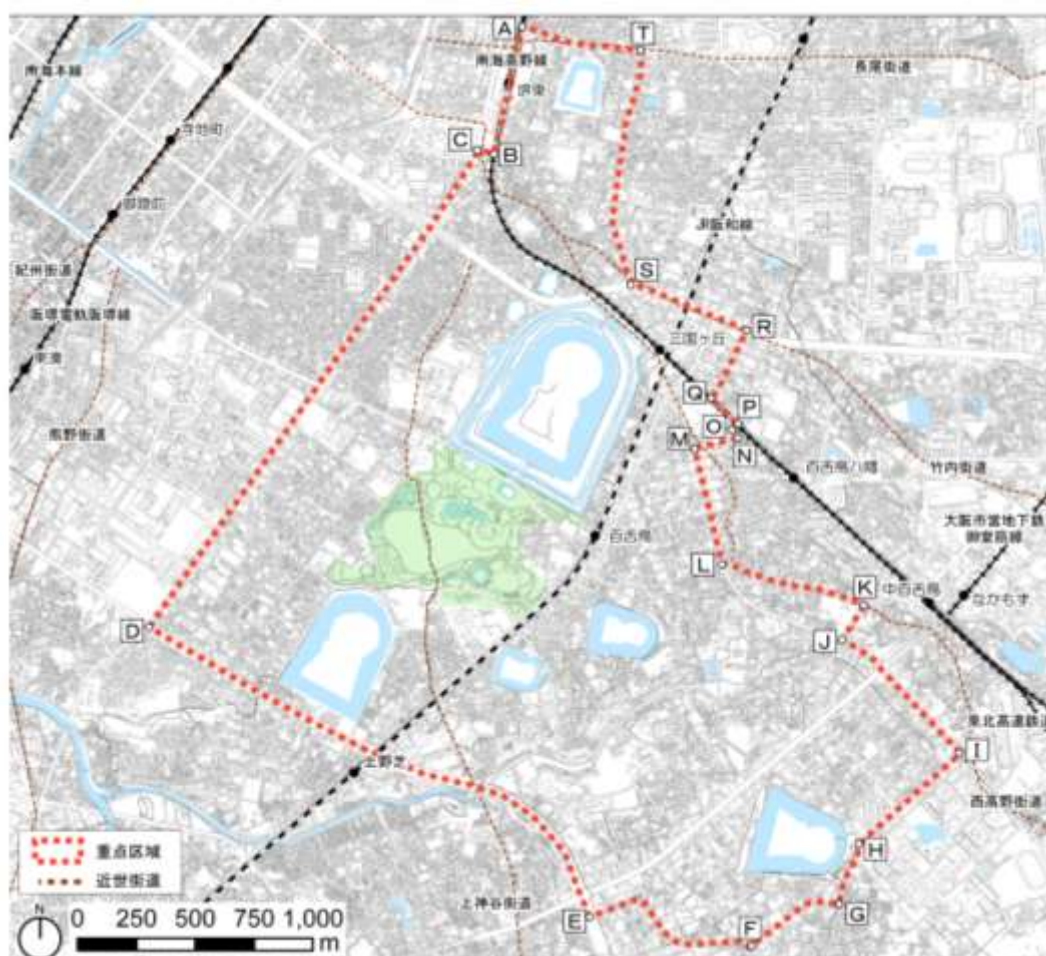
百舌鳥古墳群及び周辺区域には、「百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致」「月見祭・百舌鳥精進にみる歴史的風致」の 2 つの歴史的風致が存在する。またそれらの歴史的風致の核となる史跡の丸保山古墳、塚廻古墳、収塚古墳、いたすけ古墳、長塚古墳と、重要文化財の高林家住宅が存在するほか、宮内庁により陵墓指定されている仁徳天皇陵古墳、履中天皇陵古墳、反正天皇陵古墳及び、陵墓参考地であるニサンザイ古墳、御廟山古墳など多くの古墳が残されている。

周遊の中心的存在である反正天皇陵古墳、仁徳天皇陵古墳、履中天皇陵古墳の三陵は、信太山台地の西端に沿うように南北に並ぶ。また、百舌鳥川の北岸には百舌鳥八幡宮や氏子である高林氏の居宅である高林家住宅、近世の新田開発の中心的役割を果たした筒井家の住宅が点在する。さらに、百舌鳥川の南側にはニサンザイ古墳が存在する。このように、百舌鳥古墳群及び周辺区域は、本市が世界に誇るべき有数の歴史的資産を中心として地域の営みが培われた足跡を今に伝える伝統ある市街地であり、これらの歴史的風致を構成する古墳などの歴史的建造物等の分布を踏まえ、これらを包括する範囲を重点区域として設定する。



区域の境界は、北限を府道堺大和高田線とし、東限を市道今池三国ヶ丘線・国道310号・市道梅北中百舌鳥線・市道中百舌鳥56号線などとする。これらの境界は、百舌鳥三陵の一つである反正天皇陵古墳を含む、現存する百舌鳥古墳群の北限及び東限に対応する。西限は南海高野線・市道三国ヶ丘御幸通南三国ヶ丘1号線・府道大阪和泉泉南線とする。この境界は、百舌鳥三陵が立地する信太山台地の西端にあたる。南限は府道堺狭山線・美濃川・市道百舌鳥陵南53号線・府道深井畑山宿院線・市道百舌鳥梅45号線とする。この境界は、百舌鳥三陵の一つである履中天皇陵古墳を経て、ニサンザイ古墳が位置する丘陵の南側を流れる美濃川をとおり。

区間	区間表示	境界	区間	区間表示	境界
A-B	南海高野線	線路中心線	K-L	市道梅北中百舌鳥線	道路中心線
B-C	市道三国ヶ丘御幸通南三国ヶ丘1号線	道路中心線	L-M	国道310号	道路中心線
C-D	府道大阪和泉泉南線	道路中心線	M-N	市道百舌鳥梅北15号線	道路中心線
D-E	府道堺狭山線	道路中心線	N-O	市道百舌鳥梅北9号線	道路中心線
E-F	美濃川	河川中心線	O-P	市道百舌鳥梅北14号線	道路中心線
F-G	市道百舌鳥陵南53号線	道路中心線	P-Q	南海高野線	線路中心線
G-H	府道深井畑山宿院線	道路中心線	Q-R	市道向陵中5号線	道路中心線
H-I	市道百舌鳥梅45号線	道路中心線	R-S	府道大阪中央環状線	道路中心線
I-J	国道310号	道路中心線	S-T	市道今池三国ヶ丘線	道路中心線
J-K	市道中百舌鳥56号線	道路中心線	T-A	府道堺大和高田線	道路中心線



重点区域「百舌鳥古墳群及び周辺区域」の区域境界

(2) 環濠都市区域

名称：環濠都市区域

面積：250ha

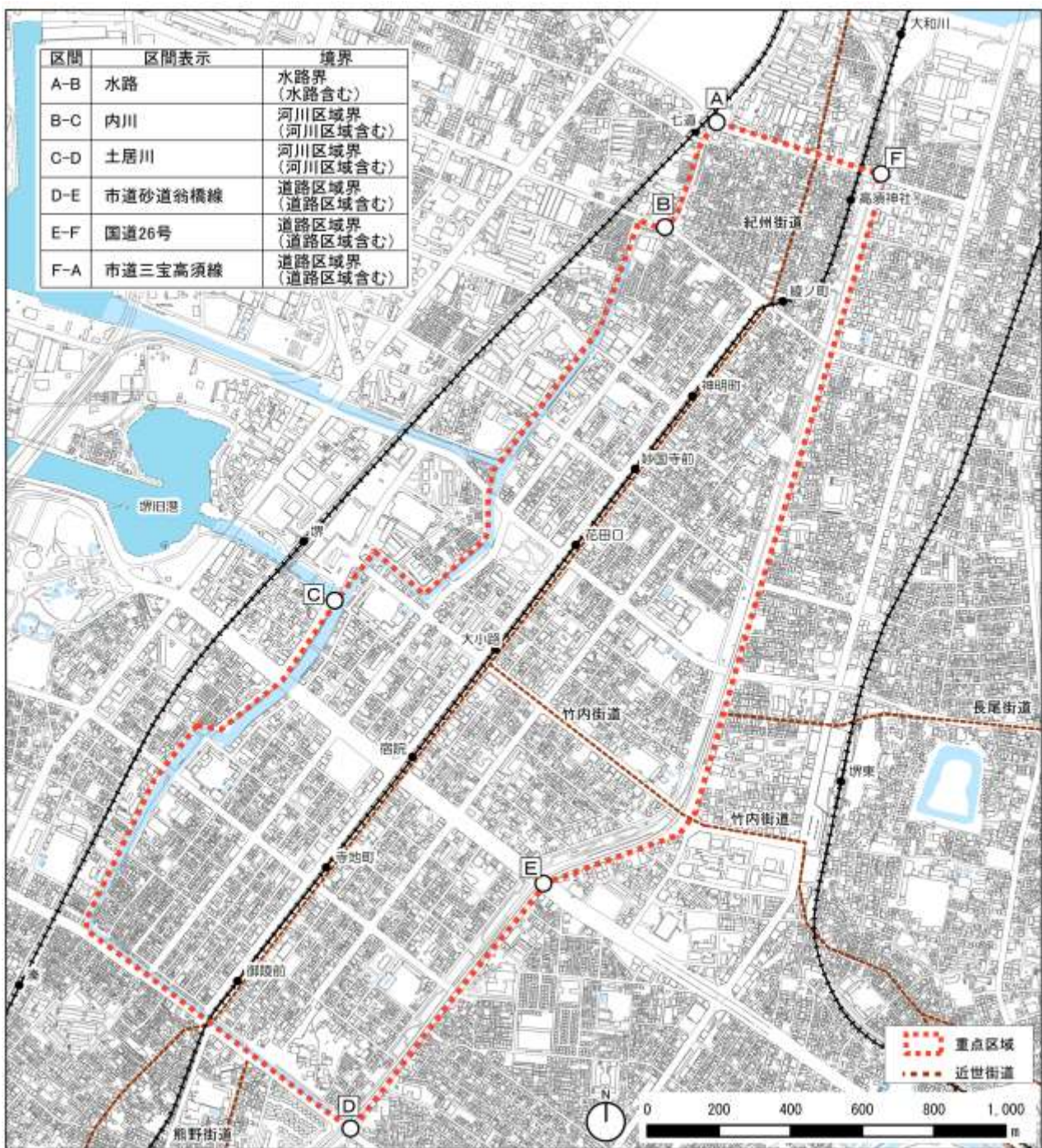
環濠都市区域には「伝統産業にみる歴史的風致」「神輿渡御祭にみる歴史的風致」「茶の湯にみる歴史的風致」の3つの歴史的風致が存在する。堺は古くから海に開かれ発展してきた都市であり、中世には北、東、南の三方を濠で囲み、西は海に開かれてきた。江戸時代に行われた「元和の町割」は、直交する東西の大小路と南北の大道筋(紀州街道)を基準とし、各々並行させた長方形の短冊型地割であり、今もこの形が街区構成の基本となっている。宝永元年(1704)に大和川が付け替えられた後、土砂の堆積に伴い河口部では新田開発が進み、天保6年(1835)には内川と土居川がつながり現在の環濠の形となった。



重点区域「環濠都市区域」の区域と歴史・文化資源の分布

現在の市街地には、茶の湯にみる歴史的風致の核となる重要文化財の南宗寺(仏殿・山門・唐門)をはじめ、山口家住宅、大安寺本堂があり、刃物・線香に代表される伝統産業や神輿渡御祭(おわたり)が受け継がれる市街地には町家などの歴史的建造物等が広く分布する。この地は各時代に生まれ、現在まで受け継がれた様々な伝統を知り、触れることができる市街地であり、これらの建造物を包括し、さらに伝統を今に伝える環濠に囲まれた範囲を重点区域として設定する。

その区域界は、土居川及び内川の河川区域外側、北側は市道三宝高須線の道路区域北端、東側は市道砂道翁橋線及び国道26号の道路区域東端とする。



重点区域「環濠都市区域」の区域境界

3. 重点区域の歴史的風致の維持向上の広域的な効果

「百舌鳥古墳群及び周辺区域」は、古墳時代を象徴する大型前方後円墳等で構成される日本有数の古墳群とともに、百舌鳥八幡宮の祭礼や、近世以降に盛んとなり現在に至る古墳周遊などの伝統的な活動で彩られ、各時代を起源とする歴史が重層するという本市の歴史特性を現す代表的な区域となっている。

また「環濠都市区域」は、中世自治都市を土台に近世以降に整備された街区構成を現在も継承し、そこに町家や寺社等の歴史的資源が点在し、独特な市街地環境を形成している。さらに中世の南蛮貿易に代表されるように、環濠都市区域は流通往来及び情報交流の拠点として栄え、その特徴を受け継ぎながら本市の中心市街地として発展した。現在も、本市における経済的、文化的な側面での中心となっており、本区域における各種施策や取組みが、市域全域に与える影響は大きくなっている。

こうしたことから、この2つの重点区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に実施することにより、歴史的な建造物の保存及び活用、また周辺市街地の環境整備を促進するとともに、伝統産業や祭礼行事の保存・継承に大きく寄与することが期待できる。また両区域には、多くの市民及び来訪者が訪れており、これらの歴史的風致の維持及び向上により形成される、都市魅力の発信にも大きく貢献することが期待される。

4. 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携

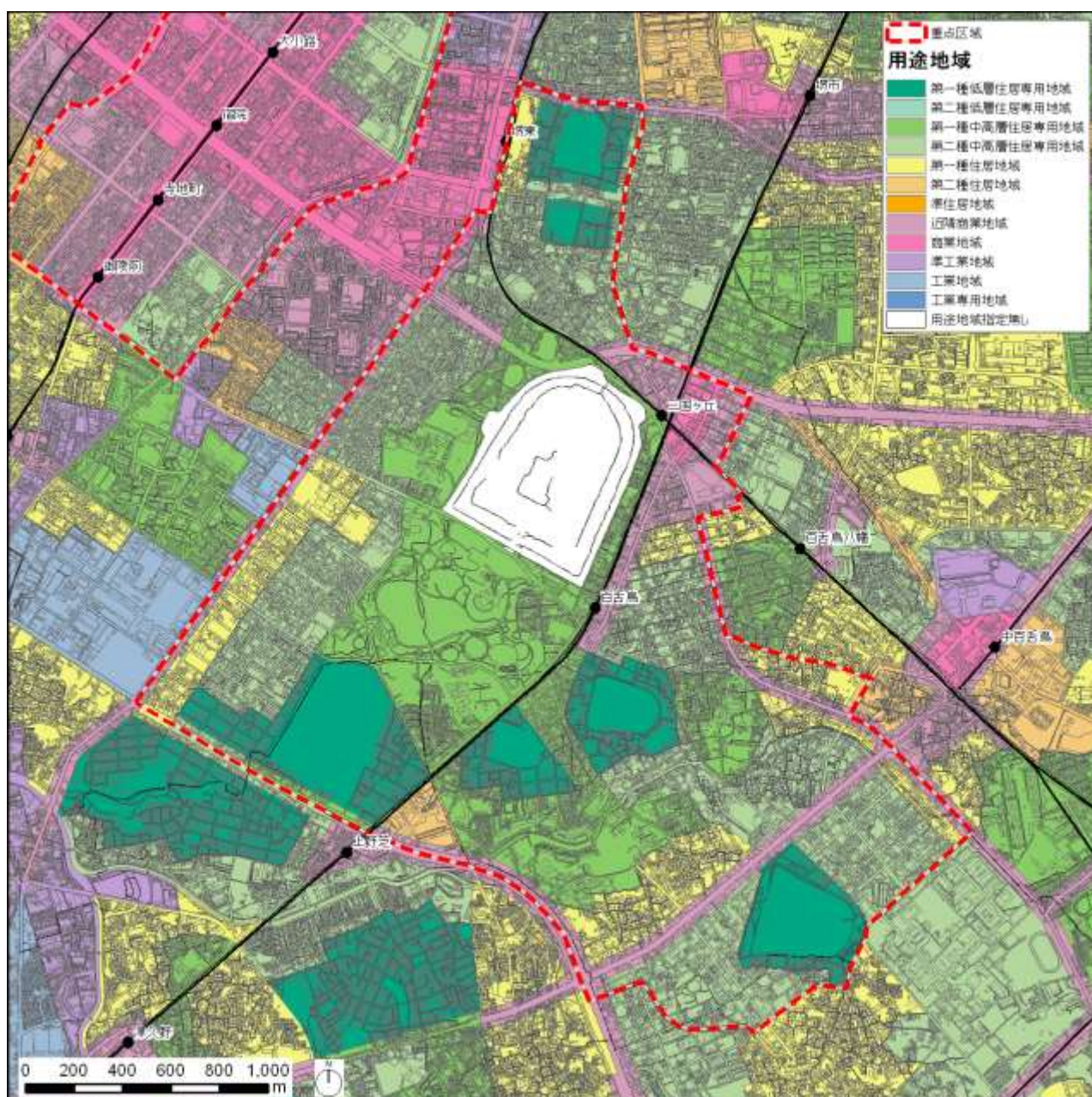
(1) 都市計画との連携

本市は、市域全域が都市計画区域になっており、そのうち約73%にあたる約10,933haが市街化区域に、約27%にあたる約4,066haが市街化調整区域に指定されており、重点区域は市街化区域に位置している。

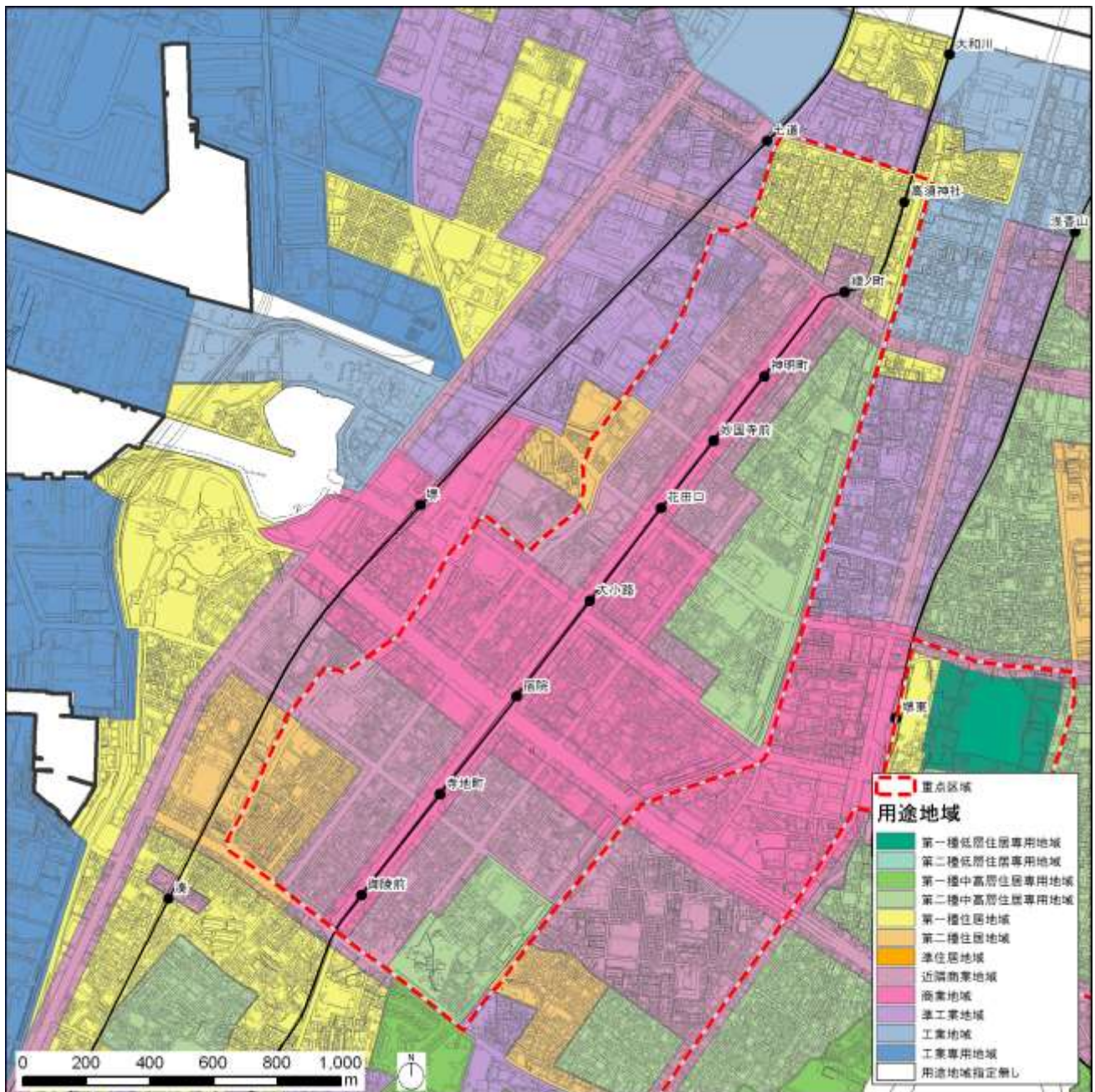
百舌鳥古墳群及び周辺区域については、仁徳天皇陵古墳及び履中天皇陵古墳を中心とする約98.0haの区域を自然的景観や歴史的意義のある地区として風致地区「大仙風致地区」に指定しており、建築物及び工作物の新築、改築等、色彩の変更、土地の形質変更等など、風致に影響を及ぼすような行為を行う場合には、「堺市風致地区内における建築等の規制に関する条例」の規定に基づき、市長の許可を受けなければならない。建築物の高さ15m以下、建ぺい率40%以下、道路境界線から道路に接する部分は1.8m以上、その他の部分は1.0m以上の壁面後退などの基準を定めて、緑豊かな良好な市街地環境を保全している。

風致地区における許可が必要な行為

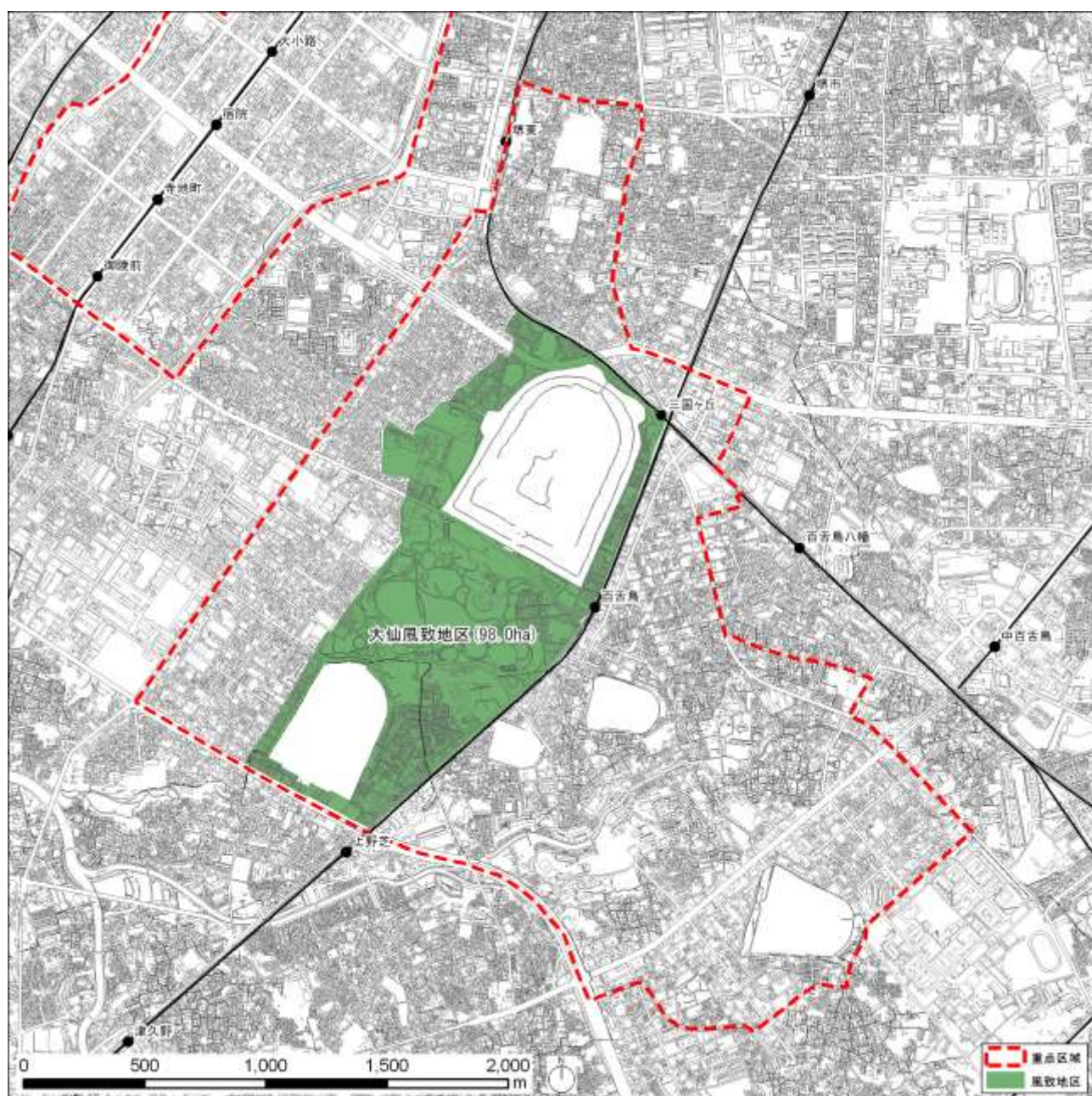
	行為の内容	適用除外要件
1	建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、改築、増築及び移転	・建築物で床面積の合計が10㎡以下のもの（高さが15mを超えるものを除く。）、工作物で高さが1.5m以下のもの。 ・建築物に付属する設備の内、高さが1.5mを超えるものについては工作物申請が必要。
2	建築物等の色彩の変更	・建築物のうち、屋根、壁面、煙突、門、へい、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外。
3	宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更	・面積が10㎡以下で、高さが1.5mを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの。
4	水面の埋立て又は干拓	・面積が10㎡以下のもの。
5	木竹の伐採	・間伐、枝打ち、整枝等木竹の管理行為、枯損した木竹又は危険な木竹の伐採など。
6	土石の類の採取	・地形の変更が上記3と同程度の土石の類の採取。
7	屋外における土石、廃棄物、又は再生資源のたい積	・面積が10㎡以下の屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積で、高さ1.5m以下であるもの。



用途地域の指定状況（百舌鳥古墳群及び周辺区域）

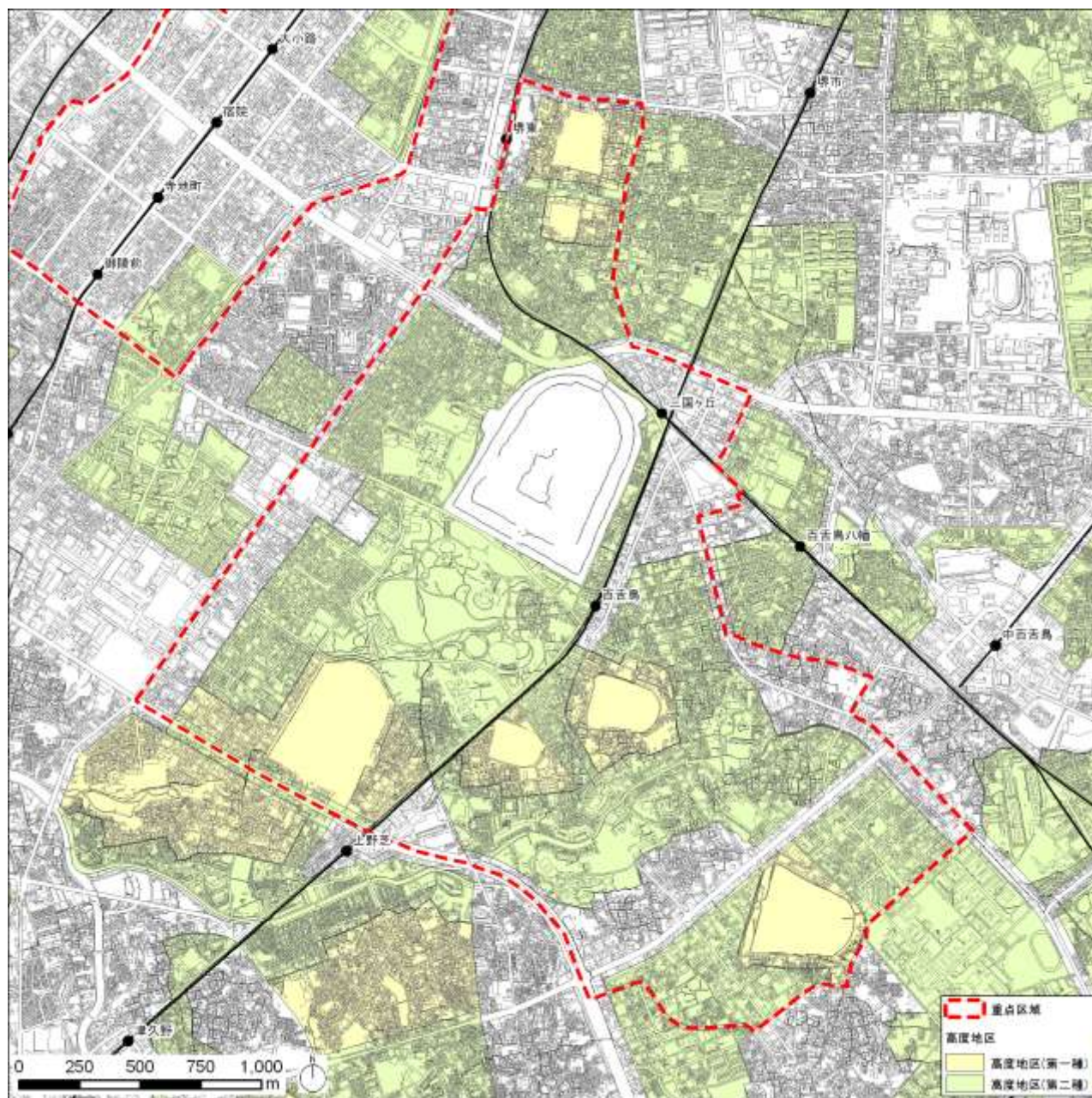


用途地域の指定状況（環濠都市区域）

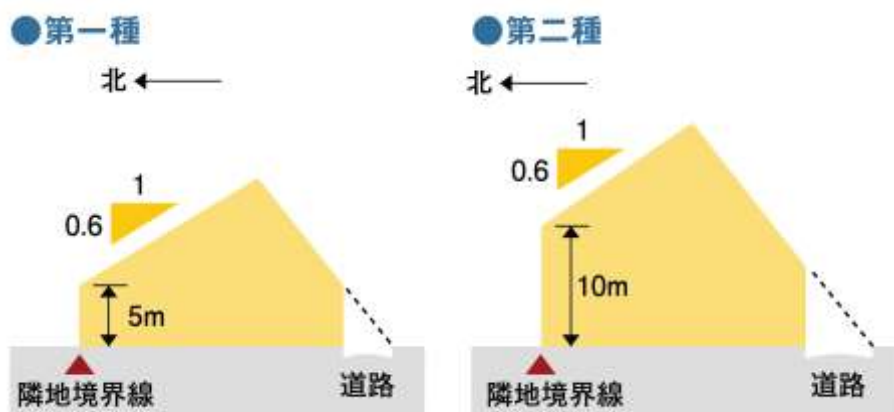


風致地区の指定状況（百舌鳥古墳群及び周辺区域）

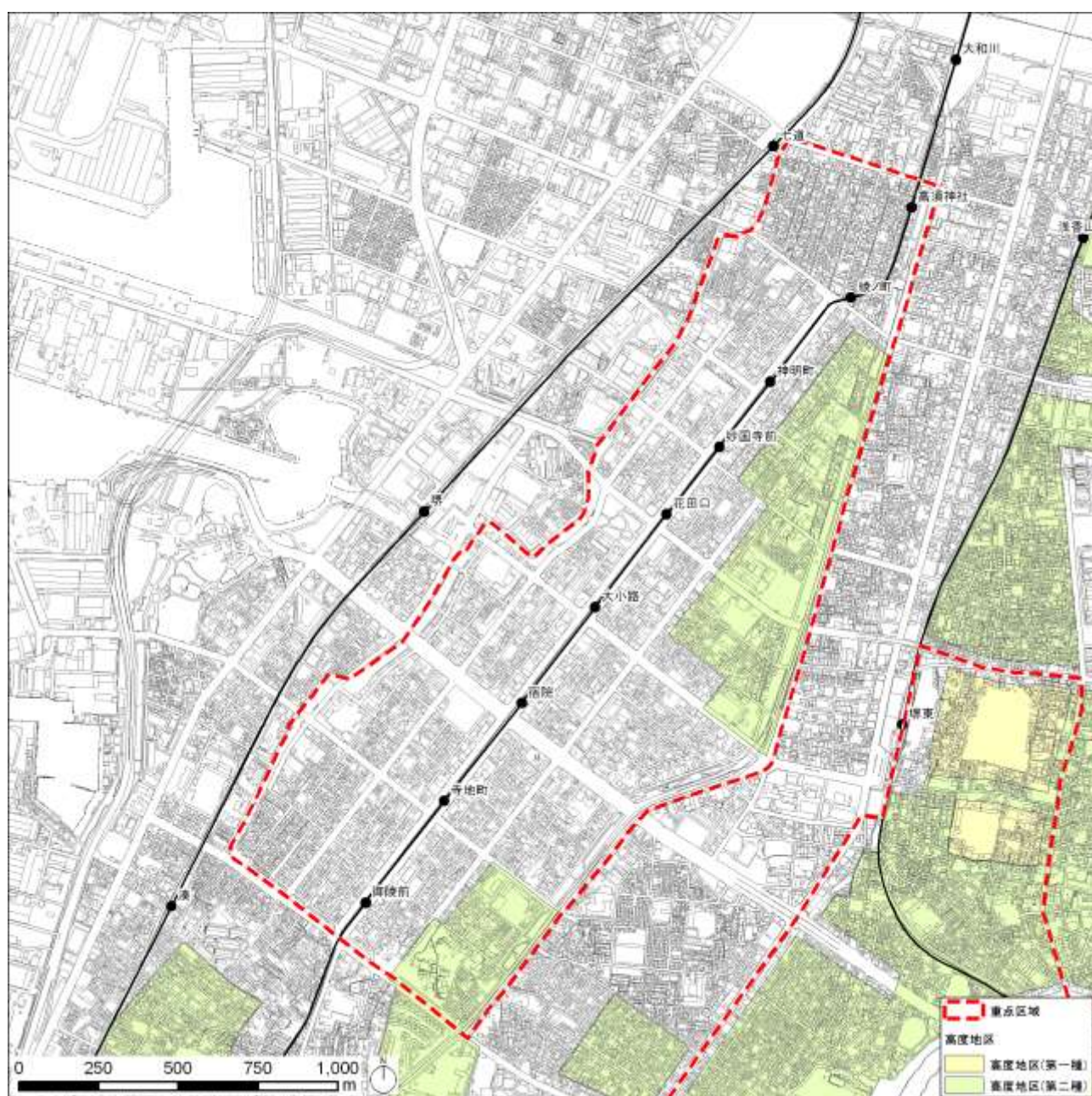
また百舌鳥古墳群及び周辺区域、環濠都市区域とともに、良好な市街地の環境の維持のため、低層住居専用地域に第1種高度地区、中高層住居専用地域に第2種高度地区を指定している。



高度地区の指定状況(百舌鳥古墳群及び周辺区域)



高度地区の制限



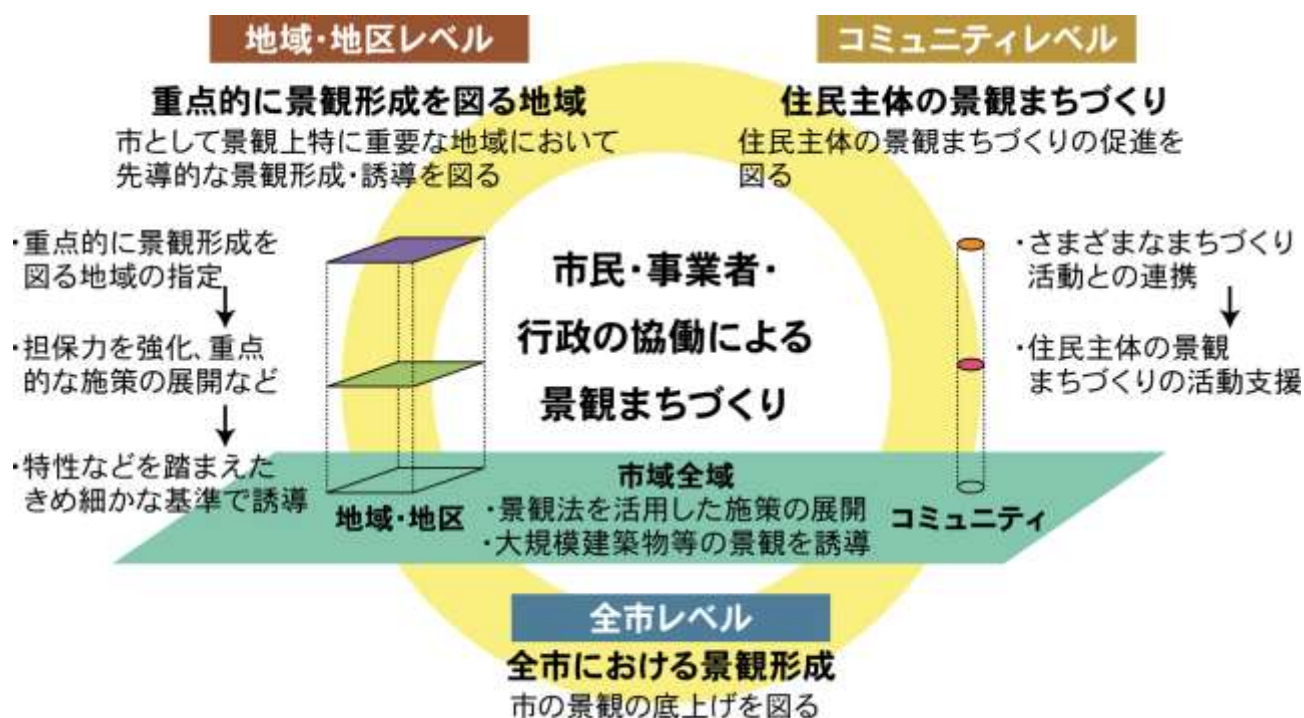
高度地区の指定状況(環濠都市区域)

(2) 景観計画との連携

本市では、平成 5 年(1997)に堺市景観条例の制定や堺市景観基本計画の策定を行い、景観づくりを進めてきた。その後、景観に対する意識の高まりや、平成 16 年(2004)の景観法施行など、景観を取り巻く社会環境が変化してきたことを踏まえ、調和と風格ある堺らしい良好な景観形成を総合的かつ計画的に進めるため、平成 23 年(2011)6 月に景観法に基づく堺市景観計画と堺市景観条例の制定を行い、平成 23 年(2011)12 月 1 日から施行している。

重点区域については、景観計画の取組みと連携し、歴史的風致の維持向上を図る。現在、大規模な建築物や工作物、屋外広告物の掲出に対し、景観計画の行為の制限(景観形成基準)に基づく景観誘導を図るとともに、重点区域を「重点的に景観形成を図る地域」として位置付けている。今後、これらの地域特性を踏まえた景観形成基準を策定し、都市計画法や景観法に基づく各種手法を活用するほか、景観重要建造物の指定や屋外広告物の掲出のあり方を検討するなど、きめ細かい景観形成を図っていく。

また、景観は日々の都市活動の積み重ねで形成されるものであることから、景観協定をはじめとしたまちづくりのルール化の支援や、景観形成の担い手育成などにより、重点区域における住民主体の景観まちづくりの取組みを推進していく。



●百舌鳥古墳群周辺地域



成熟した市街地と歴史・文化遺産の保護の両立をめざし、古墳と一体をなす歴史・文化環境にふさわしい景観の誘導を図るため、古墳周辺においては、大仙公園の整備や濠の水質保全、視点場の形成などの環境整備を進めるとともに、これと調和した周辺市街地の景観形成に向け、建築物の高さや色彩などの形態意匠につき、景観地区などの都市計画手法や景観法に基づく各種手法の活用も検討していきます。



●堺環濠都市地域



歴史文化資源や歴史的まちなみと調和したにぎわいの創出による魅力と活力ある景観形成を進めるため、阪堺線の活性化や文化・観光振興、業務系施設の誘導などの取組みと連携しながら、町家やまちなみ保全に向けた施策の構築、地域や地区に応じた都市計画手法、景観協定などの景観法に基づく各種手法の活用など、市民・事業者と行政との協働のもと取り組んでいきます。



重点的に景観形成を図る地域（堺市景観計画）

（３）屋外広告物法に基づく施策（堺市屋外広告物条例）

本市では、平成８年(1996)４月１日に堺市屋外広告物条例を定め、地上又は建造物の屋上又は壁面に掲出する広告物の表示又は広告物を掲出する物件の設置に関する許可の基準等を定めている。屋外広告物の設置にあたっては、面積が7㎡以下の自家用広告物などの適用除外広告物を除き、原則、市長の許可を必要としている。

また、特に景観形成に配慮すべき地域については、基本的に屋外広告物を掲出できない区域として「禁止区域」を定めている。禁止区域は次に掲げる区域を指定している。

- (1) 第一種低層住居専用地域
- (2) 風致地区（大仙風致地区の全部、浜寺風致地区の全部）
- (3) 文化財保護法、大阪府文化財保護条例、堺市文化財保護条例により、文化財（建造物の敷地内のみ）、史跡、名勝、天然記念物として指定された地域
- (4) 古墳及び墓地
- (5) 官公署の敷地内
- (6) 学校の敷地内
- (7) 研究所、図書館、美術館、音楽堂、公会堂、記念館、体育館、天文台又は記念塔の敷地内
- (8) 主要道路(別途指定)に接続する地域（自家用広告物は適用除外）

堺環濠都市地域においては、府道高速大阪堺線沿道の一定区域、並びに文化財等として指定された地域を禁止区域として指定し、屋外広告物の規制を強化している。

また、百舌鳥古墳群周辺地域においては大仙風致地区やその他の古墳群、さらには大阪中央環状線沿道の一定区域を禁止区域としており、本計画における重点区域の多くが禁止区域に指定されている。



屋外広告物の規制状況(百舌鳥古墳群及び周辺区域)



屋外広告物の規制状況（環濠都市区域）

Ⅵ. 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 文化財の保存・活用の現況と今後の方針

(1) 堺市全体に関する事項

本市は百舌鳥古墳群に代表されるように、古墳時代をはじめ、中世、近世、近代を経て現代に至る各時代の歴史・文化資源が全市にわたって分布している。これらの文化財は、本市の自然的・社会的特性を反映し、地域の生業や生活と密接に関わって継承されてきたものであり、本市の成り立ち、歴史・文化を理解する上で重要な要素となっている。そのため、市内に分布する多様な文化財の保全継承に努力するとともに、文化財の価値を伝え、市民の本市に対する愛着の醸成や、魅力的なまちづくりに寄与するように努めることとする。

市域には、文化財保護法(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号)に基づく国の指定文化財が 41 件、大阪府文化財保護条例(昭和 44 年 3 月 28 日、大阪府条例第 5 号)に基づく指定文化財が 29 件、大阪府古文化記念物等保存顕彰規則(昭和 24 年 3 月 25 日、大阪府教育委員会規則第 8 号)に基づく指定文化財が 5 件、堺市文化財保護条例(平成 3 年 3 月 29 日、条例第 5 号)による指定が 34 件ある。その他、登録有形文化財 15 件、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 1 件を含め、合計 160 件となり、これらの文化財所有者及び管理者等と連携しながら、維持管理の状況を把握し、計画的な保存修理や、一般公開などの事業の推進を進める。

今後も引き続き、国、府、市による指定及び登録等の候補となる文化財に関する調査を継続する。市域の文化財の総合的な把握をより推進するとともに、文化財指定等を促進する。

①有形文化財

有形文化財(建造物・美術工芸品)は、国宝 1 件を含む国指定 27 件、府指定が 17 件、市指定が 32 の計 76 件の指定のほか 50 件の登録有形文化財がある。その多くを法人や個人が所有・管理していることから、今後の修理保全や公開等を継続的に実施するために支援を行う。

建造物については、寺社のうち美原区を除く地域については、悉皆調査を平成 3 年(1991)から平成 6 年(1994)にかけて実施し、総合的な把握に努めてきた。民家についても、大阪府の民家調査や堺市史(続編)で調査が行われてきた。また美原区については美原町史で調査を実施し、総合的な把握に努めてきた。今後は、近年実施された近代和風建築総合調査や近代化遺産総合調査等の結果も踏まえながら、所有者の協力を得つつ指定や登録等による保護に努める。

また美術工芸品については、地域ごとに悉皆調査を進めてきた。古文書・歴史資料等についても寺院調査等が行われているが、今後も調査を継続し、所有者等の協力を得ながら指定等による保護に努める。

②無形文化財・民俗文化財

無形文化財の指定等はなく、無形民俗文化財としては大阪府指定の「上神谷のこおどり」(記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財にも選択)、「堺の手織緞通」の 2 件である。

大阪府の民俗芸能悉皆調査が実施されているものの、市内各所の祭礼・行事などの詳細な調査は未実施なものが多く、市内全域でのこれら祭礼・行事の調査や記録作成や市民に対する普及啓発活動に取り組む。また必要に応じて堺市の文化財指定を行うなど保護の措置を講じ、活動に対する支援に努める。

③記念物(史跡・名勝・天然記念物)

史跡は国指定が 12 件、府指定が 7 件、計 19 件となっており、大半を古墳が占めるという本市の特性を強く現している。その他、名勝は国指定 1 件、府指定 1 件、市指定 2 件の計 4 件、天然記念物は国指

定1件、府指定7件の計8件となっている。

名勝及び天然記念物に関しては、主に茶の湯をはじめとする本市の近世の歴史と密接に係る庭園や、樹木等を対象に調査の実施を行い、所有者等との協力のもと、調査を実施する。

④文化的景観

文化的景観に関しては、文化庁が設置した「採掘・製造、流通・往来及び居住に関連する文化的景観の保護に関する研究会」が平成19年(2007)に実施した調査において、1次調査で確認された全国2,032件の中から、文化的景観の価値が高いと判断された195件に含まれる「堺環濠都市」「阪堺電車」を対象に、文化的景観の観点からの価値の把握等に努める。特に堺環濠都市は、「中・近世の町割が基盤となって形成される現在の都市景観」の典型的・代表的なものとして、全国でも66件のみが選択されている重要地域に位置付けられている。

(2)重点区域に関する具体的な計画

①百舌鳥古墳群及び周辺区域

百舌鳥古墳群及び周辺区域には、17件の指定文化財が存在する。

有形文化財のうち建造物は重要文化財の高林家住宅、堺市博物館内に移設された旧浄土寺九重塔の2件のほか、堺市博物館敷地内の伸庵や黄梅庵、大阪府立三国丘高等学校同窓会館(旧三丘会館)、旧天王貯水池の4件が登録有形文化財(建造物)となっている。美術工芸品としては、重要文化財が木造観音菩薩立像(堺市博物館所蔵)、漆塗太鼓形酒筒(堺市博物館所蔵)の2件、府指定が慶長大火縄銃(堺市博物館所蔵)の1件、市指定が住吉祭礼図屏風(堺市博物館所蔵)、山上宗二記(堺市博物館所蔵)、元禄菱垣廻船模型(堺市博物館所蔵)、十一面観音立像(光明院所蔵)の4件となっている。

無形文化財及び民俗文化財の指定等を行われていない。

史跡は百舌鳥古墳群を構成する塚廻古墳、収塚古墳、長塚古墳、丸保山古墳、いたすけ古墳の5件が指定され、他に、宮内庁が管理する陵墓として仁徳天皇陵古墳、反正天皇陵古墳、履中天皇陵古墳及び、陵墓参考地として、ニサンザイ古墳、御廟山古墳が存在する。

天然記念物は府指定の百舌鳥のくす、百舌鳥八幡宮のくす、方違神社のくろがねもちの3件である。

この中で、古墳に関しては、いたすけ古墳をはじめとする史跡の古墳だけでなく、寺山南山古墳や旗塚古墳などの未指定のもの、仁徳天皇陵古墳などの宮内庁が管理する陵墓や陪塚、陵墓参考地という異なる位置付けのものを、百舌鳥古墳群としての包括的な評価の下に、必要なものについて保存、修景、整備などを実施する。

②環濠都市区域

環濠都市区域には、35件の指定文化財が存在する。

有形文化財は、建造物が重要文化財の大安寺本堂、海会寺本堂・庫裏・門廊、山口家住宅、南宗寺仏殿・山門・唐門の4件、府指定の菅原神社楼門、板状塔婆の2件、市指定の井上家住宅主屋の1件、登録文化財の清学院の1件が存在する。美術工芸品としては重要文化財が脇差 朱銘長義(妙國寺)、短刀 銘国光(妙國寺)、紙本著色大寺縁起(開口神社)、伏見天皇宸翰御歌集(冬百首)(開口神社)、短刀 銘吉光(開口神社)、釈迦二声聞像(祥雲寺)、沢庵和尚像(祥雲寺)、閻魔王図(長泉寺)、本堂障壁画(大安寺)の9件、府指定が阿弥陀如来立像(常安寺)、梵天像(常安寺)、開口神社文書(開口神社)、和泉長谷寺縁起(長谷寺)、阿弥陀三尊来迎図(専称寺)の5件、市指定が梵鐘(本願寺堺別院)、親鸞聖人絵伝(真宗寺)、反

故裏書（真宗寺）、己行記（妙國寺）、行功部分記（妙國寺）、宝物集 卷第三（妙國寺）、法華經宝塔曼荼羅図（妙法寺）、牡丹花詩集（海会寺）、仏涅槃図（月蔵寺）の9件となっている。

無形文化財及び民俗文化財の指定等が行われていない。

史跡は、国指定が土佐十一烈士墓の1件、府指定が堺県庁跡の1件となっている。

名勝は、国指定が南宗寺庭園の1件、府指定が祥雲寺庭園の1件、市指定が妙國寺庭園の1件となっている。

天然記念物は国指定が妙國寺のソテツの1件となっている。

区域北部には山口家住宅、井上家住宅、清学院をはじめとする指定等文化財のほか、町家等に代表されるその他の指定等文化財以外の歴史的建造物が多く存在しており、その保存活用についても検討を行っている。これらの文化財の積極的な保存活用は、地域活性化にも寄与するものであり、建造物として価値が認められるものについては、文化財保護法による文化財指定及び登録を検討し、また必要に応じ、歴史的風致形成建造物の指定を行い、保存活用を図る。

重点区域では刃物、線香などの伝統産業が継承されており、町家等の小規模な建造物を作業場とする堺固有の分業制などの産業構造が、特有の市街地環境の形成にも大きく寄与している。後継者育成のための教育体制の充実や、多様化する消費者ニーズへの対応、地域ブランドとしての確立を協働で進める。

③その他の両区域に共通する内容

無形民俗文化財については重点区域内で指定されたものはないが、神輿渡御祭、百舌鳥八幡宮月見祭などの伝統行事や祭礼などの無形の文化財が継承されている。これらの継承の担い手となっている地域や団体等と連携し、調査及び記録作業の実施、保存継承のための計画策定の支援を行い、必要に応じて保存継承のための支援等も検討する。

2. 文化財の修理（整備）に関する方針

（1）堺市全体に関する事項

文化財の保存修理にあたっては、文化財保護法やその他関連法令に基づき、適切な保存が行われるように、計画的な修理及び整備を実施する。本市では、すでに史跡のうち土塔及び旧堺燈台について整備を実施し公開している。旧堺燈台については、毎年海の日に、燈台の内部を公開している。また重要文化財山口家住宅や登録有形文化財清学院については、堺市立町家歴史館として公開活用を行っている。

現状変更等を伴う修理や整備の実施に際しては、堺市文化財保護審議会の意見を踏まえるほか、必要に応じて文化庁や大阪府教育委員会と協議を行い、特に専門性が必要な場合には、研究機関等の専門家から助言を得て実施する。

修理にあたっては、事前の調査や既存資料に基づき適正な措置を取るとともに、修理等にあわせて詳細な調査・記録を実施し、将来に向けた資料作成も行うこととする。

また市をはじめ、所有者等による日常的な点検も重要であり、連絡及び連携体制についても整備を進める。

（2）重点区域に関する具体的な計画

本計画の実施期間中に、重点区域における歴史的風致を維持向上するための保存・修理・修景を積極的に実施するため、重点区域内の歴史的建造物の保存・修理・修景に対する助成を行う。

重点区域内において、町家等の歴史的建造物を、指定の基準に沿って歴史的風致形成建造物に指定し、

所有者等の意向や建造物の損傷状態の調査を行い、保存・修理・修景に対する助成を行う。

百舌鳥古墳群では、陵墓、陪塚、陵墓参考地を除く古墳を対象として、平成 25 年(2013)度に保存管理計画の策定を予定している。策定後は、整備基本計画を策定し、古墳の整備や修景を行う。整備は、大仙公園内の古墳を優先して、古墳本来の形状がわかるような整備を実施したうえで、必要に応じて埴輪や葺石など、古墳築造当時の姿の復元を実施する。さらに、陪塚については、近接する大型古墳との位置関係が理解できるよう、古墳周辺を対象とした修景を実施することで、古墳群としての景観の向上をめざす。

＜重点区域における事業＞

「重要文化財高林家住宅保存修理事業(平成 30 年度～平成 34 年度)」

「百舌鳥古墳群整備事業(平成 24 年度～)」

「歴史的建造物保存修理事業(平成 25 年度～平成 34 年度)」

3. 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

(1) 堺市全体に関する事項

本市の文化財の保存・活用を行うための施設には、堺市博物館等がある。博物館は文化財の保存・活用の中核となる施設であり、現状の役割を維持しつつ、文化財保護・啓発に関する情報発信を行う。また、みはら歴史博物館や泉北すえむら資料館については、地域の歴史を踏まえつつ特色ある展示を行う。

(2) 重点区域に関する具体的な計画

重点区域内には、堺市博物館、堺伝統産業会館、堺市立町家歴史館(山口家住宅)、堺市立町家歴史館(清学院)などの歴史文化関連施設がある。

百舌鳥古墳群及び周辺区域では、市民や来訪者に百舌鳥古墳群の歴史的意義や価値を理解し、古墳群の保護・維持意識を醸成するため、古墳群の歴史・価値等を学び、その雄大さを体感できるガイドンス施設を整備する。

環濠都市区域については、伝統産業及び町家等に関連する展示は行われているものの、中世の堺に関する歴史・文化に関する展示は行っていない。このため、現在計画している文化観光拠点において、茶の湯を中心とした堺における中世の歴史や文化についての情報発信を行う。

＜重点区域における事業＞

「文化観光拠点整備事業(平成 24 年度～平成 27 年度)」

「百舌鳥古墳群ガイドンス施設の整備(平成 24 年度～平成 28 年度)」

4. 文化財の周辺環境の保全に関する方針

(1) 堺市全体に関する事項

文化財の保全にあたっては、市街地に文化財が広く点在していることから、周辺環境や人々の都市活動などを一体的に捉えて保全していくことが重要である。

文化財の指定等、文化財保護法による文化財の保全とともに、都市計画法にもとづく地域地区による市街地環境の保全や、堺市景観計画及び堺市景観条例による地域に応じた良好な景観の誘導、屋外広告物条例による屋外広告物の掲出の制限など、各種施策との連携を図る。

(2) 重点区域に関する具体的な計画

重点区域については、堺市景観計画で「重点的に景観形成を図る地域」に位置付け、きめ細かな景観誘

導を図っていくこととしており、このような取組みと連携していくことが必要である。

百舌鳥古墳群及び周辺区域においては、緑豊かな古墳と一体となった市街地環境を保全・創出することが重要であり、そのため、古墳周囲を第一種低層住居専用地域や風致地区に指定し、周辺の市街地環境を保全する。また、大仙公園の再整備や濠の水質改善、古墳への視点場の形成などの環境整備を検討するとともに、建築物の高さや色彩などの形態意匠について、景観地区などの都市計画手法や景観法に基づく各種手法の活用及び屋外広告物の掲出のあり方についても検討する。

環濠都市区域においては、文化財の指定等により、核となる文化財の保存を図りながら、これらと調和した歴史的なまちなみを形成するため、歴史的建造物の保存・修理や、建築物等の伝統的意匠を採り入れた修景に対する支援、道路の美装化などについて検討する。そのほか、歴史的まちなみの保全やこれと一体となった周辺市街地景観の形成に向け、都市計画手法や景観協定などの景観法に基づく各種手法の活用についても検討を行う。

また文化財に関する情報提供を行う説明板や、文化財をはじめとする歴史的建造物等を有機的につなぐ誘導看板や標柱の設置、周遊マップ等と連動したルートの整備など、歴史的風致に配慮しつつ来訪者等に分かりやすい説明板等のデザインの検討を行う。

<重点区域における事業>

「百舌鳥古墳群水質改善事業(平成 24 年度～)」

「視点場の整備に関する調査検討(平成 25 年度～)」

「まちなみ再生事業(平成 25 年度～平成 34 年度)」

「百舌鳥古墳群周辺案内板の整備(平成 25 年度～)」

「環濠都市区域内における案内板の改善(平成 18 年度～)」

5. 文化財の防災に関する方針

(1) 堺市全体に関する事項

本市は平成 22 年(2010)に堺市地域防災計画を策定し、予防体制や災害時及び非常時の対応をまとめている。

市及び関係機関は、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災設備等の整備を図り、住民、文化財の所有者又は管理者等に対する防災意識の普及と啓発を進めるとともに、予防体制の確立及び防災設備の整備として、(1)初期消火の確立及び地域住民との連携、(2)防災関係機関との連携、(3)消防用設備等の設置促進及び点検管理の指導、(4)建造物、美術工芸品保存施設の耐震化促進の指導を進める。すでに「堺市消防通信指令総合システム」を平成 21 年(2009)より導入し、指定品などの搬出についても消防局と連携を進めている。例年文化財防火デーでは消防局並びに関西電力株式会社、大阪ガス株式会社と連携を行い、定期的に防災設備の保守点検等や啓発に努めている。

また文化財の災害発生時及び非常時における応急対策としては、指定文化財等の所有者又は管理責任者が被災状況を調査し、その結果を府教育委員会に報告する。さらに、文化財課が、被災文化財の被害拡大を防止するため、府教育委員会と協議のうえ所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

さらに、防災だけでなく、防犯対策も必要であり、文化財所有者への防犯意識の徹底を図る。

(2) 重点区域に関する具体的な計画

重点区域に関しては、指定等文化財だけでなくその他の歴史的建造物等が多く存在しており、個々の

文化財の防災だけでなく、周辺の市街地を含む一体的な文化財防災に関する計画の策定を進める。

特に環濠都市区域の北部は元和の町割を継承する街区であるものの、狭い道路も多く、緊急車両の進入が困難な場所もあることなどを考慮し、防災面の問題点・課題を整理した上で、具体的な防災計画の策定を進める。

6. 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

(1) 堺市全体に関する事項

本市では堺市博物館、堺市立町家歴史館山口家住宅、堺市立町家歴史館清学院、堺市立泉北すえむら資料館などが拠点となり、文化財に関する普及・啓発を行っている。今後はさらに埋蔵文化財の発掘調査の現地説明会や、小学校における出前授業、シンポジウム等のイベント開催を実施し、市民が広く文化財に触れる機会を設けるほか、文化財の案内板や標柱の設置、パンフレット等の解説書の作成などを行う。また、本市の文化財の価値を広く後世に伝えるため、文化財の活用を進めながら、観光ボランティアガイドをはじめとする各種団体等と連携を行い、普及・啓発するための機会の提供に努める。

(2) 重点区域に関する具体的な計画

広く本市の文化財への関心を高めるために、重点区域における文化財に関する情報提供を行う説明板や、文化財と歴史的資源に関連した施設を有機的につなぐ誘導看板や標柱の設置、周遊マップ等と連動したルートの整備などを行う。また文化財及び周辺市街地の環境を体感できる着地型ツーリズムの進展や、そのためのプログラムの開発や体制の構築を行う。

さらに文化財特別公開を開催し、指定文化財の公開や、刃物などの伝統産業の実演・販売などを実施し、市内外に対して堺市の文化財の積極的な普及・啓発を行っており、これらの取り組みを引き続き継続する。また、神輿渡御祭などの祭礼については、担い手となっている地域や団体等と連携し、調査を行う。

<重点区域における事業>

「百舌鳥古墳群に関する情報発信(平成 17 年度～)」

「堺市地域文化遺産活用活性化事業(平成 25 年度)」

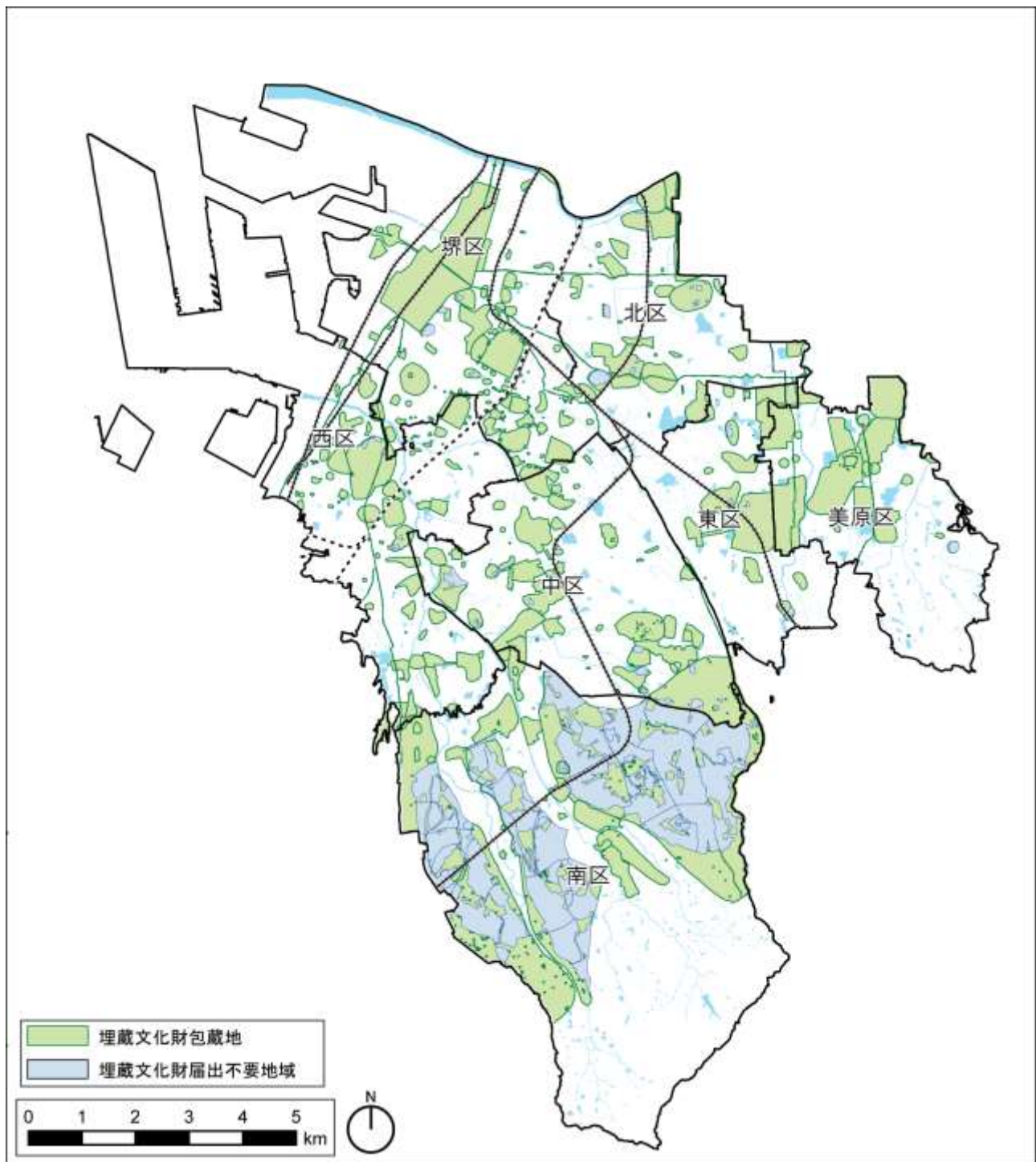
「史跡・重要文化財等公開事業(平成 10 年度～)」

7. 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

(1) 堺市全体に関する事項

本市内には 400 件以上もの「周知の埋蔵文化財包蔵地」が存在し、文化財保護法に基づく保護を図るために、遺跡分布地図を作成し、必要に応じて情報の更新を行っている。なお、市内の周知の埋蔵文化財包蔵地に関する情報は、市ホームページで閲覧することができる。

周知の埋蔵文化財包蔵地内での開発行為に関しては、開発に伴う文化財保護法に基づく届出又は通知の提出を徹底するとともに、大阪府教育委員会とも連携を取りながら、適切に指導を行っている。さらに、開発に際して埋蔵文化財を確認した場合には、計画変更によって埋蔵文化財の保存などの措置を協議し、遺構の保護に努めるほか、必要に応じて記録保存などの対応についても速やかに実施していく。また、試掘確認調査等により、包蔵地の新規発見や範囲拡大が生じた際には、速やかに文化財保護法に基づく手続きを行う。



本市の周知の埋蔵文化財包蔵地

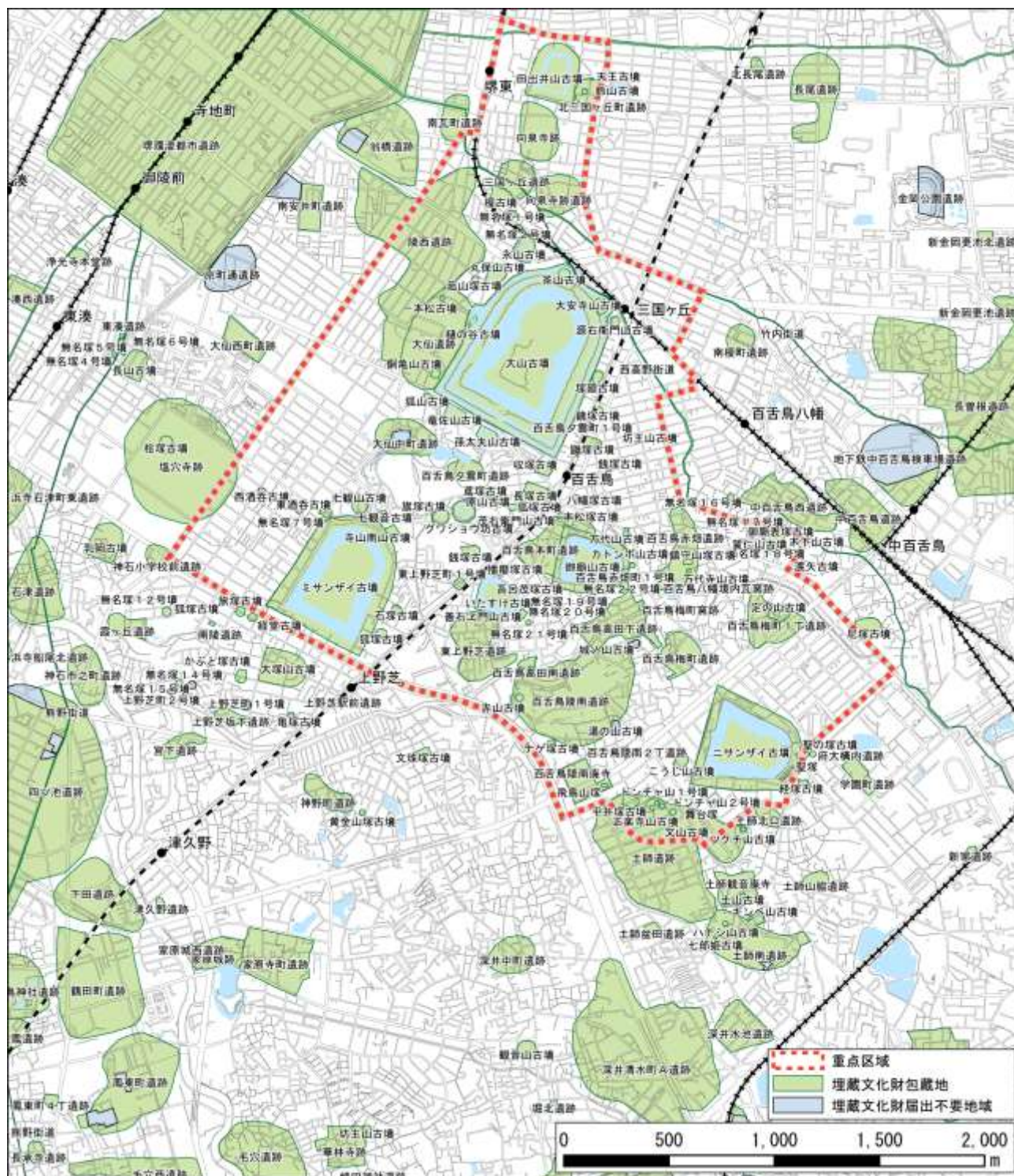
(2) 重点区域に関する具体的な計画

百舌鳥古墳群及び周辺区域には、百舌鳥古墳群を構成する古墳、古墳築造に関連する集落跡、生産遺跡等が数多く残されている。また環濠都市区域は、全域が堺環濠都市遺跡に該当し、地下約 1m には、中世「堺」の町の痕跡が残されている。

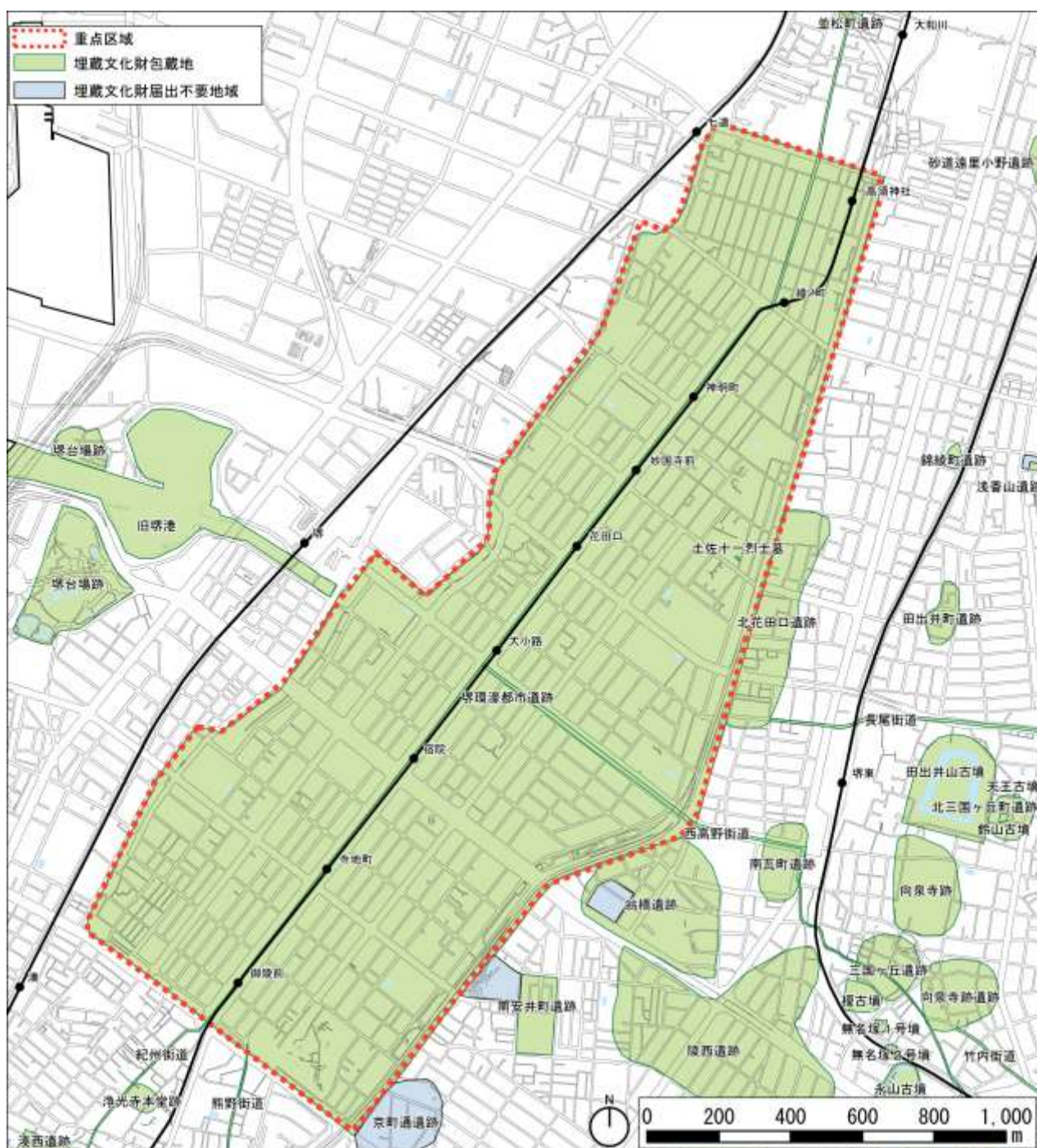
これら周知の埋蔵文化財包蔵地内での開発行為の実施にあたっては、開発に伴う文化財保護法に基づく届出又は通知の提出を徹底するとともに、開発に際して埋蔵文化財を確認した場合には、工法の検討や、計画変更によって埋蔵文化財の地下保存などの措置を協議し、遺構の保護に努めるほか、やむを得

ない場合は、記録保存などの対応についても速やかに実施していく。

さらに、百舌鳥古墳群については、各古墳の規模や形状、築造年代などを把握するために、平成 19 年(2007)度より継続して、範囲確認調査や地中レーダー探査を実施している。調査成果は、発掘調査報告書を作成するほか、堺市博物館や大阪府立近つ飛鳥博物館での展示や、講演会を開催することで、市内外への公開に努める。



周知の埋蔵文化財包蔵地（百舌鳥古墳群及び周辺区域）



8. 文化財の保存・活用に係る市の教育委員会の体制と今後の方針

本市では、文化財保護行政を担当する文化財課は平成 19 年(2007)4 月の機構改革に伴い、教育委員会から市長事務部局への移管となった。その後、平成 22 年(2010)4 月には、文化観光局が設置され現在に至る。文化財に関する業務は、「堺市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則」第 2 条により教育委員会の事務を文化財課の職員が補助執行することとし、発掘業務や文化財保護の業務を行っている。

- ・本庁（文化財係）

埋蔵文化財担当職員 6 人

文化財一般担当職員 3 人 事務職員 2 人 再任用職員 2 人 短期臨時職員 1 名

・分室（調査第 1 係、調査第 2 係）

埋蔵文化財担当職員 10 人 事務職員 1 人 任期付職員 1 人 再任用職員 2 人 短期臨時職員 1 人

文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議する機関としては、堺市文化財保護条例に基づく堺市文化財保護審議会を設置している。市内全般にわたる文化財の指定、また調査や修理などの事業については、文化財保護審議会に諮って、適切な文化財の保存・活用を専門家の視点から今後も指導助言を得て実施する。

堺市文化財保護審議会委員名簿（平成 25 年 9 月現在）

氏名	所属	専門
阿部 恵子	与謝野晶子を語る会 会長	学校教育、文芸
加須屋 誠	奈良女子大学 文学部 教授	日本美術史
北口 照美	奈良佐保短期大学 生活未来科 特任教授	住環境学、造園学
小浦 久子	大阪大学大学院 工学研究科 准教授	都市計画
高橋 平明	元興寺文化財研究所 総括研究員	仏教文化、民俗学
東野 良平	元大阪府立布施工業高等学校 建築科 教諭	日本建築史
前田 洋子	元大阪市立博物館学芸課 課長代理	考古学
前中 久行	元大阪府立大学大学院生命環境科学研究科 教授	天然記念物
水野 正好	奈良大学 名誉教授	考古学
山中 浩之	大阪府立大学 名誉教授	日本近世近代史

9. 文化財の保存・活用に関する住民、NPO 等各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

（1）堺市全体に関する事項

本市には、文化財関係団体をはじめ、歴史、文化の保存・活用に係る各種まちづくり団体が活動している。平成 18 年(2006)4 月の政令指定都市移行後、各区役所を拠点として、区民まちづくり会議の設置や区民まちづくり基金の創設など、区域ごとの特色を活かしたまちづくりを推進している。各区の基本方針は以下のとおりである。

堺 区：「もののはじまり何でも堺」21 世紀の町衆文化の創造をめざして

中 区：地域力と協働力ですすめるまちづくり

東 区：水・緑と調和し、安全・安心な暮らしをともにつくるまち

西 区：安全・安心を軸として子どもから高齢者までコミュニティを活かしたまちづくり

南 区：自然とふれあい人と人とのつながりを大切にするまち

北 区：歴史文化とこどもの夢があふれるまちづくり

美原区：地域でつながり次世代へつなげる美原のまちづくり

以上の基本方針のもと、市民がまちづくりの主役の実現をめざし、様々な取組みを行っている。

そのうち文化・観光の分野では、市域全体を対象に「NPO 法人堺観光ボランティア協会」などが様々な活動を繰り広げている。例えば、観光ホスピタリティガイド養成講座を受講・修了した有志が集まって会員となり(会員数 194 名:平成 25 年(2013)9 月現在)ガイドの他、観光スポット等の点検や清掃協力、

文化財等の特別公開等への協力を実施している。

また「堺自由の泉大学」では、堺の魅力を知る一環として、堺の文化や伝統技術の継承と発展を推進するため、仁徳天皇陵古墳や世界遺産、文化財、また無形文化遺産についての学習を年間通じて実施している。

今後とも、これらまちづくり団体との意見交換を重ねながら互いの連携を図るとともに、歴史・文化の担い手育成などについても検討を行う。

(2)重点区域に関する具体的な計画

百舌鳥古墳群及び周辺区域では、地元住民を中心に古墳の清掃美化活動が行われている。「仁徳陵をまもり隊」は、郷土「堺」の誇りである仁徳天皇陵古墳を美しく保ち、次世代へ継承していくことを目的に、仁徳天皇陵古墳の外濠、外堤及び周遊路等の清掃を年2回(3月と11月)実施している。また、「魅力あふれる百舌鳥野をつくる会」は、古墳の周遊路や街道を中心とした道路の美化活動を行っている。さらに、講演会やウォークラリーを開催している。古墳及び周辺の清掃美化活動については、行政との協働による実施方法について検討する。

堺環濠都市区域でも様々なまちづくり団体が活動を行っている。環濠北部では町家の所有者等が中心となり「七まち町家会」をつくり、活動を行っている。「堺文化財特別公開」の期間中には、町家等の公開やイベントなどが行われている。また、環濠の象徴である「内川・土居川」では、川の清掃活動から始まった取組みが、現在ではNPO法人「観濠クルーズ Sakai」として定期観光船を運航させるまでとなり、活発に活動を行っている。さらに、流域の8連合自治会では「内川・土居川を美しくする会」を結成し、年3回の清掃活動に取り組んでいる。

これらの他にも様々な団体が活躍し、歴史文化を活かしたまちづくりへの取組みが進んでいる。

<重点区域における事業>

「市民と協働した古墳の保存管理に向けた取組み(平成17年度～)」

「観光ボランティアガイドの育成・支援(平成7年度～)」

VII. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する基本的な考え方

歴史的風致の形成にあたって核となる歴史的価値を有する建造物の保存や修理を行うとともに、これら建造物を中心に創り出される良好な景観を維持向上させるため、周辺環境の向上をめざす。また、これらの歴史と伝統を反映する人々の活動に対する支援として、伝統産業を守り伝える人々、並びに百舌鳥古墳群の周遊を支える人々の活動を支援するとともに、環濠(内川、土居川)や古墳をはじめとする歴史文化資源を巡る回遊性の向上に向け、案内板並びに堺環濠都市の中心に位置し、回遊の基軸となる堺堺線の停留場などを整備・改修する。さらには堺の歴史文化の情報発信・交流の拠点となる展示・交流施設や体験学習施設など、訪れる人々に本市が持つ歴史的風致の魅力を伝え、また、共感を育み、永く未来へと継承できるような施設整備や管理を行うとともに、魅力と賑わいを創出する。

施設整備については関連部局間の連携を図り、それぞれの地域において培われてきた歴史的・景観的特性を踏まえるとともに、周囲の歴史文化資源との調和を図りながら進める。また、必要に応じて堺市文化財保護審議会等の関係附属機関に意見を聴くなど、適切な手続きを経て進めるものとする。

管理にあたっては、文化財保護法ほか、河川法、道路法、都市公園法、市の条例等に基づいた日常的な維持管理を着実にを行うとともに、必要に応じて地域住民や各種団体の協力を得ながら、官民一体となった維持管理、さらには、これらの施設の特性を活かした積極的な活用を図ることとする。

これらの基本的な考え方に基づき、以下の各方針に即した4つの観点から歴史的風致の維持及び向上に資する事業を推進する。なお、今後、歴史的風致の維持向上に必要となる新たな事業が生じた場合には、適宜事業を追加していくものとする。

(1) 歴史的風致を形成している建造物の整備と管理（保存・修理事業など）

方針①：古墳時代をはじめ、各時代に培われてきた多様な歴史・文化資源の保存と活用

歴史的風致の形成にあたって核となる古墳や歴史的建造物については、周辺環境との調和に配慮した保存整備を図るとともに、それらの歴史的背景などと合わせて情報発信を行い、利用者に親しまれ、愛されるよう、地域の歴史的風致を伝える拠点としての積極的な活用を図る。

【百舌鳥古墳群及び周辺区域】

- 百舌鳥古墳群整備事業
- 重要文化財高林家住宅保存修理事業

【環濠都市区域】

- 歴史的建造物保存修理事業

(2) 歴史と伝統を反映した人々の活動の支援

方針②：「もののはじまり何でも堺」に象徴される伝統の継承と振興

地域固有の歴史及び伝統を反映した祭礼や行事等の伝統的な活動、並びに地域の人々をはじめ多くの人々の古墳周遊を支える古墳の清掃や、観光ボランティアガイドの維持・拡充、さらには伝統産業に対し、様々な形で支援を行い、永く未来へと継承されるよう事業を促進する。特に伝統産業については市場における活性化などが必要であり、その需要拡大に向け情報発信等と合わせた展開を図ることとする。

【百舌鳥古墳群及び周辺区域】

- 市民と協働した古墳の保存管理に向けた取組み

【市域全域】

- 堺市地域文化遺産活用活性化事業
- ボランティアガイドの育成・支援
- 堺市地場産業振興事業補助事業
- 堺市伝統産業後継者育成事業補助事業
- 堺市ものづくりマイスター制度

(3) 歴史的風致を形成する建造物の周辺環境の向上（道路整備・修景など）

方針③：古墳や歴史的まちなみを活かした魅力ある景観の創出

百舌鳥古墳群周辺の地域について、山のようにそびえる巨大な古墳の持つ圧倒的な存在感を感じ、大王墓と陪塚の関係を垣間見ることができるような視点場の整備に関する調査検討やその景観の一翼を担う古墳の濠の水質改善、さらには周辺の街路樹を整理することにより、古墳群を取り巻く周辺環境並びに景観の向上に努める。

また、環濠都市区域についても、町家が多く残る地域を中心に道路の美装化や町家修景に対する支援を行なうなど、古くから継承されてきたまちなみの再生に努めていく。さらに、宿院頓宮と一体となつて利用されている宿院町公園や紀州街道の沿道の景観に係る整備を進めることにより、歴史的風致を取り巻く周辺環境の維持向上に取り組む。

【百舌鳥古墳群及び周辺区域】

- 視点場の整備に関する調査検討
- 百舌鳥古墳群水質改善事業

【環濠都市区域】

- まちなみ再生事業
- ザビエル公園再整備事業
- 宿院町公園再整備事業
- 阪堺線停留場美装化事業
- 紀州街道沿道の景観づくり（阪堺線沿線の植栽帯の改善）

(4) その他の歴史的風致の維持向上に寄与する事項

方針④：歴史の重層性により育まれた堺の都市魅力の発信と共有

その他、本市の歴史的風致の維持向上に寄与する取組みとして、堺市民並びに市外から訪れる多くの人々に向け、堺固有の歴史文化とこれらが織りなす堺の都市魅力の発信・PRに努める。さらに、堺の歴史文化に興味を抱き、十分に理解し、共感し、評価していただけるよう、その歴史文化を学び、体験する機会を創出するためのガイダンス施設や文化観光拠点の整備を進める。また、文化に触れあう機会の場として現存する町家などの歴史資源を有効活用し、これらの歴史資源を身近なものとして感じてい

ただけるよう意識醸成に努めるとともに、訪れる人に多くの歴史文化資源に触れあっていただけるよう、回遊性向上に向けたサインや自転車の通行環境等の整備を進め、合わせて、ザビエル公園などの歴史的背景を持つ公共ストックを休憩の場として活用する。

【百舌鳥古墳群及び周辺区域】

- 百舌鳥古墳群に関する情報発信
- 百舌鳥古墳群周辺案内板の整備
- 百舌鳥古墳群ガイダンス施設の整備

【環濠都市区域】

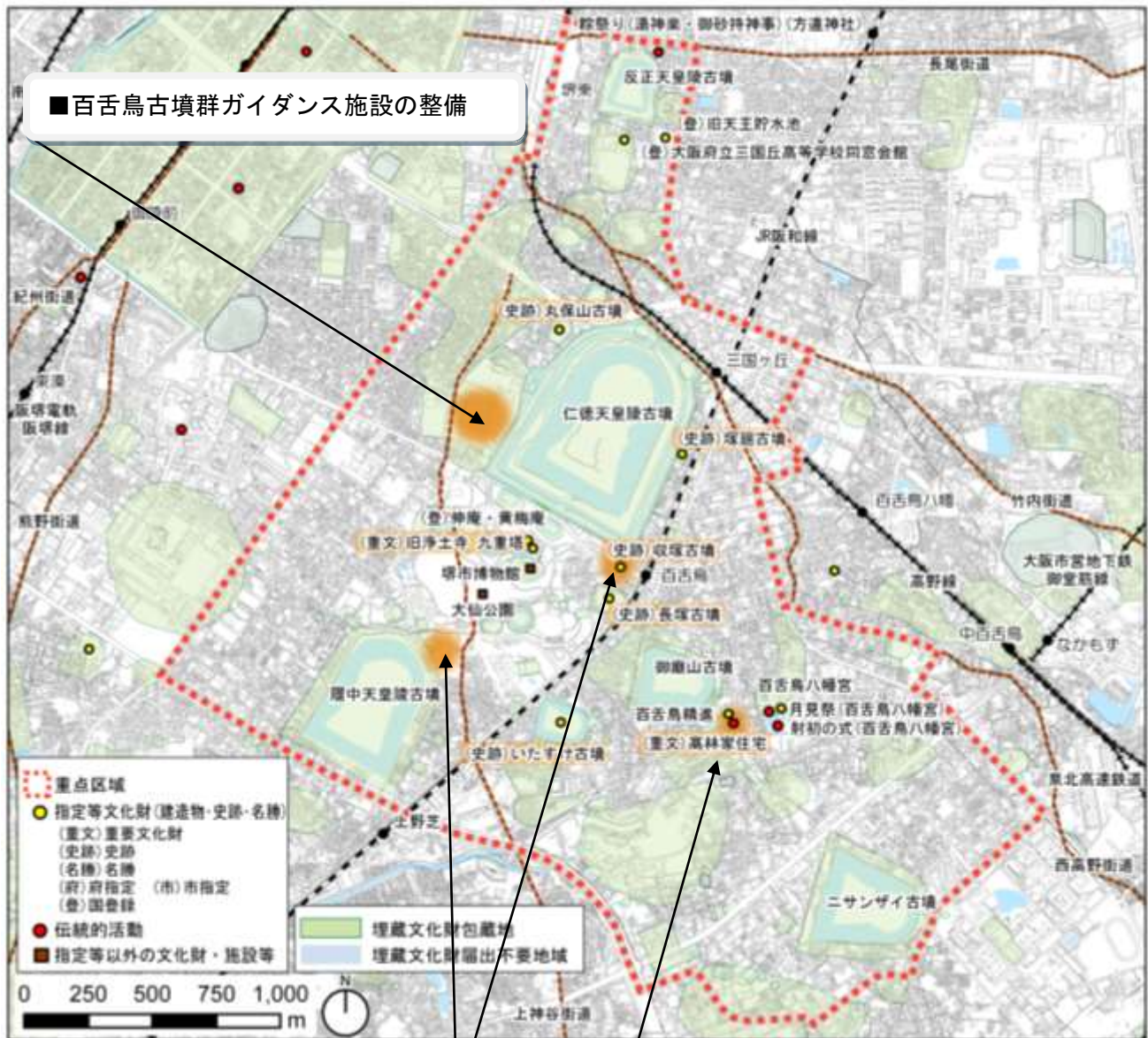
- 環濠都市区域内における案内板の改善
- コミュニティサイクルポート整備事業
- 自転車通行環境の整備
- 文化観光拠点整備事業

【市域全域】

- 史跡・重要文化財等公開事業
- 学校教育の場での茶の湯体験（堺・スタンダード事業）

2. 重点区域における事業

(1) 百舌鳥古墳群及び周辺区域における事業



■百舌鳥古墳群整備事業



■重要文化財高林家住宅 保存修理事業



- 市民と協働した古墳の保存管理に向けた取組み
- 視点場の整備に関する調査検討
- 百舌鳥古墳群水質改善事業
- 百舌鳥古墳群に関する情報発信
- 百舌鳥古墳群周辺案内板の整備

(2) 環濠都市区域における事業



- 環濠都市区域内における案内板の改善
- 自転車通行環境の整備

3. 事業一覧

(1) 歴史的風致を形成している建造物の整備と維持・向上（保存・修理事業など）

事業名	百舌鳥古墳群整備事業
整備主体	堺市
事業期間	平成 24 年度～
支援事業	市単独事業 ※史跡等・登録記念物・歴史の道保存整備費国庫補助の活用を検討
事業位置	(百舌鳥古墳群及び周辺区域)
事業概要	木々が生い茂り、古墳の形の認識が困難で、説明板も不十分な古墳の現状を把握したうえで、それらの改善に向け、百舌鳥古墳群の整備基本計画及び保存管理計画を策定し、古墳の整備及び修景、並びに適切な維持管理を行う。 また、古墳本来の形状がわかるような整備を実施したうえで、必要に応じて埴輪や葺石など、古墳築造当時の姿の復元を実施する。さらに、陪塚については、近接する大型古墳との位置関係が理解できるよう、古墳周辺を対象とした修景を実施する。  収塚古墳現況（史跡）  寺山南山古墳現況（未指定）
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	百舌鳥古墳群において古墳の整備や周辺の修景を図ることで、周辺環境を改善することに繋がることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	重要文化財高林家住宅保存修理事業
整備主体	所有者
事業期間	平成 30 年度～平成 34 年度
支援事業	所有者 ※国宝・重要文化財等保存整備費補助金の活用を検討
事業位置	(百舌鳥古墳群及び周辺区域)  重点区域
事業概要	御廟山古墳の南側に隣接する高林家住宅は、江戸時代に建築された民家で、重要文化財である。主屋は大和棟の茅葺屋根で、かつては大阪府と奈良県北部に数多く見られた特徴的な外観を持ち、建物と山林を含めた敷地全体が、江戸時代の近畿地方の大規模な庄屋屋敷の構えを良く残している。 しかしながら、屋敷地内の土蔵等については白蟻被害等が大きく老朽化が著しいため、保存修理工事を実施する。  高林家住宅
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	高林家住宅を保存修理することで、重要文化財である歴史的建造物の保存だけでなく、百舌鳥精進をはじめとする伝統的な活動の場の継承にも繋がることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	歴史的建造物保存修理事業
整備主体	堺市
事業期間	平成 25 年度～平成 34 年度
支援事業	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)
事業位置	(環濠都市区域)
事業概要	景観計画で重点的に景観形成を図る地域として位置付けている堺環濠都市地域において、歴史的街なみを構成する上で重要な井上家住宅をはじめとした歴史的価値の高い建造物について保存修理を行い、活用を図る。  井上家住宅
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	環濠都市区域における歴史的建造物を保存、活用することにより、貴重な歴史的資源を未来へと継承するだけでなく、今後周辺地域についても、この歴史的建造物を核とした歴史的な風情のある景観形成が育まれることにも繋がることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

(2) 歴史と伝統を反映した人々の活動の支援

事業名	市民と協働した古墳の保存管理に向けた取組み
整備主体	堺市
事業期間	平成 17 年度～
支援事業	市単独事業
事業位置	(百舌鳥古墳群及び周辺区域)
事業概要	古墳を将来にわたり末長く保存・管理していくためには、地域住民を中心に市民の理解と協力が必要である。そのため、市ではシンポジウムや講演会を開催し、百舌鳥古墳群や各々の古墳について市民が学び、考える機会を創出する。 また、市民ボランティアが中心となって実施する古墳の清掃・美化活動について、ホームページへの掲載等の広報活動を行い、市民と行政が協働した保存管理に向けた相互の意識醸成を図る。 市民向け講演会実施風景 仁徳天皇陵古墳清掃活動風景
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	シンポジウムや講演会の開催、市民ボランティアによる古墳の美化・清掃活動を側面から支援することにより、貴重な歴史文化資源に対する地域住民あるいは市民の意識醸成を図るとともに、百舌鳥古墳群周遊の良好な環境を育むことにも繋がり、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	堺市地域文化遺産活用活性化事業
整備主体	堺市地域文化遺産活性化実行委員会
事業期間	平成 25 年度
支援事業	文化遺産を活かした地域活性化事業
事業位置	(市域全域)
事業概要	伝統文化の保存伝承団体等により構成される「堺市地域文化遺産活性化実行委員会」(事務局：堺市文化部)が、地域文化遺産の保存伝承を目的に事業を実施する。 ・地域の民俗芸能・伝統行事の保存伝承事業 ・神輿渡御祭記録作成・調査研究事業（平成 25 年度：予定） 環濠都市区域に古くから伝わる伝統的な活動である「神輿渡御祭」について、その歴史的経緯や現在の活動の実態の記録を作成し、今後の保存伝承に繋げる。 ※「堺市地域文化遺産活性化実行委員会」構成団体（平成 25 年度） 堺こおどり保存会・船待神社神楽子供獅子踊り保存会・美多彌神社流鏝馬保存会・堺式手織綴通技術保存協会・鯨祭りをはじめとする湊出島観光地域活性化委員会・伝統文化親子体験教室事業実施 15 団体 堺式手織綴通技術保存協会による伝統工芸ワークショップ (堺市立町家歴史館山口家住宅)
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	地域の民俗芸能・伝統行事の保存伝承事業や「神輿渡御祭」に関する歴史的経緯や現在の活動について記録作成等を行うことにより、今後の伝統的な活動の保存伝承に繋がることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	ボランティアガイドの育成・支援
整備主体	堺市・(社)堺観光コンベンション協会・NPO 法人堺観光ボランティア協会
事業期間	平成7年度～
支援事業	市単独事業
事業位置	(市域全域)
事業概要	本市では、(社)堺観光コンベンション協会、NPO 法人堺観光ボランティア協会と連携し、歴史文化資源を中心に市内の主な観光スポットでボランティアガイドが案内を行っている。 今後、本市の歴史文化資源に関する市内外への発信等に伴い、来訪者の増加も見込まれることから、更なるボランティアガイドの育成や、月1回程度の情報交換会の実施、新たな施設の実地研修などを通し、その知識や技能の向上に向けた取り組みを実施する。 研修会の様子
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	ボランティアガイドを育成し充実することにより、市内からの来訪者の多くが、より親しみを感じるとともに、これら貴重な歴史文化資源への理解を深め、誇りに感じるなど、更なる相乗効果にも繋がることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	堺市地場産業振興事業補助事業
整備主体	堺市
事業期間	平成 13 年度～
支援事業	市単独事業
事業位置	(市域全域)
事業概要	刃物や線香等をはじめとする地場産業を営む中小企業者により組織された団体の事業活動にかかる経費の一部を補助することにより、地場産業の振興を図る。 【補助対象事業】 ①地場産業振興事業 ・経営の近代化及び合理化に関する事業 ・販路の開拓に関する事業 ・各種情報の収集に関する事業 ②ものづくり基盤技術継承事業 ・後継者の育成に関する事業 ・技術・技法の記録、収集及び保存に関する事業
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	当該事業を通じて堺の伝統産業を支援することにより、消費者ニーズや市場環境の変化に対応した販路開拓や情報発信の強化、後継者育成など、複合的な展開に繋げ、ひいては堺の職人により育まれ、脈々と受け継がれてきた伝統産業の保存・継承が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

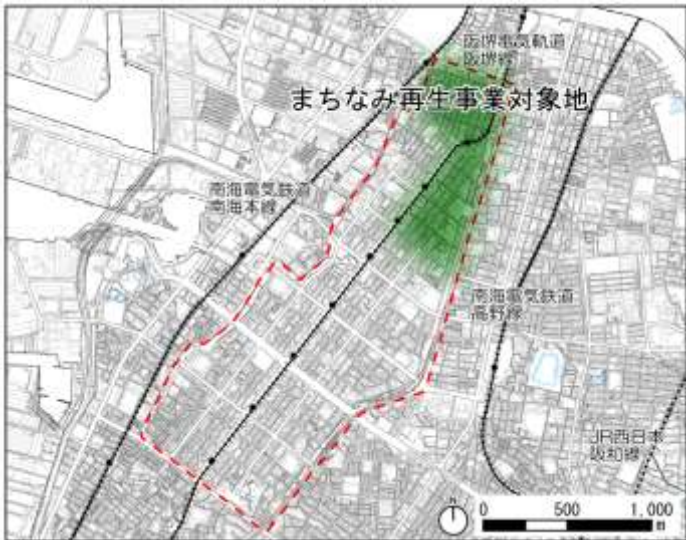
事業名	堺市伝統産業後継者育成事業補助事業
整備主体	堺市
事業期間	平成 21 年度～
支援事業	市単独事業
事業位置	(市域全域)
事業概要	刃物（経済産業大臣指定伝統工芸品）や線香（大阪府知事指定伝統工芸品）などの伝統技能の継承を図るため、後継者を雇用した事業所に人件費の一部を補助する。
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	当該事業を通じて堺の伝統産業を支援することにより、消費者ニーズや市場環境の変化に対応した販路開拓や情報発信の強化、後継者育成など、複合的な展開に繋げ、ひいては堺の職人により育まれ、脈々と受け継がれてきた伝統産業の保存・継承が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

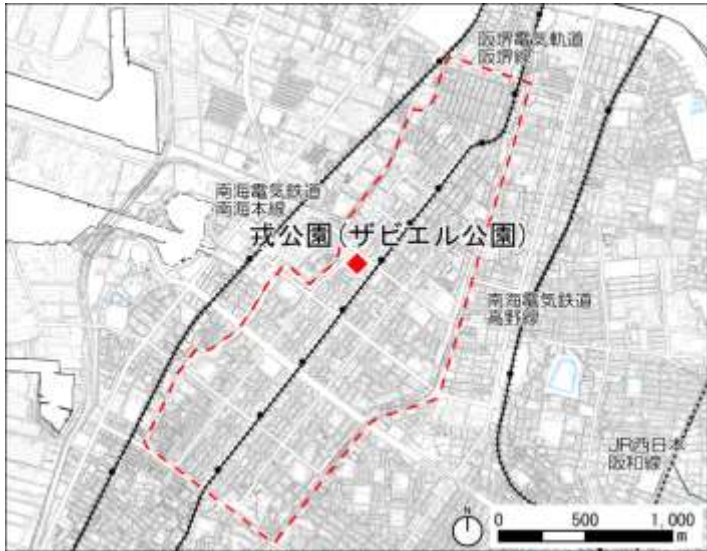
事業名	堺市ものづくりマイスター制度
整備主体	堺市
事業期間	平成 14 年度～
支援事業	市単独事業
事業位置	(市域全域)
事業概要	伝統産業への市民等の理解を深めるため、市が卓越した技能を持つ者をマイスターとして認定し、実演・体験講座などの講師として派遣する。平成 24 年(2012)6 月現在で対象とする刃物、線香等の部門で伝統工芸士ら 19 名を認定している。 実演・体験講座の様子
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	当該事業を通じて堺の伝統産業を支援することにより、消費者ニーズや市場環境の変化に対応した販路開拓や情報発信の強化、後継者育成など、複合的な展開に繋げ、ひいては堺の職人により育まれ、脈々と受け継がれてきた伝統産業の保存・継承が図られることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

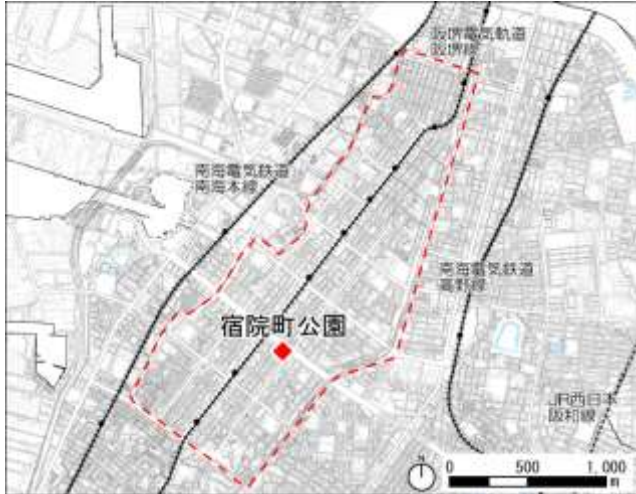
(3) 歴史的風致を形成する建造物の周辺環境の向上（道路整備・修景など）

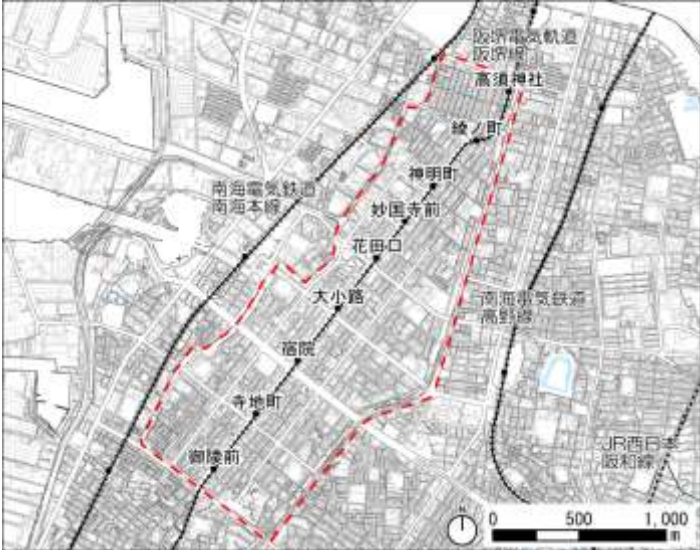
事業名	視点場の整備に関する調査検討
整備主体	堺市
事業期間	平成 25 年度～
支援事業	市単独事業
事業位置	(百舌鳥古墳群及び周辺区域)
事業概要	古墳あるいは古墳群を望むことができる視点場（ビューポイント）について、必要な調査検討を行う。 古墳の形態的な特徴を一番よく理解し捉えられる場所（例えば古墳の前方部と後円部のくびれ部にある「造出し」から上空への広がりのをぞめる場所）や古墳あるいは古墳群の持つスケールの大きさなどを体感できる場所について調査を行い、江戸時代の絵図も参考に古墳がかつてどのように見られてきたかという視点も持ちながら、視点場の位置について検討を進める。さらに、視点場としての整備が必要な箇所について、周遊路整備との整合を図りながら、その整備手法等についても検討を実施する。
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	視点場に関する調査検討を行い、将来的な整備に繋げていくことにより、巨大な古墳が放つスケール感をより深く体感できる環境が整うなど、古墳群周遊における周辺環境が改善されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	百舌鳥古墳群水質改善事業
整備主体	堺市
事業期間	平成 24 年度～
支援事業	市単独事業
事業位置	(百舌鳥古墳群及び周辺区域)
事業概要	百舌鳥古墳群の水質改善に向け、目標とする水量及び水質を検討し、外部から古墳の濠への水の導入、濠の水の循環などについて調査研究を行う。そして、個々の古墳の状況に適した手法により、濠の水量の確保と水質保全を図るために必要となる水源及び浄化施設等導入の検討を行う。
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	古墳周濠の水質を改善することにより、古墳が持つ豊かな情景を向上させるなど、古墳周遊路における周辺環境が改善されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	まちなみ再生事業
整備主体	堺市
事業期間	平成 25 年度～平成 34 年度
支援事業	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業)
事業位置	(環濠都市区域) 
事業概要	景観計画で重点的に景観形成を図る地域として位置付けている堺環濠都市地域のうち、改修が進められた町家歴史館「山口家住宅」をはじめとする町家のほか、多くの寺社が立地する寺町など、歴史的建造物が多く残る北部とその周辺について、歴史文化資源を活かしたまちなみの再生を図ることにより、堺の魅力向上を実現する。 事業内容 ○町家等の修景への支援 ○町家周辺の景観整備(道路の美装化等)  紀州街道(桜之町)  寺町(神明町東)
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	町家の修景を図るなどにより、環濠都市区域の町家が生み出す歴史的な風情のあるまちなみが再生され、歴史的建造物を核とした良好な景観形成にも繋がることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	ザビエル公園再整備事業
整備主体	堺市
事業期間	平成 24 年度～平成 28 年度
支援事業	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)
事業位置	(環濠都市区域) 
事業概要	ザビエル公園は昭和 24 年(1949)に開設し、現在、開設面積は 1.47ha の近隣公園である。当該地は 16 世紀半ばに、フランシスコ・ザビエルの布教活動にかかわった豪商の屋敷跡につくられたといわれる歴史ある公園であり、紀州街道の沿道に位置する。この公園について、歴史・文化を感じながら市民や来訪者が憩え、周辺のまちなみと調和した地域の拠点公園として再整備を行う。  紀州街道沿道のザビエル公園  現在のザビエル公園の様子
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	神輿渡御祭の舞台のひとつである紀州街道の沿道に位置するザビエル公園について、海に開かれた堺の歴史に触れる場として整備するとともに、周辺に調和した景観形成を図ることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	宿院町公園再整備事業
整備主体	堺市
事業期間	平成 24 年度～平成 28 年度
支援事業	24 年度 市単独事業 25 年度以降 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)
事業位置	(環濠都市区域)  重点区域
事業概要	宿院町公園は昭和 25 年(1950)に開設され、現在、開設面積 0.24ha の街区公園である。このような公園について、園内の樹木等を整理するなど良好な景観の形成を図り、歴史を感じながら市民や来訪者が憩える公園として再整備を行う。  頓宮社殿  宿院町公園  神輿渡御祭での宿院町公園
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	神輿渡御祭の頓宮祭が行われる宿院頓宮に隣接し、頓宮及び飯匙堀と一体となって祭りの舞台の一翼を担う宿院町公園について、より良好な景観の創出に向けた取組みを展開することにより、宿院頓宮周辺の周辺環境が改善されることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	阪堺線停留場美装化事業
整備主体	堺市
事業期間	平成 25 年度～平成 34 年度
支援事業	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業位置	（環濠都市区域） 
事業概要	○阪堺線停留場の美装化 環濠都市区域内の停留場について、美装化(上屋、ホーム等の改修)を実施。  阪堺線停留場
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	神輿渡御祭の舞台のひとつである紀州街道の沿道について、阪堺線の停留場を周辺地域の歴史的な特性等を意識した美装化を図ることにより、周辺に調和した景観を創出することから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	紀州街道沿道の景観づくり(阪堺線沿線の植栽帯の改善)
整備主体	堺市
事業期間	平成 25 年度～平成 28 年度
支援事業	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業位置	(環濠都市区域)
事業概要	旧紀州街道にあたる大道筋は、古くから栄えた堺を南北に走る約 2.5km の幹線道路であり、付近には、山口家住宅や伝千利休屋敷跡などの歴史的資産がある。 また、道路幅員約 50 メートルの中心には阪堺線の軌道敷があり、その軌道敷と車道部の間に植栽帯を設け、片側に低木の植栽、反対側に花壇の組み合わせで交互に設置しているが、花壇の維持管理や緑のまちなみ景観の形成に課題があることから、紀州街道沿道の景観づくりとして沿道の植栽帯の改善を行う。  神輿渡御祭の様子  沿線の植栽帯
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	神輿渡御祭の舞台のひとつである紀州街道の沿道について、植栽等を充実することにより周辺に調和した景観を創出することから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

(4) その他の歴史的風致の維持向上に寄与する事項

事業名	百舌鳥古墳群に関する情報発信
整備主体	堺市
事業期間	平成 17 年度～
支援事業	市単独事業
事業位置	(百舌鳥古墳群及び周辺区域)
事業概要	百舌鳥古墳群を将来にわたり末長く保存・管理していくためには、市民はもちろん、国内外にその価値と魅力を情報発信していく必要があり、そのため、以下の取組を推進。 ①インターネットによる情報発信 本市のホームページにおいて百舌鳥古墳群の価値や魅力を CG など活用し紹介。 ②シンポジウムや講演会の実施 市民向け講演会や、海外から有識者を招きシンポジウムを開催するなど、百舌鳥古墳群の価値や魅力を紹介。 ③パンフレットやポスターによる情報発信 多言語によるパンフレットを作成し、関西国際空港での配架をはじめ、ポスターも作成し、様々な場所で PR を実施。
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市内外に向け、百舌鳥古墳群がもつ歴史的な価値や魅力などを情報発信することにより、市民等の意識醸成を図ることができる。これにより、歴史文化資源に対する市民意識が深まるとともに、百舌鳥古墳群や周辺環境の保全にも繋がることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。



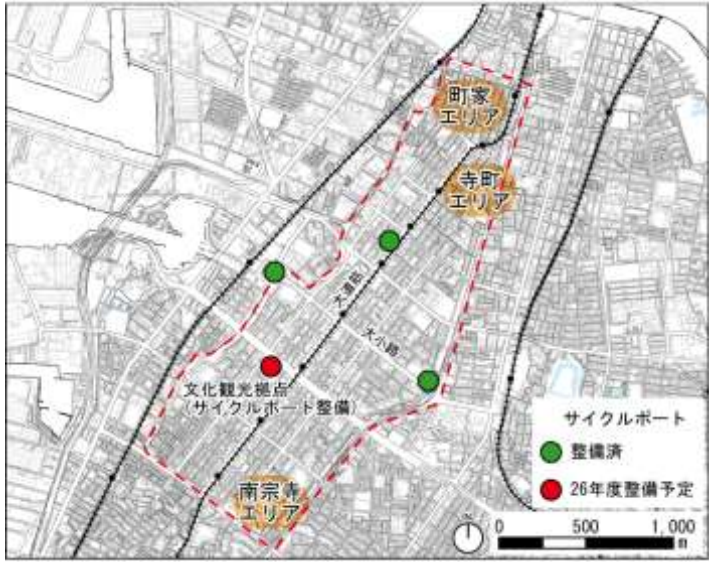
世界遺産暫定一覧表掲載
記念シンポジウム
(東京国立博物館にて)

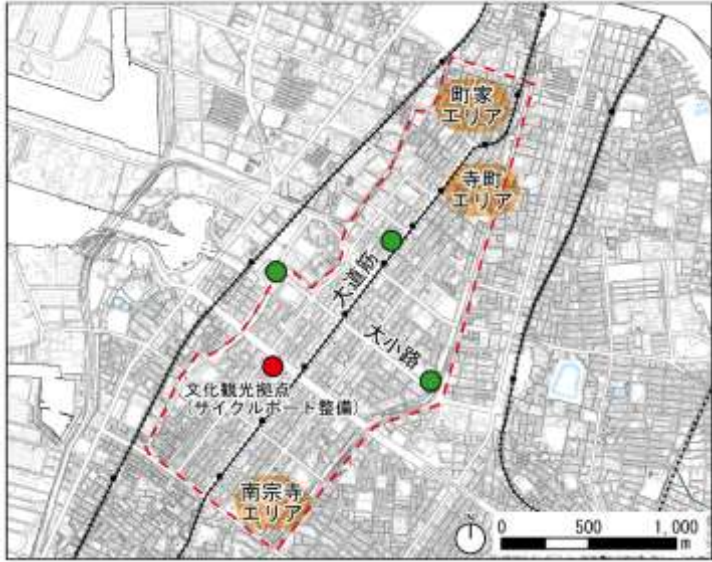
事業名	百舌鳥古墳群周辺案内板の整備
整備主体	堺市
事業期間	平成 25 年度～
支援事業	市単独事業
事業位置	(百舌鳥古墳群及び周辺区域)
事業概要	百舌鳥古墳群に親しみながら周遊できるよう、来訪者の利用が見込まれる鉄道駅や周遊ルートで、市内外からの来訪者にとって分かりやすい案内板の設置計画を策定し、整備に取り組む。  百舌鳥古墳群周辺での誘導サイン (整備済み)
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	百舌鳥古墳群周辺の案内板を充実することにより、来訪者の利便性を向上し周遊性が高まるほか、案内板を通じて歴史文化資源に関する情報を発信するなどにより、来訪者の理解もより深まることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

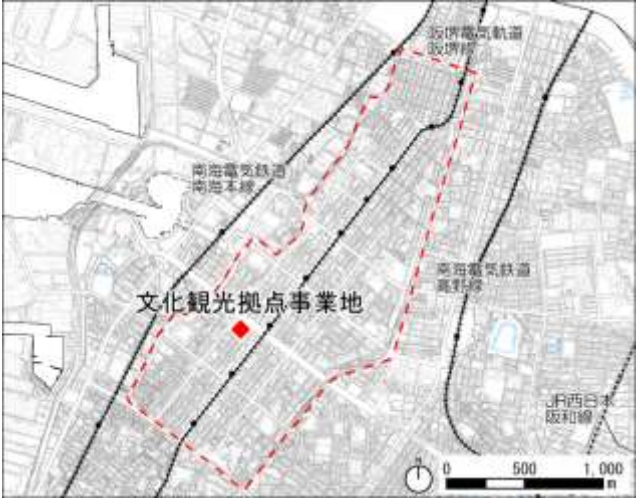
事業名	百舌鳥古墳群ガイダンス施設の整備
整備主体	堺市
事業期間	平成 24 年度～平成 28 年度
支援事業	市単独事業
事業位置	(百舌鳥古墳群及び周辺区域) 
事業概要	市民や来訪者に百舌鳥古墳群の歴史的意義や価値を理解していただき、古墳群の保護意識を醸成するため、古墳群について学び、その雄大さを体感できるガイダンス施設を大阪府立大学旧大仙キャンパス跡地に整備する。
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	ガイダンス施設を通じて、多くの来訪者が百舌鳥古墳群の持つ歴史的価値や魅力に触れ、歴史的背景などを知ることによって、これらの歴史文化資源に対する理解と共感が生まれる。このように、これらの施設を整備することにより、百舌鳥古墳群への理解が深まり、歴史文化資源の保全に対する意識醸成にも繋がることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	環濠都市区域内における案内板の改善
整備主体	堺市
事業期間	平成 18 年度～
支援事業	市単独事業
事業位置	(環濠都市区域)
事業概要	神社や寺社を中心に設置している既存の施設案内板について、見やすさや分かり易さなどに配慮した案内板とするため、表示内容の見直しや多言語化を行い、歴史文化資源などの魅力発信と目的地への円滑な移動を誘導する。  環濠都市内の案内板 (堺の環濠と北之橋)
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	環濠都市区域における案内板の改善により、区域内に点在する歴史文化資源の周遊ルートがわかりやすくなり周遊性が高まるとともに、歴史文化資源の説明表示等に関する改善により、来訪者の理解もより深まることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	史跡・重要文化財等公開事業
整備主体	堺市
事業期間	平成 10 年度～
支援事業	市単独事業
事業位置	(市域全域)
事業概要	非公開の史跡や重要文化財の公開等を実施し、また歴史文化についての講座を開催し、広く市民に文化財の普及啓発を行う。
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	町家や寺社などの歴史的建造物を公開することにより、市民が歴史的建造物に触れ合う機会を創出し、その魅力の再認識、郷土愛や誇りの醸成にも繋がることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	コミュニティサイクルポート整備事業
整備主体	堺市
事業期間	平成 26 年度～
支援事業	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業位置	（環濠都市区域） 
事業概要	○コミュニティサイクルポートの整備 環境に優しい自転車を使って点在する歴史・文化資源を周遊しやすくするため、どのサイクルポート（専用駐輪場）でも貸出・返却が可能な利便性の高いコミュニティサイクルのサイクルポートを文化観光拠点に整備する。  コミュニティサイクルポート
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	環濠都市区域において、文化観光拠点を中心とするコミュニティサイクルポートの整備を進め、堺の伝統的産業のひとつである自転車を活用することにより、当該地域の回遊性が高まることから、歴史的風致に触れある機会が増え、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	自転車通行環境の整備
整備主体	堺市
事業期間	平成 26 年度～
支援事業	防災・安全交付金（道路事業）
事業位置	（環濠都市区域） 
事業概要	歩行者・自転車利用者の安全を確保するため、自転車通行環境の整備を行う。 【整備イメージ】※色彩等については今後検討 ①自転車道 ②自転車レーン ③歩道の視覚分離 
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	環濠都市区域における自転車通行環境の整備を進め、堺の伝統的産業のひとつである自転車を活用することにより、当該地域の回遊性が高まることから、歴史的風致に触れある機会が増え、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	文化観光拠点整備事業
整備主体	堺市
事業期間	平成 24 年度～平成 27 年度
支援事業	社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)
事業位置	(環濠都市区域) 
事業概要	旧市街地の中心に位置する旧市立堺病院跡地において、堺の特色ある文化を振興するため、千利休などをテーマとする文化施設、及び堺観光の玄関口としての観光案内施設等を整備する。 千利休展示室の整備に併せて、千利休が大成した茶の湯を実際に体験できる茶席空間を整備し(茶の湯体験部門)、茶の湯に気軽にまたは本格的に触れることができる”おもてなし”の場を創出する。 ○茶の湯文化が開花した中世堺などの展示紹介 ○お茶を楽しみ、お点前を体験できる茶室や立礼席 ○利休が創った茶の湯空間を体感できる茶室や露地の復元など  (仮称)文化観光拠点施設
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	茶の湯体験等の地域固有の歴史・文化資源について、市内外を問わず数多くの人々が触れ、感じ、共感してもらえる機会を創出することにより、堺の歴史・文化資源が持つ魅力を再認識し、更なる意識醸成に繋がるなど、その波及効果が期待できることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	学校教育の場での茶の湯体験（堺・スタンダード事業）
整備主体	堺市
事業期間	平成 17 年度～
支援事業	市単独事業
事業位置	（市域全域）
事業概要	千利休生誕の地・堺に育つ子どもたちが「茶の湯」の体験を通じて、自国の伝統文化を知るとともに、茶道において大切にされている「もてなしの心」や人とのかかわり方を学び、豊かな心を育むことをねらいとして「茶の湯体験」を実施する。 茶の湯体験の様子
歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	茶の湯を通じて本市の伝統文化に触れる機会を創出し、次代を担う子どもたちの意識を醸成するとともに、その理解を深めることで、ひいては茶の湯の継承にも繋がることから、歴史的風致の維持向上に寄与する。

VIII. 歴史的風致形成建造物に関する事項

1. 歴史的風致形成建造物の指定の方針等

(1) 歴史的風致形成建造物の指定の方針

重点区域においては、本市固有の歴史的風致の維持及び向上を図るために、歴史的風致を形成する上で重要な歴史的建造物について、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動との関連性を踏まえ、歴史的風致形成建造物として指定する。

なお重点区域においては、今後とも継続的な調査を実施し、随時追加指定を行っていく。

(2) 歴史的風致形成建造物の指定の基準

本市の重点区域における歴史的風致を形成している建造物等で、以下のいずれかに該当するものを指定する。

1. 意匠・形態・技術性が優れているもの。
2. 歴史的性、希少性、地域的な固有性などの観点から保存が必要なもの。
3. 外観が景観形成上重要なものであり、重点区域における歴史的風致の維持及び向上のために必要なもので、所有者又は管理者等による適切な維持管理が見込まれ、かつ歴史的風致の維持向上に資するための一般公開等の活動が継続的に行われる見込みがあるもの。

(3) 歴史的風致形成建造物の指定の条件

次に掲げる指定条件のいずれかに該当するものを対象とする。

1. 大阪府文化財保護条例(昭和 44 年大阪府条例第 5 号)第 7 条第 1 項に基づく府指定有形文化財(建造物)及び同条例第 46 条第 1 項の規定に基づく大阪府指定史跡又は大阪府指定名勝。
2. 堺市文化財保護条例(平成 3 年条例第 5 号)第 4 条第 1 項に基づく堺市指定有形文化財(建造物)及び同条例第 33 条第 1 項に基づく堺市指定史跡、堺市指定名勝。
3. 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財。
4. 景観法第 19 条第 1 項に基づく景観重要建造物。
5. その他、歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なもので、市長が必要と認めたもの。

2. 歴史的風致形成建造物の維持及び管理の基本的な考え方

(1) 維持管理の基本的な方針

1. 歴史的風致形成建造物の様式や特徴を顕著に示す意匠や形態に関して、史実に基づいた保存又は復元に努めるとともに、歴史的風致を形成している人々の活動の場としての利活用を妨げないよう適正に維持・管理を行い、歴史的風致の維持向上につなげる。
2. 歴史的風致形成建造物は、歴史的風致の維持向上のため、また地域住民及び来訪者が地域の歴史的風致を体感できるよう、積極的に公開・活用を図る。公開にあたっては、通常外部から望見される外観だけでなく、可能な範囲で内部公開に努める。
3. 歴史的風致形成建造物が、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)、大阪府文化財保護条例(昭和 44 年大阪府条例第 5 号)、堺市文化財保護条例(平成 3 年条例第 5 号)に基づく文化財指定又は登録等、景観法に基づく景観重要建造物の指定、またその他法令に基づく指定等がされている場合は、上述の方針 1. を踏まえた上で、該当する法令に基づいた適正な維持・管理を行う。

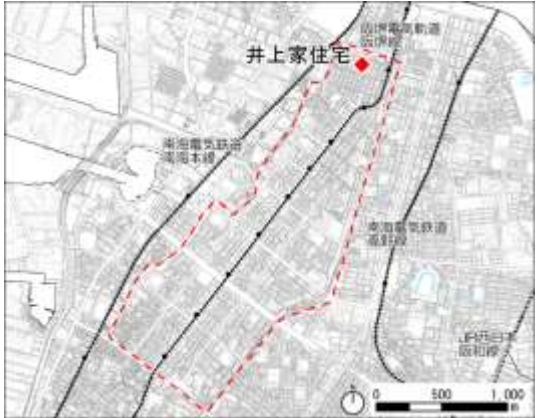
4. 景観重要建造物と重複する歴史的風致形成建造物については、上述の方針 1. を踏まえた上で、通常道路等の公共空間から望見できる範囲の景観上の調和を図るために、適切な維持又は復原のための修理や修景を行う。
5. 他の法制に基づく指定等が行われていない歴史的風致形成建造物に関しては、詳細な調査を行うとともに、その価値に応じた文化財指定、登録等による保護を図るように努める。

(2)届出が不要となる行為

歴史まちづくり法第 15 条第 1 項第 1 号及び同法施行令第 3 条第 1 号に基づく届出が不要な行為については以下の場合とする。

1. 大阪府文化財保護条例(昭和 44 年大阪府条例第 5 号)第 7 条第 1 項に基づく府指定有形文化財(建造物)について同条例第 24 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可申請、及び同条例第 46 条第 1 項の規定に基づく大阪府指定史跡又は大阪府指定名勝について同条例第 55 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の許可申請、同条例第 19 条第 1 項又は第 52 条に基づく修理又は復旧の届出を行った場合。
2. 堺市文化財保護条例(平成 3 年条例第 5 号)第 4 条第 1 項に基づく堺市指定有形文化財(建造物)について同条例第 14 条第 1 項の規定に基づく現状変更等、及び同条例第 33 条第 1 項に基づく堺市指定史跡、堺市指定名勝について同条例第 36 条第 1 項に基づく現状変更等の許可申請、又は第 15 条第 1 項に基づく修理の届出を行った場合。
3. 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財について、同法第 64 条第 1 項の規定に基づく現状変更等の届出を行った場合。
4. 景観法第 19 条第 1 項の規定に基づく景観重要建造物について、同法第 22 条第 1 項に基づく現状変更の許可申請を行った場合。

3. 歴史的風致形成建造物指定候補

番号	名称	文化財の種類	年代	所在地
1	井上家住宅主屋	堺市指定 有形文化財	江戸期	堺区北旅籠町西 1-3-22
	写真		位置図	
				

卷末資料

国・府・市指定文化財等一覽

参考文献

国・府・市指定等文化財等一覧(平成 25 年 9 月 1 日現在)

(1) 建造物

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
国宝	桜井神社拝殿	1	鎌倉	桜井神社	南区片蔵	大正 6 年 4 月 5 日
重要文化財	法道寺多宝塔	1	室町 正平 23 年 (1368)	法道寺	南区鉢ヶ峯寺	明治 35 年 4 月 17 日
重要文化財	法道寺食堂	1	鎌倉後期	法道寺	南区鉢ヶ峯寺	昭和 35 年 6 月 9 日
重要文化財	日部神社本殿	1	室町前期	日部神社	西区草部	大正 6 年 4 月 5 日
重要文化財	多治速比売神社本殿 附：棟札 1 枚	1	天文 10 年 (1541) 文政 2 年 (1819)	多治速比売神社	南区宮山台	昭和 24 年 2 月 18 日
重要文化財	大安寺本堂	1	江戸前期	大安寺	堺区南旅籠町東	昭和 30 年 6 月 22 日
重要文化財	海会寺本堂、庫裏及び門廊	2	江戸前期	海会寺	堺区南旅籠町東	昭和 30 年 6 月 22 日 昭和 41 年 6 月 11 日 (門廊)
重要文化財	山口家住宅	1	江戸前期	堺市	堺区錦之町東	昭和 41 年 6 月 11 日
重要文化財	高林家住宅 主屋 附：幣串 1 本 表門 米蔵 西蔵 附：土塀 2 棟 表門西方折れ曲がり延長 151.2m 門 2ヶ所を含む 宅地、山林、溜池及び雑種地 5,981.01 m ² 不動堂、稲荷社、土塀を含む	4	寛政 11 年 (1799) 江戸後期 江戸後期 明治	個人	北区百舌鳥赤畑町	昭和 44 年 6 月 20 日 昭和 44 年 6 月 20 日 昭和 61 年 5 月 24 日

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
重要文化財	南宗寺	3		南宗寺	堺区南旅籠町東	平成 5 年 12 月 9 日
	仏殿		承応 2 年 (1653)			
	附：棟札 2 枚					
	山門		正保 4 年 (1647)			
	附：棟札 1 枚					
	唐門		江戸前期			
重要文化財	旧浄土寺九重塔	1	鎌倉 嘉元 4 年 (1306)	堺市	堺区百舌鳥夕雲町 堺市博物館構内	昭和 30 年 2 月 2 日
府指定 有形文化財	菅原神社楼門	1	江戸中期	菅原神社	堺区戎之町東	昭和 45 年 2 月 20 日
府指定 有形文化財	家原寺石造板碑	1	室町 天文 20 年 (1551)	家原寺	西区家原寺町	昭和 47 年 3 月 31 日
府規則※	石造 板状塔婆	1	室町 明德 2 年 (1391)	十輪院	堺区九間町東	昭和 37 年 10 月 22 日
府規則※	石造 板状五輪塔婆	1	鎌倉 正和 2 年 (1313)	堺市	堺区石津町 乳岡古墳上	昭和 37 年 10 月 22 日
市指定 有形文化財	石津太神社	5		石津太神社	西区浜寺石津町中	平成 9 年 12 月 15 日
	北本殿・南本殿		江戸前期			
	拝殿		江戸後期			
	一の鳥居		寛永 19 年 (1642)			
	二の鳥居		嘉永 2 年 (1849)			
市指定 有形文化財	愛染院本堂	1	慶安 5 年 (1652)	愛染院	北区蔵前町	平成 13 年 12 月 20 日
市指定 有形文化財	井上家住宅主屋	1	江戸前期	個人	堺区北旅籠町西	平成 16 年 6 月 24 日

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
市指定 有形文化財	菅生神社本殿	1	万治4年 (1661)	菅生神社	美原区菅生	平成18年4月20日
市指定 有形文化財	日部神社神門	1	江戸前期	日部神社	西区草部	平成20年7月17日
登録 有形文化財	浅香山病院白塔	1	昭和12年 (1937)	浅香山病院	堺区今池町	平成10年9月2日
登録 有形文化財	浅香山病院西病棟	1	昭和12年 (1937)	浅香山病院	堺区今池町	平成10年9月2日
登録 有形文化財	南海電気鉄道株式会社 南海本線浜寺公園駅駅舎	1	明治40年 (1907)	南海電気鉄道(株)	西区浜寺公園町	平成10年9月2日
登録 有形文化財	南海電気鉄道株式会社 南海本線諏訪ノ森駅西駅舎	1	大正8年 (1919)	南海電気鉄道(株)	西区浜寺諏訪森町西	平成10年9月2日
登録 有形文化財	近江岸家住宅主屋	1	昭和10年 (1935)	個人	西区浜寺昭和町	平成10年1月16日
登録 有形文化財	近江岸家住宅外塀	1	昭和10年 (1935)	個人	西区浜寺昭和町	平成10年1月16日
登録 有形文化財	阪之上家住宅洋館	1	大正10年頃 (1921)	個人	西区浜寺昭和町	平成11年11月18日
登録 有形文化財	阪之上家住宅離れ座敷	1	昭和9年 (1934)	個人	西区浜寺昭和町	平成11年11月18日
登録 有形文化財	阪之上家住宅蔵	1	昭和9年 (1934)	個人	西区浜寺昭和町	平成11年11月18日
登録 有形文化財	阪之上家住宅渡廊下	1	昭和9年 (1934)	個人	西区浜寺昭和町	平成11年11月18日
登録 有形文化財	阪之上家住宅外塀	1	大正10年頃 (1921)	個人	西区浜寺昭和町	平成11年11月18日
登録 有形文化財	大阪府立三国丘高等学校 同窓会館 (旧三丘会館)	1	昭和9年 (1934)	大阪府	堺区南三国ヶ丘町	平成12年2月15日
登録 有形文化財	片桐棲龍堂主屋	1	文化年間	個人	堺区西湊町	平成12年10月18日
登録 有形文化財	片桐棲龍堂東ノ蔵	1	嘉永年間	個人	堺区西湊町	平成12年10月18日

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
登録 有形文化財	片桐棲龍堂中ノ蔵	1	文化 11 年頃 (1814)	個人	堺区西湊町	平成 12 年 10 月 18 日
登録 有形文化財	片桐棲龍堂摩利支尊天神社廟	1	江戸後期	個人	堺区西湊町	平成 12 年 10 月 18 日
登録 有形文化財	片桐棲龍堂 西ノ蔵	1	明治初期	個人	堺区西湊町	平成 12 年 10 月 18 日
登録 有形文化財	片桐棲龍堂洗い場	1	明治初期	個人	堺区西湊町	平成 12 年 10 月 18 日
登録 有形文化財	片桐棲龍堂煉瓦塀	1	明治初期	個人	堺区西湊町	平成 12 年 10 月 18 日
登録 有形文化財	旧天王貯水池	1	明治 43 年 (1910)	堺市	堺区中三国ヶ丘町	平成 13 年 8 月 28 日
登録 有形文化財	旧是枝近有邸	1	昭和 6 年頃 (1931)	個人	北区百舌鳥梅北町	平成 14 年 2 月 14 日
登録 有形文化財	兒山家住宅主屋	1	江戸後期	個人	中区陶器北	平成 14 年 2 月 14 日
登録 有形文化財	兒山家住宅座敷	1	江戸後期	個人	中区陶器北	平成 14 年 2 月 14 日
登録 有形文化財	兒山家住宅離れ	1	江戸後期	個人	中区陶器北	平成 14 年 2 月 14 日
登録 有形文化財	兒山家住宅取り合い	1	江戸後期	個人	中区陶器北	平成 14 年 2 月 14 日
登録 有形文化財	兒山家住宅内蔵	1	江戸後期	個人	中区陶器北	平成 14 年 2 月 14 日
登録 有形文化財	兒山家住宅納屋	1	江戸後期	個人	中区陶器北	平成 14 年 2 月 14 日
登録 有形文化財	兒山家住宅外蔵	1	江戸後期	個人	中区陶器北	平成 14 年 2 月 14 日
登録 有形文化財	兒山家住宅門長屋	1	江戸後期	個人	中区陶器北	平成 14 年 2 月 14 日
登録 有形文化財	兒山家住宅隠居所	1	江戸後期	個人	中区陶器北	平成 14 年 2 月 14 日
登録 有形文化財	兒山家住宅土塀	1	江戸後期	個人	中区陶器北	平成 14 年 2 月 14 日
登録 有形文化財	清学院不動堂	1	江戸末期	堺市	堺区北旅籠町西	平成 14 年 8 月 21 日

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
登録 有形文化財	清学院庫裏	1	江戸末期	堺市	堺区北旅籠町西	平成 14 年 8 月 21 日
登録 有形文化財	清学院門	1	江戸末期	堺市	堺区北旅籠町西	平成 14 年 8 月 21 日
登録 有形文化財	堺市茶室黄梅庵	1	江戸	堺市	堺区百舌鳥夕雲町 大仙公園内	平成 15 年 1 月 31 日
登録 有形文化財	堺市茶室伸庵	1	昭和 4 年 (1929)	堺市	堺区百舌鳥夕雲町 大仙公園内	平成 15 年 1 月 31 日
登録 有形文化財	小谷城郷土館主屋	1	江戸後期	小谷城郷土館	南区豊田	平成 17 年 7 月 12 日
登録 有形文化財	小谷城郷土館門長屋	1	江戸後期	小谷城郷土館	南区豊田	平成 17 年 7 月 12 日
登録 有形文化財	小谷城郷土館瓦蔵枳蔵	1	江戸後期	小谷城郷土館	南区豊田	平成 17 年 7 月 12 日
登録 有形文化財	小谷城郷土館二番蔵	1	江戸後期	小谷城郷土館	南区豊田	平成 17 年 7 月 12 日
登録 有形文化財	小谷城郷土館土蔵	1	江戸後期	小谷城郷土館	南区豊田	平成 17 年 7 月 12 日
登録 有形文化財	霜野家住宅（土塔庵）旧主屋	1	江戸後期	個人	中区土塔町	平成 22 年 9 月 10 日
登録 有形文化財	霜野家住宅（土塔庵）内土蔵	1	江戸後期	個人	中区土塔町	平成 22 年 9 月 10 日
登録 有形文化財	霜野家住宅（土塔庵）二階土蔵	1	江戸後期	個人	中区土塔町	平成 22 年 9 月 10 日
登録 有形文化財	霜野家住宅（土塔庵）納屋	1	江戸後期	個人	中区土塔町	平成 22 年 9 月 10 日
登録 有形文化財	霜野家住宅（土塔庵）門長屋	1	江戸後期	個人	中区土塔町	平成 22 年 9 月 10 日
登録 有形文化財	小谷家住宅主屋	1	江戸後期	個人	南区豊田	平成 25 年 6 月 21 日
登録 有形文化財	小谷家住宅正門	1	江戸後期	個人	南区豊田	平成 25 年 6 月 21 日
登録 有形文化財	小谷家住宅南門	1	江戸後期	個人	南区豊田	平成 25 年 6 月 21 日
登録 有形文化財	小谷家住宅土塀	1	江戸後期	個人	南区豊田	平成 25 年 6 月 21 日

※「大阪府古文化記念物等保存顕彰規則」（昭和 24 年大阪府教育委員会規則第 8 号）に基づく指定

(2) 絵画

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
重要文化財	絹本著色 沢庵和尚像	1	江戸 寛永 16 年 (1639)	祥雲寺	大阪市立美術館寄託	明治 41 年 4 月 23 日
重要文化財	紙本著色 大寺縁起	3	江戸 元禄 3 年 (1690)	開口神社	大阪市立美術館寄託	明治 43 年 4 月 20 日
重要文化財	絹本著色 釈迦二声聞像	1	鎌倉	祥雲寺	大阪市立美術館寄託	明治 43 年 4 月 20 日
重要文化財	絹本著色 閻魔王図	1	鎌倉	長泉寺	奈良国立博物館寄託	明治 43 年 4 月 20 日
重要文化財	絹本著色 十六羅漢像	16	南北朝	法道寺	堺市博物館寄託	大正 6 年 4 月 5 日
重要文化財	絹本著色 行基菩薩行状絵伝	3	鎌倉	家原寺	奈良国立博物館寄託	大正 7 年 4 月 8 日
重要文化財	本堂障壁画	76	江戸	大安寺	堺区南旅籠町東	昭和 56 年 6 月 9 日
府指定 有形文化財	紙本著色 和泉長谷寺縁起	3	室町	長谷寺	大阪市立美術館寄託	昭和 45 年 2 月 20 日
府指定 有形文化財	絹本著色 星曼荼羅図	1	南北朝	宝積院	堺市博物館寄託	昭和 52 年 3 月 31 日
府指定 有形文化財	絹本著色 阿弥陀三尊来迎図	1	鎌倉	専称寺	奈良国立博物館寄託	昭和 56 年 6 月 1 日
市指定有形 文化財	紺紙金銀泥 法華経宝塔曼荼羅図	1	鎌倉	妙法寺	堺区中之町東	平成 6 年 6 月 24 日
市指定 有形文化財	絹本著色 阿弥陀三尊図	1	高麗	法道寺	堺市博物館寄託	平成 6 年 6 月 24 日
市指定 有形文化財	絹本著色 法起菩薩曼荼羅図	1	室町	高倉寺	堺市博物館寄託	平成 9 年 12 月 15 日
市指定 有形文化財	紙本金地著色 源氏物語図屏風	1	江戸	小谷城郷土館	堺市博物館寄託	平成 9 年 12 月 15 日
市指定 有形文化財	紙本金地著色 住吉祭礼図屏風	1	江戸	堺市	堺市博物館	平成 13 年 12 月 20 日
市指定 有形文化財	絹本著色 親鸞聖人絵伝	4	室町 文明 2 年 (1470)	真宗寺	堺区神明町東	平成 16 年 6 月 24 日
市指定 有形文化財	絹本著色 光明本尊	1	室町	報恩寺	東区野尻町	平成 18 年 4 月 20 日

市指定 有形文化財	紙本著色 仏涅槃図	1	江戸 元禄 9 年 (1696)	月蔵寺	堺区柳之町東	平成 24 年 4 月 26 日
--------------	-----------	---	------------------------	-----	--------	------------------

(3)彫刻

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
重要文化財	木造 観音菩薩立像	1	飛鳥～白鳳	堺市	堺市博物館	平成 2 年 6 月 29 日
府指定 有形文化財	木造 梵天像	1	平安	常安寺	堺区熊野町東	昭和 45 年 2 月 20 日
府指定 有形文化財	木造 阿弥陀如来立像	1	鎌倉	常安寺	堺区熊野町東	昭和 45 年 2 月 20 日
府指定 有形文化財	木造 十一面観音立像	1	平安	観音院	南区岩室	昭和 45 年 12 月 7 日
府指定 有形文化財	木造 阿弥陀如来坐像	1	平安	観音院	南区岩室	昭和 45 年 12 月 7 日
府指定 有形文化財	木造 牛頭天王坐像	1	平安	中仙寺	東区石原町	昭和 47 年 3 月 31 日
府指定 有形文化財	木造 神像	3	鎌倉	櫻井神社	南区片蔵	昭和 57 年 3 月 31 日
府規則※	石造 地藏菩薩立像	1	南北朝 建武 2 年 (1335)	善龍寺	北区長曾根町	昭和 40 年 2 月 12 日
市指定 有形文化財	木造 十一面観音立像	1	平安	光明院	堺市博物館寄託	平成 6 年 6 月 24 日
市指定 有形文化財	木造 不動明王立像	1	鎌倉 弘安 2 年 (1279)	興源寺	中区福田	平成 6 年 6 月 24 日
市指定 有形文化財	木造 金剛力士像	2	鎌倉 弘安 6 年 (1283)	法道寺	南区鉢ヶ峯寺	平成 13 年 12 月 20 日
市指定 有形文化財	木造 観音菩薩立像	1	平安	愛染院	北区蔵前町	平成 16 年 6 月 24 日
市指定 有形文化財	木造 薬師如来坐像	1	平安	平松寺	美原区小寺	平成 18 年 4 月 20 日

※「大阪府古文化記念物等保存顕彰規則」（昭和 24 年大阪府教育委員会規則第 8 号）に基づく指定

(4)工芸品

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
重要文化財	石燈籠	1	南北朝 正平 24 年 (1369)	日部神社	西区草部	大正 6 年 4 月 5 日
重要文化財	短刀 銘：吉光	1	鎌倉	開口神社	大阪城天守閣寄託	大正 10 年 4 月 30 日
重要文化財	脇差朱銘 長義	1	南北朝	妙國寺	堺市博物館寄託	大正 13 年 4 月 15 日
重要文化財	短刀銘 国光	1	鎌倉	妙國寺	堺市博物館寄託	大正 13 年 4 月 15 日
重要文化財	漆塗大鼓形酒筒	1	室町 文明 5 年 (1473)	堺市	堺市博物館	昭和 61 年 6 月 6 日
府指定 有形文化財	石造 燈籠	1	室町 応永 19 年 (1412)	櫻井神社	南区片蔵	昭和 45 年 2 月 20 日
府指定 有形文化財	慶長大火縄銃	1	江戸 慶長 15 年 (1610)	堺市	堺市博物館	平成 16 年 1 月 20 日
府指定 有形文化財	府立大阪博物場旧蔵美術工 芸品	277	古代・中世 近世・近代	大阪府	大阪府文化財 調査事務所	平成 17 年 1 月 21 日
市指定 有形文化財	銅造 梵鐘	1	江戸 元和 3 年 (1617)	本願寺堺別院	堺区神明町東	平成 13 年 12 月 20 日

(5)書跡・典籍・古文書

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
重要文化財	紙本墨書 伏見天皇宸翰御歌集	1	鎌倉	開口神社	大阪市立美術館寄託	昭和 18 年 6 月 9 日
重要文化財	醍醐山寺院本仏記	1	鎌倉	個人	南区	昭和 38 年 2 月 14 日
府指定 有形文化財	開口神社文書	1	鎌倉～江戸	開口神社	大阪歴史博物館寄託 大阪城天守閣寄託 堺市博物館寄託	昭和 53 年 8 月 4 日
市指定 有形文化財	牡丹花詩集	1	南北朝 文和 5 年 (1356)	海会寺	堺区南旅籠町東	平成 6 年 6 月 24 日

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
市指定 有形文化財	反故裏書(真宗寺本)	1	室町	真宗寺	堺市博物館寄託	平成9年12月15日
市指定 有形文化財	中村結鎮御頭次第 (奥野家本)	1	南北朝～江戸	個人	堺市博物館寄託	平成9年12月15日
市指定 有形文化財	己行記	1	桃山	妙國寺	堺市博物館寄託	平成20年7月17日
市指定 有形文化財	行功部分記	1	桃山	妙國寺	堺市博物館寄託	平成20年7月17日
市指定 有形文化財	宝物集 卷第三	1	桃山 天文22年 (1553)	妙國寺	堺市博物館寄託	平成20年7月17日
市指定 有形文化財	山上宗二記	1	江戸	堺市	堺市博物館寄託	平成20年7月17日

(6)考古資料

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
重要文化財	大阪府陶邑窯跡群出土品	2585	古墳～平安	堺市	堺市立泉北すえむら資料館	平成17年6月9日
市指定 有形文化財	衝角付冑型埴輪	1	古墳	堺市	堺市文化財課分室 (堺市博物館貸出中)	平成13年12月20日
市指定 有形文化財	陶器千塚29号墳出土遺物	一括	古墳	堺市	堺市文化財課分室 (堺市博物館貸出中)	平成16年6月24日
市指定 有形文化財	黒姫山古墳出土甲冑類	一括	古墳	堺市	堺市立みはら歴史博物館	平成20年7月17日

(7)歴史資料

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
市指定 有形文化財	仁徳天皇大仙陵石郭之中刎出 シ甲冑之図	1	明治5年 (1872)	個人	堺市博物館寄託	平成9年12月15日
市指定 有形文化財	世界図・日本図屏風	1	江戸	個人	堺市博物館寄託	平成16年6月24日
市指定 有形文化財	元禄菱垣廻船模型	1	江戸 元禄5年 (1692)	堺市	堺市博物館	平成18年4月20日

(8)無形の民俗文化財

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
国選択※／ 府指定 無形民俗文化財	上神谷のこおどり	－	－	堺こおどり保存会	南区鉢ヶ峯寺	平成5年11月24日（府指定） 昭和47年8月5日（国選択）
府指定 無形民俗文化財	堺の手織緞通	－	－	堺式手織緞通 技術保存協会	中区東山	平成18年1月20日

※記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財(国選択)

(9)史跡

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
史跡	土佐十一烈士墓	－	明治	堺市	堺区宿屋町東	昭和13年8月8日
史跡	土塔	－	奈良	大阪府 堺市	中区土塔町	昭和28年3月31日 平成17年3月2日 追加指定
史跡	いたすけ古墳	－	古墳	堺市	北区百舌鳥本町	昭和31年5月15日
史跡	黒姫山古墳	－	古墳	国 堺市ほか	美原区黒山	昭和32年10月24日 昭和53年5月6日 追加指定
史跡	塚廻古墳	－	古墳	堺市	堺区百舌鳥夕雲町	昭和33年5月14日
史跡	収塚古墳	－	古墳	堺市	堺区百舌鳥夕雲町	昭和33年5月14日
史跡	長塚古墳	－	古墳	堺市	堺区百舌鳥夕雲町	昭和33年5月14日
史跡	文珠塚古墳	－	古墳	堺市	西区上野芝向ヶ丘町	昭和46年4月23日
史跡	丸保山古墳	－	古墳	国 堺市	堺区北丸保園	昭和47年7月25日
史跡	乳岡古墳	－	古墳	堺市	堺区石津町	昭和49年1月23日

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
史跡	四ッ池遺跡	-	弥生	国 堺市ほか	西区浜寺船尾町西	平成元年9月22日 平成13年1月29日 追加指定
史跡	旧堺燈台	-	明治10年 (1877)	国、大阪府、堺市	堺区大浜北町	昭和47年7月12日
府指定史跡	丹比廃寺塔跡	-	白鳳	国	美原区多治井	平成21年1月16日 府規則(昭和31年1月18日) から指定変更
府指定史跡	御坊山古墳	-	古墳	堺市	中区辻之	昭和45年12月7日
府規則※	家原寺境内	-	奈良	家原寺	西区家原寺町	昭和22年4月9日
府規則※	陶器山古代窯跡	-	古墳	個人	南区岩室	昭和31年1月18日
府指定史跡	高蔵寺73号窯、74号窯跡	-	古墳	堺市	南区宮山台	平成5年3月31日
府指定史跡	塔塚古墳	-	古墳	個人	西区浜寺元町	平成5年7月26日
府指定史跡	堺県庁跡	-	明治4年 (1871)～ 明治14年 (1881)	本願寺堺別院	堺区神明町東	昭和45年2月20日

※「大阪府古文化記念物等保存顕彰規則」（昭和24年大阪府教育委員会規則第8号）に基づく指定

(10)名勝

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
名勝	南宗寺庭園	-	江戸	南宗寺	堺区南旅籠町東	昭和58年3月29日
府指定名勝	祥雲寺庭園	-	江戸	祥雲寺	堺区大町東	昭和46年3月31日
市指定名勝	片桐棲龍堂庭園 座敷庭（大仙栽） 坪庭	2	江戸後期	個人	堺区西湊町	平成22年7月15日
市指定名勝	妙國寺庭園	1	安土桃山～	妙國寺	堺区材木町東	平成24年4月26日

(11)天然記念物

区分種類	名称	員数	時代	所有者	所在地	指定年月日
天然記念物	妙国寺のソテツ	1	-	妙國寺	堺区材木町東	大正 13 年 12 月 9 日
府指定 天然記念物	踞尾のそてつ	1	-	個人	西区津久野町	昭和 45 年 2 月 20 日
府指定 天然記念物	百舌鳥のくす	1	-	個人	北区中百舌鳥町	昭和 45 年 2 月 20 日
府指定 天然記念物	百舌鳥八幡宮のくす	1	-	百舌鳥八幡宮	北区百舌鳥赤畑町	昭和 45 年 2 月 20 日
府指定 天然記念物	方違神社のくろがねもち	1	-	堺市	堺区北三国ヶ丘町	昭和 48 年 3 月 30 日
府指定 天然記念物	藤井邸のくろがねもち	1	-	個人	西区津久野町	昭和 48 年 3 月 30 日
府指定 天然記念物	藤井邸のかや	1	-	個人	西区津久野町	昭和 48 年 3 月 30 日
府指定 天然記念物	美多弥神社のしりぶかがし社 叢	1	-	美多彌神社	南区鴨谷台	昭和 48 年 3 月 30 日

参考文献

II 章

- 堺市史（堺市 昭和4年～昭和6年）
堺市史続編（堺市役所 昭和46年～昭和51年）
美原町史（美原町 昭和62年～平成16年）
堺市マスタープラン（堺市 平成23年）
フェニックス堺（堺市 平成元年）
堺の文化財（堺市 平成21年）
堺の文化財 百舌鳥古墳群（堺市 平成20年）
堺市歴史的建造物調査報告書 堺の寺社建築一 堺支所 北支所（堺市教育委員会 平成12年）
堺市歴史的建造物調査報告書 堺の寺社建築二 中支所 東支所 西支所 南支所（堺市教育委員会 平成13年）
上神谷のこおどり（堺こおどり保存会 平成23年）
堺市博物館総合案内（堺市博物館 平成9年）
歴史の道調査報告書 第1集・第2集・第3集（大阪府教育委員会 昭和62年）
大阪府の近世社寺建築 近世社寺建築緊急調査報告書（大阪府教育委員会 昭和62年）
大阪府の近代和風建築 大阪府近代和風建築総合調査報告書（大阪府教育委員会 平成12年）
大阪府の近代化遺産 大阪府近代化遺産(建造物等)総合調査報告書(大阪府教育委員会 平成19年)
角川日本地名大辞典 27（大阪府）（角川書店 昭和58年）
日本歴史地名大系 28 大阪府の地名（平凡社 昭和61年）

III 章以降

- 堺鑑（小谷城郷土館〔影印本〕 昭和52年）
和泉名所図会（柳原書店〔翻刻本〕 昭和51年）
大阪府全志（井上正雄著 大正11年）
浪速叢書第十三（浪速叢書刊行会 昭和3年）
堺研究9「老圃歴史(1)」(堺市立図書館 昭和50年)
百舌鳥古墳群の陵墓古写真集（堺市博物館 平成21年）
近畿行脚 史蹟と地理伝説を尋ねて（大阪府教育委員会共同研究会 昭和3年）
もずの梅町ふるさと話（百舌鳥梅町伝承委員会 平成17年）
ふるさと土師ー歴史と暮らしー（土師町自治会 ふるさと土師の歴史を探る会 平成24年）
折口信夫全集 3「三郷巷談」（中央公論社 平成7年）
話の屑籠（高林誠一 昭和45年）
フォーラム堺学第7集「高林永統 高林家住宅の維持管理と年中行事」（堺都市政策研究所 平成13年）
元禄二己巳歳 堺大絵図（前田書店 昭和52年）
堺の伝統産業（堺市 昭和60年）
堺市博物館報第24号「吉田豊 江戸時代堺の産業一覧」（堺市博物館 平成17年）

住吉大社（住吉っさん）（住吉大社 平成 22 年）
大日本古記録 蔗軒日録（岩波書店 昭和 28 年）
東洋文庫 日本史 3（平凡社 昭和 41 年）
堺衆 茶の湯を創った人びと（堺市博物館 平成元年）
大航海時代叢書 9 日本教会史 上（岩波書店 昭和 53 年）
南宗寺史（南宗寺 昭和 2 年）
大阪府の漁撈習俗とエビス神信仰（近畿民俗叢書刊行会 平成 23 年）
堺百町（平成 23 年）
堺市景観計画（堺市 平成 23 年）